

## 改定介護報酬の概要

平成 30 年 3 月 7 日



# 目 次

|      |                        |     |
|------|------------------------|-----|
| I    | 平成30年度介護報酬改定に係る基本的な考え方 | 1   |
| II   | 平成30年度介護報酬改定の主な事項      | 1   |
| III  | 各サービスの報酬・基準の見直しの内容     | 3   |
| 1.   | 居宅サービス                 | 3   |
| (1)  | 訪問介護                   | 3   |
| (2)  | 訪問入浴介護                 | 9   |
| (3)  | 訪問看護                   | 11  |
| (4)  | 訪問リハビリテーション            | 18  |
| (5)  | 居宅療養管理指導               | 26  |
| (6)  | 通所介護                   | 30  |
| (7)  | 通所リハビリテーション            | 37  |
| (8)  | 短期入所生活介護               | 46  |
| (9)  | 短期入所療養介護               | 53  |
| (10) | 特定施設入居者生活介護            | 67  |
| (11) | 福祉用具貸与・販売              | 74  |
| 2.   | 地域密着型サービス              | 77  |
| (1)  | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護       | 77  |
| (2)  | 夜間対応型訪問介護              | 83  |
| (3)  | 地域密着型通所介護              | 85  |
| (4)  | 認知症対応型通所介護             | 89  |
| (5)  | 小規模多機能型居宅介護            | 94  |
| (6)  | 認知症対応型共同生活介護           | 99  |
| (7)  | 地域密着型特定施設入居者生活介護       | 106 |
| (8)  | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護   | 108 |
| (9)  | 看護小規模多機能型居宅介護          | 112 |
| 3.   | 居宅介護支援・介護予防支援          | 121 |
| (1)  | 居宅介護支援                 | 121 |
| (2)  | 介護予防支援                 | 123 |

|                            |     |
|----------------------------|-----|
| 4. 施設サービス .....            | 129 |
| (1) 介護老人福祉施設（特養） .....     | 129 |
| (2) 介護老人保健施設（老健） .....     | 141 |
| (3) 介護療養型医療施設（療養病床等） ..... | 153 |
| (4) 介護医療院 .....            | 165 |
| 5. 介護予防サービス .....          | 181 |
| (1) 介護予防訪問入浴介護 .....       | 181 |
| (2) 介護予防訪問看護 .....         | 182 |
| (3) 介護予防訪問リハビリテーション .....  | 184 |
| (4) 介護予防居宅療養管理指導 .....     | 187 |
| (5) 介護予防通所リハビリテーション .....  | 189 |
| (6) 介護予防短期入所生活介護 .....     | 193 |
| (7) 介護予防短期入所療養介護 .....     | 195 |
| (8) 介護予防特定施設入居者生活介護 .....  | 205 |
| (9) 介護予防福祉用具貸与 .....       | 208 |
| 6. 地域密着型介護予防サービス .....     | 209 |
| (1) 介護予防認知症対応型通所介護 .....   | 209 |
| (2) 介護予防小規模多機能型居宅介護 .....  | 211 |
| (3) 介護予防認知症対応型共同生活介護 ..... | 213 |
| IV 処遇改善・地域区分 .....         | 215 |
| (1) 介護処遇改善加算 .....         | 215 |
| (2) 地域区分 .....             | 217 |

※本資料は、平成30年1月26日の社会保障審議会介護給付費分科会において諮問・答申された内容を基に作成したものであり、正式法令・通知等の内容は、追って厚生労働省より示されるものをご確認ください。

## I 平成 30 年度介護報酬改定に係る基本的な考え方

いわゆる団塊の世代のすべてが 75 歳以上となる 2025 年（平成 37 年）に向けて、国民一人一人が、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」のさらなる推進が必要である。平成 30 年度介護報酬改定は、これまでの累次の制度改正の趣旨を踏まえ、地域包括ケアシステムの推進、自立支援・重度化防止の取組、一億総活躍社会の実現、介護離職ゼロに向けた取組、制度の安定性・持続可能性を高めていくことといった考え方に基づき行うものである。

$$\left( \begin{array}{c} \text{(参考)} \\ \text{介護報酬改定率} \quad + 0.54\% \end{array} \right)$$

## II 平成 30 年度介護報酬改定の主な事項

平成 30 年度介護報酬改定の主な事項は以下のとおり。

### 1. 地域包括ケアシステムの推進

- 中重度の要介護者も含め、どこに住んでいても適切な医療・介護サービスを切れ目なく受け  
ることができる体制を整備

#### 【主な事項】

- 中重度の在宅要介護者や、居住系サービス利用者、特別養護老人ホーム入所者の医療ニーズ  
への対応
- 医療・介護の役割分担と連携の一層の推進
- 医療と介護の複合的ニーズに対応する介護医療院の創設
- ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保
- 認知症の人への対応の強化
- 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

## **2. 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現**

- 介護保険の理念や目的を踏まえ、安心・安全で、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスを実現

### **【主な事項】**

- リハビリテーションに関する医師の関与の強化
- リハビリテーションにおけるアウトカム評価の拡充
- 外部のリハビリ専門職等との連携の推進を含む訪問介護等の自立支援・重度化防止の推進
- 通所介護における心身機能の維持に係るアウトカム評価の導入
- 褥瘡の発生予防のための管理や排泄に介護を要する利用者への支援に対する評価の新設
- 身体的拘束等の適正化の推進

## **3. 多様な人材の確保と生産性の向上**

- 人材の有効活用・機能分化、ロボット技術等を用いた負担軽減、各種基準の緩和等を通じた効率化を推進

### **【主な事項】**

- 生活援助の担い手の拡大
- 介護ロボットの活用の促進
- 定期巡回型サービスのオペレーターの専任要件の緩和
- ICTを活用したリハビリテーション会議への参加
- 地域密着型サービスの運営推進会議等の開催方法・開催頻度の見直し

## **4. 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保**

- 介護サービスの適正化・重点化を図ることにより、制度の安定性・持続可能性を確保

### **【主な事項】**

- 福祉用具貸与の価格の上限設定等
- 集合住宅居住者への訪問介護等に関する減算及び区分支給限度基準額の計算方法の見直し等
- サービス提供内容を踏まえた訪問看護の報酬体系の見直し
- 通所介護の基本報酬のサービス提供時間区分の見直し等
- 長時間の通所リハビリの基本報酬の見直し

## Ⅲ 各サービスの報酬・基準の見直しの内容

### 1. 居宅サービス

#### (1) 訪問介護

##### 訪問介護費

|      | 20 分未満 | 20 分以上<br>30 分未満 | 30 分以上<br>1 時間未満 | 1 時間以上                        |
|------|--------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 身体介護 | 165 単位 | 248 単位           | 394 単位           | 575 単位<br>+30 分増すごとに<br>83 単位 |

\*身体介護が中心の訪問介護（20 分未満を除く）を行った後に、引き続き 20 分以上の生活援助を行ったときは、身体介護の提供時間にかかる所定単位数に、25 分を増すごとに 66 単位（198 単位を限度）を加算

|      | 20 分以上 45 分未満 | 45 分以上 |
|------|---------------|--------|
| 生活援助 | 181 単位        | 223 単位 |

|         |         |
|---------|---------|
| 通院等乗降介助 | 98 単位/回 |
|---------|---------|

##### 【加減算】

| 項 目                            | 単 位              | 備 考                                     |
|--------------------------------|------------------|-----------------------------------------|
| 共生型訪問介護を行う場合<br>(障害福祉制度の指定事業所) | 所定単位数<br>×70/100 | 指定居宅介護事業所で障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等により行われる場合 |
|                                | 所定単位数<br>×93/100 | 指定居宅介護事業所で重度訪問介護従業者養成研修修了者により行われる場合     |
|                                | 所定単位数<br>×93/100 | 指定重度訪問介護事業所が行う場合                        |
| 夜間加算（午後 6 時から午後 10 時まで）        | 所定単位数の 25/100    |                                         |
| 早朝加算（午前 6 時から午前 8 時まで）         | 所定単位数の 25/100    |                                         |
| 深夜加算（午後 10 時から午前 6 時まで）        | 所定単位数の 50/100    |                                         |
| 特定事業所加算（Ⅰ）                     | 所定単位数の 20/100    |                                         |
| 特定事業所加算（Ⅱ）                     | 所定単位数の 10/100    |                                         |
| 特定事業所加算（Ⅲ）                     | 所定単位数の 10/100    |                                         |
| 特定事業所加算（Ⅳ）                     | 所定単位数の 5/100     |                                         |
| 特別地域訪問介護加算                     | 所定単位数の 15/100    |                                         |
| 中山間地域等における小規模事業所加算             | 所定単位数の 10/100    |                                         |
| 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算         | 所定単位数の 5/100     |                                         |

|                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                               |                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 緊急時訪問介護加算                                                                                                                                                                                                                     | 100 単位/回                                                                                                                                      | 身体介護のみ                       |
| 初回加算                                                                                                                                                                                                                          | 200 単位/月                                                                                                                                      |                              |
| 生活機能向上連携加算（Ⅰ）                                                                                                                                                                                                                 | 100 単位/月                                                                                                                                      | リハ職等の助言に基づき計画作成・実施           |
| 生活機能向上連携加算（Ⅱ）                                                                                                                                                                                                                 | 200 単位/月                                                                                                                                      | リハ職等とサービス提供責任者が同行訪問して計画作成・実施 |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）                                                                                                                                                                                                                 | （Ⅰ）は＋所定単位×137/1000 を算定<br>（Ⅱ）は＋所定単位×100/1000 を算定<br>（Ⅲ）は＋所定単位×55/1000 を算定<br>（Ⅳ）は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 90/100 を算定<br>（Ⅴ）は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 80/100 を算定 |                              |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                               |                              |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                               |                              |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                               |                              |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                               |                              |
| ①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者<br>・居住する利用者の人数が 1 月あたり 50 人未満の場合、所定単位数の 90/100 相当を算定<br>・居住する利用者の人数が 1 月あたり 50 人以上の場合、所定単位数の 85/100 相当を算定<br>②上記以外の範囲に所在する建物に居住する者<br>・当該建物に居住する利用者の人数が 1 月あたり 20 人以上の場合、所定単位数の 90/100 相当を算定 |                                                                                                                                               |                              |
| 介護職員初任者研修修了者のサービス提供責任者を配置している場合、所定単位数の 70/100 相当を算定                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                               |                              |
| 身体介護及び生活援助において、重介護等を要する場合等で、利用者（または家族）の同意があるとき、同時に 2 人の訪問介護員等が行った場合は、所定単位数の 200/100 相当を算定                                                                                                                                     |                                                                                                                                               |                              |

- \* 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、訪問介護費は、算定しない。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている利用者に対して、通院等乗降介助の提供を行った場合は、所定単位数を算定する

## 概 要

### ①生活機能向上連携加算の見直し

生活機能向上連携加算について、自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、見直しを行う。

#### 単位数

##### <現行>

生活機能向上連携加算 100 単位/月

##### <改定後>

生活機能向上連携加算（Ⅰ）100 単位/月  
（新設）

生活機能向上連携加算（Ⅱ）200 単位/月

## 算定要件等

### ○生活機能向上連携加算（Ⅰ）

- ・ 訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数 200 床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成（変更）すること
- ・ 当該理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場において、又は ICT を活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと

### ○生活機能向上連携加算（Ⅱ）

現行の訪問リハビリテーション・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合に加えて、リハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数 200 床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合

を定期的に行うこと。

## ②「自立生活支援のための見守りの援助」の明確化

訪問介護の自立支援の機能を高める観点から、身体介護と生活援助の内容を規定している通知（老計第 10 号（訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について））について、身体介護として行われる「自立生活支援のための見守りの援助」を明確化する。【通知改正】

## ③身体介護と生活援助の報酬

自立支援・重度化防止に資する訪問介護を推進・評価する観点から、訪問介護事業所の経営実態を踏まえた上で、身体介護に重点を置くなど、身体介護・生活援助の報酬にメリハリをつける。

## ④生活援助中心型の担い手の拡大

○訪問介護事業所における更なる人材確保の必要性を踏まえ、介護福祉士等は身体介護を中心に担うこととし、生活援助中心型については、人材の裾野を広げて担い手を確保しつつ、質を確保するため、現在の訪問介護員の要件である 130 時間以上の研修は求めないが、生活援助中心型のサービスに必要な知識等に対応した研修を修了した者が担うこととする。

○このため、新たに生活援助中心型のサービスに従事する者に必要な知識等に対応した研修課程を創設することとする。その際、研修のカリキュラムについては、初任者研修のカリキュラムも参考に、観察の視点や認知症高齢者に関する知識の習得を重点とする。（カリキュラムの具体的な内容は今年度中に決定する予定）【省令改正、告示改正、通知改正】

○また、訪問介護事業所ごとに訪問介護員を常勤換算方法で 2.5 以上置くこととされているが、上記の新しい研修修了者もこれに含めることとする。

○この場合、生活援助中心型サービスは介護福祉士等が提供する場合と新研修修了者が提供する場合とが生じるが、両者の報酬は同様とする。

○なお、この場合、訪問介護事業所には多様な人材が入ることとなるが、引き続き、利用者の状態等に応じて、身体介護、生活援助を総合的に提供していくこととする。

#### **⑤同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬**

同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬について以下の見直しを行う。

ア 訪問介護のサービス提供については、以下に該当する場合に 10%減算とされているが、建物の範囲等を見直し、いずれの場合も有料老人ホーム等（※）以外の建物も対象とする。

- i 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物（有料老人ホーム等（※）に限る）に居住する者
- ii 上記以外の範囲に所在する建物（有料老人ホーム等（※）に限る）に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり 20 人以上の場合）

イ また i について、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり 50 人以上の場合は、減算幅を見直す。

※ 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

ウ 上記ア又はイによる減算を受けている者と、当該減算を受けていない者との公平性の観点から、上記ア又はイによる減算を受けている者の区分支給限度基準額を計算する際には、減算前の単位数を用いることとする。

#### **⑥訪問回数の多い利用者への対応**

ア 訪問回数の多いケアプランについては、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村が確認し、必要に応じて是正を促していくことが適当であり、ケアマネジャーが、統計的に見て通常のケアプランよりかけ離れた回数（※）の訪問介護（生活援助中心型）を位置付ける場合には、市町村にケアプランを届け出ることとする。【省令改正】

（※）「全国平均利用回数＋2標準偏差」を基準として平成 30 年4月に国が定め、6ヶ月の周知期間を設けて 10 月から施行する。

イ 地域ケア会議の機能として、届け出られたケアプランの検証を位置付け、市町村は地域ケア会議の開催等により、届け出られたケアプランの検証を行うこととする。また市町村は、必要に応じ、ケアマネジャーに対し、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、サービス内容の是正を促す。【省令改正】

#### **⑦サービス提供責任者の役割や任用要件等の明確化**

○ サービス提供責任者の役割や任用要件等について以下の見直しを行う。

ア サービス提供責任者のうち、初任者研修課程修了者及び旧 2 級課程修了者は任用要件から廃止する。ただし、現に従事している者については1年間の経過措置を設ける。【告示改正】

また、初任者研修課程修了者又は旧 2 級課程修了者であるサービス提供責任者を配置している場合に係る減算についても、上記に合わせて、平成 30 年度は現に従事している者に限定し、平成 31 年度以降は廃止する。

- イ 訪問介護の現場での利用者の口腔に関する問題や服薬状況等に係る気付きをサービス提供責任者から居宅介護支援事業者等のサービス関係者に情報共有することについて、サービス提供責任者の責務として明確化する。【省令改正】
- ウ 訪問介護の所要時間については、実際の提供時間ではなく、標準的な時間を基準としてケアプランが作成される。一方で、標準時間と実際の提供時間が著しく乖離している場合には、実際の提供時間に応じた時間にプランを見直すべきであることから、サービス提供責任者は、提供時間を記録するとともに、著しくプラン上の標準時間と乖離している場合にはケアマネジャーに連絡し、ケアマネジャーは必要に応じたプランの見直しをすることを明確化する。【通知改正】
- エ 訪問介護事業者は、居宅介護支援事業所のケアマネジャー（セルフケアプランの場合には当該被保険者）に対して、自身の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけを行ってはならない旨を明確化する。【省令改正】

## ⑧共生型訪問介護

### ア 共生型訪問介護の基準

共生型訪問介護については、障害福祉制度における居宅介護、重度訪問介護の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型訪問介護の指定を受けられるものとして、基準を設定する。【省令改正】

### イ 共生型訪問介護の報酬

報酬は、以下の基本的な考え方を踏まえて設定する。また、訪問介護事業所に係る加算は、各加算の算定要件を満たした場合に算定できることとする。

（報酬設定の基本的な考え方）

- i 本来的な介護保険事業所の基準を満たしていないため、本来報酬単価と区分。
- ii 障害者が高齢者（65歳）に到達して介護保険に切り替わる際に事業所の報酬が大きく減ることは、65歳問題への対応という制度趣旨に照らして適切ではないことから、概ね障害福祉制度における報酬の水準を担保する。

## 単位数

○障害福祉制度の居宅介護事業所が、要介護者へのホームヘルプサービスを行う場合

<現行>

なし（基本報酬） →

<改定後>

訪問介護と同様（新設）

ただし、障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等については、65歳に至るまでに、これらの研修修了者に係る障害福祉事業所において障害福祉サービスを利用していた高齢障害者に対してのみ、サービスを提供できる。この場合には、所定単位数に70/100等乗じた単位数（新設）

○障害福祉制度の重度訪問介護事業所が、要介護者へのホームヘルプサービスを行う場合

＜現行＞

なし（基本報酬） →

＜改定後＞

所定単位数に 93／100 を乗じた単位数（新設）

ただし、重度訪問介護従業者養成研修修了者等については、  
65歳に至るまでに、これらの研修修了者に係る障害福祉  
事業所において障害福祉サービスを利用していた高齢障  
害者に対してのみ、サービスを提供できる。

### ⑨介護職員処遇改善加算の見直し

Ⅳ 処遇改善・地域区分の「（１）介護職員処遇改善加算の見直し」を参照

## (2) 訪問入浴介護

### 訪問入浴介護費 (1回につき)

1,250 単位

指定訪問入浴介護事業所の看護職員一人及び介護職員二人が行った場合算定。

#### 【加減算】

| 項 目                                                                        | 単 位                                                                                                                                         | 備 考                                 |
|----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 特別地域訪問入浴介護加算                                                               | 所定単位数の 15/100                                                                                                                               |                                     |
| 中山間地域等における小規模事業所加算                                                         | 所定単位数の 10/100                                                                                                                               |                                     |
| 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算                                                     | 所定単位数の 5/100                                                                                                                                |                                     |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ                                                           | 36 単位/回                                                                                                                                     | 介護福祉士 40%以上または介護福祉士及び介護福祉士等 60%以上配置 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ                                                           | 24 単位/回                                                                                                                                     | 介護福祉士 30%以上または介護福祉士及び介護福祉士等 50%以上配置 |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）                                                              | (Ⅰ)は＋所定単位×58/1000 を算定<br>(Ⅱ)は＋所定単位×42/1000 を算定<br>(Ⅲ)は＋所定単位×23/1000 を算定<br>(Ⅳ)は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 90/100 を算定<br>(Ⅴ)は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 80/100 を算定 |                                     |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）                                                              |                                                                                                                                             |                                     |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）                                                              |                                                                                                                                             |                                     |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）                                                              |                                                                                                                                             |                                     |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）                                                              |                                                                                                                                             |                                     |
| 主治医の意見を確認の上、介護職員 3 人で訪問入浴介護を行った場合、所定単位数の 95/100 相当を算定                      |                                                                                                                                             |                                     |
| 全身入浴が困難な場合であって、利用者の希望により清拭または部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄）を実施した場合は、所定単位数の 70／100 相当を算定 |                                                                                                                                             |                                     |
| ①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者                                           |                                                                                                                                             |                                     |
| ・居住する利用者の人数が 1 月あたり 50 人未満の場合、所定単位数の 90/100 相当を算定                          |                                                                                                                                             |                                     |
| ・居住する利用者の人数が 1 月あたり 50 人以上の場合、所定単位数の 85/100 相当を算定                          |                                                                                                                                             |                                     |
| ②上記以外の範囲に所在する建物に居住する者                                                      |                                                                                                                                             |                                     |
| ・当該建物に居住する利用者の人数が 1 月あたり 20 人以上の場合、所定単位数の 90/100 相当を算定                     |                                                                                                                                             |                                     |

\* 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、訪問入浴介護費は、算定しない

## 概 要

### ①同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬

※介護予防訪問入浴介護を含む

同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬について以下の見直しを行う。

ア 訪問入浴介護のサービス提供については、以下に該当する場合に 10%減算とされているが、建物の範囲等を見直し、いずれの場合も有料老人ホーム等（※）以外の建物も対象とする。

- i 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物（有料老人ホーム等（※）に限る）に居住する者
- ii 上記以外の範囲に所在する建物（有料老人ホーム等（※）に限る）に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり 20 人以上の場合）

イ また i について、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり 50 人以上の場合は、減算幅を見直す。

※ 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

ウ 上記ア又はイによる減算を受けている者と、当該減算を受けていない者との公平性の観点から、上記ア又はイによる減算を受けている者の区分支給限度基準額を計算する際には、減算前の単位数を用いることとする。

### ②介護職員処遇改善加算の見直し

※介護予防訪問入浴介護を含む

Ⅳ 処遇改善・地域区分の「（１）介護職員処遇改善加算の見直し」を参照

### (3) 訪問看護

#### 訪問看護費

|            | 20 分未満 | 30 分未満 | 30 分以上 1 時間未満 | 1 時間以上<br>1 時間 30 分未満 |
|------------|--------|--------|---------------|-----------------------|
| 訪問看護ステーション | 311 単位 | 467 単位 | 816 単位        | 1,118 単位              |
| 病院・診療所     | 263 単位 | 396 単位 | 569 単位        | 836 単位                |

※「20 分未満」については、訪問看護を 24 時間行うことができる体制を整えている訪問看護事業所で  
あって、居宅サービス計画または訪問看護計画書の中に 20 分以上の訪問看護が週 1 回以上含まれて  
いる場合

\*1 准看護師が行った場合は、所定単位数の 90/100 を算定

\*2 特別訪問看護指示書が交付された場合、指示日から 14 日間に行われたものについては医療保険の対象

|                      |               |
|----------------------|---------------|
| 訪問看護ステーションの PT・OT・ST | 1 回につき 296 単位 |
|----------------------|---------------|

\*1 1 日に 2 回を超えて実施する場合は所定単位数の 90/100 相当を算定

\*2 特別訪問看護指示書が交付された場合、指示日から 14 日間に行われたものについては医療保険の対象

|               |                                          |                             |
|---------------|------------------------------------------|-----------------------------|
| 定期巡回・随時対応型と連携 | 2,935 単位/月（要介護 1～4）<br>3,735 単位/月（要介護 5） | ※医療保険の訪問看護を行う場合<br>▲97 単位/日 |
|---------------|------------------------------------------|-----------------------------|

\*1 准看護師による訪問が 1 回でもある場合所定単位数の 98/100 相当を算定

\*2 医療保険の訪問看護を行う場合、▲97 単位/日

#### 【加減算】

| 項 目                     | 単 位           | 備 考                                   |
|-------------------------|---------------|---------------------------------------|
| 夜間加算（午後 6 時から午後 10 時まで） | 所定単位数の 25/100 | 定期巡回・随時対応連携型除く                        |
| 早朝加算（午前 6 時から午前 8 時まで）  | 所定単位数の 25/100 | 定期巡回・随時対応連携型除く                        |
| 深夜加算（午後 10 時から午前 6 時まで） | 所定単位数の 50/100 | 定期巡回・随時対応連携型除く                        |
| 複数名訪問加算（Ⅰ）（30 分未満）      | 254 単位/回      | 2 人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合。定期巡回・随時対応連携型除く  |
| （30 分以上）                | 402 単位/回      |                                       |
| 複数名訪問加算（Ⅱ）（30 分未満）      | 201 単位/回      | 看護師と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合。定期巡回・随時対応連携型除く |
| （30 分以上）                | 317 単位/回      |                                       |
| 1 時間 30 分以上の訪問看護        | 300 単位/回      | 特別な管理が必要な利用者に対して                      |
| 特別地域訪問看護加算              | 所定単位数の 15/100 |                                       |
| 中山間地域等における小規模事業所加算      | 所定単位数の 10/100 |                                       |
| 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算  | 所定単位数の 5/100  |                                       |

|                                                        |              |                                             |
|--------------------------------------------------------|--------------|---------------------------------------------|
| 緊急時訪問看護加算（訪問看護 ST）                                     | 574 単位/月     |                                             |
| （病院・診療所）                                               | 315 単位/月     |                                             |
| 定期巡回・随時対応型に対する緊急時訪問看護加算（訪問看護 ST）                       | 574 単位/月     |                                             |
| （病院・診療所）                                               | 315 単位/月     |                                             |
| 特別管理加算（Ⅰ）                                              | 500 単位/月     | 在宅悪性腫瘍、留置カテーテル使用等                           |
| 特別管理加算（Ⅱ）                                              | 250 単位/月     | 在宅酸素療法、真皮を超える褥瘡等                            |
| ターミナルケア加算                                              | 2,000 単位/死亡月 | 死亡日及び前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケア実施※              |
| 初回加算                                                   | 300 単位/月     |                                             |
| 退院時共同指導加算                                              | 600 単位/回     | 退院（退所）につき 1 回限り（特別な管理を要するものは 2 回）初回加算と併算定不可 |
| 看護・介護職員連携強化加算                                          | 250 単位/月     | 1 月 1 回限り                                   |
| 看護体制強化加算（Ⅰ）                                            | 600 単位/月     | 定期巡回・随時対応連携型除く                              |
| 看護体制強化加算（Ⅱ）                                            | 300 単位/月     |                                             |
| サービス提供体制強化加算<br>（訪問看護 ST、病院・診療所及びリハ職種）                 | 6 単位/回       | 看護師等の総数のうち、勤続年数 3 年以上<br>30%以上配置            |
| （定期巡回・随時対応型）                                           | 50 単位/月      |                                             |
| （定期巡回・随時対応連携型除く）                                       |              |                                             |
| ①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者                       |              |                                             |
| ・居住する利用者の人数が 1 月あたり 50 人未満の場合、所定単位数の 90/100 相当を算定      |              |                                             |
| ・居住する利用者の人数が 1 月あたり 50 人以上の場合、所定単位数の 85/100 相当を算定      |              |                                             |
| ②上記以外の範囲に所在する建物に居住する者                                  |              |                                             |
| ・当該建物に居住する利用者の人数が 1 月あたり 20 人以上の場合、所定単位数の 90/100 相当を算定 |              |                                             |

※ 末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに対して訪問看護を行っている場合にあっては 1 日以上

- \*1 末期の悪性腫瘍の他、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症 その他厚生大臣が定める疾病等の患者に対する訪問看護は、医療保険の対象
- \*2 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、訪問看護費は、算定しない。

## 概 要

### ①在宅における中重度の要介護者の療養生活に伴う医療ニーズへの対応の強化

#### その１ 看護体制強化加算の見直し

※一部を除き介護予防訪問看護を含む

- 看護体制強化加算について、月の変動による影響を抑える観点から、現行３か月である緊急時訪問看護加算等の算定者割合の算出期間を見直すとともに、ターミナル体制の充実を図る観点から、ターミナルケア加算の算定者数が多い場合について新たな区分を設ける等の見直しを行う。
- その際、地域における訪問看護体制整備の取組の推進を図るために、医療機関と訪問看護ステーションが相互に連携することを明示することとする。【通知改正】

#### 単位数

<現行>

看護体制強化加算 300 単位／月

⇒

<改定後>

看護体制強化加算(Ⅰ) 600 単位／月（新設）  
看護体制強化加算(Ⅱ) 300 単位／月

※ 介護予防訪問看護については、もともとターミナルケア加算の算定者数の要件は課していないことから、加算(Ⅱ)のみ設け、加算(Ⅰ)は設けず、加算名は「看護体制強化加算」から変更しない。

#### 算定要件等

○看護体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)共通

- ・「緊急時訪問看護加算の算定者割合 50%以上」の要件及び「特別管理加算の算定者割合 30%以上」の要件の実績期間を現行の３月間から６月間へと変更する。
- ・医療機関と連携のもと、看護職員の出向や研修派遣などの相互人材交流を通じて在宅療養支援能力の向上を支援し、地域の訪問看護人材の確保・育成に寄与する取り組みを実施していることが望ましい。

○看護体制強化加算(Ⅰ)

- ・ターミナルケア加算の算定者５名以上（１２月間）（新設）

○看護体制強化加算(Ⅱ)

- ・ターミナルケア加算の算定者１名以上（１２月間）（変更なし）

○訪問看護事業所の利用者によって看護体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を選択的に算定することができないものであり、当該訪問看護事業所においていずれか一方のみを届出する。

#### その２ 緊急時訪問看護加算の見直し

※介護予防訪問看護を含む

- 中重度の要介護者の在宅生活を支える体制をさらに整備するため、２４時間体制のある訪問看護事業所の体制について評価を行うこととする。
- また、２４時間対応体制のある訪問看護事業所からの緊急時訪問を評価することとする。具体的には、現行、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算については、２回目以降の緊急時訪問において、一部の対象者（特別管理加算算定者）に限り算定できることとなっているが、この対象者について拡大を図ることとする。【通知改正】

## 単位数

|            |           | ＜現行＞     |   | ＜改定後＞    |
|------------|-----------|----------|---|----------|
| 訪問看護ステーション | 緊急時訪問看護加算 | 540 単位／月 | ⇒ | 574 単位／月 |
| 病院又は診療所    | 緊急時訪問看護加算 | 290 単位／月 | ⇒ | 315 単位／月 |

## 算定要件等

- 緊急時訪問看護加算について以下の内容等を通知に記載する。
  - ・ 1 月以内の 2 回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定する。

## ②ターミナルケアの充実

※介護予防訪問看護は含まない

- 看取り期における本人・家族との十分な話し合いや訪問看護と他の介護関係者との連携を更に充実させる観点から、「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うことを明示することとする。【通知改正】

## 算定要件等

- ターミナルケア加算の要件として、下の内容等を通知に記載する。
  - ・ 「人生の最終段階における医療の決定プロセスにおけるガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の医療及び介護関係者との連携の上、対応すること。
  - ・ ターミナルケアの実施にあたっては、居宅介護支援事業者等と十分な連携を図るよう努めること。

## ③複数名による訪問看護に係る加算の実施者の見直し

※介護予防訪問看護を含む

- 訪問看護における複数名訪問加算について、医療保険での取扱いを踏まえ、同時に訪問する者として、現行の看護師等とは別に看護補助者が同行し、役割分担をした場合の評価の区分を新たに創設することとする。  
この場合の看護補助者については、医療保険の訪問看護基本療養費の複数名訪問看護加算に係る疑義解釈で示されている者と同様とする。【通知改正】

## 単位数

| ＜現行＞                    |   | ＜改定後＞                     |
|-------------------------|---|---------------------------|
| ○ 2 人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合 |   | ○ 2 人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合   |
| ・ 30 分未満の場合：254 単位      | ⇒ | 複数名訪問加算(Ⅰ) (変更なし)         |
| ・ 30 分以上の場合：402 単位      |   |                           |
|                         |   | ○ 看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合 |
|                         |   | 複数名訪問加算(Ⅱ) (新設)           |
|                         |   | ・ 30 分未満の場合：201 単位        |
|                         |   | ・ 30 分以上の場合：317 単位        |

## 算定要件等

- 看護補助者の要件については、医療保険で示している定義と同様とし、以下の内容等を通知に記載する。

「看護補助者とは、訪問看護を担当する看護師等の指導の下に、療養生活上の世話（食事、清潔、排泄、入浴、移動等）の他、居室内の環境整備、看護用品及び消耗品の整理整頓等といった看護業務の補助を行う者のことを想定しており、資格は問わない。秘密保持や医療安全等の観点から、訪問看護事業所に雇用されている必要があるが、指定基準の人員に含まれないことから、従事者の変更届の提出は要しない。」

## ④訪問看護ステーションにおける理学療法士等による訪問の見直し

※介護予防訪問看護を含む

- 訪問看護ステーションからの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、理学療法士等という。）による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるという位置づけのものであるが、看護職員と理学療法士等の連携が十分でない場合があることを踏まえ、評価の見直しを行うこととする。

## 単位数

○理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合

＜現行＞

302 単位／回

⇒

＜改定後＞

296 単位／回

※1日3回以上の場合は90/100

※1日3回以上の場合は90/100

（変更なし）

## 算定要件等

○以下の内容等を通知に記載する。

- ア 理学療法士等が訪問看護を提供している利用者については、利用者の状況や実施した看護（看護業務の一環としてのリハビリテーションを含む）の情報を看護職員と理学療法士等が共有するとともに、訪問看護計画書及び訪問看護報告書について、看護職員と理学療法士等が連携し作成することとする。
- イ 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたり、訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問により、利用者の状態について適切に評価を行うとともに、理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりにさせる訪問であること等を利用者等に説明し、同意を得ることとする。

## ⑤報酬体系の見直し

※介護予防訪問看護を含む

- 要支援者と要介護者に対する訪問看護については、現在、同一の評価となっているが、両者のサービスの提供内容等を踏まえ、基本サービス費に一定の差を設けることとする。

## ⑥同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬

※介護予防訪問看護を含む

同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬について以下の見直しを行う。（訪問介護と同様の見直し）

- ア 訪問看護のサービス提供については、以下に該当する場合に 10%減算とされているが、建物の範囲等を見直し、いずれの場合も有料老人ホーム等（※）以外の建物も対象とする。
- i 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物（有料老人ホーム等（※）に限る）に居住する者
  - ii 上記以外の範囲に所在する建物（有料老人ホーム等（※）に限る）に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり 20 人以上の場合）
- イ また i について、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり 50 人以上の場合は、減算幅を見直す。
- ※ 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

ウ 上記ア又はイによる減算を受けている者と、当該減算を受けていない者との公平性の観点から、上記ア又はイによる減算を受けている者の区分支給限度基準額を計算する際には、減算前の単位数を用いることとする。

## ⑦その他

※介護予防訪問看護を含む

- 現在、事務連絡において、介護保険の訪問看護と医療保険の精神科訪問看護の同一日等の併算ができない取扱いが定められているが、介護報酬告示においても併算できないことを明確化することとする。

## 算定要件等

- 報酬告示に、精神科訪問看護指示に基づき精神科訪問看護を受けている期間については訪問看護費は算定しない旨の文言を追記する。

## 参考

事務連絡 疑義解釈資料の送付について（その4）厚生労働省保険局医療課 平成 28 年 6 月 14 日

（問3）訪問看護療養費を算定した月及び日について、精神科訪問看護・指導料は一部を除き算定できないとされたが、精神疾患と精神疾患以外の疾患を有する要介護者は、医療保険の精神障害を有する者に対する訪問看護（精神科訪問看護・指導料又は精神科訪問看護基本療養費）と、介護保険による訪問看護とを同一日又は同一月に受けることができるか。

（答）精神疾患とそれ以外の疾患とを併せて訪問看護を受ける利用者については、医療保険の精神障害を有する者に対する訪問看護（精神科訪問看護・指導料又は精神科訪問看護基本療養費）（以下「精神科訪問看護」という。）を算定することができる。同利用者が、介護保険で訪問看護費を算定する場合は、主として精神疾患（認知症を除く）に対する訪問看護が行われる利用者でないことから、医療保険の精神科訪問看護を算定するとはできない。すなわち、同一日に医療保険と介護保険とを算定することはできない。

なお、月の途中で利用者の状態が変化したことにより、医療保険の精神科訪問看護から介護保険の訪問看護に変更することは可能であるが、こうした事情によらず恣意的に医療保険と介護保険の訪問看護を変更することはできないものであり、例えば数日単位で医療保険と介護保険の訪問看護を交互に利用するといったことは認められない。

## (4) 訪問リハビリテーション

### 訪問リハビリテーション費 (1回につき)

290 単位

- \* 急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーションを行う必要がある旨の特別の指示をおこなった場合、指示日から 14 日間に行われたものについては、医療保険の対象。

#### 【加減算】

| 項 目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 加算単位                   | 備 考                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|------------------------------------------------------|
| 特別地域訪問リハビリテーション加算                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所定単位数の 15/100          | 1 回につき                                               |
| 中山間地域等における小規模事業所加算                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所定単位数の 10/100          | 1 回につき                                               |
| 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所定単位数の 5/100           |                                                      |
| 短期集中リハビリテーション実施加算                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 200 単位/日               | 退院(所)日又は認定日より 3 月以内。リハマネ加算を算定していること。                 |
| リハビリテーションマネジメント加算 (Ⅰ)                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 230 単位/月               | 訪問リハビリテーション計画の定期的な評価、医師の詳細な指示等                       |
| リハビリテーションマネジメント加算 (Ⅱ)                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 280 単位/月               | リハビリテーション計画の作成に関与した PT、OT、ST が利用者やその家族に説明し、医師に報告する場合 |
| リハビリテーションマネジメント加算 (Ⅲ)                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 320 単位/月               | リハビリテーション計画について医師が利用者やその家族に説明する場合                    |
| リハビリテーションマネジメント加算 (Ⅳ)                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 420 単位/月<br>3 月に 1 回限度 | 訪問リハビリテーション計画書等の内容に関するデータを厚生労働省に提出している場合             |
| 事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                        | ▲20単位/回                                              |
| 社会参加支援加算                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 17 単位/日                | リハビリにより利用者の社会参加等を支援した場合                              |
| サービス提供体制強化加算                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 6 単位/回                 | PT、OT、ST のうち勤続年数 3 年以上の者配置                           |
| ①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・居住する利用者の人数が 1 月あたり 50 人未満の場合、所定単位数の 90/100 相当を算定</li> <li>・居住する利用者の人数が 1 月あたり 50 人以上の場合、所定単位数の 85/100 相当を算定</li> </ul> ②上記以外の範囲に所在する建物に居住する者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該建物に居住する利用者の人数が 1 月あたり 20 人以上の場合、所定単位数の 90/100 相当を算定</li> </ul> |                        |                                                      |

- \* 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間は、訪問リハビリテーション費は、算定しない

## 概 要

### ①医師の指示の明確化等

※介護予防訪問リハビリテーションについては、「5.介護予防サービス」を参照

- 医師の指示の内容を明確化して、評価するとともに、明確化する内容を考慮しながら、直近の介護事業経営実態調査の結果も踏まえて基本報酬を見直すこととする。
- 具体的には、医師の詳細な指示について、リハビリテーションマネジメント加算の算定要件として明確化し、別途評価するとともに、介護事業経営実態調査の結果を踏まえ、基本報酬を設定することとする。

### 単位数

|                      | ＜現行＞     |   | ＜改定後＞    |
|----------------------|----------|---|----------|
| リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ） | 60 単位／月  | ⇒ | 230 単位／月 |
|                      | ＜現行＞     |   | ＜改定後＞    |
| 基本報酬（訪問リハビリテーション費）   | 302 単位／回 | ⇒ | 290 単位／回 |

### 算定要件等

- リハビリテーションマネジメント加算の算定要件に以下の内容を加える。
  - ・ 指定訪問リハビリテーション事業所の医師が、指定訪問リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか1以上の指示を行うこと。
- 以下の内容を通知に記載する。
  - ・ 医師が当該利用者に対して3月以上の継続利用が必要と判断する場合には、リハビリテーション計画書の備考欄に継続利用が必要な理由、その他の指定居宅サービスへの移行の見通しを記載すること。

### ②リハビリテーション会議への参加方法の見直し等

※介護予防訪問リハビリテーションについては、「5.介護予防サービス」を参照

- 現行のリハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）を算定するためには、医師が利用者又はその家族に対し、リハビリテーション計画の内容等について、リハビリテーション会議で説明し、同意を得ることが必要である。
- しかし、医師のリハビリテーション会議への出席が困難なことや、医師からの説明時間が確保できないことから、この加算を算定できないことが多いという意見を踏まえ、以下の見直しを行うこととする。

ア リハビリテーション会議への医師の参加について、テレビ電話等（※）を活用してもよいこととする。【通知改正】

※ テレビ会議システムその他、携帯電話等でのテレビ電話を含む。

イ 医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士がリハビリテーション計画等について医師の代わりに説明できることとする。ただし、この場合の評価は適正化することとする。

## 単位数

＜現行＞

＜改定後＞

リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）

280 単位／月（新設）

※リハビリテーション計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が説明する場合

リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）

⇒

リハビリテーションマネジメント加算（Ⅲ）

150 単位／月

320 単位／月

※医師が説明する場合

## 算定要件等

＜アについて＞

○ リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)(Ⅲ)共通の事項として通知に以下の内容を記載する。

- ・構成員である医師のリハビリテーション会議への出席については、テレビ電話等（テレビ会議システムその他、携帯電話等でのテレビ電話を含む）を使用してもよいこととする。

＜イについて＞

○ 以下をリハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)の算定要件とする。

- ・訪問リハビリテーション計画について、当該計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、説明した内容等について医師へ報告すること。

## ③リハビリテーション計画書等のデータ提出等に対する評価

※介護予防訪問リハビリテーションについては、「5.介護予防サービス」を参照

○ リハビリテーションの質の更なる向上のために、現行のリハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）の要件に加えて、以下の要件を満たした事業所を新たに評価することとする。

## 単位数

＜現行＞

＜改定後＞

リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)

⇒

リハビリテーションマネジメント加算(Ⅳ)

150 単位／月

420 単位／月（新設）

※3月に1回を限度とする

## 算定要件等

- 以下の内容を算定要件とする。
  - ・リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ)の要件に適合すること。
  - ・指定訪問リハビリテーション事業所における訪問リハビリテーション計画書等の内容に関するデータを、通所・訪問リハビリテーションの質の評価データ収集等事業に参加し、同事業で活用しているシステム（VISIT）を用いて厚生労働省に提出していること。

## ④社会参加支援加算の要件の明確化等

※介護予防訪問リハビリテーションは含まない

- 社会参加支援加算の算定要件について、サービスの種類を考慮しつつ、告示と通知の記載内容を整理し、算定要件を明確にする。
- また、現行、告示や通知に記載されていない、下記の場合を加えることとする。
  - ・訪問リハビリテーションの利用者が、要介護から要支援へ区分変更と同時に、介護予防通所リハビリテーション、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護に移行した場合
  - ・就労に至った場合【通知改正】

## 単位数

|          | <現行>    |   | <改定後> |
|----------|---------|---|-------|
| 社会参加支援加算 | 17 単位／日 | ⇒ | 変更なし  |

## 算定要件等

### ○現行の算定要件

- ・評価対象期間において訪問リハビリテーション終了者のうち、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定地域密着型通所介護、指定認知症対応型通所介護、第一号通所事業その他社会参加に資する取組を実施した者の占める割合が、100 分の5を超えていること。
- ・評価対象期間中に指定訪問リハビリテーションの提供を終了した日から起算して 14 日以降 44 日以内に、訪問リハビリテーション終了者に対して、その居宅を訪問すること又は介護支援専門員から居宅サービス計画に関する情報提供を受けること。
- ・リハビリテーションの利用の回転率

$$\frac{12\text{月}}{\text{平均利用延月数}} \geq 25\% \quad \text{であること。} \quad \text{※平均利用月数の考え方} = \frac{\text{評価対象期間の利用延月数}}{\text{評価対象期間の（新規開始者数+新規終了者数）} \div 2}$$

## ⑤訪問リハビリテーションにおける専任の常勤医師の配置の必須化

※介護予防訪問リハビリテーションを含む

- 指定訪問リハビリテーションを実施するにあたり、リハビリテーション計画を作成することが求められており、この際に事業所の医師が診療する必要がある。
- このため、指定訪問リハビリテーション事業所に専任の常勤医師の配置を求めることとする。
- この際、事業所である病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院の常勤医師との兼務を可能とするほか、指定訪問リハビリテーションを行う介護老人保健施設、介護医療院であって、病院又は診療所と併設されているものについては、通所リハビリテーションの人員基準と同様に当該病院又は診療所の常勤医師との兼務で差し支えないものとする。医師の診療に係る取扱いについて例外を設けることとするが、この場合の評価は適正化することとする。

### 単位数

事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合

＜現行＞

なし

⇒

＜改定後＞

20 単位／回減算（新設）

### 算定要件等

- 事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合には、例外として下記を要件とし、訪問リハビリテーションを提供できることとする。
  - ・指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所の利用者が当該事業所とは別の医療機関の医師による計画的な医学的管理を受けている場合であって、当該事業所の医師が、計画的な医学的管理を行っている医師から、当該利用者に関する情報の提供を受けていること。
  - ・当該計画的な医学的管理を行っている医師が適切な研修の修了等をしていること。
  - ・当該情報の提供を受けた指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所の医師が、当該情報を踏まえ、リハビリテーション計画を作成すること。

## ⑥基本報酬の見直し

※介護予防訪問リハビリテーションを含む

- リハビリテーション計画を作成する際の医師の診療について、利用者が指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所である医療機関を受診した際に行われた場合や、訪問診療等と同時に行われた場合は、別途診療報酬が算定されていることから、二重評価にならないように見直しを図ることとする。【通知改正】

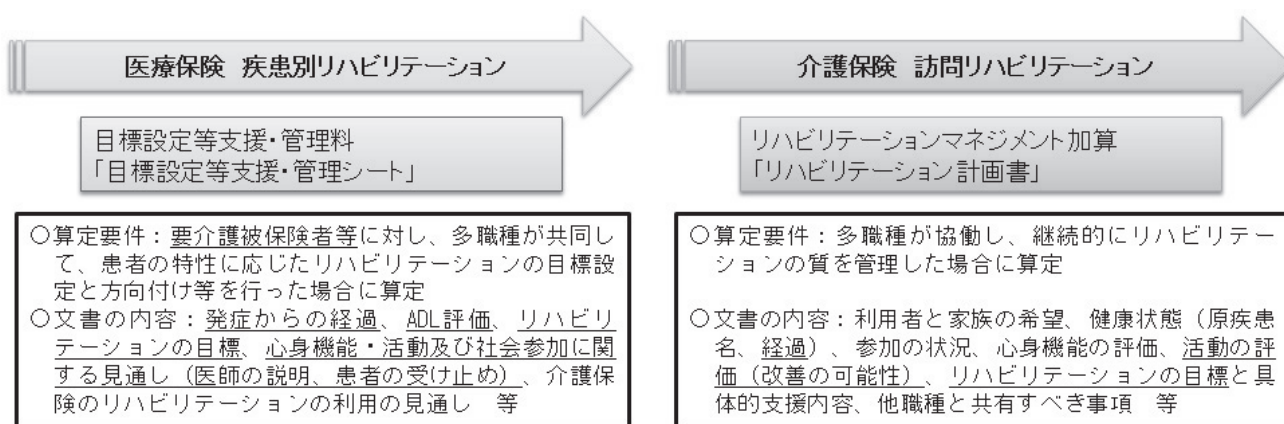
### 算定要件等

- 以下の内容を通知に記載する
  - ・利用者が指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所である医療機関を受診した日又は訪問診療若しくは往診を行った日に、訪問リハビリテーション計画を作成する際の医師の診療を行った場合には、当該診療と時間を別にして行われていることを記録上明確にするものとする。

## ⑦医療と介護におけるリハビリテーション計画の様式の見直し等

※介護予防訪問リハビリテーションを含む

- ア 医療保険の疾患別リハビリテーションを受けている患者の介護保険のリハビリテーションへの円滑な移行を推進するため、医療保険と介護保険のそれぞれのリハビリテーション計画所の共通する事項について互換性を持った様式を設けることとする。
- イ 指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所が、医療機関から当該様式をもって情報を受けた際、当該事業所の医師が利用者を診療するとともに、当該様式に記載された内容について、その是非を確認し、リハビリテーションの提供を開始しても差し支えないと判断した場合には、当該様式を根拠として介護保険のリハビリテーションの算定を開始可能とする。
- ただし、当該様式を用いて算定を開始した場合には、3月以内にリハビリテーション計画を作成することとする。【通知改正】



## ⑧離島や中山間地等の要支援・要介護者に対する訪問リハビリテーションの提供

※介護予防訪問リハビリテーションを含む

- 指定（介護予防）訪問リハビリテーションにおいて、他の訪問系サービスと同様に、「特別地域加算」及び「中山間地域等における小規模事業所加算」を新たに創設することとする。
- その際、他の訪問系サービスの「中山間地域等における小規模事業所加算」においては、小規模事業所について、一月当たりの訪問回数の実績等に基づいて定めているが、指定（介護予防）訪問リハビリテーションの場合についても同様に定めることとする。
- また、他のサービスと同様、これらの加算については、区分支給限度基準額の算定に含めないこととする。

### 単位数

○特別地域（介護予防）訪問リハビリテーション加算

＜現行＞

なし

⇒

＜改定後＞

1回につき所定単位数の100分の15（新設）

○中山間地域等における小規模事業所加算

＜現行＞

なし

⇒

＜改定後＞

1回につき所定単位数の100分の10（新設）

## 算定要件等

### ○特別地域（介護予防）訪問リハビリテーション加算

- ・別に厚生労働大臣が定める地域（※１）に所在する指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定（介護予防）訪問リハビリテーションを提供した場合

※１ 離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、山村振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法、豪雪地帯対策特別措置法の指定地域

### ○中山間地域等における小規模事業所加算

- ・別に厚生労働大臣が定める地域（※２）に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準（※３）に適合する指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定（介護予防）訪問リハビリテーションを提供した場合

※２ 豪雪地帯対策特別措置法、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、半島振興法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、過疎地域自立促進特別措置法の指定地域

※３ 訪問リハビリテーションについては、１月当たりの延訪問回数が３０回以下であること  
介護予防訪問リハビリテーションについては、１月当たり延訪問回数が１０回以下であること

## ⑨同一建物等居住者にサービスを提供する場合の報酬

### ※介護予防訪問リハビリテーションを含む

同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬について以下の見直しを行う。（訪問介護と同様の見直し）

ア 訪問リハビリテーションのサービス提供については、以下に該当する場合に１０％減算とされているが、建物の範囲等を見直し、いずれの場合も有料老人ホーム等（※）以外の建物も対象とする。

- 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物（有料老人ホーム等（※）に限る）に居住する者
- 上記以外の範囲に所在する建物（有料老人ホーム等（※）に限る）に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が１月あたり２０人以上の場合）

イ また i について、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が１月あたり５０人以上の場合は、減算幅を見直す。

※ 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

ウ 上記ア又はイによる減算を受けている者と、当該減算を受けていない者との公平性の観点から、上記ア又はイによる減算を受けている者の区分支給限度基準額を計算する際には、減算前の単位数を用いることとする。

## ⑩介護医療院が提供する訪問リハビリテーション

※介護予防訪問リハビリテーションを含む

- 訪問リハビリテーションについては、介護療養型医療施設が提供可能であったことを踏まえ、介護医療院においても提供することを可能とする。

### 単位数

○介護医療院の場合

|                  | ＜現行＞ |   | ＜改定後＞        |
|------------------|------|---|--------------|
| 訪問リハビリテーション費     | なし   | ⇒ | 290 単位／回（新設） |
| 介護予防訪問リハビリテーション費 | なし   | ⇒ | 290 単位／回（新設） |

## (5) 居宅療養管理指導

### 居宅療養管理指導費

|                  |                                                           |                      |
|------------------|-----------------------------------------------------------|----------------------|
| 医師<br>(1月2回限度)   | (1) 居宅療養管理指導費 (Ⅰ)<br>(Ⅱ以外の場合に算定)                          | 507 単位 ①単一建物居住者が1人   |
|                  |                                                           | 483 単位 ②単一建物居住者が2～9人 |
|                  |                                                           | 442 単位 上記①及び②以外の場合   |
|                  | (2) 居宅療養管理指導費 (Ⅱ)<br>(在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合) | 294 単位 ①単一建物居住者が1人   |
|                  |                                                           | 284 単位 ②単一建物居住者が2～9人 |
|                  |                                                           | 260 単位 上記①及び②以外の場合   |
| 歯科医師<br>(1月2回限度) | 507 単位 ①単一建物居住者が1人                                        |                      |
|                  | 483 単位 ②単一建物居住者が2～9人                                      |                      |
|                  | 442 単位 上記①及び②以外の場合                                        |                      |
| 薬剤師              | (1) 病院・診療所 (1月2回限度)                                       | 558 単位 ①単一建物居住者が1人   |
|                  |                                                           | 414 単位 ②単一建物居住者が2～9人 |
|                  |                                                           | 378 単位 上記①及び②以外の場合   |
|                  | (2) 薬局 (1月4回限度) *1                                        | 507 単位 ①単一建物居住者が1人   |
|                  |                                                           | 376 単位 ②単一建物居住者が2～9人 |
|                  |                                                           | 344 単位 上記①及び②以外の場合   |
| 管理栄養士            | (1月2回限度)                                                  | 537 単位 ①単一建物居住者が1人   |
|                  |                                                           | 483 単位 ②単一建物居住者が2～9人 |
|                  |                                                           | 442 単位 上記①及び②以外の場合   |
| 歯科衛生士等           | (1月4回限度)                                                  | 355 単位 ①単一建物居住者が1人   |
|                  |                                                           | 323 単位 ②単一建物居住者が2～9人 |
|                  |                                                           | 295 単位 上記①及び②以外の場合   |
| 看護職員*2、3         | (サービス提供開始から6月の間に2回限度)                                     | 402 単位 同一建物居住者以外     |
|                  |                                                           | 362 単位               |
|                  |                                                           | 同一建物居住者に対して (同一日の訪問) |

\*1 薬局の薬剤師が行うもので、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる

\*2 看護職員による居宅療養管理指導は、平成30年4月1日から平成30年9月30日までの間、算定できるものとする

\*3 利用者が定期的に通院している場合若しくは定期的に訪問診療を受けている場合又は訪問看護、訪問リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護若しくは認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、看護職員による居宅療養管理指導費は、算定しない。

## 【加減算】

(医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等)

| 項 目                    | 単位            | 備 考 |
|------------------------|---------------|-----|
| 特別地域居宅療養管理指導加算         | 所定単位数の 15/100 |     |
| 中山間地域等における小規模事業所加算     | 所定単位数の 10/100 |     |
| 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 | 所定単位数の 5/100  |     |

(薬剤師)

|          |          |                       |
|----------|----------|-----------------------|
| 麻薬管理指導加算 | 100 単位/回 | 疼痛緩和のための麻薬等使用に関する管理指導 |
|----------|----------|-----------------------|

(看護職員)

\* 准看護師が行った場合は、所定単位数の 90/100 相当を算定

## 概 要

### ①訪問人数等に応じた評価の見直し

※介護予防居宅療養管理指導を含む

- 現在、同一日に同じ建物に居住する者（同一建物居住者）に対し指導・助言等を行った場合は減額した評価を行っているが、平成 28 年度診療報酬改定において、訪問した建物内において、当該訪問月に診療した人数（単一建物居住者の人数）によって、メリハリのある評価とする等の見直しが行われた。
- これを踏まえ、医療保険と介護保険との整合性の観点から、単一建物に居住する人数に応じて、以下のように評価することとするとともに、診療報酬改定における対応を鑑みながら、必要な見直しを行う。
  - ・ 単一建物居住者が 1 人
  - ・ 単一建物居住者が 2～9 人
  - ・ 単一建物居住者が 10 人以上

### 単位数

○医師が行う場合

(1) 居宅療養管理指導費 (I)

|             | ＜現行＞   |   |                   | ＜改定後＞  |
|-------------|--------|---|-------------------|--------|
| ・ 同一建物居住者以外 | 503 単位 | → | ・ 単一建物居住者が 1 人    | 507 単位 |
| ・ 同一建物居住者   | 452 単位 |   | ・ 単一建物居住者が 2～9 人  | 483 単位 |
|             |        |   | ・ 単一建物居住者が 10 人以上 | 442 単位 |

※ 歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等の居宅療養管理指導についても同様の評価を行う。

## 算定要件等

- 同一建物居住者と単一建物居住者の定義の違いは以下のとおり。

### ＜同一建物居住者＞

当該利用者と同一建物に居住する他の利用者に対して指定居宅療養管理指導事業所の医師等が同一日に訪問診療、往診又は指定居宅療養管理指導を行う場合の当該利用者

### ＜単一建物居住者＞

当該利用者が居住する建築物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の医師等が、同一月に訪問診療、往診又は指定居宅療養管理指導を行う場合の当該利用者

## ②看護職員による居宅療養管理指導の廃止

※介護予防居宅療養管理指導を含む

- 看護職員による居宅療養管理指導については、その算定実績を踏まえ、6か月の経過措置期間を設けた上で廃止する。

## ③離島や中山間地域等の要支援・要介護者に対する居宅療養管理指導の提供

※介護予防居宅療養管理指導を含む

- 離島や中山間地域等の要支援・要介護者に対する訪問介護等の提供を促進する観点から、他の訪問系サービスと同様に、居宅療養管理指導においても、「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」を新たに創設することとする。
- また、現行において居宅療養管理指導については、通常の事業の実施地域を定めることが求められていないが、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」を創設するにあたり、他の訪問系サービスと同様に、通常の事業の実施地域を運営基準に基づく運営規程に定めることを求めることとする。

## 単位数

### ＜現行＞

### ＜改定後＞

|    |   |                        |                      |
|----|---|------------------------|----------------------|
| なし | ⇒ | 特別地域加算                 | 所定単位数の 100 分の 15（新設） |
|    |   | 中山間地域等における小規模事業所加算     | 所定単位数の 100 分の 10（新設） |
|    |   | 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 | 所定単位数の 100 分の 5（新設）  |

## 算定要件等

- 特別地域加算：離島振興法、山村振興法等の指定地域等の特別地域（※1）に所在する事業所が居宅サービスを行うことを評価するもの

※1：離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、山村振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法等に定める地域

- 中山間地域等における小規模事業所加算：特別地域の対象地域を除く豪雪地帯、過疎地域等の中山間地域等（※2）における小規模事業所（※3）が居宅サービスを行うことを評価するもの

※2：特別地域加算対象地域以外の地域で、豪雪地帯対策特別措置法、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、半島振興法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、過疎地域自立促進特別措置法に定める地域

※3：1月当たり延訪問回数が50回以下の指定居宅療養管理指導事業所、5回以下の指定介護予防居宅療養管理指導事業所

○中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算：特別地域、中山間地域等（※4）に居住している利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えて居宅サービスを行うことを評価するもの

※4：特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算の対象地域

## (6) 通所介護

### 通所介護費

#### ①通常規模型事業所（前年度 1 月平均利用延人員数が 750 人以内）

|       | 3 時間以上<br>4 時間未満 | 4 時間以上<br>5 時間未満 | 5 時間以上<br>6 時間未満 | 6 時間以上<br>7 時間未満 | 7 時間以上<br>8 時間未満 | 8 時間以上<br>9 時間未満 |
|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 要介護 1 | 362 単位           | 380 単位           | 558 単位           | 572 単位           | 645 単位           | 656 単位           |
| 要介護 2 | 415 単位           | 436 単位           | 660 単位           | 676 単位           | 761 単位           | 775 単位           |
| 要介護 3 | 470 単位           | 493 単位           | 761 単位           | 780 単位           | 883 単位           | 898 単位           |
| 要介護 4 | 522 単位           | 548 単位           | 863 単位           | 884 単位           | 1,003 単位         | 1,021 単位         |
| 要介護 5 | 576 単位           | 605 単位           | 964 単位           | 988 単位           | 1,124 単位         | 1,144 単位         |

#### ②大規模型事業所（Ⅰ）（前年度 1 月平均利用延人員数が 900 人以内）

|       | 3 時間以上<br>4 時間未満 | 4 時間以上<br>5 時間未満 | 5 時間以上<br>6 時間未満 | 6 時間以上<br>7 時間未満 | 7 時間以上<br>8 時間未満 | 8 時間以上<br>9 時間未満 |
|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 要介護 1 | 350 単位           | 368 単位           | 533 単位           | 552 単位           | 617 単位           | 634 単位           |
| 要介護 2 | 401 単位           | 422 単位           | 631 単位           | 654 単位           | 729 単位           | 749 単位           |
| 要介護 3 | 453 単位           | 477 単位           | 728 単位           | 754 単位           | 844 単位           | 868 単位           |
| 要介護 4 | 504 単位           | 530 単位           | 824 単位           | 854 単位           | 960 単位           | 987 単位           |
| 要介護 5 | 556 単位           | 585 単位           | 921 単位           | 954 単位           | 1,076 単位         | 1,106 単位         |

#### ③大規模型事業所（Ⅱ）（前年度 1 月平均利用延人員数が 900 人超）

|       | 3 時間以上<br>4 時間未満 | 4 時間以上<br>5 時間未満 | 5 時間以上<br>6 時間未満 | 6 時間以上<br>7 時間未満 | 7 時間以上<br>8 時間未満 | 8 時間以上<br>9 時間未満 |
|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 要介護 1 | 338 単位           | 354 単位           | 514 単位           | 532 単位           | 595 単位           | 611 単位           |
| 要介護 2 | 387 単位           | 406 単位           | 608 単位           | 629 単位           | 703 単位           | 722 単位           |
| 要介護 3 | 438 単位           | 459 単位           | 702 単位           | 725 単位           | 814 単位           | 835 単位           |
| 要介護 4 | 486 単位           | 510 単位           | 796 単位           | 823 単位           | 926 単位           | 950 単位           |
| 要介護 5 | 537 単位           | 563 単位           | 890 単位           | 920 単位           | 1,038 単位         | 1,065 単位         |

※所要時間 2 時間以上 3 時間未満の通所介護を行う場合は、「4 時間以上 5 時間未満」の所定単位数の 70/100 相当を算定

【加減算】

| 項 目                            | 単 位              | 備 考                                                                                                  |
|--------------------------------|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 共生型通所介護を行う場合<br>(障害福祉制度の指定事業所) | 所定単位数<br>×93/100 | 指定生活介護事業所が行う場合                                                                                       |
|                                | 所定単位数<br>×95/100 | 指定自立訓練事業所が行う場合                                                                                       |
|                                | 所定単位数<br>×90/100 | 指定児童発達支援事業所が行う場合                                                                                     |
|                                | 所定単位数<br>×90/100 | 指定放課後等デイサービス事業所が行う場合                                                                                 |
| 生活相談員配置等加算                     | 13 単位/日          | 共生型通所介護を算定している場合                                                                                     |
| 延長加算                           | 50 単位            | 前後通算 9 時間以上 10 時間未満                                                                                  |
|                                | 100 単位           | 前後通算 10 時間以上 11 時間未満                                                                                 |
|                                | 150 単位           | 前後通算 11 時間以上 12 時間未満                                                                                 |
|                                | 200 単位           | 前後通算 12 時間以上 13 時間未満                                                                                 |
|                                | 250 単位           | 前後通算 13 時間以上 14 時間未満                                                                                 |
| 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算         | 所定単位数の<br>5/100  |                                                                                                      |
| 入浴介助加算                         | 50 単位/日          |                                                                                                      |
| 中重度者ケア体制加算                     | 45 単位/日          | 看護又は介護職員を基準より常勤換算で2以上確保、<br>前3月間の利用者総数のうち、要介護3・4・5の割合<br>が30%以上 等<br>共生型通所介護を算定の場合は、算定不可             |
| 生活機能向上連携加算                     | 200 単位/月         |                                                                                                      |
|                                | 100 単位/月         | 個別機能訓練加算を算定している場合                                                                                    |
| 個別機能訓練加算 (Ⅰ)                   | 46 単位/日          | 通所介護を実施する時間帯を通じて、機能訓練指導員<br>を1名以上配置                                                                  |
| 個別機能訓練加算 (Ⅱ)                   | 56 単位/日          | 専従の機能訓練指導員を1名以上配置                                                                                    |
| ADL 維持等加算 (Ⅰ)                  | 3 単位/月           |                                                                                                      |
| ADL 維持等加算 (Ⅱ)                  | 6 単位/月           |                                                                                                      |
| 認知症加算                          | 60 単位/日          | 前3月間の利用者総数のうち、認知症高齢者の日常生<br>活自立度Ⅲ以上の利用者の占める割合 20%以上、認知<br>症介護指導者研修等の修了者1以上確保 等<br>共生型サービス算定の場合は、算定不可 |
| 若年性認知症利用者受入加算                  | 60 単位/日          | 認知症加算との併算定不可                                                                                         |
| 栄養改善加算                         | 150 単位/回         | 月2回限度・3月以内(原則) 管理栄養士1名以上<br>配置                                                                       |
| 栄養スクリーニング加算                    | 5 単位/回           | 6月に1回限度                                                                                              |
| 口腔機能向上加算                       | 150 単位/回         | 月2回限度・3月以内(原則) ST、歯科衛生士、又<br>は看護職員1名以上配置                                                             |
| 事業所と同一建物居住者                    | ▲94 単位/日         |                                                                                                      |
| 事業所が送迎を行わない場合                  | ▲47 単位/片道        |                                                                                                      |
| サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) イ             | 18 単位/回          | 介護福祉士 50%以上配置                                                                                        |
| サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) ロ             | 12 単位/回          | 介護福祉士 40%以上配置                                                                                        |

|                                                       |                                                                                                                                             |                      |
|-------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ）                                       | 6 単位/回                                                                                                                                      | 勤続年数 3 年以上の者 30%以上配置 |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）                                         | (Ⅰ)は+所定単位×59/1000 を算定<br>(Ⅱ)は+所定単位×43/1000 を算定<br>(Ⅲ)は+所定単位×23/1000 を算定<br>(Ⅳ)は+介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 90/100 を算定<br>(Ⅴ)は+介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 80/100 を算定 |                      |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）                                         |                                                                                                                                             |                      |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）                                         |                                                                                                                                             |                      |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）                                         |                                                                                                                                             |                      |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）                                         |                                                                                                                                             |                      |
| 利用定員超過の場合、または看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は所定単位数の 70/100 相当を算定 |                                                                                                                                             |                      |

\* 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、通所介護費は、算定しない

## 概 要

### ①生活機能向上連携加算の創設

- 自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、生活機能向上連携加算を創設し、通所介護事業所の職員と外部のリハビリテーション専門職が連携して、機能訓練のマネジメントをすることを評価する。

#### 単位数

＜現行＞

なし

⇒

＜改定後＞

生活機能向上連携加算 200 単位／月（新設）

※個別機能訓練加算を算定している場合は 100 単位／月

#### 算定要件等

- 訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数 200 床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、医師が、通所介護事業所を訪問し、通所介護事業所の職員と共同で、アセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成すること。
- リハビリテーション専門職と連携して、個別機能訓練計画の進捗状況を 3 月ごとに 1 回以上評価し、必要に応じて計画・訓練内容等の見直しを行うこと。

### ②心身機能の維持に係るアウトカム評価の創設

- 自立支援・重度化防止の観点から、一定期間内に当該事業所を利用した者のうち、ADL（日常生活動作）の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合を新たに評価する。

## 単位数

＜現行＞

なし

⇒

＜改定後＞

ADL維持等加算(Ⅰ) 3単位／月（新設）

ADL維持等加算(Ⅱ) 6単位／月（新設）

## 算定要件等

- 以下の要件を満たす通所介護事業所の利用者全員について、評価期間（前々年度の1月から12月までの1年間）終了後の4月から3月までの1年間、新たな加算の算定を認める。
  - 評価期間に連続して6月以上利用した期間（注1）（以下、評価対象利用期間）のある要介護者（注2）の集団について、以下の要件を満たすこと。
    - ① 総数が20名以上であること
    - ② ①について、以下の要件を満たすこと。
      - a 評価対象利用期間の最初の月において要介護度が3、4または5である利用者が15%以上含まれること
      - b 評価対象利用期間の最初の月の時点で、初回の要介護・要支援認定があった月から起算して12月以内であった者が15%以下であること。
      - c 評価対象利用期間の最初の月と、当該最初の月から起算して6月目に、事業所の機能訓練指導員がBarthel Index（注3）を測定しており、その結果がそれぞれの月に報告されている者が90%以上であること
      - d cの要件を満たす者のうちBI利得（注4）が上位85%（注5）の者について、各々のBI利得が0より大きければ1、0より小さければ-1、0ならば0として合計したものが、0以上であること。
- 注1 複数ある場合には最初の月が最も早いもの。
- 注2 評価対象利用期間中、5時間以上の通所介護費の算定回数が5時間未満の通所介護費の算定回数を上回るものに限る。
- 注3 ADLの評価にあたり、食事、車椅子からベッドへの移動、整容、トイレ動作、入浴、歩行、階段昇降、着替え、排便コントロール、排尿コントロールの計10項目を5点刻みで点数化し、その合計点を100点満点として評価するもの。
- 注4 最初の月のBarthel Indexを「事前BI」、6月目のBarthel Indexを「事後BI」、事後BIから事前BIを控除したものを「BI利得」という。
- 注5 端数切り上げ
- また上記の要件を満たした通所介護事業所において評価期間の終了後にもBarthel Indexを測定、報告した場合、より高い評価を行う（Ⅰ）（Ⅱ）は各月でいずれか一方のみ算定可。）。

## ③機能訓練指導員の確保の促進

- 機能訓練指導員の確保を促進し、利用者の心身の機能の維持を促進する観点から、機能訓練指導員の対象資格（※）に一定の実務経験を有するはり師、きゅう師を追加する。個別機能訓練加算における機能訓練指導員の要件についても、同様の対応を行う。

※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師

## 算定要件等

- 一定の実務経験を有するはり師、きゅう師とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者とする。

#### ④栄養改善の取組の推進

##### ア 栄養改善加算の見直し

- 栄養改善加算について、管理栄養士1名以上の配置が要件とされている現行の取扱いを改め、外部の管理栄養士の実施でも算定を認めることとする。

##### イ 栄養スクリーニングに関する加算の創設

- 管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合の評価を創設する。

#### 単位数

##### ○アについて

＜現行＞

栄養改善加算 150 単位／回

＜改定後＞

⇒ 変更なし

##### ○イについて

＜現行＞

なし

⇒

＜改定後＞

栄養スクリーニング加算 5 単位／回（新設）

※6月に1回を限度とする

#### 算定要件等

##### ア 栄養改善加算

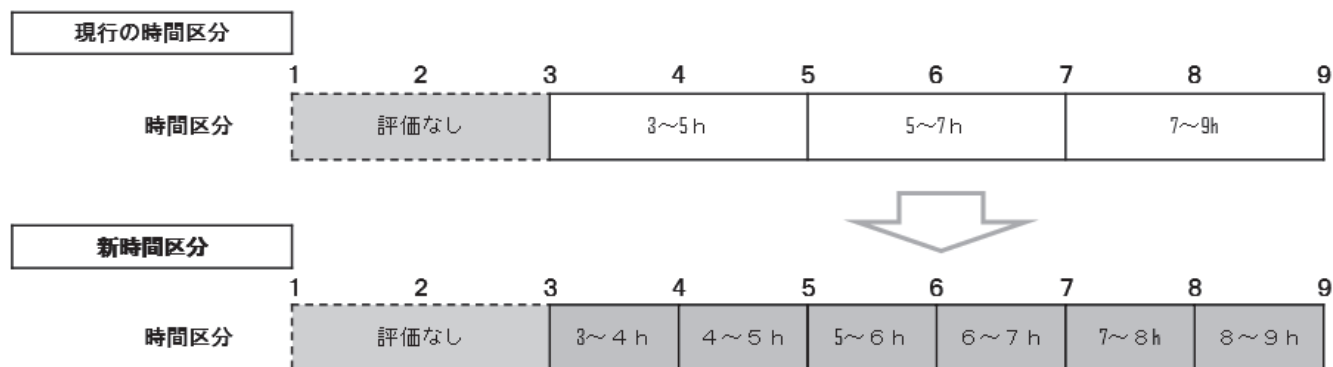
- 当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所・医療機関・栄養ケア・ステーション）との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

##### イ 栄養スクリーニング加算

- サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。）を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定する。

#### ⑤基本報酬のサービス提供時間区分の見直し ⑥規模ごとの基本報酬の見直し

- 通所介護の基本報酬は、2時間ごとの設定としているが、事業所のサービス提供時間の実態を踏まえて、基本報酬のサービス提供時間区分を1時間ごとに見直すこととする。
- 通所介護の基本報酬は、事業所規模（地域密着型、通常規模型、大規模型（Ⅰ）・（Ⅱ））に応じた設定としており、サービス提供1人当たりの管理的経費を考慮し、大規模型は報酬単価が低く設定されている。しかし、直近の通所介護の経営状況について、規模別に比較すると、規模が大きくなるほど収支差率も大きくなっており、また、管理的経費の実績を見ると、サービス提供1人当たりのコストは、通常規模型と比較して、大規模型は低くなっている。これらの実態を踏まえて、基本報酬について、介護事業経営実態調査の結果を踏まえた上で、全体として事業所の規模の拡大による経営の効率化に向けた努力を損なうことがないようにするとの観点も考慮しつつ、規模ごとにメリハリをつけて見直しを行うこととする。



※ 単位数については、次頁に記載

## ⑦設備に係る共用の明確化

- 通所介護と訪問介護が併設されている場合に、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、
- ・ 基準上両方のサービスに規定がある事務室については、共用が可能
  - ・ 基準上規定がない玄関、廊下、階段などの設備についても、共用が可能
- であることを明確にする。

その際、併設サービスが訪問介護である場合に限らず、共用が認められない場合を除き、共用が可能であることを明確にすることとする。【通知改正】

## ⑧共生型通所介護

### ア 共生型通所介護の基準

共生型通所介護については、障害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援、放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型通所介護の指定を受けられるものとして、基準を設定する。【省令改正】

### イ 共生型通所介護の報酬

報酬は、以下の基本的な考え方に基づき設定するとともに、生活相談員（社会福祉士等）を配置し、かつ、地域との関わりを持つために地域に貢献する活動（地域の交流の場の提供、認知症カフェ等）を実施している場合に評価する加算を設定する。また、通所介護事業所に係る加算は、各加算の算定要件を満たした場合に算定できることとする。

（報酬設定の基本的な考え方）

- 本来的な介護保険事業所の基準を満たしていないため、本来報酬単価と区分。
- 障害者が高齢者（65歳）に到達して介護保険に切り替わる際に事業所の報酬が大きく減ることは、65歳問題への対応という制度趣旨に照らして適切ではないことから、概ね障害福祉制度における報酬の水準を担保する。

## 単位数

【例】障害福祉制度の生活介護事業所が、要介護者へのデイサービスを行う場合

＜現行＞

なし

⇒

＜改定後＞

基本報酬 所定単位数に 93/100 を乗じた単位数(新設)

なし

⇒

生活相談員配置等加算 13 単位/日(新設)

## 算定要件等

＜生活相談員配置等加算＞

- 共生型通所介護事業所について、生活相談員（社会福祉士等）を配置し、かつ、地域に貢献する活動（地域交流の場の提供、認知症カフェ等）を実施していること。

## ⑨介護職員処遇改善加算の見直し

Ⅳ 処遇改善・地域区分の「（１）介護職員処遇改善加算の見直し」を参照

## (7) 通所リハビリテーション

### 通所リハビリテーション費

通常規模型の事業所（前年度平均利用延人員数 750 人以内/月）

|       | 1 時間以上<br>2 時間未満 | 2 時間以上<br>3 時間未満 | 3 時間以上<br>4 時間未満 | 4 時間以上<br>5 時間未満 | 5 時間以上<br>6 時間未満 | 6 時間以上<br>7 時間未満 | 7 時間以上<br>8 時間未満 |
|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 要介護 1 | 329 単位           | 343 単位           | 444 単位           | 508 単位           | 576 単位           | 667 単位           | 712 単位           |
| 要介護 2 | 358 単位           | 398 単位           | 520 単位           | 595 単位           | 688 単位           | 797 単位           | 849 単位           |
| 要介護 3 | 388 単位           | 455 単位           | 596 単位           | 681 単位           | 799 単位           | 924 単位           | 988 単位           |
| 要介護 4 | 417 単位           | 510 単位           | 693 単位           | 791 単位           | 930 単位           | 1,076 単位         | 1,151 単位         |
| 要介護 5 | 448 単位           | 566 単位           | 789 単位           | 900 単位           | 1,060 単位         | 1,225 単位         | 1,310 単位         |

大規模型の事業所（Ⅰ）（前年度平均利用延人員数 900 人以内/月）

|       | 1 時間以上<br>2 時間未満 | 2 時間以上<br>3 時間未満 | 3 時間以上<br>4 時間未満 | 4 時間以上<br>5 時間未満 | 5 時間以上<br>6 時間未満 | 6 時間以上<br>7 時間未満 | 7 時間以上<br>8 時間未満 |
|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 要介護 1 | 323 単位           | 337 単位           | 437 単位           | 498 単位           | 556 単位           | 650 単位           | 688 単位           |
| 要介護 2 | 354 単位           | 392 単位           | 512 単位           | 583 単位           | 665 単位           | 777 単位           | 820 単位           |
| 要介護 3 | 382 単位           | 448 単位           | 587 単位           | 667 単位           | 772 単位           | 902 単位           | 955 単位           |
| 要介護 4 | 411 単位           | 502 単位           | 682 単位           | 774 単位           | 899 単位           | 1,049 単位         | 1,111 単位         |
| 要介護 5 | 441 単位           | 558 単位           | 777 単位           | 882 単位           | 1,024 単位         | 1,195 単位         | 1,267 単位         |

大規模型の事業所（Ⅱ）（前年度平均利用延人員数 900 人超/月）

|       | 1 時間以上<br>2 時間未満 | 2 時間以上<br>3 時間未満 | 3 時間以上<br>4 時間未満 | 4 時間以上<br>5 時間未満 | 5 時間以上<br>6 時間未満 | 6 時間以上<br>7 時間未満 | 7 時間以上<br>8 時間未満 |
|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 要介護 1 | 316 単位           | 330 単位           | 426 単位           | 480 単位           | 537 単位           | 626 単位           | 664 単位           |
| 要介護 2 | 346 単位           | 384 単位           | 500 単位           | 563 単位           | 643 単位           | 750 単位           | 793 単位           |
| 要介護 3 | 373 単位           | 437 単位           | 573 単位           | 645 単位           | 746 単位           | 870 単位           | 922 単位           |
| 要介護 4 | 402 単位           | 491 単位           | 666 単位           | 749 単位           | 870 単位           | 1,014 単位         | 1,075 単位         |
| 要介護 5 | 430 単位           | 544 単位           | 759 単位           | 853 単位           | 991 単位           | 1,155 単位         | 1,225 単位         |

【加減算】

| 項 目                                | 単 位                                                   | 備 考                                                                |                                                      |
|------------------------------------|-------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 理学療法士等体制強化加算                       | 30 単位/日                                               | 専従かつ常勤の PT 等 2 名以上配置（1 時間以上 2 時間未満のみ）                              |                                                      |
| 延長加算                               | 50 単位                                                 | 前後通算 8 時間以上 9 時間未満                                                 |                                                      |
|                                    | 100 単位                                                | 前後通算 9 時間以上 10 時間未満                                                |                                                      |
|                                    | 150 単位                                                | 前後通算 10 時間以上 11 時間未満                                               |                                                      |
|                                    | 200 単位                                                | 前後通算 11 時間以上 12 時間未満                                               |                                                      |
|                                    | 250 単位                                                | 前後通算 12 時間以上 13 時間未満                                               |                                                      |
|                                    | 300 単位                                                | 前後通算 13 時間以上 14 時間未満                                               |                                                      |
| リハビリテーション提供体制加算                    | 12 単位                                                 | 所要時間 3 時間以上 4 時間未満                                                 |                                                      |
|                                    | 16 単位                                                 | 所要時間 4 時間以上 5 時間未満                                                 |                                                      |
|                                    | 20 単位                                                 | 所要時間 5 時間以上 6 時間未満                                                 |                                                      |
|                                    | 24 単位                                                 | 所要時間 6 時間以上 7 時間未満                                                 |                                                      |
|                                    | 28 単位                                                 | 所要時間 7 時間以上                                                        |                                                      |
| 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算             | 所定単位数の<br>5/100                                       |                                                                    |                                                      |
| 入浴介助加算                             | 50 単位/日                                               |                                                                    |                                                      |
| リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）               | 330 単位/月                                              | 医師、PT、OT、ST が通所開始 1 月以内に居宅訪問 等                                     |                                                      |
| リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）               | 850 単位/月                                              | 同意月から 6 月以内                                                        | リハビリテーション計画の作成に関与した PT、OT、ST が利用者やその家族に説明し、医師に報告する場合 |
|                                    | 530 単位/月                                              | 同意月から 6 月超                                                         |                                                      |
| リハビリテーションマネジメント加算（Ⅲ）               | 1,120 単位/月                                            | 同意月から 6 月以内                                                        | リハビリテーション計画について医師が利用者やその家族に説明する場合                    |
|                                    | 800 単位/月                                              | 同意月から 6 月超                                                         |                                                      |
| リハビリテーションマネジメント加算（Ⅳ）<br>3 月に 1 回限度 | 1,220 単位/月                                            | 同意月から 6 月以内                                                        | 通所リハビリテーション計画書等の内容に関するデータを厚生労働省に提出している場合             |
|                                    | 900 単位/月                                              | 同意月から 6 月超                                                         |                                                      |
| 短期集中個別リハビリテーション実施加算                | 110 単位/日                                              | 退院(所) 日又は認定日より 3 月以内<br>リハマネ加算の算定の場合<br>認知症短期集中リハ及び生活向上リハ加算との併算定不可 |                                                      |
| 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）            | 240 単位/日                                              | 週 2 日限度<br>リハマネ加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定                                       |                                                      |
| 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）            | 1,920 単位/月                                            | 月 4 回以上リハを実施<br>リハマネ加算（Ⅱ）を算定                                       |                                                      |
| 生活行為向上リハビリテーション実施加算                | 2,000 単位/月                                            | 利用開始月より 3 月以内                                                      |                                                      |
|                                    | 1,000 単位/月                                            | 利用開始月より 3 月超 6 月以内                                                 |                                                      |
|                                    | 当該加算算定後、通りハを継続利用する場合は 6 月間に限り 1 日につき所定単位数の 15/100 を減算 |                                                                    |                                                      |
| 若年性認知症利用者受入加算                      | 60 単位/日                                               | 個別の担当者を定めていること                                                     |                                                      |

|                                                                             |                                                                                                                                                |                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 栄養改善加算                                                                      | 150 単位/回                                                                                                                                       | 月 2 回限度、3 月以内（原則） 管理栄養士 1 名以上配置                                  |
| 栄養スクリーニング加算                                                                 | 5 単位/回                                                                                                                                         | 6 月に 1 回限度                                                       |
| 口腔機能向上加算                                                                    | 150 単位/回                                                                                                                                       | 月 2 回限度、3 月以内（原則） ST、歯科衛生士又は看護職員 1 名以上配置                         |
| 重度療養管理加算                                                                    | 100 単位/日                                                                                                                                       | 要介護 3・4・5 に限る。1～2 時間は算定不可                                        |
| 中重度者ケア体制加算                                                                  | 20 単位/日                                                                                                                                        | 看護又は介護職員を基準より常勤換算で 1 以上加配、前 3 月間の利用者総数のうち、要介護 3・4・5 の割合が 30%以上 等 |
| 事業所と同一建物居住者                                                                 | ▲94 単位/日                                                                                                                                       |                                                                  |
| 事業所が送迎を行わない場合                                                               | ▲47 単位/片道                                                                                                                                      |                                                                  |
| 社会参加支援加算                                                                    | 12 単位/日                                                                                                                                        | リハビリにより利用者の社会参加等を支援した場合                                          |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ                                                            | 18 単位/回                                                                                                                                        | 介護福祉士 50%以上配置                                                    |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ                                                            | 12 単位/回                                                                                                                                        | 介護福祉士 40%以上配置                                                    |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ）                                                             | 6 単位/回                                                                                                                                         | 勤続年数 3 年以上の者 30%以上配置                                             |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）                                                               | （Ⅰ）は＋所定単位の 47/1000 を算定<br>（Ⅱ）は＋所定単位の 34/1000 を算定<br>（Ⅲ）は＋所定単位の 19/1000 を算定<br>（Ⅳ）は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 90/100 を算定<br>（Ⅴ）は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 80/100 を算定 |                                                                  |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）                                                               |                                                                                                                                                |                                                                  |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）                                                               |                                                                                                                                                |                                                                  |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）                                                               |                                                                                                                                                |                                                                  |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）                                                               |                                                                                                                                                |                                                                  |
| 利用者の数が利用定員を超える場合、または、医師、PT、OT、ST、看護職員、介護職員の員数が基準に満たない場合は所定単位数の 70/100 相当を算定 |                                                                                                                                                |                                                                  |

\* 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、通所リハビリテーション費は、算定しない

## 概 要

### ①医師の指示の明確化等

※介護予防通所リハビリテーションについては、「5.介護予防サービス」を参照

- 医師の指示の内容を明確化して、評価するとともに、明確化する内容を考慮しながら、直近の介護事業経営実態調査の結果も踏まえて基本報酬を見直すこととする。
- 具体的には、医師の詳細な指示について、リハビリテーションマネジメント加算の算定要件として明確化し、別途評価するとともに、介護事業経営実態調査の結果を踏まえ、基本報酬を設定することとする。

### 単位数

|                      | ＜現行＞     |   | ＜改定後＞    |
|----------------------|----------|---|----------|
| リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ） | 230 単位／月 | ⇒ | 330 単位／月 |

### 算定要件等

- リハビリテーションマネジメント加算の算定要件に以下の内容を加える。
  - ・ 指定通所リハビリテーション事業所の医師が、指定通所リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか1以上の指示を行うこと。
- 以下の内容を通知に記載する。
  - ・ 医師が当該利用者に対して3月以上の継続利用が必要と判断する場合には、リハビリテーション計画書の備考欄に継続利用が必要な理由、その他の指定居宅サービスへの移行の見通しを記載すること。

### ②リハビリテーション会議への参加方法の見直し等

※介護予防通所リハビリテーションについては、「5.介護予防サービス」を参照

- 現行のリハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）を算定するためには、医師が利用者又はその家族に対し、リハビリテーション計画の内容等について、リハビリテーション会議で説明し、同意を得ることが必要である。
- しかし、医師のリハビリテーション会議への出席が困難なことや、医師からの説明時間が確保できないことから、この加算を算定できないことが多いという意見を踏まえ、以下の見直しを行うこととする。
  - ア リハビリテーション会議への医師の参加について、テレビ電話等（※）を活用してもよいこととする。【通知改正】
    - ※ テレビ会議システムその他、携帯電話等でのテレビ電話を含む。
  - イ 医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士がリハビリテーション計画等について医師の代わりに説明できることとする。ただし、この場合の評価は適正化することとする。

ウ リハビリテーション会議の開催頻度について、過去に一定以上の期間・頻度で介護保険または医療保険のリハビリテーションに係る報酬の請求がある利用者におけるリハビリテーション会議の開催については、算定当初から3月に1回でよいこととする。【通知改正】

## 単位数

＜現行＞

＜改定後＞

リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)

6月以内 850 単位／月（新設）

6月以降 530 単位／月（新設）

※リハビリテーション計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士  
又は言語聴覚士が説明する場合

リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)

6月以内 1020 単位／月

6月以降 700 単位／月

⇒

リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ)

6月以内 1120 単位／月

6月以降 800 単位／月

※医師が説明する場合

## 算定要件等

＜アについて＞

○ リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)(Ⅲ)共通の事項として通知に以下の内容を記載する。

・構成員である医師のリハビリテーション会議への出席については、テレビ電話等（テレビ会議システムの他、携帯電話等でのテレビ電話を含む）を使用してもよいこととする。

＜イについて＞

○ 以下をリハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)の算定要件とする。

・通所リハビリテーション計画について、当該計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、説明した内容等について医師へ報告すること。

## ③リハビリテーション計画書等のデータ提出等に対する評価

※介護予防通所リハビリテーションについては、「5.介護予防サービス」を参照

○ リハビリテーションの質の更なる向上のために、現行のリハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)の要件に加えて、以下の要件を満たした事業所を新たに評価することとする。

## 単位数

＜現行＞

＜改定後＞

リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)

6月以内 1020 単位／月

6月以降 700 単位／月

⇒

リハビリテーションマネジメント加算(Ⅳ)

6月以内 1220 単位／月（新設）

6月以降 900 単位／月（新設）

※3月に1回を限度とする

## 算定要件等

○ 以下の内容を算定要件とする。

・リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ)の要件に適合すること。

・指定通所リハビリテーション事業所における通所リハビリテーション計画書等の内容に関するデータを、通所・訪問リハビリテーションの質の評価データ収集等事業に参加し、同事業で活用しているシステム（VISIT）を用いて厚生労働省に提出していること。

#### ④社会参加支援加算の要件の明確化等

※介護予防通所リハビリテーションは含まない

- 社会参加支援加算の算定要件について、サービスの種類を考慮しつつ、告示と通知の記載内容を整理し、算定要件を明確にする。【通知改正】
- また、現行、告示や通知に記載されていない、下記の場合を加えることとする。
  - ・通所リハビリテーションの利用者が、要介護から要支援へ区分変更と同時に、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護に移行した場合。
  - ・就労に至った場合。【通知改正】

#### 単位数

|          | ＜現行＞    |   | ＜改定後＞ |
|----------|---------|---|-------|
| 社会参加支援加算 | 12 単位／日 | ⇒ | 変更なし  |

#### 算定要件等

##### ○現行の算定要件

- ・評価対象期間において指定通所リハビリテーションの提供を終了した者（生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定した者を除く。）のうち、指定通所介護、指定地域密着型通所介護、指定認知症対応型通所介護、第一号通所事業その他社会参加に資する取組を実施した者の占める割合が、100 分の5を超えていること。
- ・評価対象期間中に指定通所リハビリテーションの提供を終了した日から起算して 14 日以降 44 日以内に、通所リハビリテーション終了者に対して、その居宅を訪問すること又は介護支援専門員から居宅サービス計画に関する情報提供を受けること。
- ・リハビリテーションの利用の回転率

#### ⑤栄養改善の取組の推進

※介護予防通所リハビリテーションを含む

##### ア 栄養改善加算の見直し

- 栄養改善加算について、管理栄養士1名以上の配置が要件とされている現行の取扱いを改め、外部の管理栄養士の実施でも算定を認めることとする。

##### イ 栄養スクリーニングに関する加算の創設

- 管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合の評価を創設する。

#### 単位数

##### ○アについて

|        | ＜現行＞     |   | ＜改定後＞ |
|--------|----------|---|-------|
| 栄養改善加算 | 150 単位／回 | ⇒ | 変更なし  |

##### ○イについて

|  | ＜現行＞ |   | ＜改定後＞                                 |
|--|------|---|---------------------------------------|
|  | なし   | ⇒ | 栄養スクリーニング加算 5単位／回（新設）<br>※6月に1回を限度とする |

## 算定要件等

### ア 栄養改善加算

- 当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所・医療機関・栄養ケア・ステーション）との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

### イ 栄養スクリーニング加算

- サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。）を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定する。

## ⑥3時間以上のサービス提供に係る基本報酬等の見直し等

※介護予防通所リハビリテーションは含まない

- 通所リハビリテーションと通所介護の役割分担と機能強化に関する議論や、通所介護の見直しを踏まえ、以下の見直しを行う。

ア 3時間以上の通所リハビリテーションを提供した場合の基本報酬について、同じ時間、同等規模の事業所で通所介護を提供した場合の基本報酬との均衡を考慮しつつ見直しを行う。

イ 一方で、リハビリテーション専門職の配置が、人員に関する基準よりも手厚い体制を構築し、リハビリテーションマネジメントに基づいた長時間のサービスを提供している場合を評価する。

## 単位数

＜現行＞                      ＜改定後＞

|                            |            |             |
|----------------------------|------------|-------------|
| なし    ⇒    リハビリテーション提供体制加算 | 3時間以上4時間未満 | 12 単位／回（新設） |
|                            | 4時間以上5時間未満 | 16 単位／回（新設） |
|                            | 5時間以上6時間未満 | 20 単位／回（新設） |
|                            | 6時間以上7時間未満 | 24 単位／回（新設） |
|                            | 7時間以上      | 28 単位／回（新設） |

※ 基本報酬については、別頁に記載

## 算定要件等

＜イについて＞

- 以下の要件を算定要件とする。
  - ・リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。
  - ・指定通所リハビリテーション事業所において、常時、当該事業所に配置されている理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の合計数が、当該事業所の利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であること。

## ⑦短時間リハビリテーション実施時の面積要件等の緩和

※介護予防通所リハビリテーションは含まない

- 医療保険の脳血管疾患等・廃用症候群・運動器リハビリテーションから介護保険のリハビリテーションへの移行を円滑に行う観点から、診療報酬改定における対応を鑑みながら、必要に応

じて、医療保険と介護保険のリハビリテーションを同一のスペースにおいて行う場合の面積・人員・器具の共用に関する要件を緩和することとする。【通知改正】

|       | 現行                                          | 見直しの方向（注1、注2）                                                |
|-------|---------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 面積要件  | 介護保険の利用定員と医療保険の患者数の合計数 × 3㎡ 以上を満たしていること。    | 常時、介護保険の利用者数 × 3㎡ 以上を満たしていること。                               |
| 人員要件  | 同一職種の従業者と交代する場合は、医療保険のリハビリテーションに従事することができる。 | 同じ訓練室で実施する場合には、医療保険のリハビリテーションに従事することができる。                    |
| 器具の共有 | 1時間以上2時間未満の通所リハビリテーションの場合は、必要な器具の共用が認められる。  | サービス提供の時間にかかわらず、医療保険・介護保険のサービスの提供に支障が生じない場合は、必要な器具の共用が認められる。 |

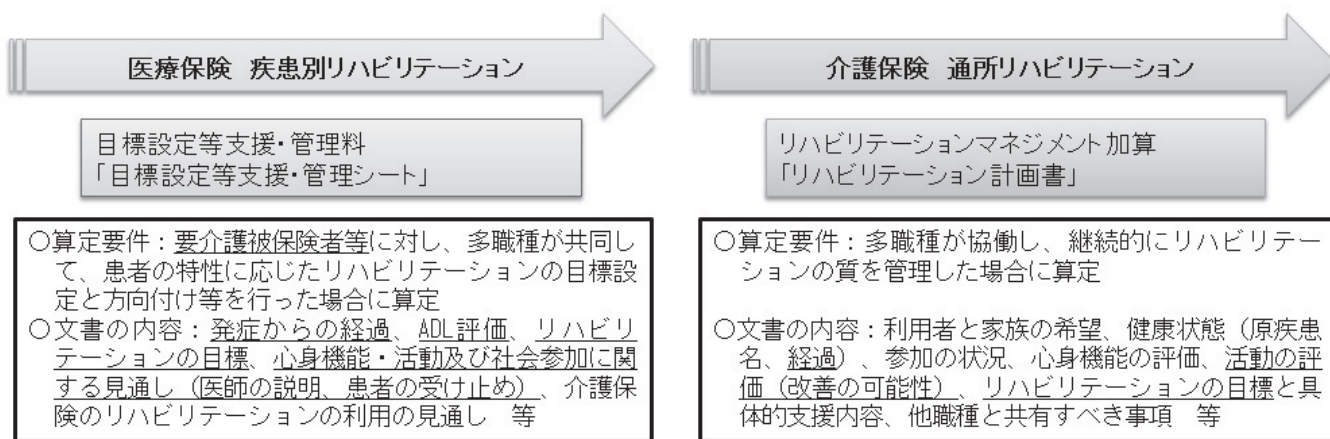
注1 最終的な見直し内容は、今後、解釈通知で規定する予定

注2 面積要件・人員要件の見直しは、1時間以上2時間未満の通所リハビリテーションに限る。

## ⑧医療と介護におけるリハビリテーション計画の様式の見直し等

※介護予防通所リハビリテーションを含む

- ア 医療保険の疾患別リハビリテーションを受けている患者の介護保険のリハビリテーションへの円滑な移行を推進するため、医療保険と介護保険のそれぞれのリハビリテーション計画書の共通する事項について互換性を持った様式を設けることとする。
- イ 指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所が、医療機関から当該様式をもって情報提供を受けた際、当該事業所の医師が利用者を診療するとともに、当該様式に記載された内容について、その是非を確認し、リハビリテーションの提供を開始しても差し支えないと判断した場合には、当該様式を根拠として介護保険のリハビリテーションの算定を開始可能とする。ただし、当該様式を用いて算定を開始した場合には、3月以内にリハビリテーション計画を作成することとする。【通知改正】



## ⑨介護医療院が提供する通所リハビリテーション

※介護予防通所リハビリテーションを含む

- 通所リハビリテーションについては、介護療養型医療施設が提供可能であったことを踏まえ、介護医療院においても提供することを可能とする。

## ⑩介護職員処遇改善加算の見直し

※介護予防通所リハビリテーションを含む

Ⅳ 処遇改善・地域区分の「（１）介護職員処遇改善加算の見直し」を参照

## （８）短期入所生活介護

### 短期入所生活介護費（１日につき）

|       | 単独型    |        | 単独型<br>ユニット型 | 併設型    |        | 併設型<br>ユニット型 |
|-------|--------|--------|--------------|--------|--------|--------------|
|       | 従来型個室  | 多床室    | 個室<br>個室的多床室 | 従来型個室  | 多床室    | 個室<br>個室的多床室 |
| 要介護 1 | 625 単位 | 625 単位 | 723 単位       | 584 単位 | 584 単位 | 682 単位       |
| 要介護 2 | 693 単位 | 693 単位 | 790 単位       | 652 単位 | 652 単位 | 749 単位       |
| 要介護 3 | 763 単位 | 763 単位 | 863 単位       | 722 単位 | 722 単位 | 822 単位       |
| 要介護 4 | 831 単位 | 831 単位 | 930 単位       | 790 単位 | 790 単位 | 889 単位       |
| 要介護 5 | 897 単位 | 897 単位 | 997 単位       | 856 単位 | 856 単位 | 956 単位       |

### 【加減算】

| 項 目                                | 単 位              | 備 考                                                                                         |                    |
|------------------------------------|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 共生型短期入所生活介護を行う場合<br>（障害福祉制度の指定事業所） | 所定単位数<br>×92/100 | 指定短期入所事業所が行う場合、併設型（ユニット型除く）のみ                                                               |                    |
| 生活相談員配置等加算                         | 13 単位/日          | 共生型短期入所生活介護を算定している場合、併設型（ユニット型除く）のみ                                                         |                    |
| 生活機能向上連携加算                         | 200 単位/月         | 個別機能訓練加算を算定している場合                                                                           |                    |
|                                    | 100 単位/月         |                                                                                             |                    |
| 機能訓練指導員配置加算                        | 12 単位/日          | 機能訓練指導員（PT 等）について、常勤専従 1 名以上、かつ利用者数（併設本体施設入所者等との合計数）が 100 を超える場合、常勤換算法で利用者数を 100 で除した数以上を配置 |                    |
| 個別機能訓練加算                           | 56 単位/日          | 専従の機能訓練指導員を 1 名以上配置<br>機能訓練指導員等が居宅を訪問し個別機能訓練計画を策定し、3 月ごとに 1 回以上居宅を訪問し、内容を見直す                |                    |
| 看護体制加算（Ⅰ）                          | 4 単位/日           | 常勤看護師 1 名以上配置                                                                               |                    |
| 看護体制加算（Ⅱ）                          | 8 単位/日           | 看護職員を常勤換算法で利用者数が 25 またはその端数を増すごとに 1 名以上配置                                                   |                    |
| 看護体制加算（Ⅲ）                          | 12 単位/日          | 利用定員 29 人以下                                                                                 | 要介護 3 以上の利用者 70%以上 |
|                                    | 6 単位/日           | 利用定員 30 人以上 50 人以下                                                                          |                    |
| 看護体制加算（Ⅳ）                          | 23 単位/日          | 利用定員 29 人以下                                                                                 | 同上                 |
|                                    | 13 単位/日          | 利用定員 30 人以上 50 人以下                                                                          |                    |
| 医療連携強化加算                           | 58 単位/日          | 重度者受け入れ時。看護体制加算（Ⅱ）を算定していること。                                                                |                    |
| 夜勤職員配置加算（Ⅰ）従来型                     | 13 単位/日          | 最低基準を 1 以上上回る場合、ユニット型以外                                                                     |                    |
| 夜勤職員配置加算（Ⅱ）ユニット型                   | 18 単位/日          | 最低基準を 1 以上上回る場合、ユニット型                                                                       |                    |
| 夜勤職員配置加算（Ⅲ）従来型                     | 15 単位/日          |                                                                                             |                    |
| 夜勤職員配置加算（Ⅳ）ユニット型                   | 20 単位/日          |                                                                                             |                    |

|                                                        |                                  |                                         |
|--------------------------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------------|
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算                                       | 200 単位/日                         | 利用開始日から 7 日限度                           |
| 若年性認知症利用者受入加算                                          | 120 単位/日                         | 個別の担当者を定めていること 認知症行動・心理症状緊急対応加算との併算定は不可 |
| 送迎加算                                                   | 184 単位/片道                        |                                         |
| 緊急短期入所受入加算                                             | 90 単位/日                          | 7 日限度<br>認知症行動・心理症状緊急対応加算との併算定不可        |
| 療養食加算                                                  | 8 単位/回                           | 1 日に 3 回限度、管理栄養士又は栄養士によって管理             |
| 在宅中重度者受入加算<br>(1) 看護体制加算 (Ⅰ) 又は (Ⅲ) を算定の場合             | 421 単位/日                         | 看護体制加算 (Ⅱ) 又は (Ⅳ) を算定していない場合に限る         |
| (2) 看護体制加算 (Ⅱ) 又は (Ⅳ) を算定の場合                           | 417 単位/日                         | 看護体制加算 (Ⅰ) 又は (Ⅲ) を算定していない場合に限る         |
| 上記 (1) (2) いずれの看護体制加算も算定の場合                            | 413 単位/日                         |                                         |
| 看護体制加算を算定していない場合                                       | 425 単位/日                         |                                         |
| 認知症専門ケア加算 (Ⅰ)                                          | 3 単位/日                           | 認知症介護に係る専門研修修了者を配置                      |
| 認知症専門ケア加算 (Ⅱ)                                          | 4 単位/日                           | 認知症介護の指導に係る専門研修修了者を配置                   |
| サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) イ                                     | 18 単位/日                          | 介護福祉士 60%以上配置                           |
| サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) ロ                                     | 12 単位/日                          | 介護福祉士 50%以上配置                           |
| サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)                                       | 6 単位/日                           | 看護・介護職員で常勤職員 75%以上配置                    |
| サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)                                       | 6 単位/日                           | 勤続年数 3 年以上の者 30%以上配置                    |
| 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)                                         | (Ⅰ)は+所定単位の 83/1000 を算定           |                                         |
| 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)                                         | (Ⅱ)は+所定単位の 60/1000 を算定           |                                         |
| 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)                                         | (Ⅲ)は+所定単位の 33/1000 を算定           |                                         |
| 介護職員処遇改善加算 (Ⅳ)                                         | (Ⅳ)は+介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) の 90/100 を算定 |                                         |
| 介護職員処遇改善加算 (Ⅴ)                                         | (Ⅴ)は+介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) の 80/100 を算定 |                                         |
| 連続 30 日を超えて同一事業所に入所している場合、30 単位/日を所定単位数から減算            |                                  |                                         |
| 夜勤職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の 97/100 相当を算定           |                                  |                                         |
| 利用定員超過の場合、または介護・看護職員の員数が基準を満たさない場合は所定単位数の 70/100 相当を算定 |                                  |                                         |
| ユニット型について、基準の職員配置基準を満たさない場合は、所定単位数の 97/100 相当を算定       |                                  |                                         |

\*1 感染症等や著しい精神症状等で従来型個室の利用の必要がある者については、多床室の単位数を算定

\*2 利用者が連続して 30 日を超えてサービスを受ける場合、30 日超以降については算定しない

## 概 要

### ①看護体制の充実

※介護予防短期入所生活介護は含まない

- 中重度の高齢者の積極的な受け入れを促進する等の観点から、現行の看護体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ)の算定要件である体制要件に加えて、利用者のうち要介護3以上の利用者を70%以上受け入

れる事業所について、新たに評価することとする。その際、定員ごとにきめ細かく単位数を設定することとする。

## 単位数

### <現行>

看護体制加算(Ⅰ) 4単位/日  
看護体制加算(Ⅱ) 8単位/日

⇒

### <改定後>

看護体制加算(Ⅰ) 4単位/日  
看護体制加算(Ⅱ) 8単位/日  
看護体制加算(Ⅲ)イ 12単位/日(新設)  
看護体制加算(Ⅲ)ロ 6単位/日(新設)  
看護体制加算(Ⅳ)イ 23単位/日(新設)  
看護体制加算(Ⅳ)ロ 13単位/日(新設)

## 算定要件等

|          | 看護体制加算(Ⅲ)                                                    |            | 看護体制加算(Ⅳ)            |            |
|----------|--------------------------------------------------------------|------------|----------------------|------------|
|          | イ                                                            | ロ          | イ                    | ロ          |
| 看護体制要件   | 看護体制加算(Ⅰ)の算定要件を満たすこと                                         |            | 看護体制加算(Ⅱ)の算定要件を満たすこと |            |
| 中重度者受入要件 | 前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が100分の70以上であること |            |                      |            |
| 定員要件     | 29人以下                                                        | 30人以上50人以下 | 29人以下                | 30人以上50人以下 |

※看護体制加算(Ⅲ)及び看護体制加算(Ⅳ)を同時に算定することは可能  
看護体制加算(Ⅰ)及び看護体制加算(Ⅲ)を同時に算定することは不可。  
看護体制加算(Ⅱ)及び看護体制加算(Ⅳ)を同時に算定することは不可。

## ②夜間の医療処置への対応の強化

※介護予防短期入所生活介護は含まない

- 夜間の医療処置への対応を強化する観点から、夜勤職員配置加算について、現行の要件に加えて、夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置していること又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること（この場合、登録喀痰吸引等事業者として都道府県の登録が必要）について、これをより評価することとする。

## 単位数

### <現行>

従来型の場合 (Ⅰ): 13単位/日  
ユニット型の場合 (Ⅱ): 18単位/日

⇒

### <改定後>

従来型の場合 (Ⅰ): 13単位/日  
ユニット型の場合 (Ⅱ): 18単位/日  
従来型の場合 (Ⅲ): 15単位/日(新設)  
ユニット型の場合 (Ⅳ): 20単位/日(新設)

### ③生活機能向上連携加算の創設

※介護予防短期入所生活介護を含む

- 自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、生活機能向上連携加算を創設し、短期入所生活介護の事業所の職員と外部のリハビリテーション専門職が連携して、機能訓練のマネジメントをすることを評価する。

#### 単位数

＜現行＞

なし

⇒

＜改定後＞

生活機能向上連携加算 200 単位／月

※個別機能訓練加算を算定している場合は 100 単位／月

#### 算定要件等

- 訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数 200 床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、医師が、短期入所生活介護の事業所を訪問し、短期入所生活介護の事業所の職員と共同で、アセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成すること。
- リハビリテーション専門職と連携して、個別機能訓練計画の進捗状況を 3 月ごとに 1 回以上評価し、必要に応じて計画・訓練内容等の見直しを行うこと。

### ④機能訓練指導員の確保の促進

※介護予防短期入所生活介護を含む

- 機能訓練指導員の確保を促進し、利用者の心身の機能の維持を促進する観点から、機能訓練指導員の対象資格（※）に一定の実務経験を有するはり師、きゅう師を追加する。個別機能訓練加算、機能訓練体制加算における機能訓練指導員の要件についても、同様の対応を行う。

※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師

#### 算定要件等

- 一定の実務経験を有するはり師、きゅう師とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で 6 月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者とする。

### ⑤認知症専門ケア加算の創設

※介護予防短期入所生活介護を含む

- どのサービスでも認知症の方に適切なサービスが提供されるように、現在、介護老人福祉施設や介護老人保健施設に設けられている認知症専門ケア加算について、短期入所生活介護にも創設する。

## 単位数

<現行>

なし

⇒

<改定後>

認知症専門ケア加算(Ⅰ)

3単位/日(新設)

認知症専門ケア加算(Ⅱ)

4単位/日(新設)

## 算定要件等

### ○認知症専門ケア加算(Ⅰ)

- ・ 施設における利用者の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上。
- ・ 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。

### ○認知症専門ケア加算(Ⅱ)

- ・ 加算(Ⅰ)の基準のいずれにも適合すること。
- ・ 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
- ・ 当該施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。

## ⑥特養併設型における夜勤職員の配置基準の緩和

### ※介護予防短期入所生活介護を含む

- 介護人材が不足する中で、効率的な人員配置を進める観点から、利用者の処遇に支障がなく、一定の要件を満たす場合には、短期入所生活介護事業所(ユニット型以外)と特養(ユニット型)が併設している場合の夜勤職員の兼務を認めることとする。

## 算定要件等

- 以下の要件を満たす場合には、夜勤職員の兼務を認める。
  - ・ 短期入所生活介護事業所と特別養護老人ホームが併設されていること
  - ・ 夜勤職員1人あたりの短期入所生活介護事業所(ユニット型以外)と特養(ユニット型)の利用者数の合計が20人以内であること

### ※ 逆の場合(短期入所生活介護事業所(ユニット型)と特養(ユニット型以外))も同様とする。

(参考) 特養(ユニット型)と短期入所生活介護(ユニット型以外)が併設されている場合の例

|    | 本体特養(ユニット型) | 併設ショートステイ |
|----|-------------|-----------|
| 3階 | 10人         |           |
| 2階 | 9人          | 3人(多床室)   |
| 1階 | 10人         |           |

- 改正前は夜勤職員を計3名配置する必要。
  - ・ 特養 = 2ユニットごとに1人 → 3ユニット → 2名
  - ・ ショートステイ = 利用者25人につき1人 → 3人 → 1名
 計3名
- 改正後は、計2名となる。

## ⑦介護ロボットの活用の推進

※介護予防短期入所生活介護は含まない

- 夜勤職員配置加算について、業務の効率化等を図る観点から、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合について、新たに評価する。単位数は変更しない。

※夜勤職員配置加算

|          |             |
|----------|-------------|
| 従来型の場合   | (Ⅰ)：13 単位／日 |
| ユニット型の場合 | (Ⅱ)：18 単位／日 |

## 算定要件等

＜現行の夜勤職員配置加算の要件＞

- ・ 夜勤時間帯の夜勤職員数：  
夜勤職員の最低基準＋1 名分の人員を多く配置  
していること。

＜見守り機器を導入した場合の夜勤職員配置加算の要件＞

- ・ 夜勤時間帯の夜勤職員数：  
夜勤職員の最低基準＋0.9 名分の人員を多く配置  
していること。
- ・ 入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の  
15%以上に設置していること。
- ・ 施設内に見守り機器を安全かつ有効に活用するための  
委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

## ⑧多床室の基本報酬の見直し

※介護予防短期入所生活介護を含む

- 短期入所生活介護の基本報酬について、特別養護老人ホームの従来型個室と多床室の基本報酬は同じとなっていることとの整合性の観点から、従来型個室と多床室との間の報酬の差を適正化することとする。

## ⑨療養食加算の見直し

※介護予防短期入所生活介護を含む

- 療養食加算について、1 日単位で評価を行っている現行の取扱いを改め、1 日 3 食を限度とし、1 食を 1 回として、1 回単位の評価とする。

## 単位数

|       | ＜現行＞    |   | ＜改定後＞  |
|-------|---------|---|--------|
| 療養食加算 | 23 単位／日 | ⇒ | 8 単位／回 |

## ⑩共生型短期入所生活介護

※介護予防短期入所生活介護を含む

### ア 共生型短期入所生活介護の基準

共生型短期入所生活介護については、障害福祉制度における短期入所（障害者支援施設の併設型及び空床利用型に限る。）の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型短期入所生活介護の指定を受けられるものとして、基準を設定する。【省令改正】

### イ 共生型短期入所生活介護の報酬

報酬は、以下の基本的な考え方に基づき設定するとともに、生活相談員（社会福祉士等）を配置し、かつ、地域との関わりを持つために地域に貢献する活動（地域の交流の場の提供、認知症カフェ等）を実施している場合に評価する加算を設定する。また、短期入所生活介護事業所に係る加算は、各加算の算定要件を満たした場合に算定できることとする。

（報酬設定の基本的な考え方）

- i 本来的な介護保険事業所の基準を満たしていないため、本来報酬単価と区分。
- ii 障害者が高齢者（65歳）に到達して介護保険に切り替わる際に事業所の報酬が大きく減ることは、65歳問題への対応という制度趣旨に照らして適切ではないことから、概ね障害福祉制度における報酬の水準を担保する。

## 単位数

○障害福祉制度の短期入所事業所が、要介護者へのショートステイを行う場合

| ＜現行＞ |   | ＜改定後＞      |                           |
|------|---|------------|---------------------------|
| なし   | ⇒ | 基本報酬       | 所定単位数に 92/100 を乗じた単位数（新設） |
| なし   | ⇒ | 生活相談員配置等加算 | 13 単位/日（新設）               |

## 算定要件等

＜生活相談員配置等加算＞

- 共生型短期入所生活介護事業所について、生活相談員（社会福祉士等）を配置し、かつ、地域に貢献する活動（地域交流の場の提供、認知症カフェ等）を実施していること。

## ⑪介護職員処遇改善加算の見直し

※介護予防短期入所生活介護を含む

Ⅳ 処遇改善・地域区分の「（１）介護職員処遇改善加算の見直し」を参照

## ⑫居室とケア

※介護予防短期入所生活介護を含む

- ユニット型準個室について、実態を踏まえ、その名称を「ユニット型個室的多床室」に変更する。

## (9) 短期入所療養介護

### ①介護老人保健施設

介護老人保健施設短期入所療養介護費（1日につき）

#### 介護老人保健施設

|      | 基本型    |          |                    | 在宅強化型    |          |                    |
|------|--------|----------|--------------------|----------|----------|--------------------|
|      | 従来型個室  | 多床室      | ユニット型個室<br>同個室的多床室 | 従来型個室    | 多床室      | ユニット型個室<br>同個室的多床室 |
| 要介護1 | 753 単位 | 826 単位   | 832 単位             | 794 単位   | 873 単位   | 877 単位             |
| 要介護2 | 798 単位 | 874 単位   | 877 単位             | 865 単位   | 947 単位   | 951 単位             |
| 要介護3 | 859 単位 | 935 単位   | 939 単位             | 927 単位   | 1,009 単位 | 1,013 単位           |
| 要介護4 | 911 単位 | 986 単位   | 992 単位             | 983 単位   | 1,065 単位 | 1,069 単位           |
| 要介護5 | 962 単位 | 1,039 単位 | 1,043 単位           | 1,038 単位 | 1,120 単位 | 1,124 単位           |

|      | その他    |          |                    |
|------|--------|----------|--------------------|
|      | 従来型個室  | 多床室      | ユニット型個室<br>同個室的多床室 |
| 要介護1 | 739 単位 | 811 単位   | 816 単位             |
| 要介護2 | 783 単位 | 858 単位   | 861 単位             |
| 要介護3 | 843 単位 | 917 単位   | 921 単位             |
| 要介護4 | 894 単位 | 967 単位   | 973 単位             |
| 要介護5 | 944 単位 | 1,019 単位 | 1,023 単位           |

#### 介護療養型老人保健施設

|      | 看護職員を配置  |          |                    | 看護オンコール体制 |          |                    |
|------|----------|----------|--------------------|-----------|----------|--------------------|
|      | 従来型個室    | 多床室      | ユニット型個室<br>同個室的多床室 | 従来型個室     | 多床室      | ユニット型個室<br>同個室的多床室 |
| 要介護1 | 778 単位   | 855 単位   | 940 単位             | 778 単位    | 855 単位   | 940 単位             |
| 要介護2 | 859 単位   | 937 単位   | 1,021 単位           | 853 単位    | 931 単位   | 1,015 単位           |
| 要介護3 | 972 単位   | 1,051 単位 | 1,134 単位           | 946 単位    | 1,024 単位 | 1,108 単位           |
| 要介護4 | 1,048 単位 | 1,126 単位 | 1,210 単位           | 1,021 単位  | 1,098 単位 | 1,183 単位           |
| 要介護5 | 1,122 単位 | 1,200 単位 | 1,284 単位           | 1,095 単位  | 1,173 単位 | 1,257 単位           |

#### 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費

|               |          |
|---------------|----------|
| 3 時間以上 4 時間未満 | 654 単位   |
| 4 時間以上 6 時間未満 | 905 単位   |
| 6 時間以上 8 時間未満 | 1,257 単位 |

※ 利用対象者は、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり、常時看護職員による観察が必要なもの

【加減算】

| 項 目                                                                           | 単位                                                                                                                                                 | 備 考                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 夜勤職員配置加算                                                                      | 24 単位/日                                                                                                                                            | 特定短期入所療養介護をのぞく、定員 41 以上の施設は 2 以上、定員 40 以下の施設は 1 以上 かつ 看護・介護職員 20 : 1 以上 |
| 個別リハビリテーション実施加算                                                               | 240 単位/日                                                                                                                                           | 医師、リハ職等で共同して個別リハ計画作成、医師の指示を受けた PT 等により実施、「その他」は算定不可                     |
| 認知症ケア加算                                                                       | 76 単位/日                                                                                                                                            | ユニット型、特定短期入所療養介護をのぞく                                                    |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算                                                              | 200 単位/日                                                                                                                                           | 利用開始日から 7 日間限度<br>特定短期入所療養介護のぞく                                         |
| 緊急短期入所受入加算                                                                    | 90 単位/日                                                                                                                                            | 利用開始日から 7 日間限度<br>認知症行動・心理症状緊急対応加算との併算定は不可                              |
| 若年性認知症利用者受入加算                                                                 | 120 単位/日                                                                                                                                           | 個別の担当者を定めていること<br>認知症行動・心理症状緊急対応加算との併算定は不可                              |
| 特定短期入所療養介護                                                                    | 60 単位/日                                                                                                                                            |                                                                         |
| 重度療養管理加算<br>(療養型老健除く)                                                         | 120 単位/日                                                                                                                                           | 要介護4・5に限る、常時頻回の喀痰吸引、人工呼吸器使用、中心静脈注射実施等、「その他」は算定不可                        |
| 特定短期入所療養介護                                                                    | 60 単位/日                                                                                                                                            |                                                                         |
| 在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (Ⅰ)                                                           | 34 単位/日                                                                                                                                            | 基本型                                                                     |
| 在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (Ⅱ)                                                           | 46 単位/日                                                                                                                                            | 在宅強化型                                                                   |
| 送迎加算                                                                          | 184 単位/片道                                                                                                                                          |                                                                         |
| 療養体制維持特別加算 (Ⅰ)                                                                | 27 単位/日                                                                                                                                            | 介護療養型老健のみ、(Ⅰ) 及び (Ⅱ) のそれぞれの要件を満たす場合は、併算定可                               |
| 療養体制維持特別加算 (Ⅱ)                                                                | 57 単位/日                                                                                                                                            |                                                                         |
| 療養食加算                                                                         | 8 単位/回                                                                                                                                             | 1 日に 3 回限度 管理栄養士又は栄養士によって管理                                             |
| 認知症専門ケア加算 (Ⅰ)                                                                 | 3 単位/日                                                                                                                                             | 認知症介護に係る専門研修修了者を配置                                                      |
| 認知症専門ケア加算 (Ⅱ)                                                                 | 4 単位/日                                                                                                                                             | 認知症介護の指導に係る専門研修修了者を配置                                                   |
| サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) イ                                                            | 18 単位/日                                                                                                                                            | 介護福祉士 60%以上配置                                                           |
| サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) ロ                                                            | 12 単位/日                                                                                                                                            | 介護福祉士 50%以上配置                                                           |
| サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)                                                              | 6 単位/日                                                                                                                                             | 看護・介護職員で常勤職員 75%以上配置                                                    |
| サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)                                                              | 6 単位/日                                                                                                                                             | 勤続年数 3 年以上の者 30%以上配置                                                    |
| 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)                                                                | (Ⅰ)は＋所定単位の 39/1000 を算定<br>(Ⅱ)は＋所定単位の 29/1000 を算定<br>(Ⅲ)は＋所定単位の 16/1000 を算定<br>(Ⅳ)は＋介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) の 90/100 を算定<br>(Ⅴ)は＋介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) の 80/100 を算定 |                                                                         |
| 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)                                                                |                                                                                                                                                    |                                                                         |
| 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)                                                                |                                                                                                                                                    |                                                                         |
| 介護職員処遇改善加算 (Ⅳ)                                                                |                                                                                                                                                    |                                                                         |
| 介護職員処遇改善加算 (Ⅴ)                                                                |                                                                                                                                                    |                                                                         |
| 夜勤職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の 97/100 相当を算定                                  |                                                                                                                                                    |                                                                         |
| 利用者の数及び入所定員を超える場合、または、医師、看護職員、介護職員、PT、OT、ST の員数が基準に満たない場合は所定単位数の 70/100 相当を算定 |                                                                                                                                                    |                                                                         |
| ユニットケア体制が未整備の場合は、所定単位数の 97/100 相当を算定                                          |                                                                                                                                                    |                                                                         |

\*1 感染症等や著しい精神症状等で従来型個室の利用の必要がある者については、多床室の単位数を算定

\*2 利用者が連続して 30 日を超えてサービスを受ける場合、30 日を超える日以降については算定しない

- \*3 特別療養費：介護療養型老人保健施設においては、別に定める項目（老人保健施設サービス費の項を参照）について、所定単位数に10円を乗じて得た額を算定
- \*4 緊急時施設療養費：入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる医療行為につき算定
- ① 緊急時治療管理 511 単位/日（同一入所者1月1回、連続3日限度・緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等）
  - ② 特定治療 医科診療報酬点数表に定める点数に10円を乗じて得た額を算定（医学的リハビリテーション、処置、手術、麻酔、放射線治療）

## ②介護療養型医療施設 等

療養病床等短期入所療養介護費（1日につき）

病院 【従来型】

|       | 看護 6:1/介護 4:1 |          | 看護 6:1/介護 5:1 |          | 看護 6:1/介護 6:1 |          | ユニット型        |
|-------|---------------|----------|---------------|----------|---------------|----------|--------------|
|       | 従来型個室         | 多床室      | 従来型個室         | 多床室      | 従来型個室         | 多床室      | 個室<br>個室の多床室 |
| 要介護 1 | 691 単位        | 795 単位   | 636 単位        | 741 単位   | 614 単位        | 720 単位   | 817 単位       |
| 要介護 2 | 794 単位        | 898 単位   | 739 単位        | 844 単位   | 720 単位        | 825 単位   | 920 単位       |
| 要介護 3 | 1,017 単位      | 1,121 単位 | 891 単位        | 995 単位   | 863 単位        | 969 単位   | 1,143 単位     |
| 要介護 4 | 1,112 単位      | 1,216 単位 | 1,037 単位      | 1,142 単位 | 1,012 単位      | 1,118 単位 | 1,238 単位     |
| 要介護 5 | 1,197 単位      | 1,301 単位 | 1,077 単位      | 1,181 単位 | 1,051 単位      | 1,157 単位 | 1,323 単位     |

病院 【療養機能強化型 A】

|       | 看護 6:1/介護 4:1 |          | ユニット型        |
|-------|---------------|----------|--------------|
|       | 従来型個室         | 多床室      | 個室<br>個室の多床室 |
| 要介護 1 | 719 単位        | 828 単位   | 845 単位       |
| 要介護 2 | 827 単位        | 936 単位   | 953 単位       |
| 要介護 3 | 1,060 単位      | 1,169 単位 | 1,186 単位     |
| 要介護 4 | 1,159 単位      | 1,268 単位 | 1,285 単位     |
| 要介護 5 | 1,248 単位      | 1,357 単位 | 1,374 単位     |

病院 【療養機能強化型 B】

|       | 看護 6:1/介護 4:1 |          | 看護 6:1/介護 5:1 |          | ユニット型        |
|-------|---------------|----------|---------------|----------|--------------|
|       | 従来型個室         | 多床室      | 従来型個室         | 多床室      | 個室<br>個室の多床室 |
| 要介護 1 | 709 単位        | 816 単位   | 651 単位        | 759 単位   | 835 単位       |
| 要介護 2 | 815 単位        | 923 単位   | 757 単位        | 864 単位   | 941 単位       |
| 要介護 3 | 1,045 単位      | 1,152 単位 | 912 単位        | 1,019 単位 | 1,171 単位     |
| 要介護 4 | 1,142 単位      | 1,249 単位 | 1,062 単位      | 1,169 単位 | 1,268 単位     |
| 要介護 5 | 1,230 単位      | 1,337 単位 | 1,103 単位      | 1,209 単位 | 1,356 単位     |

病院（経過型）

|       | 看護 6:1/介護 4:1 |          | 看護 8:1/介護 4:1 |          | ユニット型        |
|-------|---------------|----------|---------------|----------|--------------|
|       | 従来型個室         | 多床室      | 従来型個室         | 多床室      | 個室<br>個室の多床室 |
| 要介護 1 | 700 単位        | 805 単位   | 700 単位        | 805 単位   | 817 単位       |
| 要介護 2 | 804 単位        | 910 単位   | 804 単位        | 910 単位   | 920 単位       |
| 要介護 3 | 947 単位        | 1,052 単位 | 907 単位        | 1,012 単位 | 1,056 単位     |
| 要介護 4 | 1,033 単位      | 1,139 単位 | 994 単位        | 1,098 単位 | 1,141 単位     |
| 要介護 5 | 1,120 単位      | 1,225 単位 | 1,080 単位      | 1,186 単位 | 1,226 単位     |

## 診療所

|       | 看護 6:1/介護 6:1 |        | 看護/介護 3:1 |        | ユニット型        |
|-------|---------------|--------|-----------|--------|--------------|
|       | 従来型個室         | 多床室    | 従来型個室     | 多床室    | 個室<br>個室の多床室 |
| 要介護 1 | 673 単位        | 777 単位 | 596 単位    | 702 単位 | 798 単位       |
| 要介護 2 | 722 単位        | 825 単位 | 640 単位    | 745 単位 | 847 単位       |
| 要介護 3 | 770 単位        | 875 単位 | 683 単位    | 789 単位 | 895 単位       |
| 要介護 4 | 818 単位        | 922 単位 | 728 単位    | 832 単位 | 943 単位       |
| 要介護 5 | 867 単位        | 971 単位 | 771 単位    | 876 単位 | 992 単位       |

## 診療所 【療養機能強化型 A】

|       | 看護 6:1/介護 6:1 |          | ユニット型        |
|-------|---------------|----------|--------------|
|       | 従来型個室         | 多床室      | 個室<br>個室の多床室 |
| 要介護 1 | 700 単位        | 809 単位   | 825 単位       |
| 要介護 2 | 752 単位        | 860 単位   | 877 単位       |
| 要介護 3 | 802 単位        | 911 単位   | 927 単位       |
| 要介護 4 | 852 単位        | 961 単位   | 977 単位       |
| 要介護 5 | 903 単位        | 1,012 単位 | 1,028 単位     |

## 診療所 【療養機能強化型 B】

|       | 看護 6:1/介護 6:1 |        | ユニット型        |
|-------|---------------|--------|--------------|
|       | 従来型個室         | 多床室    | 個室<br>個室の多床室 |
| 要介護 1 | 691 単位        | 798 単位 | 816 単位       |
| 要介護 2 | 741 単位        | 848 単位 | 866 単位       |
| 要介護 3 | 791 単位        | 898 単位 | 916 単位       |
| 要介護 4 | 840 単位        | 947 単位 | 965 単位       |
| 要介護 5 | 890 単位        | 998 単位 | 1,015 単位     |

## 老人性認知症疾患療養病棟（一般病院）

|       | 看護 4:1/介護 4:1 |          | 看護 4:1/介護 5:1 |          | 看護 4:1/介護 6:1 |          | ユニット型        |
|-------|---------------|----------|---------------|----------|---------------|----------|--------------|
|       | 従来型個室         | 多床室      | 従来型個室         | 多床室      | 従来型個室         | 多床室      | 個室<br>個室の多床室 |
| 要介護 1 | 962 単位        | 1,068 単位 | 934 単位        | 1,040 単位 | 919 単位        | 1,024 単位 | 1,088 単位     |
| 要介護 2 | 1,029 単位      | 1,135 単位 | 1,000 単位      | 1,105 単位 | 983 単位        | 1,089 単位 | 1,155 単位     |
| 要介護 3 | 1,097 単位      | 1,201 単位 | 1,065 単位      | 1,171 単位 | 1,047 単位      | 1,152 単位 | 1,223 単位     |
| 要介護 4 | 1,164 単位      | 1,270 単位 | 1,130 単位      | 1,236 単位 | 1,111 単位      | 1,217 単位 | 1,290 単位     |
| 要介護 5 | 1,230 単位      | 1,336 単位 | 1,195 単位      | 1,300 単位 | 1,175 単位      | 1,280 単位 | 1,356 単位     |

老人性認知症疾患療養病棟（一般病院）

|       | 経過措置型※   |          |
|-------|----------|----------|
|       | 従来型個室    | 多床室      |
| 要介護 1 | 860 単位   | 966 単位   |
| 要介護 2 | 924 単位   | 1,029 単位 |
| 要介護 3 | 988 単位   | 1,094 単位 |
| 要介護 4 | 1,052 単位 | 1,158 単位 |
| 要介護 5 | 1,116 単位 | 1,221 単位 |

老人性認知症疾患療養病床（大学病院等）

| 看護 3:1/介護 6:1 |          | ユニット型        |
|---------------|----------|--------------|
| 従来型個室         | 多床室      | 個室<br>個室的多床室 |
| 1,017 単位      | 1,122 単位 | 1,143 単位     |
| 1,081 単位      | 1,187 単位 | 1,207 単位     |
| 1,145 単位      | 1,250 単位 | 1,271 単位     |
| 1,209 単位      | 1,315 単位 | 1,335 単位     |
| 1,273 単位      | 1,378 単位 | 1,399 単位     |

※ 経過措置型 当分の間、利用者数を 4 で除した数と 5 で除した数の差まで介護職員とすることができる

老人性認知症疾患療養病棟（経過型）

|       | 従来型個室    | 多床室      |
|-------|----------|----------|
| 要介護 1 | 767 単位   | 873 単位   |
| 要介護 2 | 830 単位   | 936 単位   |
| 要介護 3 | 895 単位   | 1,000 単位 |
| 要介護 4 | 959 単位   | 1,065 単位 |
| 要介護 5 | 1,023 単位 | 1,128 単位 |

特定病院療養病床短期入所療養介護費

特定診療所短期入所療養介護費

特定認知症疾患型短期入所療養介護費

|               |          |
|---------------|----------|
| 3 時間以上 4 時間未満 | 654 単位   |
| 4 時間以上 6 時間未満 | 905 単位   |
| 6 時間以上 8 時間未満 | 1,257 単位 |

※ 利用対象者は、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり、常時看護師による観察が必要なもの

【加減算】

(療養病床・共通)

| 項 目              | 単位        | 備 考                               |
|------------------|-----------|-----------------------------------|
| 緊急短期入所受入加算       | 90 単位/日   | 7 日間を限度<br>認知症行動・心理症状緊急対応加算と併算定不可 |
| 送迎加算             | 184 単位/片道 |                                   |
| 療養食加算            | 8 単位/回    | 1 日に 3 回限度 管理栄養士又は栄養士によって管理       |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ | 18 単位/日   | 介護福祉士 60%以上配置                     |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ | 12 単位/日   | 介護福祉士 50%以上配置                     |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ）  | 6 単位/日    | 看護・介護職員で常勤職員 75%以上配置              |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ）  | 6 単位/日    | 勤続年数 3 年以上の者 30%以上配置              |

|                                      |                                |
|--------------------------------------|--------------------------------|
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）                        | （Ⅰ）は＋所定単位の 26/1000 を算定         |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）                        | （Ⅱ）は＋所定単位の 19/1000 を算定         |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）                        | （Ⅲ）は＋所定単位の 10/1000 を算定         |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）                        | （Ⅳ）は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 90/100 を算定 |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）                        | （Ⅴ）は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 80/100 を算定 |
| ユニットケア体制が未整備の場合は、所定単位数の 97/100 相当を算定 |                                |

- \*1 感染症等や著しい精神症状等で従来型個室の利用の必要がある者については、多床室の単位数を算定
- \*2 利用者が連続して 30 日を超えてサービスを受ける場合、30 日を超える日以降については算定しない
- \*3 特定診療費：利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に定める項目（介護療養施設サービス費の項を参照）について、所定単位数に 10 円を乗じて得た額を算定

（療養病床 病院）

| 項 目                                                 | 単位       | 備 考                                          |
|-----------------------------------------------------|----------|----------------------------------------------|
| 病院療養病床療養環境減算                                        | ▲25 単位/日 | 廊下幅が設備基準を満たさない場合                             |
| 医師の配置に関する減算                                         | ▲12 単位/日 | 医療法施行規則第 49 条の規定が適用の場合                       |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算                                    | 200 単位/日 | 利用開始日から 7 日間限度<br>特定病院短期入所療養介護除く             |
| 若年性認知症利用者受入加算                                       | 120 単位/日 | 個別の担当者を定めていること                               |
| ※特定短期入所療養介護の場合                                      | 60 単位/日  | 認知症行動・心理症状緊急対応加算との併算定は不可                     |
| 夜間勤務体制に関する加減算                                       |          | ①～④は特定病院短期入所療養介護除く                           |
| ① 夜間勤務等看護（Ⅰ）                                        | 23 単位/日  | 看護職員 15:1 以上、かつ 2 名以上、72 時間以下                |
| ② 夜間勤務等看護（Ⅱ）                                        | 14 単位/日  | 看護職員 20:1 以上、かつ 2 名以上、72 時間以下                |
| ③ 夜間勤務等看護（Ⅲ）                                        | 14 単位/日  | 看護・介護職員 15:1 以上（看護職員 1 名以上）、かつ 2 名以上、72 時間以下 |
| ④ 夜間勤務等看護（Ⅳ）                                        | 7 単位/日   | 看護・介護職員 20:1 以上（看護職員 1 名以上）、かつ 2 名以上、72 時間以下 |
| ⑤ 基準に満たない場合                                         | ▲25 単位/日 |                                              |
| 認知症専門ケア加算（Ⅰ）                                        | 3 単位/日   | 認知症介護に係る専門研修修了者を配置                           |
| 認知症専門ケア加算（Ⅱ）                                        | 4 単位/日   | 認知症介護の指導に係る専門研修修了者を配置                        |
| 定員超過利用・人員基準欠如の減算                                    |          |                                              |
| ①定員超過、②看護・介護職員の人員基準欠如 については 70/100 相当を算定            |          |                                              |
| ③看護師の員数が看護職員配置基準の 20%未満の場合 については 90/100 相当を算定       |          |                                              |
| ④医師の員数が医師配置基準の 60%未満の場合 については▲12 単位または 90/100 相当を算定 |          |                                              |

（療養病床 診療所）

| 項 目              | 単位       | 備 考                               |
|------------------|----------|-----------------------------------|
| 診療所設備基準減算        | ▲60 単位/日 | 廊下幅が設備基準を満たさない場合                  |
| 食堂を有しない場合        | ▲25 単位/日 |                                   |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | 200 単位/日 | 利用開始日から 7 日間限度<br>特定診療所短期入所療養介護除く |

|                                       |          |                          |
|---------------------------------------|----------|--------------------------|
| 若年性認知症利用者受入加算                         | 120 単位/日 | 個別の担当者を定めていること           |
| ※特定短期入所療養介護の場合                        | 60 単位/日  | 認知症行動・心理症状緊急対応加算との併算定は不可 |
| 認知症専門ケア加算（Ⅰ）                          | 3 単位/日   | 認知症介護に係る専門研修修了者を配置       |
| 認知症専門ケア加算（Ⅱ）                          | 4 単位/日   | 認知症介護の指導に係る専門研修修了者を配置    |
| 利用者の数及び入院定員を超える場合は所定単位数の 70/100 相当を算定 |          |                          |

（老人性認知症疾患療養病棟）

|                                                     |  |  |
|-----------------------------------------------------|--|--|
| 定員超過利用・人員基準欠如の減算                                    |  |  |
| ①定員超過、②看護・介護の人員基準欠如 については 70/100 相当を算定              |  |  |
| ③看護師の員数が看護職員配置基準の 20%未満の場合については 90/100 相当を算定        |  |  |
| ④医師の員数が医師配置基準の 60%未満の場合 については▲12 単位または 90/100 相当を算定 |  |  |

### ③介護医療院

介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）

#### 【Ⅰ型】（療養機能強化型相当）

|       | (1) 療養機能強化型A相当<br>看護 6:1/介護 4:1 |          |                    | (2) 療養機能強化型B相当<br>看護 6:1/介護 4:1 |          |                    |
|-------|---------------------------------|----------|--------------------|---------------------------------|----------|--------------------|
|       | 従来型個室                           | 多床室      | ユニット型個室<br>同個室の多床室 | 従来型個室                           | 多床室      | ユニット型個室<br>同個室の多床室 |
| 要介護 1 | 744 単位                          | 853 単位   | 870 単位             | 734 単位                          | 841 単位   | 860 単位             |
| 要介護 2 | 852 単位                          | 961 単位   | 978 単位             | 840 単位                          | 948 単位   | 966 単位             |
| 要介護 3 | 1,085 単位                        | 1,194 単位 | 1,211 単位           | 1,070 単位                        | 1,177 単位 | 1,196 単位           |
| 要介護 4 | 1,184 単位                        | 1,293 単位 | 1,310 単位           | 1,167 単位                        | 1,274 単位 | 1,293 単位           |
| 要介護 5 | 1,273 単位                        | 1,382 単位 | 1,399 単位           | 1,255 単位                        | 1,362 単位 | 1,381 単位           |

|       | (3) 療養機能強化型B相当<br>看護 6:1/介護 5:1 |          |
|-------|---------------------------------|----------|
|       | 従来型個室                           | 多床室      |
| 要介護 1 | 718 単位                          | 825 単位   |
| 要介護 2 | 824 単位                          | 932 単位   |
| 要介護 3 | 1,054 単位                        | 1,161 単位 |
| 要介護 4 | 1,151 単位                        | 1,258 単位 |
| 要介護 5 | 1,239 単位                        | 1,346 単位 |

| その他      |          |                    |
|----------|----------|--------------------|
| 従来型個室    | 多床室      | ユニット型個室<br>同個室の多床室 |
| 685 単位   | 786 単位   | 820 単位             |
| 785 単位   | 888 単位   | 920 単位             |
| 1,004 単位 | 1,105 単位 | 1,139 単位           |
| 1,096 単位 | 1,198 単位 | 1,231 単位           |
| 1,180 単位 | 1,281 単位 | 1,314 単位           |

#### 【Ⅱ型】（転換老健相当）

|       | (1) 転換老健相当<br>看護 6:1/介護 4:1 |          | (2) 転換老健相当<br>看護 6:1/介護 5:1 |          | (3) 転換老健相当<br>看護 6:1/介護 6:1 |          |
|-------|-----------------------------|----------|-----------------------------|----------|-----------------------------|----------|
|       | 従来型個室                       | 多床室      | 従来型個室                       | 多床室      | 従来型個室                       | 多床室      |
| 要介護 1 | 699 単位                      | 808 単位   | 683 単位                      | 792 単位   | 672 単位                      | 781 単位   |
| 要介護 2 | 793 単位                      | 902 単位   | 777 単位                      | 886 単位   | 766 単位                      | 875 単位   |
| 要介護 3 | 997 単位                      | 1,106 単位 | 981 単位                      | 1,090 単位 | 970 単位                      | 1,079 単位 |
| 要介護 4 | 1,084 単位                    | 1,193 単位 | 1,068 単位                    | 1,177 単位 | 1,057 単位                    | 1,166 単位 |
| 要介護 5 | 1,162 単位                    | 1,271 単位 | 1,146 単位                    | 1,255 単位 | 1,135 単位                    | 1,244 単位 |

| ユニット型個室<br>同個室の多床室 |          |
|--------------------|----------|
| 要介護 1              | 869 単位   |
| 要介護 2              | 969 単位   |
| 要介護 3              | 1,185 単位 |
| 要介護 4              | 1,277 単位 |
| 要介護 5              | 1,360 単位 |

| その他      |          |                    |
|----------|----------|--------------------|
| 従来型個室    | 多床室      | ユニット型個室<br>同個室の多床室 |
| 640 単位   | 744 単位   | 828 単位             |
| 730 単位   | 834 単位   | 923 単位             |
| 924 単位   | 1,028 単位 | 1,128 単位           |
| 1,007 単位 | 1,110 単位 | 1,216 単位           |
| 1,081 単位 | 1,184 単位 | 1,294 単位           |

## 特定介護医療院短期入所療養介護費

|               |          |
|---------------|----------|
| 3 時間以上 4 時間未満 | 654 単位   |
| 4 時間以上 6 時間未満 | 905 単位   |
| 6 時間以上 8 時間未満 | 1,257 単位 |

### 【加減算】

| 項 目              | 単位                     | 備 考                                          |            |
|------------------|------------------------|----------------------------------------------|------------|
| 療養環境減算（Ⅰ）        | ▲25 単位/日               | 廊下幅が設備基準を満たさない場合                             |            |
| 療養環境減算（Ⅱ）        | ▲25 単位/日               | 療養室の面積が設備基準を満たさない場合                          |            |
| 夜間勤務体制に関する加減算 ※  |                        | (特定介護医療院短期入所療養介護費除く)                         |            |
| ① 夜間勤務等看護(Ⅰ)     | 23 単位/日                | 看護職員 15:1 以上、かつ 2 名以上、72 時間以下                |            |
| ② 夜間勤務等看護(Ⅱ)     | 14 単位/日                | 看護職員 20:1 以上、かつ 2 名以上、72 時間以下                |            |
| ③ 夜間勤務等看護(Ⅲ)     | 14 単位/日                | 看護・介護職員 15:1 以上(看護職員 1 名以上)、かつ 2 名以上、72 時間以下 |            |
| ④ 夜間勤務等看護(Ⅳ)     | 7 単位/日                 | 看護・介護職員 20:1 以上(看護職員 1 名以上)、かつ 2 名以上、72 時間以下 |            |
| ⑤ 基準に満たない場合      | ▲25 単位/日               |                                              |            |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | 200 単位/日               | 利用開始日から 7 日間限度<br>特定短期入所療養介護のぞく              |            |
| 緊急短期入所受入加算       | 90 単位/日                | 利用開始日から 7 日間限度<br>認知症行動・心理症状緊急対応加算との併算定は不可   |            |
| 若年性認知症利用者受入加算    | 120 単位/日               | 個別の担当者を定めていること                               |            |
| 特定短期入所療養介護       | 60 単位/日                | 認知症行動・心理症状緊急対応加算との併算定は不可                     |            |
| 送迎加算             | 184 単位/片道              |                                              |            |
| 療養食加算            | 8 単位/回                 | 1 日に 3 回限度 管理栄養士又は栄養士によって管理                  |            |
| 認知症専門ケア加算（Ⅰ）     | 3 単位/日                 | 認知症介護に係る専門研修修了者を配置                           |            |
| 認知症専門ケア加算（Ⅱ）     | 4 単位/日                 | 認知症介護の指導に係る専門研修修了者配置                         |            |
| 重度認知症疾患療養体制加算（Ⅰ） | 140 単位/日               | 要介護 1・2                                      | それぞれの併算定不可 |
|                  | 40 単位/日                | 要介護 3・4・5                                    |            |
| 重度認知症疾患療養体制加算（Ⅱ） | 200 単位/日               | 要介護 1・2                                      |            |
|                  | 100 単位/日               | 要介護 3・4・5                                    |            |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ | 18 単位/日                | 介護福祉士 60%以上配置                                |            |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ | 12 単位/日                | 介護福祉士 50%以上配置                                |            |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ）  | 6 単位/日                 | 看護・介護職員で常勤職員 75%以上配置                         |            |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ）  | 6 単位/日                 | 勤続年数 3 年以上の者 30%以上配置                         |            |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）    | (Ⅰ)は＋所定単位の 26/1000 を算定 |                                              |            |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）    | (Ⅱ)は＋所定単位の 19/1000 を算定 |                                              |            |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）    | (Ⅲ)は＋所定単位の 10/1000 を算定 |                                              |            |

|                                                                                                                        |                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）                                                                                                          | （Ⅳ）は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 90/100 を算定 |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）                                                                                                          | （Ⅴ）は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 80/100 を算定 |
| ユニットケア体制が未整備の場合は、所定単位数の 97/100 相当を算定                                                                                   |                                |
| 定員超過利用・人員基準欠如の減算<br>①定員超過、②医師・薬剤師・看護職員・介護職員の人員基準欠如 については 70/100 相当を算定<br>③看護師の員数が看護職員配置基準の 20%未満の場合 については 90/100 相当を算定 |                                |

※ 夜間勤務等看護（Ⅰ）～（Ⅳ）は、特定介護医療院短期入所療養介護費を除く

\*1 感染症等や著しい精神症状等で従来型個室の利用の必要がある者については、多床室の単位数を算定

\*2 利用者が連続して 30 日を超えてサービスを受ける場合、30 日を超える日以降については算定しない

\*3 緊急時施設診療費：利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる医療行為につき算定

①緊急時治療管理 511 単位/日（同一入所者 1 月 1 回、連続 3 日限度・緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等）

②特定治療 医科診療報酬点数表に定める点数に 10 円を乗じて得た額を算定（医学的リハビリ、処置、手術、麻酔、放射線治療）

\*4 特別診療費：別に定める項目について（介護医療院を参照）所定単位数に10円を乗じて得た額を算定／「左記以外」の単位数を算定する場合、算定不可

## 概 要

### ①介護老人保健施設が提供する短期入所療養介護

※介護予防短期入所療養介護を含む

- 平成 29 年の制度改正で、介護老人保健施設の役割が在宅復帰・在宅療養支援であることがより明確にされたことを踏まえ、この機能を更に推進する観点から、報酬体系の見直しを行う。
  - ア 従来型の基本報酬については、一定の在宅復帰・在宅療養支援機能を有するものを基本型として評価することとし、メリハリをつけた評価とする。
  - イ 在宅復帰・在宅療養支援機能については、現在、在宅復帰率、ベッド回転率、退所後の状況確認等の指標を用いて評価しているが、これらに加え、入所後の取組みやリハビリテーション専門職の配置等の指標も用いることで更にきめ細かい評価ができるようにする。
  - ウ 現行の在宅強化型よりも在宅復帰・在宅療養支援をより進めている施設については、更に評価することとする。

### 算定要件等

- 施設サービス（介護保健施設サービス費）の算定要件に準ずる。

### ②介護療養型老人保健施設が提供する短期入所療養介護

※介護予防短期入所療養介護を含む

- 介護医療院と介護療養型老人保健施設では重なった機能があることや、報酬体系の簡素化の観点から「療養型」及び「療養強化型」の報酬を「療養型」に一元化する。

ただし、「療養強化型」で評価されていた一定の医療処置及び重度者要件については、質の高いケアを評価する観点から、療養体制維持特別加算において別に評価するとともに、当該加算の期限をなくすこととする。

## 単位数

### ○ 療養体制維持特別加算について

＜現行＞

療養体制維持特別加算 27 単位／日

→

＜改定後＞

療養体制維持特別加算（Ⅰ）27 単位／日

療養体制維持特別加算（Ⅱ）57 単位／日（新設）

## 算定要件等

### ○ 療養体制維持特別加算（Ⅱ）

入所者等のうち、喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された者が 20%以上及び著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患又は日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、専門医療を必要とする認知症高齢者の割合が 50%以上

※ 療養体制維持特別加算（Ⅰ）との併算定可

## ③有床診療所等が提供する短期入所療養介護

※介護予防短期入所療養介護を含む

### ○ 医療ニーズが高い要介護者への支援としてサービス供給量を増やすとともに、地域の医療資源を有効活用する観点から、有床診療所等の短期入所療養介護への参入を進めることとし、以下の見直しを行う。

ア 療養病床を有する病院又は診療所については、短期入所療養介護の基準を全て満たしていることから、当該サービスのみなし指定とする。【省令改正】

イ 一般病床の有床診療所については、「食堂」が医療法上の施設基準とされていないが、サービスの実態を踏まえ、一般病床の有床診療所が短期入所療養介護を提供する場合は、食堂に関する基準を緩和する。【省令改正】

ただし、食堂を有する事業所との間で報酬上のメリハリをつけることとする。

## 基準

### ○ 診療所（療養病床を有するものを除く。）においては、以下の要件を満たすこと。

＜現行＞

イ 床面積は利用者 1 人につき 6.4 m<sup>2</sup>とすること

ロ 食堂及び浴室を有すること

ハ 機能訓練を行うための場所を有すること

＜改定後＞

イ 床面積は利用者 1 人につき 6.4 m<sup>2</sup>とすること

ロ 浴室を有すること

ハ 機能訓練を行うための場所を有すること

## 単位数

＜現行＞

なし

→

＜改定後＞

食堂を有しない場合の減算 25 単位／日（新設）

## 算定要件等

### ○ 食堂を有していないこと。

#### ④介護医療院が提供する短期入所療養介護

※介護予防短期入所療養介護を含む

短期入所療養介護については、介護療養型医療施設が提供可能であったことを踏まえ、介護医療院においても提供することを可能とする。

#### 算定要件等

○ 施設サービス（介護医療院サービス費）の算定要件等に準ずる。

### 【共通項目】（介護老人保健施設・介護療養型老人保健施設・介護医療院）

#### ①認知症専門ケア加算の創設

※介護予防短期入所療養介護を含む

○ どのサービスでも認知症の方に適切なサービスが提供されるように、現在、介護老人福祉施設や介護老人保健施設に設けられている認知症専門ケア加算について、短期入所療養介護にも創設する。

#### 単位数

| ＜現行＞ |   | ＜改定後＞        |       |
|------|---|--------------|-------|
| なし   | ⇒ | 認知症専門ケア加算(Ⅰ) | 3単位／日 |
|      |   | 認知症専門ケア加算(Ⅱ) | 4単位／日 |

#### 算定要件等

○認知症専門ケア加算(Ⅰ)

- ・ 施設における利用者の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上。
- ・ 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。

○認知症専門ケア加算(Ⅱ)

- ・ 加算(Ⅰ)の基準のいずれにも適合すること。
- ・ 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
- ・ 当該施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。

#### ②療養食加算の見直し

※介護予防短期入所療養介護を含む

○ 療養食加算について、1日単位で評価を行っている現行の取扱いを改め、1日3食を限度とし、1食を1回として、1回単位の評価とする。

## 単位数

|       | ＜現行＞    |   | ＜改定後＞  |
|-------|---------|---|--------|
| 療養食加算 | 23 単位／日 | ⇒ | 8 単位／回 |

### ③介護職員処遇改善加算の見直し

※介護予防短期入所療養介護を含む

Ⅳ 処遇改善・地域区分の「（１）介護職員処遇改善加算の見直し」を参照

### ④居室とケア

※介護予防短期入所療養介護を含む

- ユニット型準個室について、実態を踏まえ、その名称を「ユニット型個室的多床室」に変更する。

## (10) 特定施設入居者生活介護

### ①特定施設入居者生活介護費（1日につき）

|       |        |
|-------|--------|
| 要介護 1 | 534 単位 |
| 要介護 2 | 599 単位 |
| 要介護 3 | 668 単位 |
| 要介護 4 | 732 単位 |
| 要介護 5 | 800 単位 |

#### 【加減算】

| 項 目              | 単位                     | 備 考                                                                                                           |
|------------------|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 身体拘束廃止未実施減算      | ▲所定単位数<br>の 10/100     | 運営基準の未遵守                                                                                                      |
| 入居継続支援加算         | 36 単位/日                | 介護福祉士 6 : 1 以上、喀痰吸引等必要な利用者割合 15% 以上                                                                           |
| 生活機能向上連携加算       | 200 単位/月<br>100 単位/月   | 個別機能訓練加算を算定している場合                                                                                             |
| 個別機能訓練加算         | 12 単位/日                | 機能訓練指導員（PT 等）について、常勤専従 1 名以上、かつ利用者数が 100 を超える場合、常勤換算法で利用者数を 100 で除した数以上を配置し、多職種協働により個別機能訓練計画を作成し、計画的に訓練を行った場合 |
| 夜間看護体制加算         | 10 単位/日                | 常勤看護師 1 名以上配置、<br>看護責任者を定める、24 時間連絡体制の確保、重度化対応指針策定等                                                           |
| 若年性認知症入居者受入加算    | 120 単位/日               |                                                                                                               |
| 医療機関連携加算         | 80 単位/月                | 看護職員が利用者の同意を得て、主治医等に対して利用者の健康の状況について月 1 回以上情報提供した場合                                                           |
| 口腔衛生管理体制加算       | 30 単位/月                | 歯科医師等が介護職員に対し口腔ケアに係る指導等を月 1 回以上行う                                                                             |
| 栄養スクリーニング加算      | 5 単位/回                 | 6 月に 1 回限度                                                                                                    |
| 退院・退所時連携加算       | 30 単位/日                |                                                                                                               |
| 看取り介護加算          | 144 単位/日               | 死亡日以前 4 日以上 30 日以下                                                                                            |
|                  | 680 単位/日               | 死亡日前日または前々日                                                                                                   |
|                  | 1,280 単位/日             | 死亡日                                                                                                           |
| 認知症専門ケア加算（Ⅰ）     | 3 単位/日                 | 認知症介護に係る専門研修修了者を配置                                                                                            |
| 認知症専門ケア加算（Ⅱ）     | 4 単位/日                 | 認知症介護の指導に係る専門研修修了者配置                                                                                          |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ | 18 単位/日                | 介護福祉士 60%以上配置                                                                                                 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ | 12 単位/日                | 介護福祉士 50%以上配置                                                                                                 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ）  | 6 単位/日                 | 看護・介護職員で常勤職員 75%以上配置                                                                                          |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ）  | 6 単位/日                 | 勤続年数 3 年以上の者 30%以上配置                                                                                          |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）    | （Ⅰ）は＋所定単位の 82/1000 を算定 |                                                                                                               |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）    | （Ⅱ）は＋所定単位の 60/1000 を算定 |                                                                                                               |

|                                          |                                |
|------------------------------------------|--------------------------------|
| 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）                            | （Ⅲ）は＋所定単位の 33/1000 を算定         |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）                            | （Ⅳ）は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 90/100 を算定 |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）                            | （Ⅴ）は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 80/100 を算定 |
| 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は所定単位数の 70/100 相当を算定 |                                |

## ②外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費

|      |         |
|------|---------|
| 基本部分 | 82 単位/日 |
|------|---------|

### 【加減算】

| 項 目                                   | 単位                                                                                                                                             | 備 考                                                 |
|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 障害者等支援加算                              | 20 単位/日                                                                                                                                        | 養護老人ホームにおいて知的障害、精神障害等の入所者で特に支援を必要とする者に対してサービスを行った場合 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ                      | 18 単位/日                                                                                                                                        | 介護福祉士 60%以上配置                                       |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ                      | 12 単位/日                                                                                                                                        | 介護福祉士 50%以上配置                                       |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ）                       | 6 単位/日                                                                                                                                         | 看護・介護職員で常勤職員 75%以上配置                                |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ）                       | 6 単位/日                                                                                                                                         | 勤続年数 3 年以上の者 30%以上配置                                |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）                         | (Ⅰ)は＋所定単位の 82/1000 を算定<br>(Ⅱ)は＋所定単位の 60/1000 を算定<br>(Ⅲ)は＋所定単位の 33/1000 を算定<br>(Ⅳ)は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 90/100 を算定<br>(Ⅴ)は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 80/100 を算定 |                                                     |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）                         |                                                                                                                                                |                                                     |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）                         |                                                                                                                                                |                                                     |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）                         |                                                                                                                                                |                                                     |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）                         |                                                                                                                                                |                                                     |
| 介護職員の員数が基準に満たない場合は所定単位数の 70/100 相当を算定 |                                                                                                                                                |                                                     |

### 委託先である指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが行われる場合

#### 訪問介護

|      | 15 分未満 | 15 分以上 30 分未満 | 30 分以上 1 時間 30 分未満                         | 1 時間 30 分以上                                     |
|------|--------|---------------|--------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 身体介護 | 95 単位  | 191 単位        | 260 単位＋<br>30 分から計算して、所要時間 15 分増すごとに 86 単位 | 557 単位＋<br>1 時間 30 分から計算して、所要時間 15 分増すごとに 36 単位 |

|      | 15 分未満 | 15 分以上 1 時間未満                             | 1 時間以上 1 時間 15 分未満 | 1 時間 15 分以上 |
|------|--------|-------------------------------------------|--------------------|-------------|
| 生活援助 | 48 単位  | 95 単位＋<br>15 分から計算して、所要時間 15 分増すごとに 48 単位 | 217 単位             | 260 単位      |

|         |         |
|---------|---------|
| 通院等乗降介助 | 86 単位/回 |
|---------|---------|

|                                                                                                                                                                 |                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 訪問入浴介護(看護職員 1 人及び介護職員 2 人)<br>訪問看護(保健師、看護師、PT、OT、ST) ※注 1、<br>注 2、注 3<br>指定訪問リハビリテーション(1 回につき)<br>指定通所介護 ※注 4<br>指定療養通所介護<br>指定通所リハビリテーション<br>指定認知症対応型通所介護 ※注 5 | 通常の各サービス基本部分の所定単位数の 90/100                                 |
| ※注 1 20 分未満の所要時間の訪問看護                                                                                                                                           | 訪問看護を 24 時間行える体制であること。週に 1 回以上 20 分以上の訪問看護が計画に位置付けられていること。 |
| ※注 2 准看護師が行う訪問看護                                                                                                                                                | 所定単位数の 81/100                                              |
| ※注 3 PT、OT、ST が行う訪問看護                                                                                                                                           | 1 日に 2 回を超えた場合、1 回につき所定単位数の 81/100                         |
| ※注 4 指定通所介護において、「2 時間以上 3 時間未満」のサービスを行う場合                                                                                                                       | 「4 時間以上 5 時間未満」の所定単位数の 63/100 の単位数                         |
| ※注 5 指定認知症対応型通所介護において、「2 時間以上 3 時間未満」のサービスを行う場合                                                                                                                 | 「4 時間以上 5 時間未満」の所定単位数の 57/100 の単位数                         |
| 指定福祉用具貸与(1 月につき)                                                                                                                                                | 指定福祉用具貸与の貸与額を適用                                            |

※単位数限度額(基本部分+各サービス分の限度額)(1 月につき)

|       |           |
|-------|-----------|
| 要介護 1 | 16,203 単位 |
| 要介護 2 | 18,149 単位 |
| 要介護 3 | 20,246 単位 |
| 要介護 4 | 22,192 単位 |
| 要介護 5 | 24,259 単位 |

③短期利用特定施設入居者生活介護費(1 日につき)

|       |        |
|-------|--------|
| 要介護 1 | 534 単位 |
| 要介護 2 | 599 単位 |
| 要介護 3 | 668 単位 |
| 要介護 4 | 732 単位 |
| 要介護 5 | 800 単位 |

【加減算】

| 項 目                                      | 単位                                                                                                                                             | 備 考                                                 |
|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 夜間看護体制加算                                 | 10 単位/日                                                                                                                                        | 常勤看護師 1 名以上配置、<br>看護責任者を定める、24 時間連絡体制の確保、重度化対応指針策定等 |
| 若年性認知症入居者受入加算                            | 120 単位/日                                                                                                                                       |                                                     |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ                         | 18 単位/日                                                                                                                                        | 介護福祉士 60%以上配置                                       |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ                         | 12 単位/日                                                                                                                                        | 介護福祉士 50%以上配置                                       |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ）                          | 6 単位/日                                                                                                                                         | 看護・介護職員で常勤職員 75%以上配置                                |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ）                          | 6 単位/日                                                                                                                                         | 勤続年数 3 年以上の者 30%以上配置                                |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）                            | （Ⅰ）は＋所定単位の 82/1000 を算定<br>（Ⅱ）は＋所定単位の 60/1000 を算定<br>（Ⅲ）は＋所定単位の 33/1000 を算定<br>（Ⅳ）は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 90/100 を算定<br>（Ⅴ）は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 80/100 を算定 |                                                     |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）                            |                                                                                                                                                |                                                     |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）                            |                                                                                                                                                |                                                     |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）                            |                                                                                                                                                |                                                     |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）                            |                                                                                                                                                |                                                     |
| 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は所定単位数の 70/100 相当を算定 |                                                                                                                                                |                                                     |

概 要

①入居者の医療ニーズへの対応

※介護予防特定施設入居者生活介護は含まない

ア 退院・退所時連携加算の創設

病院等を退院した者を受け入れる場合の医療提供施設との連携等を評価する加算を創設し、医療提供施設を退院・退所して特定施設に入居する利用者を受け入れた場合を評価することとする。

イ 入居継続支援加算の創設

たんの吸引などのケアの提供を行う特定施設に対する評価を創設する。

単位数

○アについて

＜現行＞

なし

⇒

＜改定後＞

退院・退所時連携加算 30 単位/日（新設）  
※入居から 30 日以内に限る

○イについて

＜現行＞

なし

⇒

＜改定後＞

入居継続支援加算 36 単位/日（新設）

## 算定要件等

### ア 退院・退所時連携加算

- 医療提供施設を退院・退所して特定施設に入居する利用者を受け入れること

### イ 入居継続支援加算

- 介護福祉士の数が、利用者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること
- たんの吸引等を必要とする者の占める割合が利用者の15%以上であること

## ②生活機能向上連携加算の創設

※介護予防特定施設入居者生活介護を含む

- 自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、外部のリハビリテーション専門職等と連携する場合の評価を創設する。

## 単位数

＜現行＞

なし

⇒

＜改定後＞

生活機能向上連携加算 200 単位／月（新設）

※個別機能訓練加算を算定している場合は 100 単位／月

## 算定要件等

- 訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数 200 床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、医師が、特定施設入居者生活介護事業所等を訪問し、特定施設入居者生活介護事業所等の職員と共同で、アセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成すること。
- 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他職種の者が協働して、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を実施すること。

## ③機能訓練指導員の確保の促進

※介護予防特定施設入居者生活介護を含む

- 機能訓練指導員の確保を促進し、利用者の心身の機能の維持を促進する観点から、機能訓練指導員の対象資格（※）に一定の実務経験を有するはり師、きゅう師を追加する。個別機能訓練加算における機能訓練指導員の要件についても、同様の対応を行う。

※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師

## 算定要件等

- 一定の実務経験を有するはり師、きゅう師とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者とする。

#### ④若年性認知症入居者受入加算の創設

※介護予防特定施設入居者生活介護を含む

- 若年性認知症の人やその家族に対する支援を促進する観点から、若年性認知症の人を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供することについて評価を行う。

##### 単位数

|      |   |                        |
|------|---|------------------------|
| ＜現行＞ |   | ＜改定後＞                  |
| なし   | ⇒ | 若年性認知症入居者受入加算 120 単位／日 |

##### 算定要件等

- 受け入れた若年性認知症入居者ごとに個別の担当者を定めていること。

#### ⑤口腔衛生管理の充実

※介護予防特定施設入居者生活介護を含む

- 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を評価した口腔衛生管理体制加算について、現行の施設サービスに加え、特定施設入居者生活介護等も対象とすることとする。

##### 単位数

|      |   |                        |
|------|---|------------------------|
| ＜現行＞ |   | ＜改定後＞                  |
| なし   | ⇒ | 口腔衛生管理体制加算 30 単位／月（新設） |

##### 算定要件等

- 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合

#### ⑥栄養改善の取組の推進

※介護予防特定施設入居者生活介護を含む

- 管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合の評価を創設する。

##### 単位数

|      |   |                                        |
|------|---|----------------------------------------|
| ＜現行＞ |   | ＜改定後＞                                  |
| なし   | ⇒ | 栄養スクリーニング加算 5 単位／回（新設）<br>※6月に1回を限度とする |

##### 算定要件等

- サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。）を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定する。

## ⑦短期利用特定施設入居者生活介護の利用者数の上限の見直し

※介護予防特定施設入居者生活介護は含まない

- 現在、短期利用特定施設入居者生活介護の利用者は当該特定施設の入居定員の10%以下とされており、入居定員が10人に満たない事業所で、利用者を受け入れられない状況となっているため、短期利用特定施設入居者生活介護の利用者数の上限を見直す。

### 算定要件等

- 短期利用特定施設入居者生活介護の利用者数の上限を、現行の「定員の10%まで」から「1又は定員の10%まで」と変更する。

## ⑧身体的拘束等の適正化

※介護予防特定施設入居者生活介護を含む

- 身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、身体拘束廃止未実施減算を創設する。

### 単位数

| ＜現行＞ |   | ＜改定後＞                   |
|------|---|-------------------------|
| なし   | ⇒ | 身体拘束廃止未実施減算 10%/日減算（新設） |

### 算定要件等

- 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならないこととする。
  - ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
  - ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。（※）
  - ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。
- ※ 地域密着型特定施設入居者生活介護においては、運営推進会議を活用することができることとする。

## ⑨療養病床等から医療機関併設型の特定施設へ転換する場合の特例

※介護予防特定施設入居者生活介護を含む

- 介護療養型医療施設又は医療療養病床から、「特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）と医療機関の併設型」に転換する場合について、以下の特例を設ける。【省令改正】
  - ア サービスが適切に提供されると認められる場合に、生活相談員、機能訓練指導員、計画作成担当者の兼任を認める。
  - イ サービスに支障がない場合に限り、浴室、便所、食堂、機能訓練室の兼用を認める。

## ⑩介護職員処遇改善加算の見直し

※介護予防特定施設入居者生活介護を含む

- Ⅳ 処遇改善・地域区分の「（１）介護職員処遇改善加算の見直し」を参照

## (11) 福祉用具貸与・販売

### 福祉用具貸与費（1月につき）

実際に福祉用具貸与に要した額を1単位の単価で除した単位数（1単位未満の端数ある場合四捨五入）

#### 【加算】

| 項 目                    | 単 位                                  | 備 考                      |
|------------------------|--------------------------------------|--------------------------|
| 特別地域福祉用具貸与加算           | 交通費に相当する額を事業所所在地に適用される1単位で除して得た額     | 個々の福祉用具ごとに貸与費の100/100を限度 |
| 中山間地域等における小規模事業所加算     | 交通費の2/3に相当する額を事業所所在地に適用される1単位で除して得た額 | 個々の福祉用具ごとに貸与費の2/3を限度     |
| 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 | 交通費の1/3に相当する額を事業所所在地に適用される1単位で除して得た額 | 個々の福祉用具ごとに貸与費の1/3を限度     |

※ 要介護1の者に対しては、車いす及び特殊寝台と各付属品、床ずれ防止用具及び体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトについては算定不可。要介護1から3の者については自動排泄処理装置は算定不可

\* 利用者が特定施設入居者生活介護費（短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）又は認知症対応型共同生活介護費（短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）、地域密着型特定施設入居者生活介護費（短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定している場合は、福祉用具貸与費は、算定しない

## 概 要

### ①貸与価格の上限設定等

○ 福祉用具貸与について、平成30年10月から全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定を行う。

- ・ 上限設定は商品ごとに行うものとし、「全国平均貸与価格＋1標準偏差（1SD）」を上限とする。
- ・ 平成31年度以降、新商品についても、3ヶ月に1度の頻度で同様の取扱いとする。
- ・ 公表された全国平均貸与価格や設定された貸与価格の上限については、平成31年度以降も、概ね1年に1度の頻度で見直しを行う。
- ・ 全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定を行うに当たっては、月平均100件以上の貸与件数がある商品について適用する。

なお、上記については、施行後の実態も踏まえつつ、実施していくこととする。

## ②機能や価格帯の異なる複数商品の揭示等

- 利用者が適切な福祉用具を選択する観点から、運営基準を改正し、福祉用具専門相談員に対して、以下の事項を義務づける。
  - ・ 貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明すること。
  - ・ 機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示すること。
  - ・ 利用者に交付する福祉用具貸与計画書をケアマネジャーにも交付すること。



## 2. 地域密着型サービス

### (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

#### ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）一体型（1月につき）

|      | 訪問看護サービスを行わない場合 | 通所サービス利用時の調整（1日につき）※2 | 訪問看護サービスを行う場合※1 | 通所サービス利用時の調整（1日につき）※2 |
|------|-----------------|-----------------------|-----------------|-----------------------|
| 要介護1 | 5,666 単位        | －62 単位                | 8,267 単位        | －91 単位                |
| 要介護2 | 10,114 単位       | －111 単位               | 12,915 単位       | －141 単位               |
| 要介護3 | 16,793 単位       | －184 単位               | 19,714 単位       | －216 単位               |
| 要介護4 | 21,242 単位       | －233 単位               | 24,302 単位       | －266 単位               |
| 要介護5 | 25,690 単位       | －281 単位               | 29,441 単位       | －322 単位               |

#### ② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅱ）連携型（1月につき）※3

|      |           | 通所サービス利用時の調整（1日につき）※2 |
|------|-----------|-----------------------|
| 要介護1 | 5,666 単位  | －62 単位                |
| 要介護2 | 10,114 単位 | －111 単位               |
| 要介護3 | 16,793 単位 | －184 単位               |
| 要介護4 | 21,242 単位 | －233 単位               |
| 要介護5 | 25,690 単位 | －281 単位               |

※1 一体型で訪問看護を利用している者が、急性増悪等で一時的に医療保険の訪問看護を利用する場合は、指示の日から14日間に限り、「訪問看護サービスを行わない場合」の単位数を算定する

※2 通所サービス：通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護

※3 連携型事業所の利用者が定期巡回・随時対応サービス事業所が連携する訪問看護事業所から訪問看護を受ける場合、別に訪問看護事業所において訪問看護費（要介護1～4は2,935単位、要介護5は3,735単位）を算定する

【加減算】

| 項 目                                                                                          | 単位                                                                                                                                               | 備 考                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算                                                                       | 所定単位数の<br>15/100                                                                                                                                 |                                                            |
| 中山間地域等における小規模事業所加算                                                                           | 所定単位数の<br>10/100                                                                                                                                 |                                                            |
| 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算                                                                       | 所定単位数の<br>5/100                                                                                                                                  |                                                            |
| 緊急時訪問看護加算                                                                                    | 315 単位/月                                                                                                                                         | 一体型事業所であって、訪問看護サービスを行う者のみ                                  |
| 特別管理加算（Ⅰ）                                                                                    | 500 単位/月                                                                                                                                         | 一体型事業所であって、訪問看護サービスを行う者のみ<br>在宅悪性腫瘍、留置カテーテル使用等             |
| 特別管理加算（Ⅱ）                                                                                    | 250 単位/月                                                                                                                                         | 一体型事業所であって、訪問看護サービスを行う者のみ<br>在宅酸素療法、真皮を超える褥瘡等              |
| ターミナルケア加算                                                                                    | 2,000 単位                                                                                                                                         | 一体型事業所であって、訪問看護サービスを行う者のみ<br>死亡日及び前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケア実施 |
| 初期加算                                                                                         | 30 単位/日                                                                                                                                          | 初日から 30 日限度                                                |
| 退院時共同指導加算                                                                                    | 600 単位/回                                                                                                                                         | 一体型事業所であって、訪問看護サービスが必要な者のみ<br>1 回（特別な管理を必要とするものは 2 回）限度    |
| 総合マネジメント体制強化加算                                                                               | 1,000 単位/月                                                                                                                                       |                                                            |
| 生活機能向上連携加算（Ⅰ）                                                                                | 100 単位/月                                                                                                                                         | リハ職等の助言に基づき計画作成・実施                                         |
| 生活機能向上連携加算（Ⅱ）                                                                                | 200 単位/月                                                                                                                                         | リハ職等とサービス提供責任者が同行訪問して計画作成・実施                               |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ                                                                             | 640 単位/月                                                                                                                                         | 介護福祉士 40%以上又は介護福祉士等 60%以上                                  |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ                                                                             | 500 単位/月                                                                                                                                         | 介護福祉士 30%以上又は介護福祉士等 50%以上                                  |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ）                                                                              | 350 単位/月                                                                                                                                         | 常勤職員 60%以上配置                                               |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ）                                                                              | 350 単位/月                                                                                                                                         | 勤続年数 3 年以上の者 30%以上配置                                       |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）                                                                                | (Ⅰ)は＋所定単位の 137/1000 を算定<br>(Ⅱ)は＋所定単位の 100/1000 を算定<br>(Ⅲ)は＋所定単位の 55/1000 を算定<br>(Ⅳ)は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 90/100 を算定<br>(Ⅴ)は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 80/100 を算定 |                                                            |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）                                                                                |                                                                                                                                                  |                                                            |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）                                                                                |                                                                                                                                                  |                                                            |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）                                                                                |                                                                                                                                                  |                                                            |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）                                                                                |                                                                                                                                                  |                                                            |
| 一体型での訪問看護サービスについて、准看護師によるサービス提供が行われる場合は所定単位数の 98/100 相当を算定                                   |                                                                                                                                                  |                                                            |
| 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物に所在する建物に居住する利用者にサービスを行う場合▲600 単位/月、利用者の人数が 1 月あたり 50 人以上の場合▲900 単位/月を算定 |                                                                                                                                                  |                                                            |

\*1 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費は、算定しない

\*2 他の定期巡回・随時対応型訪問介護事業所において定期巡回・随時対応型訪問介護を受けている者については、別に定期巡回・随時対応型訪問介護費は算定しない

## 概 要

### ①生活機能向上連携加算の創設

- 自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、新たに生活機能向上連携加算を創設する。

#### 単位数

＜現行＞

なし

⇒

＜改定後＞

生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位／月（新設）

生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位／月（新設）

#### 算定要件等

##### ○生活機能向上連携加算(Ⅰ)

- ・ 訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数 200 床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、計画作成責任者が生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成（変更）すること
- ・ 当該理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場において、又は ICT を活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと  
を定期的に行うこと

##### ○生活機能向上連携加算(Ⅱ)

- ・ 訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数 200 床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が利用者宅を訪問し身体状況等の評価（生活機能アセスメント）を共同して行うこと
- ・ 計画作成責任者が生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成すること

### ②オペレーターに係る基準の見直し

- ア 日中（8時から 18 時）と夜間・早朝（18 時から 8 時）におけるコール件数等の状況に大きな差は見られないことを踏まえ、日中についても、

- ・ 利用者へのサービス提供に支障がない場合には、オペレーターと「随時訪問サービスを行う訪問介護員」及び指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所以外の「同一敷地内の事業所の職員」の兼務を認めることとする。
- ・ 夜間・早朝と同様の事業所間の連携が図られているときは、オペレーターの集約を認めることとする。【省令改正】

ただし、利用者へのサービス提供に支障がない場合とは、

- ・ ICT 等の活用により、事業所外においても、利用者情報（具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）の確認ができるとともに、
- ・ 適切なコール対応ができない場合に備えて、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時に対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合を言うこととする。

イ オペレーターに係る訪問介護のサービス提供責任者の「3年以上」の経験について、「1年以上」に変更することとする。なお、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者のサービス提供責任者については、引き続き「3年以上」の経験を必要とすることとする。【省令改正】

＜参考：オペレーターに求められる資格要件（現行）＞

看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員、サービス提供責任者として3年以上従事した経験を持つ者

### ③介護・医療連携推進会議の開催方法・頻度の緩和

○ 介護・医療連携推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、開催方法や開催頻度について以下の見直しを行う。【通知改正】

ア 現在認められていない複数の事業所の合同開催について、以下の要件を満たす場合に認める。

- 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
- 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。
- 合同して開催する回数が、1年度に開催すべき介護・医療連携推進会議の開催回数の半数を超えないこと
- iv 外部評価を行う介護・医療連携推進会議や運営推進会議は、単独開催で行うこと。

イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の介護・医療連携推進会議の開催頻度について、他の宿泊を伴わないサービス（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護）に合わせて、年4回から年2回とする。【省令改正】

#### ④同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬

ア 同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬について以下の見直しを行う。

- i 定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービス提供については、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物（有料老人ホーム等（※）に限る）に居住するに該当する場合に 600 単位／月の減算とされているが、建物の範囲を見直し、有料老人ホーム等（※）以外の建物も対象とする。
- ii また、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が 1 月あたり 50 人以上の場合は、減算幅を見直す。

※ 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

イ その際、減算を受けている者と、減算を受けていない者との公平性の観点から、減算を受けている者の区分支給限度基準額を計算する際には、減算前の単位数を用いることとする。

#### ⑤地域へのサービス提供の推進

- 一部の事業所において、利用者の全てが同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住しているような実態があることを踏まえ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、正当な理由がある場合を除き、地域の利用者に対してもサービス提供を行わなければならないことを明確化する。【省令改正】

#### ⑥ターミナルケアの充実

- 看取り期における本人・家族との十分な話し合いや訪問看護と他の介護関係者との連携を更に充実させる観点から、「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うことを明示することとする。【通知改正】

#### **算定要件**

- ターミナルケア加算の要件として、下の内容等を通知に記載する。
  - ・「人生の最終段階における医療の決定プロセスにおけるガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の医療及び介護関係者との連携の上、対応すること。
  - ・ターミナルケアの実施にあたっては、居宅介護支援事業者等と十分な連携を図るよう努めること。

## ⑦医療ニーズへの対応の推進

- 中重度の要介護者の在宅生活を支える体制をさらに整備するため、訪問看護サービスを行うにあたり 24 時間体制のある定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の体制について評価を行うこととする。

### 単位数

|           | ＜現行＞     |   | ＜改定後＞    |
|-----------|----------|---|----------|
| 緊急時訪問看護加算 | 290 単位／月 | ⇒ | 315 単位／月 |

### 算定要件等

- 利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡できる体制にあって、かつ計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問を必要に応じて行う体制にある場合（訪問看護サービスを行う場合に限る。）に算定（変更なし）

## ⑧介護職員処遇改善加算の見直し

- IV 処遇改善・地域区分の「（１）介護職員処遇改善加算の見直し」を参照

## (2) 夜間対応型訪問介護

### 夜間対応型訪問介護費

|                                            |            |                   |
|--------------------------------------------|------------|-------------------|
| 夜間対応型訪問介護（Ⅰ）<br>オペレーションセンター設置              |            |                   |
| 基本夜間対応型訪問介護費                               | 1,009 単位/月 |                   |
| 定期巡回サービス費                                  | 378 単位/回   |                   |
| 随時訪問サービス費（Ⅰ）                               | 576 単位/回   |                   |
| 随時訪問サービス費（Ⅱ）                               | 775 単位/回   | 同時に2名の訪問介護員等により実施 |
| 夜間対応型訪問介護（Ⅱ）<br>（1月につき）<br>オペレーションセンター設置なし | 2,742 単位/月 |                   |

### 【加減算】

| 項 目                                              | 単 位                                                                                                                                              | 備 考                       |
|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 24 時間通報対応加算                                      | 610 単位/月                                                                                                                                         | 夜間対応型訪問介護（Ⅰ）のみ            |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ                                 | 18 単位/回                                                                                                                                          | 介護福祉士 40%以上又は介護福祉士等 60%以上 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ                                 | 12 単位/回                                                                                                                                          | 介護福祉士 30%以上又は介護福祉士等 50%以上 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ）イ                                 | 126 単位/月                                                                                                                                         | 介護福祉士 40%以上又は介護福祉士等 60%以上 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ）ロ                                 | 84 単位/月                                                                                                                                          | 介護福祉士 30%以上又は介護福祉士等 50%以上 |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）                                    | (Ⅰ)は＋所定単位の 137/1000 を算定<br>(Ⅱ)は＋所定単位の 100/1000 を算定<br>(Ⅲ)は＋所定単位の 55/1000 を算定<br>(Ⅳ)は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 90/100 を算定<br>(Ⅴ)は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 80/100 を算定 |                           |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）                                    |                                                                                                                                                  |                           |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）                                    |                                                                                                                                                  |                           |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）                                    |                                                                                                                                                  |                           |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）                                    |                                                                                                                                                  |                           |
| ①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者                 |                                                                                                                                                  |                           |
| ・居住する利用者の人数が1月あたり50人未満の場合、所定単位数の90/100相当を算定      |                                                                                                                                                  |                           |
| ・居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合、所定単位数の85/100相当を算定      |                                                                                                                                                  |                           |
| ②上記以外の範囲に所在する建物に居住する者                            |                                                                                                                                                  |                           |
| ・当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合、所定単位数の90/100相当を算定 |                                                                                                                                                  |                           |

- \*1 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、夜間対応型訪問介護費は、算定しない
- \*2 他の夜間対応型訪問介護事業所において夜間対応型訪問介護を受けている者については、別に夜間対応型訪問介護費は算定しない

## 概 要

### ①オペレーターに係る基準の見直し

- オペレーターに係る訪問介護のサービス提供責任者の「3年以上」の経験について、「1年以上」に変更することとする。なお、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者のサービス提供責任者については、引き続き「3年以上」の経験を必要とすることとする。【省令改正】

＜参考：オペレーターに求められる資格要件（現行）＞

看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員、サービス提供責任者として3年以上従事した経験を持つ者

### ②同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬

同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬について以下の見直しを行う。（訪問介護と同様の見直し）

ア 夜間対応型訪問介護のサービス提供については、以下に該当する場合に10%減算とされているが、建物の範囲等を見直し、いずれの場合も有料老人ホーム等（※）以外の建物も対象とする。

- i 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物（有料老人ホーム等（※）に限る）に居住する者
- ii 上記以外の範囲に所在する建物（有料老人ホーム等（※）に限る）に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）

イ また i について、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合は、減算幅を見直す。

※ 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

ウ 上記ア又はイによる減算を受けている者と、当該減算を受けていない者との公平性の観点から、上記ア又はイによる減算を受けている者の区分支給限度基準額を計算する際には、減算前の単位数を用いることとする。

### ③介護職員処遇改善加算の見直し

Ⅳ 処遇改善・地域区分の「（1）介護職員処遇改善加算の見直し」を参照

### (3) 地域密着型通所介護

#### ①地密着型通所介護費

|       | 3 時間以上<br>4 時間未満 | 4 時間以上<br>5 時間未満 | 5 時間以上<br>6 時間未満 | 6 時間以上<br>7 時間未満 | 7 時間以上<br>8 時間未満 | 8 時間以上<br>9 時間未満 |
|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 要介護 1 | 407 単位           | 426 単位           | 641 単位           | 662 単位           | 735 単位           | 794 単位           |
| 要介護 2 | 466 単位           | 488 単位           | 757 単位           | 782 単位           | 868 単位           | 903 単位           |
| 要介護 3 | 527 単位           | 552 単位           | 874 単位           | 903 単位           | 1,006 単位         | 1,046 単位         |
| 要介護 4 | 586 単位           | 614 単位           | 990 単位           | 1,023 単位         | 1,144 単位         | 1,190 単位         |
| 要介護 5 | 647 単位           | 678 単位           | 1,107 単位         | 1,144 単位         | 1,281 単位         | 1,332 単位         |

※ 所要時間 2 時間以上 3 時間未満の通所介護を行う場合は、「4 時間以上 5 時間未満」の所定単位数の 70/100 相当を算定

#### 【加減算】

| 項 目                                 | 単 位              | 備 考                                                              |
|-------------------------------------|------------------|------------------------------------------------------------------|
| 共生型地域密着型通所介護を行う場合<br>(障害福祉制度の指定事業所) | 所定単位数<br>×93/100 | 指定生活介護事業所が行う場合                                                   |
|                                     | 所定単位数<br>×95/100 | 指定自立訓練事業所が行う場合                                                   |
|                                     | 所定単位数<br>×90/100 | 指定児童発達支援事業所が行う場合                                                 |
|                                     | 所定単位数<br>×90/100 | 指定放課後等デイサービス事業所が行う場合                                             |
| 延長加算                                | 50 単位            | 前後通算 9 時間以上 10 時間未満                                              |
|                                     | 100 単位           | 前後通算 10 時間以上 11 時間未満                                             |
|                                     | 150 単位           | 前後通算 11 時間以上 12 時間未満                                             |
|                                     | 200 単位           | 前後通算 12 時間以上 13 時間未満                                             |
|                                     | 250 単位           | 前後通算 13 時間以上 14 時間未満                                             |
| 生活相談員配置等加算                          | 13 単位/日          | 共生型地域密着型通所介護を算定している場合                                            |
| 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算              | 所定単位数の<br>5/100  |                                                                  |
| 入浴介助加算                              | 50 単位/日          |                                                                  |
| 中重度者ケア体制加算                          | 45 単位/日          | 看護又は介護職員を基準より常勤換算で 2 以上加配、前 3 月間の利用者総数のうち、要介護 3・4・5 の割合が 30%以上 等 |
| 生活機能向上連携加算                          | 200 単位/月         |                                                                  |
|                                     | 100 単位/月         | 個別機能訓練加算を算定している場合                                                |
| 個別機能訓練加算 (Ⅰ)                        | 46 単位/日          | 地域密着型通所介護を実施する時間帯を通じて、機能訓練指導員を 1 名以上配置                           |
| 個別機能訓練加算 (Ⅱ)                        | 56 単位/日          | 専従の機能訓練指導員を 1 名以上配置                                              |

|                                                       |                                                                                                                                                |                                                                                                            |
|-------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ADL 維持等加算（Ⅰ）                                          | 3 単位/月                                                                                                                                         |                                                                                                            |
| ADL 維持等加算（Ⅱ）                                          | 6 単位/月                                                                                                                                         |                                                                                                            |
| 認知症加算                                                 | 60 単位/日                                                                                                                                        | 日常生活に支障をきたす恐れのある症状等がある者を対象<br>前 3 月間の利用者総数のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の占める割合 20%以上<br>認知症介護指導者研修等の修了者 1 以上確保等 |
| 若年性認知症利用者受入加算                                         | 60 単位/日                                                                                                                                        | 個別の担当者を定めていること、認知症加算との併算定不可                                                                                |
| 栄養改善加算                                                | 150 単位/回                                                                                                                                       | 月 2 回限度・3 月以内（原則） 管理栄養士 1 名以上配置                                                                            |
| 栄養スクリーニング加算                                           | 5 単位/回                                                                                                                                         | 6 月に 1 回限度                                                                                                 |
| 口腔機能向上加算                                              | 150 単位/回                                                                                                                                       | 月 2 回限度・3 月以内（原則）                                                                                          |
| 事業所と同一建物居住者                                           | ▲94 単位/日                                                                                                                                       |                                                                                                            |
| 事業所が送迎を行わない場合                                         | ▲47 単位/片道                                                                                                                                      |                                                                                                            |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ                                      | 18 単位/回                                                                                                                                        | 介護福祉士 50%以上配置                                                                                              |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ                                      | 12 単位/回                                                                                                                                        | 介護福祉士 40%以上配置                                                                                              |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ）                                       | 6 単位/回                                                                                                                                         | 勤続年数 3 年以上の者 30%以上配置                                                                                       |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）                                         | （Ⅰ）は＋所定単位の 59/1000 を算定<br>（Ⅱ）は＋所定単位の 43/1000 を算定<br>（Ⅲ）は＋所定単位の 23/1000 を算定<br>（Ⅳ）は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 90/100 を算定<br>（Ⅴ）は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 80/100 を算定 |                                                                                                            |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）                                         |                                                                                                                                                |                                                                                                            |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）                                         |                                                                                                                                                |                                                                                                            |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）                                         |                                                                                                                                                |                                                                                                            |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）                                         |                                                                                                                                                |                                                                                                            |
| 利用定員超過の場合、または看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は所定単位数の 70/100 相当を算定 |                                                                                                                                                |                                                                                                            |

\* 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、通所介護費は、算定しない

## ②療養通所介護

|               |               |
|---------------|---------------|
| 3 時間以上 6 時間未満 | 6 時間以上 8 時間未満 |
| 1,007 単位      | 1,511 単位      |

※対象者は難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり、常時看護師による観察が必要なもの

### 【加減算】

| 項 目                    | 単 位          | 備 考        |
|------------------------|--------------|------------|
| 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 | 所定単位数の 5/100 |            |
| 栄養スクリーニング加算            | 5 単位/回       | 6 月に 1 回限度 |

|                                                       |                                                                                                                                                |                                |
|-------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 個別送迎体制強化加算                                            | 210 単位/日                                                                                                                                       | 2 名以上（うち 1 名は看護師・准看護師）で個別送迎を実施 |
| 入浴介助体制強化加算                                            | 60 単位/日                                                                                                                                        | 2 名以上（うち 1 名は看護師・准看護師）で実施      |
| 事業所と同一建物居住者                                           | ▲94 単位/日                                                                                                                                       |                                |
| 事業所が送迎を行わない場合                                         | ▲47 単位/片道                                                                                                                                      |                                |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ）                                       | 6 単位/回                                                                                                                                         | 勤続年数 3 年以上の者 30%以上配置           |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）                                         | (Ⅰ)は＋所定単位の 59/1000 を算定<br>(Ⅱ)は＋所定単位の 43/1000 を算定<br>(Ⅲ)は＋所定単位の 23/1000 を算定<br>(Ⅳ)は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 90/100 を算定<br>(Ⅴ)は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 80/100 を算定 |                                |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）                                         |                                                                                                                                                |                                |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）                                         |                                                                                                                                                |                                |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）                                         |                                                                                                                                                |                                |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）                                         |                                                                                                                                                |                                |
|                                                       |                                                                                                                                                |                                |
| 利用定員超過の場合、または看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は所定単位数の 70/100 相当を算定 |                                                                                                                                                |                                |

- \* 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、通所介護費は、算定しない

## 概 要

### 1 地密着型通所介護費

#### ①運営推進会議の開催方法の緩和

- 運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、現在認められていない複数の事業所の合同開催について、以下の要件を満たす場合に認めることとする。【通知改正】
  - i 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
  - ii 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。

※その他は、居宅サービスの「通所介護」を参照のこと

## 2療養通所介護

### ①定員数の見直し

- 療養通所介護事業所においては、障害福祉サービス等である重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等を実施している事業所が多いことを踏まえ、更に地域共生社会の実現に向けた取組を推進する観点から、定員数を引き上げることとする。【省令改正】

#### 基準

| ＜現行＞      |   | ＜改定後＞      |
|-----------|---|------------|
| 利用定員 9人以下 | ⇒ | 利用定員 18人以下 |

### ②栄養改善の取組の推進

- 管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合の評価を創設する。

#### 単位数

| ＜現行＞ |   | ＜改定後＞                                 |
|------|---|---------------------------------------|
| なし   | ⇒ | 栄養スクリーニング加算 5単位／回（新設）<br>※6月に1回を限度とする |

#### 算定要件等

- サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。）を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定する。

### ③運営推進会議の開催方法の緩和

- 運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、現在認められていない複数の事業所の合同開催について、以下の要件を満たす場合に認めることとする。【通知改正】
  - i 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
  - ii 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。

### ④介護職員処遇改善加算の見直し

- IV 処遇改善・地域区分の「（1）介護職員処遇改善加算の見直し」を参照

## (4) 認知症対応型通所介護

### 認知症対応型通所介護費

#### ①単独型

|       | 3 時間以上<br>4 時間未満 | 4 時間以上<br>5 時間未満 | 5 時間以上<br>6 時間未満 | 6 時間以上<br>7 時間未満 | 7 時間以上<br>8 時間未満 | 8 時間以上<br>9 時間未満 |
|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 要介護 1 | 538 単位           | 564 単位           | 849 単位           | 871 単位           | 985 単位           | 1,017 単位         |
| 要介護 2 | 592 単位           | 620 単位           | 941 単位           | 965 単位           | 1,092 単位         | 1,127 単位         |
| 要介護 3 | 647 単位           | 678 単位           | 1,031 単位         | 1,057 単位         | 1,199 単位         | 1,237 単位         |
| 要介護 4 | 702 単位           | 735 単位           | 1,122 単位         | 1,151 単位         | 1,307 単位         | 1,349 単位         |
| 要介護 5 | 756 単位           | 792 単位           | 1,214 単位         | 1,245 単位         | 1,414 単位         | 1,459 単位         |

#### ②併設型

|       | 3 時間以上<br>4 時間未満 | 4 時間以上<br>5 時間未満 | 5 時間以上<br>6 時間未満 | 6 時間以上<br>7 時間未満 | 7 時間以上<br>8 時間未満 | 8 時間以上<br>9 時間未満 |
|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 要介護 1 | 487 単位           | 510 単位           | 764 単位           | 783 単位           | 885 単位           | 913 単位           |
| 要介護 2 | 536 単位           | 561 単位           | 845 単位           | 867 単位           | 980 単位           | 1,011 単位         |
| 要介護 3 | 584 単位           | 612 単位           | 927 単位           | 951 単位           | 1,076 単位         | 1,110 単位         |
| 要介護 4 | 633 単位           | 663 単位           | 1,007 単位         | 1,033 単位         | 1,172 単位         | 1,210 単位         |
| 要介護 5 | 682 単位           | 714 単位           | 1,089 単位         | 1,117 単位         | 1,267 単位         | 1,308 単位         |

#### ③共用型（グループホーム共用）

|       | 3 時間以上<br>4 時間未満 | 4 時間以上<br>5 時間未満 | 5 時間以上<br>6 時間未満 | 6 時間以上<br>7 時間未満 | 7 時間以上<br>8 時間未満 | 8 時間以上<br>9 時間未満 |
|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 要介護 1 | 264 単位           | 276 単位           | 441 単位           | 453 単位           | 518 単位           | 535 単位           |
| 要介護 2 | 274 単位           | 287 単位           | 456 単位           | 468 単位           | 537 単位           | 554 単位           |
| 要介護 3 | 283 単位           | 296 単位           | 473 単位           | 485 単位           | 555 単位           | 573 単位           |
| 要介護 4 | 292 単位           | 306 単位           | 489 単位           | 501 単位           | 573 単位           | 592 単位           |
| 要介護 5 | 302 単位           | 316 単位           | 505 単位           | 517 単位           | 593 単位           | 612 単位           |

※ 所要時間 2 時間以上 3 時間未満の通所介護を行う場合は、「4 時間以上 5 時間未満」の所定単位数の 63/100 相当を算定

【加減算】

| 項 目                                                   | 単位                                                                                                                                              | 備 考                                                                      |
|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 延長加算                                                  | 50 単位                                                                                                                                           | 前後通算 9 時間以上 10 時間未満                                                      |
|                                                       | 100 単位                                                                                                                                          | 前後通算 10 時間以上 11 時間未満                                                     |
|                                                       | 150 単位                                                                                                                                          | 前後通算 11 時間以上 12 時間未満                                                     |
|                                                       | 200 単位                                                                                                                                          | 前後通算 12 時間以上 13 時間未満                                                     |
|                                                       | 250 単位                                                                                                                                          | 前後通算 13 時間以上 14 時間未満                                                     |
| 入浴介助加算                                                | 50 単位/日                                                                                                                                         |                                                                          |
| 生活機能向上連携加算                                            | 200 単位/月                                                                                                                                        |                                                                          |
|                                                       | 100 単位/月                                                                                                                                        | 個別機能訓練加算を算定している場合                                                        |
| 個別機能訓練加算                                              | 27 単位/日                                                                                                                                         | 1 日 120 分以上、専従の機能訓練指導員（PT 等）を 1 名以上配置し、多職種共同により個別機能訓練計画を作成し、計画的に訓練を行った場合 |
| 若年性認知症利用者受入加算                                         | 60 単位/日                                                                                                                                         | 個別の担当者を定めていること                                                           |
| 栄養改善加算                                                | 150 単位/回                                                                                                                                        | 月 2 回限度、3 月以内（原則）、管理栄養士 1 名以上配置                                          |
| 栄養スクリーニング加算                                           | 5 単位/回                                                                                                                                          | 6 月に 1 回限度                                                               |
| 口腔機能向上加算                                              | 150 単位/回                                                                                                                                        | 月 2 回限度、3 月以内（原則）、ST、歯科衛生士又は看護職員 1 名以上配置                                 |
| 事業所と同一の建物に居住する利用者                                     | ▲94 単位/日                                                                                                                                        |                                                                          |
| 事業所が送迎を行わない場合                                         | ▲47 単位/片道                                                                                                                                       |                                                                          |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ                                      | 18 単位/回                                                                                                                                         | 介護福祉士 50%以上                                                              |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ                                      | 12 単位/回                                                                                                                                         | 介護福祉士 40%以上                                                              |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ）                                       | 6 単位/回                                                                                                                                          | 勤続年数 3 年以上の者 30%以上配置                                                     |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）                                         | （Ⅰ）は＋所定単位の 104/1000 を算定<br>（Ⅱ）は＋所定単位の 76/1000 を算定<br>（Ⅲ）は＋所定単位の 42/1000 を算定<br>（Ⅳ）は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 90/100 を算定<br>（Ⅴ）は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 80/100 を算定 |                                                                          |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）                                         |                                                                                                                                                 |                                                                          |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）                                         |                                                                                                                                                 |                                                                          |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）                                         |                                                                                                                                                 |                                                                          |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）                                         |                                                                                                                                                 |                                                                          |
| 利用定員超過の場合、または看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は所定単位数の 70/100 相当を算定 |                                                                                                                                                 |                                                                          |

\* 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、認知症対応型通所介護費は、算定しない

## 概 要

### ①生活機能向上連携加算の創設

※介護予防認知症対応型通所介護を含む

- 自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、生活機能向上連携加算を創設し、認知症対応型通所介護事業所の職員と外部のリハビリテーション専門職が連携して、機能訓練のマネジメントをすることを評価する。

#### 単位数

<現行>

なし

⇒

<改定後>

生活機能向上連携加算 200 単位／月（新設）

※個別機能訓練加算を算定している場合は 100 単位／月

#### 算定要件等

- 訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数 200 床未満のものに限る。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師が、認知症対応型通所介護事業所を訪問し、認知症対応型通所介護事業所の職員と共同で、アセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成すること。
- リハビリテーション専門職と連携して、個別機能訓練計画の進捗状況を 3 月ごとに 1 回以上評価し、必要に応じて計画・訓練内容等の見直しを行うこと。

### ②機能訓練指導員の確保の促進

※介護予防認知症対応型通所介護を含む

- 機能訓練指導員の確保を促進し、利用者の心身の機能の維持を促進する観点から、機能訓練指導員の対象資格（※）に一定の実務経験を有するはり師、きゅう師を追加する。個別機能訓練加算における機能訓練指導員の要件についても、同様の対応を行う。

※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師

#### 算定要件

- 一定の実務経験を有するはり師、きゅう師とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で 6 月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者とする。

### ③栄養改善の取組の推進

※介護予防認知症対応型通所介護を含む

#### ア 栄養改善加算の見直し

- 栄養改善加算について、管理栄養士 1 名以上の配置が要件とされている現行の取扱いを改め、外部の管理栄養士の実施でも算定を認めることとする。

#### イ 栄養スクリーニングに関する加算の創設

- 管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合の評価を創設する。

#### 単位数

##### ○アについて

＜現行＞

栄養改善加算 150 単位／回

⇒

＜改定後＞

変更なし

##### ○イについて

＜現行＞

なし

⇒

＜改定後＞

栄養スクリーニング加算 5単位／回（新設）  
※6月に1回を限度とする

#### 算定要件等

##### ア 栄養改善加算

- 当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所・医療機関・栄養ケア・ステーション）との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

##### イ 栄養スクリーニング加算

- サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。）を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定する。

### ④基本報酬のサービス提供時間区分の見直し

※介護予防認知症対応型通所介護を含む

- 認知症対応型通所介護の基本報酬は、2時間ごとの設定としているが、事業所のサービス提供時間の実態を踏まえて、基本報酬のサービス提供時間区分を1時間ごとに見直すこととする。

### ⑤共用型認知症対応型通所介護の利用定員の見直し

※介護予防認知症対応型通所介護を含む

- 共用型認知症対応型通所介護の普及促進を図る観点から、ユニットケアを行っている地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員数を、「1施設当たり3人以下」から「1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下」に見直すこととする。【省令改正】

### ⑥運営推進会議の開催方法の緩和

※介護予防認知症対応型通所介護を含む

- 運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、現在認められていない複数の事業所の合同開催について、以下の要件を満たす場合に認めることとする。【通知改正】

- i 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
- ii 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。

### ⑦設備に係る共用の明確化

※介護予防認知症対応型通所介護を含む

○ 認知症対応型通所介護と訪問介護が併設されている場合に、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、

- ・ 基準上両方のサービスに規定がある事務室については、共用が可能
- ・ 基準上規定がない玄関、廊下、階段などの設備についても、共用が可能

であることを明確にする。

その際、併設サービスが訪問介護である場合に限らず、共用が認められない場合を除き、共用が可能であることを明確にすることとする。【通知改正】

### ⑧介護職員処遇改善加算の見直し

※介護予防認知症対応型通所介護を含む

Ⅳ 処遇改善・地域区分の「（１）介護職員処遇改善加算の見直し」を参照

## (5) 小規模多機能型居宅介護

### 小規模多機能型居宅介護費（１月につき）

|       | 同一建物居住者以外 | 同一建物居住者   |
|-------|-----------|-----------|
| 要介護 1 | 10,320 単位 | 9,298 単位  |
| 要介護 2 | 15,167 単位 | 13,665 単位 |
| 要介護 3 | 22,062 単位 | 19,878 単位 |
| 要介護 4 | 24,350 単位 | 21,939 単位 |
| 要介護 5 | 26,849 単位 | 24,191 単位 |

### 短期利用居宅介護費（１日につき）

|       | 短期利用   |
|-------|--------|
| 要介護 1 | 565 単位 |
| 要介護 2 | 632 単位 |
| 要介護 3 | 700 単位 |
| 要介護 4 | 767 単位 |
| 要介護 5 | 832 単位 |

※短期利用は、登録定員に空きがあり、登録者以外で緊急利用を要する等、一定の条件下での利用のみ。  
過小サービスに対する減算が行われている場合には、算定不可

### 【加減算】

| 項 目                    | 単位              | 備 考                                                |
|------------------------|-----------------|----------------------------------------------------|
| 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 | 所定単位数の<br>5/100 |                                                    |
| 初期加算                   | 30 単位/日         | 登録日から 30 日以内                                       |
| 認知症加算（Ⅰ）               | 800 単位/月        | 日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者 |
| 認知症加算（Ⅱ）               | 500 単位/月        | 要介護 2 である利用者で、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の利用者       |
| 若年性認知症利用者受入加算          | 800 単位/月        | 個別の担当者を定めていること                                     |
| 看護職員配置加算（Ⅰ）            | 900 単位/月        | 専従の常勤看護師 1 名以上配置<br>他の看護職員配置加算と併算定不可               |
| 看護職員配置加算（Ⅱ）            | 700 単位/月        | 専従の常勤准看護師 1 名以上配置<br>他の看護職員配置加算と併算定不可              |
| 看護職員配置加算（Ⅲ）            | 480 単位/月        | 看護職員常勤換算で 1 名以上配置<br>他の看護職員配置加算と併算定不可              |
| 看取り連携体制加算              | 64 単位/日         | 死亡日及び死亡日前 30 日以下<br>看護職員配置加算（Ⅰ）を算定の場合              |
| 訪問体制強化加算               | 1,000 単位/月      | 訪問サービス提供の常勤従事者 2 名以上配置                             |

|                                                                                                                |                                                                                                                                                 |                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 総合マネジメント体制強化加算                                                                                                 | 1,000 単位/月                                                                                                                                      |                              |
| 生活機能向上連携加算（Ⅰ）                                                                                                  | 100 単位/月                                                                                                                                        | リハ職等の助言に基づき計画作成・実施           |
| 生活機能向上連携加算（Ⅱ）                                                                                                  | 200 単位/月                                                                                                                                        | リハ職等とサービス提供責任者が同行訪問して計画作成・実施 |
| 栄養スクリーニング加算                                                                                                    | 5 単位/回                                                                                                                                          | 6 月に 1 回限度                   |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ                                                                                               | 640 単位/月                                                                                                                                        | 介護福祉士 50%以上配置                |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ                                                                                               | 500 単位/月                                                                                                                                        | 介護福祉士 40%以上配置                |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ）                                                                                                | 350 単位/月                                                                                                                                        | 常勤職員 60%以上配置                 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ）                                                                                                | 350 単位/月                                                                                                                                        | 勤続年数 3 年以上の者 30%以上配置         |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ                                                                                               | 21 単位/日                                                                                                                                         | 短期利用 介護福祉士 50%以上配置           |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ                                                                                               | 16 単位/日                                                                                                                                         | 短期利用 介護福祉士 40%以上配置           |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ）                                                                                                | 12 単位/日                                                                                                                                         | 短期利用 常勤職員 60%以上配置            |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ）                                                                                                | 12 単位/日                                                                                                                                         | 短期利用 勤続年数 3 年以上の者 30%以上配置    |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）                                                                                                  | （Ⅰ）は＋所定単位の 102/1000 を算定<br>（Ⅱ）は＋所定単位の 74/1000 を算定<br>（Ⅲ）は＋所定単位の 41/1000 を算定<br>（Ⅳ）は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 90/100 を算定<br>（Ⅴ）は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 80/100 を算定 |                              |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）                                                                                                  |                                                                                                                                                 |                              |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）                                                                                                  |                                                                                                                                                 |                              |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）                                                                                                  |                                                                                                                                                 |                              |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）                                                                                                  |                                                                                                                                                 |                              |
| 登録定員超過の場合、または従業員の員数が基準に満たない場合は所定単位数の 70/100 相当を算定                                                              |                                                                                                                                                 |                              |
| 指定小規模多機能居宅介護事業所が提供する、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスの算定月における提供回数について、1 人当たり平均回数が、週 4 回に満たない場合は所定単位数の 70/100 相当を算定（短期利用除く） |                                                                                                                                                 |                              |

- \*1 登録者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、小規模多機能型居宅介護費は、算定しない
- \*2 他の小規模多機能型居宅介護事業所において小規模多機能型居宅介護を受けている者については、別に小規模多機能型居宅介護費は算定しない
- \*3 短期利用については、生活機能向上連携加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算以外の加算は算定不可

## 概 要

### ①生活機能向上連携加算の創設

※介護予防小規模多機能型居宅介護を含む

- 自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、新たに生活機能向上連携加算を創設する。

#### 単位数

＜現行＞

なし

⇒

＜改定後＞

生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位／月（新設）

生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位／月（新設）

#### 算定要件等

##### ○生活機能向上連携加算(Ⅰ)

- ・ 訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数 200 床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、介護支援専門員が生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成（変更）すること
- ・ 当該理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場において、又は ICT を活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと  
を定期的に行うこと

##### ○生活機能向上連携加算(Ⅱ)

- ・ 訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数 200 床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が利用者宅を訪問し身体状況等の評価（生活機能アセスメント）を共同して行うこと
- ・ 介護支援専門員が生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成すること

### ②若年性認知症利用者受入加算の創設

※介護予防小規模多機能型居宅介護を含む

- どのサービスでも認知症の方に適切なサービスが提供されるように、現在、通所介護や認知症対応型共同生活介護に設けられている若年性認知症利用者受入加算について、小規模多機能型居宅介護にも創設する。

## 単位数

### ○小規模多機能型居宅介護

＜現行＞

なし

⇒

＜改定後＞

若年性認知症利用者受入加算 800 単位／月（新設）

### ○介護予防小規模多機能型居宅介護

＜現行＞

なし

⇒

＜改定後＞

若年性認知症利用者受入加算 450 単位／月（新設）

## 算定要件等

- 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。

## ③栄養改善の取組の推進

※介護予防小規模多機能型居宅介護を含む

- 管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合の評価を創設する。

## 単位数

＜現行＞

なし

⇒

＜改定後＞

栄養スクリーニング加算 5 単位／回（新設）

※6月に1回を限度とする

## 算定要件等

- サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。）を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定する。

## ④運営推進会議の開催方法の緩和

※介護予防小規模多機能型居宅介護を含む

- 運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、現在認められていない複数の事業所の合同開催について、以下の要件を満たす場合に認めることとする。【通知改正】
  - i 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
  - ii 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。
  - iii 合同して開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこと。
  - iv 外部評価を行う運営推進会議は、単独開催で行うこと。

## ⑤代表者交代時の開設者研修の取扱い

※介護予防小規模多機能型居宅介護を含む

- 小規模多機能型居宅介護事業者の代表者（社長・理事長等）については、認知症対応型サービス事業開設者研修を修了している者であることが必要であるが、代表者交代時に研修が開催されておらず、研修を受講できずに代表者に就任できないケースがあることから、代表交代時においては、半年後又は次回研修日程のいずれか早い日までに修了すれば良いこととする。

一方で、新規に事業者が事業を開始する場合については、事前の準備期間があり、代表交代時のような支障があるわけではないため、代表者としての資質を確保する観点から、原則どおり、新規指定時において研修を修了していることを求めることとする。【通知改正】

## ⑥介護職員処遇改善加算の見直し

※介護予防小規模多機能型居宅介護を含む

Ⅳ 処遇改善・地域区分の「（１）介護職員処遇改善加算の見直し」を参照

## (6) 認知症対応型共同生活介護

### 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)

|       | (Ⅰ)<br>1ユニット | (Ⅱ)<br>2ユニット以上 |
|-------|--------------|----------------|
| 要介護 1 | 759 単位       | 747 単位         |
| 要介護 2 | 795 単位       | 782 単位         |
| 要介護 3 | 818 単位       | 806 単位         |
| 要介護 4 | 835 単位       | 822 単位         |
| 要介護 5 | 852 単位       | 838 単位         |

### 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)

|       | 短期利用 (Ⅰ)<br>1ユニット | 短期利用 (Ⅱ)<br>2ユニット以上 |
|-------|-------------------|---------------------|
| 要介護 1 | 787 単位            | 775 単位              |
| 要介護 2 | 823 単位            | 811 単位              |
| 要介護 3 | 847 単位            | 835 単位              |
| 要介護 4 | 863 単位            | 851 単位              |
| 要介護 5 | 880 単位            | 867 単位              |

### 【加減算】

| 項 目              | 単位                | 備 考                                      |
|------------------|-------------------|------------------------------------------|
| 身体拘束廃止未実施減算      | ▲所定単位数の<br>10/100 | 運営基準の未遵守、短期利用除く                          |
| 夜間支援体制加算 (Ⅰ)     | 50 単位/日           | 1 ユニット。夜勤及び宿直の合計数 2 以上                   |
| 夜間支援体制加算 (Ⅱ)     | 25 単位/日           | 2 ユニット以上。夜勤及び宿直の合計数が、ユニット数に 1 を加えた数以上    |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | 200 単位/日          | 7 日間限度。短期利用のみ                            |
| 若年性認知症利用者受入加算    | 120 単位/日          | 個別の担当者を定めていること<br>認知症行動・心理症状緊急対応加算と併算定不可 |
| 看取り介護加算 ※        | 144 単位/日          | 死亡日前 4 日以上 30 日以下                        |
|                  | 680 単位/日          | 死亡日前日及び前々日                               |
|                  | 1,280 単位/日        | 死亡日                                      |
| 初期加算 ※           | 30 単位/日           | 入居日から 30 日以内。短期利用除く                      |
| 医療連携体制加算 (Ⅰ)     | 39 単位/日           | 看護師 1 名以上確保、24 時間連絡体制の確保、<br>重度化対応指針の策定等 |
| 医療連携体制加算 (Ⅱ)     | 49 単位/日           | 看護職員を常勤換算で 1 名以上配置、喀痰吸引等必要な入居者 1 名以上     |

|                                                     |                                                                                                                                                 |                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 医療連携体制加算（Ⅲ）                                         | 59 単位/日                                                                                                                                         | 看護師を常勤換算で 1 名以上配置、喀痰吸引等必要な入居者 1 名以上                                                                       |
| 退居時相談援助加算                                           | 400 単位                                                                                                                                          | 1 か月超の利用者の退居時に、利用者・家族等に対して退居後の居宅サービス等について相談援助を行い、かつ、退居日から 2 週間以内に、市町村及び老人介護支援センターまたは地域包括支援センターに情報提供。1 回限度 |
| 認知症専門ケア加算（Ⅰ）※                                       | 3 単位/日                                                                                                                                          | 認知症介護に係る専門研修修了者を配置                                                                                        |
| 認知症専門ケア加算（Ⅱ）※                                       | 4 単位/日                                                                                                                                          | 認知症介護の指導に係る専門研修修了者配置                                                                                      |
| 生活機能向上連携加算                                          | 200 単位/月                                                                                                                                        | リハ職を共同して生活機能アセスメントを実施                                                                                     |
| 口腔衛生管理体制加算 ※                                        | 30 単位/月                                                                                                                                         | 歯科医師等が介護職員に対し口腔ケアに係る指導等を月 1 回以上行う                                                                         |
| 栄養スクリーニング加算 ※                                       | 5 単位/回                                                                                                                                          | 6 月に 1 回限度                                                                                                |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ                                    | 18 単位/日                                                                                                                                         | 介護福祉士 60%以上                                                                                               |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ                                    | 12 単位/日                                                                                                                                         | 介護福祉士 50%以上                                                                                               |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ）                                     | 6 単位/日                                                                                                                                          | 看護・介護職員の常勤職員 75%以上配置                                                                                      |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ）                                     | 6 単位/日                                                                                                                                          | 勤続年数 3 年以上の者 30%以上配置                                                                                      |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）                                       | (Ⅰ)は＋所定単位の 111/1000 を算定<br>(Ⅱ)は＋所定単位の 81/1000 を算定<br>(Ⅲ)は＋所定単位の 45/1000 を算定<br>(Ⅳ)は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 90/100 を算定<br>(Ⅴ)は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 80/100 を算定 |                                                                                                           |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）                                       |                                                                                                                                                 |                                                                                                           |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）                                       |                                                                                                                                                 |                                                                                                           |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）                                       |                                                                                                                                                 |                                                                                                           |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）                                       |                                                                                                                                                 |                                                                                                           |
| 夜勤職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の 97/100 相当を算定        |                                                                                                                                                 |                                                                                                           |
| 利用定員超過の場合、または介護従業者の員数が基準に満たない場合は所定単位数の 70/100 相当を算定 |                                                                                                                                                 |                                                                                                           |

\* 入院時は、1 月に 6 日を限度として所定単位数に代えて 246 単位/日を算定

※について、は「短期利用認知症対応型共同生活介護費」は算定不可

## 概 要

### ①入居者の医療ニーズへの対応

※介護予防認知症対応型共同生活介護は含まない

- 入居者の状態に応じた医療ニーズへの対応ができるよう、現行の医療連携体制加算は維持した上で、協力医療機関との連携を確保しつつ、手厚い看護体制の事業所を評価するための区分を創設することとする。

#### 単位数

<現行>

医療連携体制加算 39 単位／日

⇒

<改定後>

医療連携体制加算(Ⅰ) 39 単位／日

医療連携体制加算(Ⅱ) 49 単位／日(新設)

医療連携体制加算(Ⅲ) 59 単位／日(新設)

#### 算定要件等

○医療連携体制加算(Ⅰ)の算定要件は、現行の医療連携体制加算と同様。

○医療連携体制加算(Ⅱ)

- ・ 事業所の職員として看護職員を常勤換算で1名以上配置していること。
- ・ 事業所の職員として配置している看護職員が准看護師のみである場合には、病院、若しくは訪問看護ステーションの看護師との連携体制を確保すること。

○医療連携体制加算(Ⅲ)

- ・ 事業所の職員として看護師を常勤換算で1名以上配置していること。

○医療連携体制加算(Ⅱ)(Ⅲ)共通

- ・ 算定日が属する月の前12月間において、次のいずれかに該当する状態の入居者が一人以上であること。
  - (1)喀痰(かくたん)吸引を実施している状態
  - (2)経鼻胃管や胃瘻(ろう)等の経腸栄養が行われている状態

※医療連携体制加算は別区分同士の併算定はできない。

### ②入居者の入退院支援の取組

※介護予防認知症対応型共同生活介護を含む

- 認知症の人は入退院による環境の変化が、認知症の症状の悪化や行動・心理症状の出現につながりやすいため、入居者の早期退院や退院後の安定した生活に向けた取り組みを評価することとする。
  - ア 入院後3カ月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居の受け入れ体制を整えている場合には、1月に6日を限度として一定単位の基本報酬の算定を認めることとする。
  - イ 医療機関に1カ月以上入院した後、退院して再入居する場合も初期加算の算定を認めることとする。

## 単位数

### ○アについて

＜現行＞

なし

⇒

＜改定後＞

246 単位／日（新設）

### ○イについて

＜現行＞

初期加算 30 単位／日

⇒

＜改定後＞

変更なし

## 算定要件等

### ＜アについて＞

- 入居者が、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後三月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に円滑に入居することができる体制を確保していること。
- 上記の体制を確保している場合には、入居者が病院又は診療所への入院を要した場合に、1 月に 6 日を限度として算定を認める。

### ＜イについて＞

- 初期加算の算定要件として以下の要件を加える。  
「30 日を超える病院又は診療所への入院の後に指定認知症対応型共同生活事業所に再び入居した場合も、同様とする。」

## ③口腔衛生管理の充実

※介護予防認知症対応型共同生活介護を含む

- 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を評価した口腔衛生管理体制加算について、現行の施設サービスに加え、認知症対応型共同生活介護も対象とすることとする。

## 単位数

＜現行＞

なし

⇒

＜改定後＞

口腔衛生管理体制加算 30 単位／月（新設）

## 算定要件等

- 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月 1 回以上行っている場合

#### ④栄養改善の取組の推進

※介護予防認知症対応型共同生活介護を含む

- 管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、計画作成担当者に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合の評価を創設する。

#### 単位数

＜現行＞

なし

⇒

＜改定後＞

栄養スクリーニング加算 5単位／回（新設）

※6月に1回を限度とする

#### 算定要件等

- サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。）を計画作成担当者に文書で共有した場合に算定する。

#### ⑤短期利用認知症対応型共同生活介護の算定要件の見直し

※介護予防認知症対応型共同生活介護を含む

- 認知症グループホームが地域における認知症ケアの拠点として様々な機能を発揮することを促進する観点から、短期利用認知症対応型共同生活介護について、利用者の状況や家族等の事情により介護支援専門員が緊急に利用が必要と認めた場合などの一定の条件下において、定員を超えて受け入れを認めることとする。

#### 算定要件等

- 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期利用認知症対応型共同生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない短期利用認知症対応型共同生活介護を提供する場合であること
- 当該利用者及び他の入居者の処遇に支障がない場合であって、個室において短期利用認知症対応型共同生活介護を行うことができること。
- 緊急時の特例的な取扱いのため、短期利用認知症対応型共同生活介護を行った日から起算して7日を限度とする。また、当該入居期間中においても職員の配置数は人員基準上満たすべき員数を上回っていること。
- 利用定員を超えて受け入れることができる利用者数は事業所ごとに1人までの受入を認め、定員超過利用による減算の対象とはならない。

## ⑥生活機能向上連携加算の創設

※介護予防認知症対応型共同生活介護を含む

- 自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、新たに生活機能向上連携加算を創設する。

### 単位数

＜現行＞

なし

⇒

＜改定後＞

生活機能向上連携加算 200 単位／月（新設）

### 算定要件等

- 訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数 200 床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、医師が、認知症対応型共同生活介護事業所を訪問し、計画作成担当者と身体状況等の評価（生活機能アセスメント）を共同して行うこと。
- 計画作成担当者は生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画を作成すること。

## ⑦身体的拘束等の適正化

※介護予防認知症対応型共同生活介護を含む

- 身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、身体拘束廃止未実施減算を創設する。

### 単位数

＜現行＞

なし

⇒

＜改定後＞

身体拘束廃止未実施減算 10％／日減算（新設）

### 算定要件等

- 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならないこととする。
  - ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
  - ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。（※）
  - ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。
- ※ 認知症対応型共同生活介護においては、運営推進会議を活用することができることとする。

## **⑧運営推進会議の開催方法の緩和**

※介護予防認知症対応型共同生活介護を含む

- 運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、現在認められていない複数の事業所の合同開催について、以下の要件を満たす場合に認めることとする。【通知改正】
  - i 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
  - ii 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。
  - iii 合同して開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこと。

## **⑨代表者交代時の開設者研修の取扱い**

※介護予防認知症対応型共同生活介護を含む

- 認知症対応型共同生活介護の代表者（社長・理事長等）については、認知症対応型サービス事業開設者研修を修了している者であることが必要であるが、代表者交代時に研修が開催されておらず、研修を受講できずに代表者に就任できないケースがあることから、代表交代時においては、半年後又は次回研修日程のいずれか早い日までに修了すれば良いこととする。

一方で、新規に事業者が事業を開始する場合については、事前の準備期間があり、代表交代時のような支障があるわけではないため、代表者としての資質を確保する観点から、原則どおり、新規指定時において研修を修了していることを求めることとする。【通知改正】

## **⑩介護職員処遇改善加算の見直し**

※介護予防認知症対応型共同生活介護を含む

- IV 処遇改善・地域区分の「（１）介護職員処遇改善加算の見直し」を参照

## (7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

### 地域密着型特定施設入居者生活介護費 (1 日につき)

|       |        | 短期利用   |
|-------|--------|--------|
| 要介護 1 | 534 単位 | 534 単位 |
| 要介護 2 | 599 単位 | 599 単位 |
| 要介護 3 | 668 単位 | 668 単位 |
| 要介護 4 | 732 単位 | 732 単位 |
| 要介護 5 | 800 単位 | 800 単位 |

#### 【加減算】

| 項 目                | 単位                     | 備 考                                                                      |
|--------------------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 身体拘束廃止未実施減算        | ▲所定単位数の<br>10/100      | 運営基準の未遵守、短期利用のぞく                                                         |
| 入居継続支援加算           | 36 単位/日                | 介護福祉士 6 : 1 以上、喀痰吸引等必要な利用者<br>割合 15%以上                                   |
| 生活機能向上連携加算         | 200 単位/月               | 個別機能訓練加算を算定している場合は 100 単位<br>/月                                          |
| 個別機能訓練加算           | 12 単位/日                | 常勤専従の機能訓練指導員 (PT 等) を 1 名以上配<br>置し、多職種共同により個別機能訓練計画を作成<br>し、計画的に訓練を行った場合 |
| 夜間看護体制加算           | 10 単位/日                | 常勤看護師 1 名以上配置、看護責任者を定める、<br>24 時間連絡体制の確保、重度化対応指針策定等                      |
| 若年性認知症入居者受入加算      | 120 単位/日               | 個別の担当者を定めていること                                                           |
| 医療機関連携加算           | 80 単位/月                | 看護職員が協力医療機関等に対して利用者の健<br>康状態について月に 1 回以上情報提供した場合                         |
| 口腔衛生管理体制加算         | 30 単位/月                | 歯科医師等が介護職員に対し口腔ケアに係る指<br>導等を月 1 回以上行う                                    |
| 栄養スクリーニング加算        | 5 単位/回                 | 6 月に 1 回限度                                                               |
| 退院・退所時連携加算         | 30 単位/日                |                                                                          |
| 看取り介護加算            | 144 単位/日               | 死亡日前 4 日以上 30 日以下                                                        |
|                    | 680 単位/日               | 死亡日前日及び前々日                                                               |
|                    | 1,280 単位/日             | 死亡日                                                                      |
| 認知症専門ケア加算 (Ⅰ)      | 3 単位/日                 | 認知症介護に係る専門研修修了者を配置                                                       |
| 認知症専門ケア加算 (Ⅱ)      | 4 単位/日                 | 認知症介護の指導に係る専門研修修了者配置                                                     |
| サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) イ | 18 単位/日                | 介護福祉士 60%以上配置                                                            |
| サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) ロ | 12 単位/日                | 介護福祉士 50%以上配置                                                            |
| サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)   | 6 単位/日                 | 看護・介護職員の常勤職員 75%以上配置                                                     |
| サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)   | 6 単位/日                 | 勤続年数 3 年以上の者 30%以上配置                                                     |
| 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)     | (Ⅰ)は+所定単位の 82/1000 を算定 |                                                                          |
| 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)     | (Ⅱ)は+所定単位の 60/1000 を算定 |                                                                          |
| 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)     | (Ⅲ)は+所定単位の 33/1000 を算定 |                                                                          |

|                                          |                                |
|------------------------------------------|--------------------------------|
| 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）                            | （Ⅳ）は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 90/100 を算定 |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）                            | （Ⅴ）は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 80/100 を算定 |
| 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は所定単位数の 70/100 相当を算定 |                                |

※短期利用は、夜間看護体制加算、若年性認知症入居受入加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、以外の加算は算定不可

## 概 要

### ①運営推進会議の開催方法の緩和（地域密着型特定施設入居者生活介護のみ）

- 運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、現在認められていない複数の事業所の合同開催について、以下の要件を満たす場合に認めることとする。【通知改正】
- i 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
  - ii 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。
  - iii 合同して開催する回数が、1 年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこと。

※ その他は特定施設生活介護を参照。

## (8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

### ①地域密着型介護老人福祉施設サービス費 (1日につき)

|       | 従来型個室  | 多床室    | ユニット型個室<br>同個室的多床室 |
|-------|--------|--------|--------------------|
| 要介護 1 | 565 単位 | 565 単位 | 644 単位             |
| 要介護 2 | 634 単位 | 634 単位 | 712 単位             |
| 要介護 3 | 704 単位 | 704 単位 | 785 単位             |
| 要介護 4 | 774 単位 | 774 単位 | 854 単位             |
| 要介護 5 | 841 単位 | 841 単位 | 922 単位             |

### 経過的

|       | 従来型個室  | 多床室    | ユニット型個室<br>同個室的多床室 |
|-------|--------|--------|--------------------|
| 要介護 1 | 659 単位 | 659 単位 | 730 単位             |
| 要介護 2 | 724 単位 | 724 単位 | 795 単位             |
| 要介護 3 | 794 単位 | 794 単位 | 866 単位             |
| 要介護 4 | 859 単位 | 859 単位 | 931 単位             |
| 要介護 5 | 923 単位 | 923 単位 | 995 単位             |

### 【加減算】

| 項 目            | 単位                 | 備 考                                                                                                                                                       |
|----------------|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 身体拘束廃止未実施減算    | ▲所定単位数<br>の 10/100 | 運営基準の未遵守                                                                                                                                                  |
| 日常生活継続支援加算 (Ⅰ) | 36 単位/日            | 要介護 4・5 の占める割合が入所者の 70%以上、または<br>認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者の占める割合が入所<br>者の 65%以上、または喀痰吸引等が必要な者の占める<br>割合が入所者の 15%以上<br>介護福祉士を常勤換算で、入所者数が 6 またはその端数<br>を増すごとに 1 名以上配置 |
| 日常生活継続支援加算 (Ⅱ) | 46 単位/日            | ユニット型。同上                                                                                                                                                  |
| 看護体制加算 (Ⅰ)     | 12 単位/日<br>4 単位/日  | 常勤の看護師 1 名以上配置<br>常勤の看護師 1 名以上配置、経過的                                                                                                                      |
| 看護体制加算 (Ⅱ)     | 23 単位/日<br>8 単位/日  | 常勤換算の看護職員 2 名以上配置、訪看 ST 等と 24 時間<br>連絡体制確保<br>常勤換算の看護職員 2 名以上配置、訪看 ST 等と 24 時間<br>連絡体制確保、経過的                                                              |

|                          |          |                                                                         |
|--------------------------|----------|-------------------------------------------------------------------------|
| 夜勤職員配置加算（Ⅰ）<br>（ユニット型除く） | 41 単位/日  |                                                                         |
|                          | 13 単位/日  | 経過的                                                                     |
| 夜勤職員配置加算（Ⅱ）<br>（ユニット型のみ） | 46 単位/日  |                                                                         |
|                          | 18 単位/日  | 経過的                                                                     |
| 夜勤職員配置加算（Ⅲ）<br>（ユニット型除く） | 56 単位/日  |                                                                         |
|                          | 16 単位/日  | 経過的                                                                     |
| 夜勤職員配置加算（Ⅳ）<br>（ユニット型のみ） | 61 単位/日  |                                                                         |
|                          | 21 単位/日  | 経過的                                                                     |
| 準ユニットケア加算                | 5 単位/日   | ユニット型ではない施設対象、小規模グループケア<br>個室のしつらえ等、ユニット型と同程度の人員配置等                     |
| 生活機能向上連携加算               | 200 単位/月 |                                                                         |
|                          | 100 単位/月 | 個別機能訓練加算を算定している場合                                                       |
| 個別機能訓練加算                 | 12 単位/日  | 機能訓練指導員（PT 等）について、常勤専従 1 名以上<br>で、多職種協働により個別機能訓練計画を作成し、計画的<br>に訓練を行った場合 |
| 若年性認知症入所者受入加算            | 120 単位/日 | 個別の担当者を定めていること<br>認知症行動・心理症状緊急対応加算との併算定不可                               |
| 医師の配置に関する加算              | 25 単位/日  | 常勤専従の医師 1 名以上配置                                                         |
| 精神科療養指導に関する加算            | 5 単位/日   | 全入所者中の認知症入所者割合が 1/3 以上<br>精神科医の指導 月 2 回以上                               |
| 障害者生活支援体制加算（Ⅰ）           | 26 単位/日  | 常勤専従の障害者生活支援員 1 名以上<br>入所障害者数が入所者総数 30%以上                               |
| 障害者生活支援体制加算（Ⅱ）           | 41 単位/日  | 入所障害者数が入所者総数 50%以上かつ常勤の障害者<br>支援専門員 2 名以上配置                             |
| 初期加算                     | 30 単位/日  | 入所日から 30 日限度                                                            |
| 再入所時栄養連携加算               | 400 単位/回 | 入所者 1 人につき 1 回限度、栄養マネジメント加算を算<br>定していない場合は算定しない                         |
| 退所前訪問相談援助加算              | 460 単位/回 | 入所中 1 回（又は 2 回）                                                         |
| 退所後訪問相談援助加算              | 460 単位/回 | 退所後 1 回                                                                 |
| 退所時相談援助加算                | 400 単位/回 | 入所者、家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ<br>市町村及び老人介護支援センターへの情報提供、1 回限<br>度            |
| 退所前連携加算                  | 500 単位/回 | ケアマネと退所前から連携し、情報提供と調整を行った<br>場合、1 回限度                                   |
| 栄養マネジメント加算               | 14 単位/日  | 常勤管理栄養士 1 名以上配置、同一敷地内の介護保険施<br>設（1 施設）との兼務の場合にも算定可                      |
| 低栄養リスク改善加算               | 300 単位/月 | 6 月限度、栄養マネジメント加算を算定していない場合<br>算定不可、経口移行加算又は経口維持加算と併算定不可                 |
| 経口移行加算                   | 28 単位/日  | 栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定し<br>ない。180 日限度（原則）                              |
| 経口維持加算（Ⅰ）                | 400 単位/月 | 栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定し<br>ない。6 月以内。経口移行加算との併算定不可                      |
| 経口維持加算（Ⅱ）                | 100 単位/月 | 経口維持加算（Ⅰ）を算定していない場合は算定しない。<br>会議に医師、歯科医師等が加わる                           |
| 口腔衛生管理体制加算               | 30 単位/月  | 歯科医師等が介護職員に対し口腔ケアに係る指導等を<br>月 1 回以上行う                                   |

|                                                               |                                |                                                                                                  |
|---------------------------------------------------------------|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 口腔衛生管理加算                                                      | 90 単位/月                        | 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月 2 回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて介護職員に対し具体的な技術的助言及び指導を行った場合。口腔衛生管理体制加算の場合 |
| 療養食加算                                                         | 6 単位/回                         | 1 日に 3 回限度、管理栄養士又は栄養士によって管理                                                                      |
| 配置医師緊急時対応加算                                                   | 650 単位/回                       | 早朝・夜間の場合                                                                                         |
|                                                               | 1,300 単位/回                     | 深夜の場合                                                                                            |
| 看取り介護加算（Ⅰ）                                                    | 144 単位/日                       | 死亡日前 4 日以上 30 日以下                                                                                |
|                                                               | 680 単位/日                       | 死亡日前日及び前々日                                                                                       |
|                                                               | 1,280 単位/日                     | 死亡日                                                                                              |
| 看取り介護加算（Ⅱ）                                                    | 144 単位/日                       | 死亡日前 4 日以上 30 日以下                                                                                |
|                                                               | 780 単位/日                       | 死亡日前日及び前々日                                                                                       |
|                                                               | 1,580 単位/日                     | 死亡日                                                                                              |
| 在宅復帰支援機能加算                                                    | 10 単位/日                        |                                                                                                  |
| 在宅・入所相互利用加算                                                   | 40 単位/日                        | 複数人があらかじめ入所期間（3 ヶ月を限度）を定め、当該施設の居室を計画的に利用                                                         |
| 小規模拠点集合型施設加算                                                  | 50 単位/日                        |                                                                                                  |
| 認知症専門ケア加算（Ⅰ）                                                  | 3 単位/日                         | 認知症介護に係る専門研修修了者を配置                                                                               |
| 認知症専門ケア加算（Ⅱ）                                                  | 4 単位/日                         | 認知症介護の指導に係る専門研修修了者配置                                                                             |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算                                              | 200 単位/日                       | 入所後 7 日限度                                                                                        |
| 褥瘡マネジメント加算                                                    | 10 単位/月                        | 3 月に 1 回限度                                                                                       |
| 排せつ支援加算                                                       | 100 単位/月                       |                                                                                                  |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ                                              | 18 単位/日                        | 介護福祉士 60%以上                                                                                      |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ                                              | 12 単位/日                        | 介護福祉士 50%以上                                                                                      |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ）                                               | 6 単位/日                         | 看護・介護職員 常勤職員 75%以上配置                                                                             |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ）                                               | 6 単位/日                         | 勤続年数 3 年以上の者 30%以上配置                                                                             |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）                                                 | （Ⅰ）は＋所定単位の 83/1000 を算定         |                                                                                                  |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）                                                 | （Ⅱ）は＋所定単位の 60/1000 を算定         |                                                                                                  |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）                                                 | （Ⅲ）は＋所定単位の 33/1000 を算定         |                                                                                                  |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）                                                 | （Ⅳ）は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 90/100 を算定 |                                                                                                  |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）                                                 | （Ⅴ）は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 80/100 を算定 |                                                                                                  |
| 夜勤職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の 97/100 相当を算定                  |                                |                                                                                                  |
| 入所定員超過の場合または介護・看護職員、介護支援専門員の員数が基準を満たさない場合は所定単位数の 70/100 相当を算定 |                                |                                                                                                  |
| ユニット型については、人員配置等に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の 97/100 相当を算定           |                                |                                                                                                  |

- \*1 入院及び外泊時は、1 月に 6 日を限度として所定単位数に代えて 246 単位/日を算定
- \*2 入所者に対して居宅における外泊を認め、当該入所者が介護老人福祉施設により提供される在宅サービスを利用した場合、1 月に 6 日を限度として所定単位数に代えて 560 単位/月を算定
- \*3 感染症等や著しい精神症状等で従来型個室の利用の必要がある者、従来型個室への経過措置的入所者については、多床室の単位数を算定

## 概 要

### ①運営推進会議の開催方法の緩和（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のみ）

- 運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、現在認められていない複数の事業所の合同開催について、以下の要件を満たす場合に認めることとする。【通知改正】
  - i 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
  - ii 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。
  - iii 合同して開催する回数が、１年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこと。

※その他は、介護老人福祉施設を参照のこと

## (9) 看護小規模多機能型居宅介護

### 看護小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

|       | 同一の建物に<br>居住する者以<br>外の者 | 同一の建物に<br>居住する者 | 訪問看護体制減算<br>※（1月につき） | 末期の悪性腫瘍<br>等により医療保<br>険の訪問看護が<br>行われる場合<br>（1月につき） | 特別訪問看護指<br>示書による医療<br>保険の訪問看護<br>が行われる場合<br>（1日につき） |
|-------|-------------------------|-----------------|----------------------|----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 要介護 1 | 12,341 単位               | 11,119 単位       | －925 単位              | －925 単位                                            | －30 単位                                              |
| 要介護 2 | 17,268 単位               | 15,558 単位       | －925 単位              | －925 単位                                            | －30 単位                                              |
| 要介護 3 | 24,274 単位               | 21,871 単位       | －925 単位              | －925 単位                                            | －30 単位                                              |
| 要介護 4 | 27,531 単位               | 24,805 単位       | －1,850 単位            | －1,850 単位                                          | －60 単位                                              |
| 要介護 5 | 31,141 単位               | 28,058 単位       | －2,914 単位            | －2,914 単位                                          | －95 単位                                              |

※前3月に看護サービスを提供した利用者が30%未満等の場合

### 短期利用居宅介護費（1日につき）

| 要介護 1 | 565 単位 |
|-------|--------|
| 要介護 2 | 632 単位 |
| 要介護 3 | 700 単位 |
| 要介護 4 | 767 単位 |
| 要介護 5 | 832 単位 |

※登録定員に空きがあり、登録者以外で緊急利用を要する等、一定の条件下での利用のみ。過小サービスに対する減算が行われている場合には、算定不可

### 【加減算】

| 項 目                    | 単位               | 備 考                                                |
|------------------------|------------------|----------------------------------------------------|
| サテライト体制未整備減算           | 所定単位数の<br>97/100 | サテライト型の事業所などにおいて、訪問看護体制減算の届出をしている場合（短期利用除く）        |
| 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 | 所定単位数の<br>5/100  |                                                    |
| 初期加算                   | 30 単位/日          | 登録日から 30 日以内                                       |
| 認知症加算（Ⅰ）               | 800 単位/月         | 日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者 |
| 認知症加算（Ⅱ）               | 500 単位/月         | 要介護 2 である利用者で、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の利用者       |
| 若年性認知症利用者受入加算          | 800 単位/月         | 個別の担当者を定めていること                                     |
| 栄養スクリーニング加算            | 5 単位/回           | 6 月に 1 回限度                                         |

|                                                                                               |                                                                                                                                                 |                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 退院時共同指導加算                                                                                     | 600 単位/回                                                                                                                                        | 1 回（特別な管理を必要とするものは 2 回）限度             |
| 緊急時訪問看護加算                                                                                     | 574 単位/月                                                                                                                                        | 訪問看護サービスを行う場合に限る                      |
| 特別管理加算（Ⅰ）                                                                                     | 500 単位/月                                                                                                                                        | 訪問看護サービスを行う場合に限る                      |
| 特別管理加算（Ⅱ）                                                                                     | 250 単位/月                                                                                                                                        | 訪問看護サービスを行う場合に限る                      |
| ターミナルケア加算                                                                                     | 2,000 単位/月                                                                                                                                      | 死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合※ |
| 看護体制強化加算（Ⅰ）                                                                                   | 3,000 単位/月                                                                                                                                      | ターミナルケア加算算定 1 名以上、登録特定事業等届出           |
| 看護体制強化加算（Ⅱ）                                                                                   | 2,500 単位/月                                                                                                                                      | 前 3 月に看護サービスを提供した利用者が 80% 以上等の場合      |
| 訪問体制強化加算                                                                                      | 1,000 単位/月                                                                                                                                      | 訪問介護数一定以上                             |
| 総合マネジメント体制強化加算                                                                                | 1,000 単位/月                                                                                                                                      |                                       |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ                                                                              | 640 単位/月                                                                                                                                        | 介護福祉士 50%以上配置                         |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ                                                                              | 500 単位/月                                                                                                                                        | 介護福祉士 40%以上配置                         |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ）                                                                               | 350 単位/月                                                                                                                                        | 常勤職員 60%以上配置                          |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ）                                                                               | 350 単位/月                                                                                                                                        | 勤続年数 3 年以上の者 30%以上配置                  |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ                                                                              | 21 単位/日                                                                                                                                         | 短期利用 介護福祉士 50%以上配置                    |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ                                                                              | 16 単位/日                                                                                                                                         | 短期利用 介護福祉士 40%以上配置                    |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ）                                                                               | 12 単位/日                                                                                                                                         | 短期利用 常勤職員 60%以上配置                     |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ）                                                                               | 12 単位/日                                                                                                                                         | 短期利用 勤続年数 3 年以上の者 30%以上配置             |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）                                                                                 | （Ⅰ）は＋所定単位の 102/1000 を算定<br>（Ⅱ）は＋所定単位の 74/1000 を算定<br>（Ⅲ）は＋所定単位の 41/1000 を算定<br>（Ⅳ）は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 90/100 を算定<br>（Ⅴ）は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 80/100 を算定 |                                       |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）                                                                                 |                                                                                                                                                 |                                       |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）                                                                                 |                                                                                                                                                 |                                       |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）                                                                                 |                                                                                                                                                 |                                       |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）                                                                                 |                                                                                                                                                 |                                       |
| 登録定員超過の場合、または従業員の員数が基準に満たない場合は所定単位数の 70/100 相当を算定                                             |                                                                                                                                                 |                                       |
| 通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスの算定月における提供回数について、利用者 1 人当たり平均回数が、週 4 回に満たない場合は所定単位数の 70/100 相当を算定（短期利用除く） |                                                                                                                                                 |                                       |

※ 末期の悪性腫瘍その他の厚生労働大臣が定める状態にある者に訪問看護を行っている場合は、1 日以上

- \*1 登録者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間は、複合型サービス費は、算定しない
- \*2 他の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において指定看護小規模多機能型居宅介護を受けている者については、別に複合型サービス費は算定しない
- \*3 短期利用は、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算以外の加算は算定不可

## 概 要

### ①医療ニーズへの対応の推進

#### その 1 看護体制強化加算の見直し

- 医療ニーズに対応できる介護職員との連携体制やターミナルケアの体制をさらに整備する観点から、看護小規模多機能型居宅介護の訪問看護体制強化加算について、ターミナルケアの実施及び介護職員等による喀痰吸引等の実施体制を新たな区分として評価する。その際、加算の名称について、訪問看護体制以外の要件を追加することから、「看護体制強化加算」へと改める。

#### 単位数

<現行>

訪問看護体制強化加算 2500 単位／月

<改定後>

⇒ 看護体制強化加算(Ⅰ) 3000 単位／月(新設)

看護体制強化加算(Ⅱ) 2500 単位／月

#### 算定要件等

##### ○看護体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)共通

- ・主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した利用者割合 80%以上(3月間)(変更なし)
- ・緊急時訪問看護加算の算定者割合 50%以上(3月間)(変更なし)
- ・特別管理加算の算定者割合 20%以上(3月間)(変更なし)

##### ○看護体制強化加算(Ⅰ)

- ・ターミナルケア加算の算定者 1 名以上(12 月間)(新設)
- ・登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者として届出していること(新設)

##### ○看護体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)共通

- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用者によって、(Ⅰ)又は(Ⅱ)を選択的に算定することはできず、当該看護小規模多機能型居宅介護事業所においていずれか一方のみを届出すること

#### その 2 緊急時訪問看護加算の見直し

- 中重度の要介護者の在宅生活を支える体制をさらに整備するため、24 時間体制のある看護小規模多機能型居宅介護事業所の体制について評価を行うこととする。

#### 単位数

<現行>

緊急時訪問看護加算

540 単位／月

<改定後>

⇒ 574 単位／月

## 算定要件

- 利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡できる体制にあって、かつ計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問を必要に応じて行う体制にある場合（訪問看護サービスを行う場合に限る。）に算定（変更なし）

## ②ターミナルケアの充実

- 看取り期における本人・家族との十分な話し合いや訪問看護と他の介護関係者との連携を更に充実させる観点から、「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うことを明示することとする。【通知改正】

## 算定要件等

- ターミナルケア加算の要件として、下の内容等を通知に記載する。
  - ・「人生の最終段階における医療の決定プロセスにおけるガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の医療及び介護関係者との連携の上、対応すること。
  - ・ターミナルケアの実施にあたっては、他の医療及び介護関係者等と十分な連携を図るよう努めること。

## ③訪問（介護）サービスの推進

- 小規模多機能型居宅介護の訪問体制強化加算に準じ、訪問を担当する従業者を一定程度配置し、1 ヶ月あたり延べ訪問回数が一定以上の事業所に対する評価として訪問体制強化加算を創設するとともに、当該加算については区分支給限度基準額の算定に含めないこととする。ただし、対象となる訪問サービスについては、看護師等による訪問（看護サービス）は含まないものとする。

## 単位数

< 現行 >

なし

⇒

< 改定後 >

訪問体制強化加算 1000 単位／月（新設）

## 算定要件等

- 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。（本加算は、区分支給限度基準額の算定に含めない。）

- ・ 訪問サービス（※1）の提供に当たる常勤の従業者（※2）を2名以上配置
- ・ 全ての登録者に対する訪問サービスの提供回数が延べ 200 回／月以上
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所が同一建物に集合住宅を併設する場合は、登録者のうち同一建物居住者以外の者の占める割合が 100 分の 50 以上

※1 保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「看護師等」という。）が、主治医の指示に基づき提供する看護サービスとしての訪問サービスを除く。

※2 看護師等を除く。

#### ④若年性認知症利用者受入加算の創設

- どのサービスでも認知症の方に適切なサービスが提供されるように、現在、通所介護や認知症対応型共同生活介護に設けられている若年性認知症利用者受入加算について、看護小規模多機能型居宅介護にも創設する。

##### 単位数

| ＜現行＞ |   | ＜改定後＞                  |
|------|---|------------------------|
| なし   | ⇒ | 若年性認知症利用者受入加算 800 単位／月 |

##### 算定要件等

- 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。

#### ⑤栄養改善の取組の推進

- 管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合の評価を創設する。

##### 単位数

| ＜現行＞ |   | ＜改定後＞                                  |
|------|---|----------------------------------------|
| なし   | ⇒ | 栄養スクリーニング加算 5 単位／回（新設）<br>※6月に1回を限度とする |

##### 算定要件等

- サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。）を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定する。

#### ⑥中山間地域等に居住する者へのサービス提供の強化

- 中山間地域等に居住している利用者へのサービス提供を充実させる観点から、小規模多機能型居宅介護等の他の地域密着型サービスに準じて、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を創設する。

また、他のサービスと同様、これらの加算については、区分支給限度基準額の算定に含めないこととする。

##### 単位数

| ＜現行＞ |   | ＜改定後＞                                          |
|------|---|------------------------------------------------|
| なし   | ⇒ | 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数に5/100 を乗じた単位数（新設） |

## 算定要件等

- 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める地域（※）に居住している登録者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定  
(本加算は、区分支給限度基準額の算定に含めない。)

### ※別に厚生労働大臣が定める地域

- ①離島振興対策実施地域／②奄美群島／③豪雪地帯及び特別豪雪地帯／④辺地／⑤振興山村／  
⑥小笠原諸島／⑦半島振興対策実施地域／⑧特定農山村地域／⑨過疎地域／  
⑩沖縄振興特別措置法に規定する離島

## ⑦指定に関する基準の緩和

- サービス供給量を増やす観点から、診療所からの参入を進めるよう以下のとおり基準を緩和する。
  - ア 設備について、宿泊室については、看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用者が宿泊サービスを利用できない状況にならないよう、利用者専用の宿泊室として1病床は確保したうえで、診療所の病床を届け出ることを可能とする。【省令改正】
  - イ 現行、看護小規模多機能型居宅介護の指定を受けるためには、法人であることが必要であるが、医療法の許可を受けて診療所を開設している者も認めることとする。【省令改正】

## 基準

### ○アについて

＜現行＞  
なし

＜改定後＞  
⇒ 看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合、当該看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。（新設）

### ○イについて

＜現行＞

看護小規模多機能型居宅介護事業者の指定を受け  
るにあたっては法人であること。

＜改定後＞

看護小規模多機能型居宅介護事業者の指定を受けるにあたっては、法人又は病床を有する診療所を開設している者であること。

## その他

- 以下の内容等を通知に記載する。
  - ・現行の宿泊室の基準のほか、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合には、診療所の病床を宿泊室とすることは差し支えないが、当該病床のうち1病床以上は利用者の専用のもので確保しておくこと

- ・診療所の病床を宿泊室とする場合において、利用者が当該診療所に入院する場合には、入院に切り替える理由や、利用者の費用負担等について十分に説明すること。

## ⑧サテライト型事業所の創設

### （その１）

- サービス供給量を増やす観点及び効率化を図る観点から、サービス提供体制を維持できるように配慮しつつ、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下、「サテライト看多機」とする。）の基準を創設する。  
サテライト看多機の基準等については、サテライト型小規模多機能型居宅介護（以下、「サテライト小多機」）と本体事業所（小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護（以下、「看多機」とする。））の關係に準じるものとする。【省令改正】

### 改定後の基準

- サテライト小多機の基準に準じ、代表者・管理者・介護支援専門員・夜間の宿直者（緊急時の訪問対応要員）は、本体事業所との兼務等により、サテライト看多機に配置しないことができる。
- 本体事業所はサテライト事業所の支援機能を有する必要があることから、サテライト看多機の本体事業所は看多機事業所とし、24 時間の訪問（看護）体制の確保として緊急時訪問看護加算の届出事業所に限定する。
- サテライト看多機においても、医療ニーズに対応するため、看護職員の人数については常勤換算 1.0 人以上とする。
- 本体事業所及びサテライト看多機においては、適切な看護サービスを提供する体制にあるものとして訪問看護体制減算を届出していないことを要件とし、当該要件を満たせない場合の減算を創設する。
- 訪問看護ステーションについては、一定の要件を満たす場合には、従たる事業所（サテライト）を主たる事業所と含めて指定できることとなっていることから、看多機についても、本体事業所が訪問看護事業所の指定を合わせて受けている場合には、同様の取扱いとする。

### （その２）

- サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所である看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所において、訪問看護体制減算（※）の届出をしている場合に算定するサテライト体制未整備減算を創設する。

## 単位数

<現行>

なし

⇒

<改定後>

サテライト体制未整備減算 所定単位数の 97/100 を算定（新設）

## 算定要件等

- サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所である看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所において、訪問看護体制減算（※）の届出をしている場合に算定

※ 訪問看護体制減算 : -925~-2,914 単位/月（イ～ハのいずれの要件にも適合する場合）

- イ 主治医の指示に基づく看護サービスを提供した利用者数の割合 30%未満
- ロ 緊急時訪問看護加算を算定した利用者数の割合 30%未満
- ハ 特別管理加算を算定した利用者数の割合 5%未満

## ⑨運営推進会議の開催方法の緩和

- 運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、現在認められていない複数の事業所の合同開催について、以下の要件を満たす場合に認めることとする。【通知改正】
  - i 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
  - ii 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。
  - iii 合同して開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこと。
  - iv 外部評価を行う運営推進会議は、単独開催で行うこと。

## ⑩事業開始時支援加算の廃止

- 事業開始時支援加算については、平成 27 年度介護報酬改定において平成 29 年度末までとして延長されているが、平成 29 年度介護事業経営実態調査の結果を踏まえ、予定通り廃止する。

## ⑪代表者交代時の開設者研修の取扱い

- 看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者（社長・理事長等）については、当該代表者が保健師若しくは看護師でない場合には、認知症対応型サービス事業開設者研修を修了している者であることが必要であるが、代表者交代時に研修が開催されておらず、研修を受講できずに代表者に就任できないケースがあることから、代表交代時には、半年後又は次回研修日程のいずれか早い日までに修了すれば良いこととする。  
一方で、新規に事業者が事業を開始する場合については、事前の準備期間があり、代表交代時のような支障があるわけではないため、代表者としての資質を確保する観点から、原則どおり、新規指定時において研修を修了していることを求めることとする。【通知改正】

## ⑫介護職員処遇改善加算の見直し

- Ⅳ 処遇改善・地域区分の「（１）介護職員処遇改善加算の見直し」を参照



### 3. 居宅介護支援・介護予防支援

#### (1) 居宅介護支援

##### 居宅介護支援費（1月につき）

| ケアマネジャー1人当たり取扱件数 | (Ⅰ) 40件未満、<br>または40件以上の取扱の場合、40件未満の部分 | (Ⅱ) 40件以上の取扱の場合、40件以上60件未満の部分 | (Ⅲ) 40件以上取扱の場合、<br>60件以上の部分 |
|------------------|---------------------------------------|-------------------------------|-----------------------------|
| 要介護1, 2          | 1,053 単位                              | 527 単位                        | 316 単位                      |
| 要介護3, 4, 5       | 1,368 単位                              | 684 単位                        | 410 単位                      |

##### 【加減算】

| 項 目                    | 単位            | 備 考                              |
|------------------------|---------------|----------------------------------|
| 運営基準減算                 | 所定単位数の 50/100 | サービス担当者会議の未実施等減算が2ヶ月以上継続の場合は算定不可 |
| 特別地域居宅介護支援加算           | 所定単位数の 15/100 |                                  |
| 中山間地域等における小規模事業所加算     | 所定単位数の 10/100 |                                  |
| 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 | 所定単位数の 5/100  |                                  |
| 特定事業所集中減算              | ▲200 単位/月     | 特定の事業所の割合が8割超                    |
| 初回加算                   | 300 単位/月      | 新規サービス計画作成時                      |
| 特定事業所加算（Ⅰ）             | 500 単位/月      |                                  |
| 特定事業所加算（Ⅱ）             | 400 単位/月      |                                  |
| 特定事業所加算（Ⅲ）             | 300 単位/月      |                                  |
| 特定事業所加算（Ⅳ）             | 125 単位/月      | 平成31年4月1日より算定可                   |
| 入院時情報連携料（Ⅰ）            | 200 単位/月      | 1月に1回限度                          |
| 入院時情報連携料（Ⅱ）            | 100 単位/月      | 1月に1回限度                          |
| 退院・退所加算（Ⅰ）イ            | 450 単位        | 入院・入所期間中1回を限度                    |
| 退院・退所加算（Ⅰ）ロ            | 600 単位        |                                  |
| 退院・退所加算（Ⅱ）イ            | 600 単位        |                                  |
| 退院・退所加算（Ⅱ）ロ            | 750 単位        |                                  |
| 退院・退所加算（Ⅲ）             | 900 単位        |                                  |
| 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算     | 300 単位        |                                  |
| 看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算   | 300 単位        |                                  |
| 緊急時等居宅カンファレンス加算        | 200 単位        | 月2回限度                            |

|                 |        |                                     |
|-----------------|--------|-------------------------------------|
| ターミナルケアマネジメント加算 | 400 単位 | 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上<br>在宅の訪問等を行った場合 |
|-----------------|--------|-------------------------------------|

- \* 利用者が月を通じて特定施設入居者生活介護（短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）又は小規模多機能型居宅介護（短期利用居宅介護費を算定する場合を除く。）、認知症対応型共同生活介護（短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）若しくは複合型サービス（短期利用居宅介護費を算定する場合を除く。）を受けている場合は、当該月については、居宅介護支援費は、算定しない

## (2) 介護予防支援

### 介護予防支援費（1月につき）

|        |
|--------|
| 430 単位 |
|--------|

#### 【加算】

| 項 目                    | 単位       | 備 考         |
|------------------------|----------|-------------|
| 初回加算                   | 300 単位/月 | 新規サービス計画作成時 |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 | 300 単位   |             |

\* 利用者が月を通じて介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護（介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）を受けている場合は、当該月については、介護予防支援費は、算定しない

## 概 要

### ①医療と介護の連携の強化

#### その1 入院時情報連携加算の見直し

※ i は介護予防支援を含み、ii 及び iii は介護予防支援を含まない

#### ア 入院時における医療機関との連携促進

入院時における医療機関との連携を促進する観点から、以下の見直しを行う。

- i 居宅介護支援の提供の開始に当たり、利用者等に対して、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するように依頼することを義務づける。【省令改正】
- ii 入院時情報連携加算について、入院後3日以内の情報提供を新たに評価するとともに、情報提供の方法による差は設けないこととする。
- iii より効果的な連携となるよう、入院時に医療機関が求める利用者の情報を様式例として示すこととする。【通知改正】

### 単位数

#### 【ii について】

##### <現行>

入院時情報連携加算(Ⅰ) 200 単位/月  
入院時情報連携加算(Ⅱ) 100 単位/月

##### <改定後>

入院時情報連携加算(Ⅰ) 200 単位/月  
入院時情報連携加算(Ⅱ) 100 単位/月

### 算定要件等

#### 【ii について】

##### <現行>

入院時情報連携加算(Ⅰ)

- ・入院後7日以内に医療機関を訪問して情報提供

##### <改定後>

入院時情報連携加算(Ⅰ)

- ・入院後3日以内に情報提供（提供方法は問わない）

入院時情報連携加算(Ⅱ)

- ・入院後7日以内に訪問以外の方法で情報提供

※(Ⅰ)(Ⅱ)の同時算定不可

入院時情報連携加算(Ⅱ)

- ・入院後7日以内に情報提供(提供方法は問わない)

※(Ⅰ)(Ⅱ)の同時算定不可

## その2 退院・退所加算の見直し

※介護予防支援は含まない

### イ 退院・退所後の在宅生活への移行に向けた医療機関等との連携促進

退院・退所後の在宅生活への移行に向けた医療機関や介護保険施設等との連携を促進する観点から、退院・退所加算を以下のとおり見直す。

- 退院・退所時におけるケアプランの初回作成の手間を明確に評価する。
- 医療機関等との連携回数に応じた評価とする。
- 加えて、医療機関等におけるカンファレンスに参加した場合を上乗せで評価する。

また、退院・退所時にケアマネジャーが医療機関等から情報収集する際の聞き取り事項を整理した様式例について、退院・退所後に必要な事柄を充実させる等、必要な見直しを行うこととする。【通知改正】

### 単位数

＜現行＞

退院・退所加算

|      | カンファレンス参加 無 | カンファレンス参加 有 |
|------|-------------|-------------|
| 連携1回 | 300単位       | 300単位       |
| 連携2回 | 600単位       | 600単位       |
| 連携3回 | ×           | 900単位       |

＜改定後＞

⇒ 退院・退所加算

|      | カンファレンス参加 無 | カンファレンス参加 有 |
|------|-------------|-------------|
| 連携1回 | 450単位       | 600単位       |
| 連携2回 | 600単位       | 750単位       |
| 連携3回 | ×           | 900単位       |

### 算定要件等

- 医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に算定する。

ただし、「連携3回」を算定できるのは、そのうち1回以上について、入院中の担当医等との会議(退院時カンファレンス等)に参加して、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行った上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に限る。

- ※ 入院又は入所期間中につき1回を限度。また、初回加算との同時算定不可。

## その3 特定事業所加算の見直し

※ウは介護予防支援を含み、エは介護予防支援は含まない

### ウ 平時からの医療機関等との連携促進

- 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとされているが、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付することを義務づける。【省令改正】

- ii 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行うことを義務づける。【省令改正】

## エ 医療機関等との総合的な連携の促進

特定事業所加算について、医療機関等と総合的に連携する事業所を更に評価する。（平成 31 年度から施行）

### 単位数

#### ○エについて

＜現行＞

なし

＜改定後＞

⇒

特定事業所加算(Ⅳ) 125 単位／月（新設）

### 算定要件等

#### ＜エについて＞

- 特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得し、かつ、退院・退所加算の算定に係る医療機関等との連携を年間 35 回以上行うとともに、ターミナルケアマネジメント加算（新設：次項参照）を年間 5 回以上算定している事業所

## ②末期の悪性腫瘍の利用者に対するケアマネジメント

※介護予防支援は含まない

### ア ケアマネジメントプロセスの簡素化

著しい状態の変化を伴う末期の悪性腫瘍の利用者については、主治の医師等の助言を得ることを前提として、サービス担当者会議の招集を不要とすること等によりケアマネジメントプロセスを簡素化する。【省令改正】

### イ 頻回な利用者の状態変化等の把握等に対する評価の創設

末期の悪性腫瘍の利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得つつ、ターミナル期に通常よりも頻回な訪問により利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握するとともに、そこで把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等や居宅サービス事業者へ提供した場合を新たに評価する。

### 単位数

#### ○イについて

＜現行＞

なし

＜改定後＞

⇒

ターミナルケアマネジメント加算 400 単位／月（新設）

## 算定要件等

### <イについて>

#### ○対象利用者

- ・末期の悪性腫瘍であって、在宅で死亡した利用者（在宅訪問後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）

#### ○算定要件

- ・24 時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備
- ・利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施
- ・訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供

## ③質の高いケアマネジメントの推進

※介護予防支援は含まない

### ア 管理者要件の見直し

居宅介護支援事業所における人材育成の取組を促進するため、主任ケアマネジャーであることを管理者の要件とする。その際、3 年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

### イ 地域における人材育成を行う事業者に対する評価

特定事業所加算について、他法人が運営する居宅介護支援事業所への支援を行う事業所など、地域のケアマネジメント機能を向上させる取組を評価することとする。

## 算定要件等

### <イについて>

#### ○特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)共通

- ・他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研究会等の実施を要件に追加する。

#### ○特定事業所加算(Ⅱ)(Ⅲ)

- ・地域包括支援センター等が実施する事例検討会等への参加を要件に追加する。（現行は(Ⅰ)のみ）

## ④公正中立なケアマネジメントの確保

### その１ 契約時の説明等

※一部を除き介護予防支援を含む

#### ア 契約時の説明等

利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることを説明することを義務づけ、これらに違反した場合は報酬を減額する。

なお、例えば、集合住宅居住者において、特定の事業者のサービス利用が入居条件とされ、利用者の意思、アセスメント等を勘案せずに、利用者にとって適切なケアプランの作成が行われていない実態があるとの指摘も踏まえ、利用者の意思に反して、集合住宅と同一敷地内等の居宅サービス事業所のみをケアプランに位置付けることは適切ではないことを明確化する。【通知改正】

#### 単位数

|        | ＜現行＞                   |   | ＜改定後＞ |
|--------|------------------------|---|-------|
| 運営基準減算 | 所定単位数の 50／100 に相当する単位数 | ⇒ | 変更なし  |

#### 算定要件等

○ 以下の要件を追加する。

利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、

- ・ 複数の事業所の紹介を求めることが可能であること
- ・ 当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であること

の説明を行わなかった場合。

### その２ 特定事業所集中減算の見直し

※介護予防支援は含まない

#### イ 特定事業所集中減算の対象サービスの見直し

特定事業所集中減算について、請求事業所数の少ないサービスや、主治の医師等の指示により利用するサービス提供事業所が決まる医療系サービスは対象サービスから除外する。なお、福祉用具貸与については、事業所数にかかわらずサービスを集中させることも可能であることから対象とする。

## 算定要件等

- 対象となる「訪問介護サービス等」を以下のとおり見直す。

### ＜現行＞

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護（※）、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護（※）、認知症対応型共同生活介護（※）、地域密着型特定施設入居者生活介護（※）、看護小規模多機能型居宅介護（※）

（※）利用期間を定めて行うものに限る。

### ＜改定後＞

訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与

## ⑤訪問回数の多い利用者への対応

※介護予防支援は含まない

- ア 訪問回数の多いケアプランについては、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村が確認し、必要に応じて是正を促していくことが適当であり、ケアマネジャーが、統計的に見て通常のケアプランよりかけ離れた回数（※）の訪問介護（生活援助中心型）を位置付ける場合には、市町村にケアプランを届け出ることとする。【省令改正】

（※）「全国平均利用回数＋2標準偏差」を基準として平成 30 年 4 月に国が定め、6 ヶ月の周知期間を設けて 10 月から施行する。

- イ 地域ケア会議の機能として、届け出られたケアプランの検証を位置付け、市町村は地域ケア会議の開催等により、届け出られたケアプランの検証を行うこととする。また市町村は、必要に応じ、ケアマネジャーに対し、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、サービス内容の是正を促す。【省令改正】

## ⑥障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携

※介護予防支援を含む

- 障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等における、ケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努める必要がある旨を明確にする。【省令改正】

## 4. 施設サービス

### (1) 介護老人福祉施設（特養）

#### 介護福祉施設サービス費 （1 日につき）

従来型：入所定員 31 人以上

|       | 従来型個室  | 多床室    | ユニット型個室<br>同個室的多床室 |
|-------|--------|--------|--------------------|
| 要介護 1 | 557 単位 | 557 単位 | 636 単位             |
| 要介護 2 | 625 単位 | 625 単位 | 703 単位             |
| 要介護 3 | 695 単位 | 695 単位 | 776 単位             |
| 要介護 4 | 763 単位 | 763 単位 | 843 単位             |
| 要介護 5 | 829 単位 | 829 単位 | 910 単位             |

経過の小規模：入所定員 30 人

|       | 従来型個室  | 多床室    | ユニット型個室<br>同個室的多床室 |
|-------|--------|--------|--------------------|
| 要介護 1 | 659 単位 | 659 単位 | 730 単位             |
| 要介護 2 | 724 単位 | 724 単位 | 795 単位             |
| 要介護 3 | 794 単位 | 794 単位 | 866 単位             |
| 要介護 4 | 859 単位 | 859 単位 | 931 単位             |
| 要介護 5 | 923 単位 | 923 単位 | 995 単位             |

#### 【加減算】

| 項 目         | 単位              | 備 考                                                                                                                                                     |
|-------------|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 身体拘束廃止未実施減算 | 所定単位の<br>10/100 | 運営基準の未遵守                                                                                                                                                |
| 日常生活継続支援加算  | 36 単位/日         | 要介護 4・5 の占める割合が入所者の 70%以上、または<br>認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者の占める割合が入所者の<br>65%以上、または喀痰吸引等が必要な者の占める割合<br>が入所者の 15%以上<br>介護福祉士を常勤換算で、入所者数が 6 またはその端数<br>を増すごとに 1 以上配置 |
|             | 46 単位/日         | ユニット型                                                                                                                                                   |
| 看護体制加算（Ⅰ）   | 6 単位/日          | 入所定員 30 人以上 50 人以下                                                                                                                                      |
|             | 4 単位/日          | 入所定員 51 人以上又は経過的小規模                                                                                                                                     |
| 看護体制加算（Ⅱ）   | 13 単位/日         | 入所定員 30 人以上 50 人以下                                                                                                                                      |
|             | 8 単位/日          | 入所定員 51 人以上又は経過的小規模                                                                                                                                     |

|                           |          |                                                                                                                           |
|---------------------------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 夜勤職員配置加算（Ⅰ）<br>（ユニット型のぞく） | 22 単位/日  | 入所定員 30 人以上 50 人以下                                                                                                        |
|                           | 13 単位/日  | 入所定員 51 人以上又は経過的小規模                                                                                                       |
| 夜勤職員配置加算（Ⅱ）<br>（ユニット型のみ）  | 27 単位/日  | 入所定員 30 人以上 50 人以下                                                                                                        |
|                           | 18 単位/日  | 入所定員 51 人以上又は経過的小規模                                                                                                       |
| 夜勤職員配置加算（Ⅲ）<br>（ユニット型のぞく） | 28 単位/日  | 入所定員 30 人以上 50 人以下                                                                                                        |
|                           | 16 単位/日  | 入所定員 51 人以上又は経過的小規模                                                                                                       |
| 夜勤職員配置加算（Ⅳ）<br>（ユニット型のみ）  | 33 単位/日  | 入所定員 30 人以上 50 人以下                                                                                                        |
|                           | 21 単位/日  | 入所定員 51 人以上又は経過的小規模                                                                                                       |
| 準ユニットケア加算                 | 5 単位/日   | ユニット型ではない施設対象、小規模グループケア<br>個室のしつらえ等、ユニット型と同程度の人員配置等                                                                       |
| 生活機能向上連携加算                | 200 単位/月 |                                                                                                                           |
|                           | 100 単位/月 | 個別機能訓練加算を算定している場合                                                                                                         |
| 個別機能訓練加算                  | 12 単位/日  | 機能訓練指導員（PT 等）について、常勤専従 1 名以上、<br>かつ入所者数が 100 を超える場合、常勤換算法で入所者<br>数を 100 で除した数以上を配置し、多職種協働により個<br>別機能訓練計画を作成し、計画的に訓練を行った場合 |
| 若年性認知症入所者受入加算             | 120 単位/日 | 個別の担当者を定めていること<br>認知症行動・心理症状緊急対応加算との併算定不可                                                                                 |
| 医師の配置に関する加算               | 25 単位/日  | 常勤専従の医師 1 名以上、かつ入所者数が 100 を超える<br>場合は、常勤換算法で入所者数を 100 で除した数以上を<br>配置                                                      |
| 精神科療養指導に関する加算             | 5 単位/日   | 全入所者中の認知症入所者割合が 1/3 以上<br>精神科医の指導 月 2 回以上                                                                                 |
| 障害者生活支援体制加算（Ⅰ）            | 26 単位/日  | 常勤専従の障害者生活支援員 1 名以上<br>入所障害者数が入所者総数 30%以上                                                                                 |
| 障害者生活支援体制加算（Ⅱ）            | 41 単位/日  | 入所障害者数が入所者総数 50%以上かつ常勤の障害者<br>支援専門員 2 名以上配置                                                                               |
| 初期加算                      | 30 単位/日  | 入所日から 30 日限度                                                                                                              |
| 再入所時栄養連携加算                | 400 単位/回 | 入所者 1 人につき 1 回限度、栄養マネジメント加算を算<br>定の場合                                                                                     |
| 退所前訪問相談援助加算               | 460 単位/回 | 入所中 1 回（又は 2 回）                                                                                                           |
| 退所後訪問相談援助加算               | 460 単位/回 | 退所後 1 回                                                                                                                   |
| 退所時相談援助加算                 | 400 単位/回 | 入所者、家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ<br>市町村及び老人介護支援センターへの情報提供、1 回限<br>度                                                              |
| 退所前連携加算                   | 500 単位/回 | ケアマネと退所前から連携し、情報提供と調整を行った<br>場合                                                                                           |
| 栄養マネジメント加算                | 14 単位/日  | 常勤管理栄養士 1 名以上配置                                                                                                           |
| 低栄養リスク改善加算                | 300 単位/月 | 栄養マネジメント加算を算定していない場合及び経口移<br>行加算・経口維持加算を算定している場合は算定しない                                                                    |
| 経口移行加算                    | 28 単位/日  | 栄養マネジメント加算算定の場合。180 日限度（原則）                                                                                               |
| 経口維持加算（Ⅰ）                 | 400 単位/月 | 栄養マネジメント加算算定の場合。6 月限度（原則）経<br>口移行加算との併算定不可                                                                                |
| 経口維持加算（Ⅱ）                 | 100 単位/月 | 経口維持加算（Ⅰ）算定の場合<br>会議に医師、歯科医師等が加わる                                                                                         |

|                                                               |                                                                                                                                                |                                                               |
|---------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 口腔衛生管理体制加算                                                    | 30 単位/月                                                                                                                                        | 歯科医師等が介護職員に対し口腔ケアに係る指導等を月 1 回以上行う                             |
| 口腔衛生管理加算                                                      | 90 単位/月                                                                                                                                        | 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月 2 回以上行った場合<br>口腔衛生管理体制加算算定の場合 |
| 療養食加算                                                         | 6 単位/回                                                                                                                                         | 1 日に 3 回限度、管理栄養士又は栄養士によって管理                                   |
| 配置医師緊急時対応加算                                                   | 650 単位/回                                                                                                                                       | 早朝・夜間の場合                                                      |
|                                                               | 1,300 単位/回                                                                                                                                     | 深夜の場合                                                         |
| 看取り介護加算（Ⅰ）                                                    | 144 単位/日                                                                                                                                       | 死亡日前 4 日以上 30 日以下                                             |
|                                                               | 680 単位/日                                                                                                                                       | 死亡日前日及び前々日                                                    |
|                                                               | 1,280 単位/日                                                                                                                                     | 死亡日                                                           |
| 看取り介護加算（Ⅱ）                                                    | 144 単位/日                                                                                                                                       | 死亡日前 4 日以上 30 日以下                                             |
|                                                               | 780 単位/日                                                                                                                                       | 死亡日前日及び前々日                                                    |
|                                                               | 1,580 単位/日                                                                                                                                     | 死亡日                                                           |
| 在宅復帰支援機能加算                                                    | 10 単位/日                                                                                                                                        |                                                               |
| 在宅・入所相互利用加算                                                   | 40 単位/日                                                                                                                                        | 複数人があらかじめ入所期間（3 ヶ月を限度）を定め、当該施設の居室を計画的に利用                      |
| 認知症専門ケア加算（Ⅰ）                                                  | 3 単位/日                                                                                                                                         | 認知症介護に係る専門研修修了者を配置                                            |
| 認知症専門ケア加算（Ⅱ）                                                  | 4 単位/日                                                                                                                                         | 認知症介護の指導に係る専門研修修了者配置                                          |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算                                              | 200 単位/日                                                                                                                                       | 入所後 7 日限度                                                     |
| 褥瘡マネジメント加算                                                    | 10 単位/月                                                                                                                                        | 3 月に 1 回限度                                                    |
| 排せつ支援加算                                                       | 100 単位/月                                                                                                                                       |                                                               |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ                                              | 18 単位/日                                                                                                                                        | 介護福祉士 60%以上配置                                                 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ                                              | 12 単位/日                                                                                                                                        | 介護福祉士 50%以上配置                                                 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ）                                               | 6 単位/日                                                                                                                                         | 看護・介護職員 常勤職員 75%以上配置                                          |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ）                                               | 6 単位/日                                                                                                                                         | 勤続年数 3 年以上の者 30%以上配置                                          |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）                                                 | （Ⅰ）は＋所定単位の 83/1000 を算定<br>（Ⅱ）は＋所定単位の 60/1000 を算定<br>（Ⅲ）は＋所定単位の 33/1000 を算定<br>（Ⅳ）は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 90/100 を算定<br>（Ⅴ）は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 80/100 を算定 |                                                               |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）                                                 |                                                                                                                                                |                                                               |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）                                                 |                                                                                                                                                |                                                               |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）                                                 |                                                                                                                                                |                                                               |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）                                                 |                                                                                                                                                |                                                               |
| 夜勤職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の 97/100 相当を算定                  |                                                                                                                                                |                                                               |
| 入所定員超過の場合または介護・看護職員、介護支援専門員の員数が基準を満たさない場合は所定単位数の 70/100 相当を算定 |                                                                                                                                                |                                                               |
| ユニット型については、人員配置等に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の 97/100 相当を算定           |                                                                                                                                                |                                                               |

\*1 入院及び外泊時は、1 月に 6 日間を限度として所定単位数に代えて 246 単位/日を算定

\*2 入所者に対して居宅における外泊を認め、当該入所者が介護老人福祉施設により提供される在宅サービスを利用した場合、1 月に 6 日を限度として所定単位数に代えて 560 単位/月を算定

\*3 感染症等や著しい精神症状等で従来型個室の利用の必要がある者、従来型個室への経過措置的入所者に

については、多床室の単位数を算定

## 概 要

### ①入所者の医療ニーズへの対応

#### その１ 配置医師緊急時対応加算の創設

- ア 配置医師が施設の求めに応じ、早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し入所者の診療を行ったことを新たに評価することとする。
- イ 常勤医師配置加算の加算要件を緩和し、同一建物内でユニット型施設と従来型施設が併設され、一体的に運営されている場合であって、1名の医師により双方の施設で適切な健康管理及び療養上の指導が実施されている場合には、双方の施設で加算を算定できることとする。
- ウ 入所者の病状の急変等に備えるため、施設に対して、あらかじめ配置医師による対応その他の方法による対応方針を定めなければならないことを義務づける。【省令改正】

#### 単位数

○アについて

| ＜現行＞ |   | ＜改定後＞                 |
|------|---|-----------------------|
| なし   | ⇒ | 配置医師緊急時対応加算           |
|      |   | 早朝・夜間の場合 650 単位／回（新設） |
|      |   | 深夜の場合 1300 単位／回（新設）   |

#### 算定要件等

ア 配置医師緊急時対応加算

- 入所者に対する緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法及び曜日や時間帯ごとの医師との連絡方法や診察を依頼するタイミングなどについて、配置医師と施設の間で、具体的な取り決めがなされていること。
- 複数名の配置医師を置いていること、若しくは配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じて24時間対応できる体制を確保していること。
- 上記の内容につき、届出を行っていること。
- 看護体制加算（Ⅱ）を算定していること。
- 早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し、診療を行う必要があった理由を記録すること。

#### その２ 夜勤職員配置加算の見直し

- エ 夜勤職員配置加算について、現行の要件に加えて、夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置していること又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること（この場合、登録喀痰吸引等事業者として都道府県の登録が必要）について、これをより評価することとする。

## 単位数

○夜勤職員配置加算

|                          | ＜現行＞         | ＜改定後＞            |
|--------------------------|--------------|------------------|
| 地域密着型                    |              |                  |
| 従来型の場合                   | (Ⅰ)イ：41 単位／日 | ⇒ 変更なし           |
| 経過型の場合                   | (Ⅰ)ロ：13 単位／日 |                  |
| ユニット型の場合                 | (Ⅱ)イ：46 単位／日 |                  |
| ユニット型経過型の場合              | (Ⅱ)ロ：18 単位／日 |                  |
|                          |              | (Ⅲ)イ：56 単位／日（新設） |
|                          |              | (Ⅲ)ロ：16 単位／日（新設） |
|                          |              | (Ⅳ)イ：61 単位／日（新設） |
|                          |              | (Ⅳ)ロ：21 単位／日（新設） |
| 広域型                      |              |                  |
| 従来型（30 人以上 50 人以下）の場合    | (Ⅰ)イ：22 単位／日 | ⇒ 変更なし           |
| 従来型（51 人以上又は経過型小規模）の場合   | (Ⅰ)ロ：13 単位／日 |                  |
| ユニット型（30 人以上 50 人以下）の場合  | (Ⅱ)イ：27 単位／日 |                  |
| ユニット型（51 人以上又は経過型小規模）の場合 | (Ⅱ)ロ：18 単位／日 |                  |
|                          |              | (Ⅲ)イ：28 単位／日（新設） |
|                          |              | (Ⅲ)ロ：16 単位／日（新設） |
|                          |              | (Ⅳ)イ：33 単位／日（新設） |
|                          |              | (Ⅳ)ロ：21 単位／日（新設） |

## その3 看取り介護加算の見直し

オ 施設内での看取りをさらに進める観点から、看取り介護加算の算定に当たって、医療提供体制を整備し、さらに施設内で実際に看取った場合、より手厚く評価することとする。

## 単位数

| ＜現行＞                    | ＜改定後＞                       |
|-------------------------|-----------------------------|
| 看取り介護加算                 | 看取り介護加算(Ⅰ)                  |
| 死亡日 30 日前～4 日前 144 単位／日 | 変更なし                        |
| 死亡日前々日、前日 680 単位／日      |                             |
| 死亡日 1280 単位／日           |                             |
|                         | 看取り介護加算(Ⅱ)                  |
|                         | 死亡日 30 日前～4 日前 144 単位／日（新設） |
|                         | 死亡日前々日、前日 780 単位／日（新設）      |
|                         | 死亡日 1580 単位／日（新設）           |

## 算定要件等

○ アにおける要件のうち、1～4に示した医療提供体制を整備し、さらに施設内で実際看取った場合に算定する。

（アにおける要件の1～4）

- 1 入所者に対する緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法及び曜日や時間帯ごとの医師との連絡方法や診察を依頼するタイミングなどについて、配置医師と施設の間で、具体的な取り決めがなされていること。
- 2 複数名の配置医師を置いていること、若しくは配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じて24時間対応できる体制を確保していること。
- 3 上記の内容につき、届出を行っていること。
- 4 看護体制加算（Ⅱ）を算定していること。

## ②生活機能向上連携加算の創設

- 自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、外部のリハビリテーション専門職等と連携する場合の評価を創設する。

### 単位数

<現行>

なし

⇒

<改定後>

生活機能向上連携加算 200 単位／月（新設）

※個別機能訓練加算を算定している場合は 100 単位／月

### 算定要件等

- 訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数 200 床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、医師が、介護老人福祉施設等を訪問し、介護老人福祉施設等の職員と共同で、アセスメントを行い、個別記の訓練計画を作成すること。
- 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他職種の者が協働して、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を実施すること。

## ③機能訓練指導員の確保の促進

- 機能訓練指導員の確保を促進し、利用者の心身の機能の維持を促進する観点から、機能訓練指導員の対象資格（※）に一定の実務経験を有するはり師、きゅう師を追加する。個別機能訓練加算における機能訓練指導員の要件についても、同様の対応を行う。

※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師

### 算定要件等

- 一定の実務経験を有するはり師、きゅう師とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者とする。

#### ④排泄に介護を要する利用者への支援に対する評価の創設

- 排泄障害等のため、排泄に介護を要する特別養護老人ホーム等の入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合の新たな評価を設ける。

##### 単位数

＜現行＞

なし

⇒

＜改定後＞

排泄支援加算 100 単位／月（新設）

##### 算定要件等

- 排泄に介護を要する利用者（※１）のうち、身体機能の向上や環境の調整等によって排泄にかかる要介護状態を軽減できる（※２）と医師、または適宜医師と連携した看護師（※３）が判断し、利用者もそれを希望する場合、多職種が排泄にかかる各種ガイドライン等を参考として、
  - ・排泄に介護を要する原因等についての分析
  - ・分析結果を踏まえた支援計画の作成及びそれに基づく支援を実施することについて、一定期間、高い評価を行う。

（※１）要介護認定調査の「排尿」または「排便」が「一部介助」または「全介助」である場合等。

（※２）要介護認定調査の「排尿」または「排便」の項目が「全介助」から「一部介助」以上に、または「一部介助」から「見守り等」以上に改善することを目安とする。

（※３）看護師が判断する場合は、当該判断について事前又は事後の医師への報告を要することとし、利用者の背景疾患の状況を勘案する必要がある場合等は、事前の医師への相談を要することとする。

#### ⑤褥瘡の発生予防のための管理に対する評価

- 入所者の褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理することに対し新たな評価を設ける。

##### 単位数

＜現行＞

なし

⇒

＜改定後＞

褥瘡マネジメント加算 10 単位／月（新設）

※3月に1回を限度とする

##### 算定要件等

###### ① 入所者全員に対する要件

入所者ごとの褥瘡の発生に係るリスクについて、「介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業」において明らかになったモニタリング指標を用いて、施設入所時に評価するとともに、少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果を提出すること。

###### ② ①の評価の結果、褥瘡の発生に係るリスクがあるとされた入所者に対する要件

- ・関連職種の者が共同して、入所者ごとに褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成すること。

- ・褥瘡ケア計画に基づき、入所者ごとに褥瘡管理を実施すること。
- ・①の評価に基づき、少なくとも3月に1回、褥瘡ケア計画を見直すこと。

## ⑥外泊時に在宅サービスを利用したときの費用の取扱い

- 入所者に対して居宅における外泊を認め、当該入所者が、介護老人福祉施設により提供される在宅サービスを利用した場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき一定の単位数を算定する。

### 単位数

＜現行＞

なし

＜改定後＞

⇒

在宅サービスを利用したときの費用 560 単位／日（新設）

### 算定要件等

- 外泊の初日及び最終日は算定できない。
- 外泊時費用を算定している際には、併算定できない。

## ⑦障害者の生活支援について

- ア 障害者を多く受け入れている小規模な施設を評価するため、現行の障害者生活支援体制加算の要件を緩和する。
- イ 同加算について、一定の要件を満たす場合、より手厚い評価を行う。

### 単位数

＜現行＞

障害者生活支援体制加算 26 単位／日

⇒

＜改定後＞

障害者生活支援体制加算（Ⅰ）26 単位／日

障害者生活支援体制加算（Ⅱ）41 単位／日（新設）

### 算定要件等

＜アについて＞

視覚、聴覚若しくは言語機能に重度の障害がある者又は重度の知的障害者若しくは精神障害者の数（以下「入所障害者数」という。）が15人以上の施設に加え、入所障害者数が入所者総数の30%以上の施設も対象とする。

＜イについて（障害者生活支援体制加算（Ⅱ）の要件）＞

入所障害者数が入所者総数の50%以上、かつ、専ら障害者支援専門員としての職務に従事する常勤の職員である者を2名以上配置（障害者である入所者が50名以上の場合は、専従・常勤の障害者生活支援員を2名以上配置し、かつ、障害者生活支援員を常勤換算方法で障害者である入所者の数を50で除した数に1を加えた以上配置しているもの）

## ⑧口腔衛生管理の充実

- 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対して口腔ケアを行うことを評価した口腔衛生管理加算について、歯科衛生士が行う口腔ケアの対象者を拡大する観点から回数の緩和をするとともに、当該入所者に係る口腔ケアについて介護職員へ具体的な技術的助言及び指導を行うことで口腔衛生管理の充実を図るため、以下の見直しを行う。
  - i 歯科衛生士が行う口腔ケアの実施回数は、現行の月4回以上を月2回以上に見直す。
  - ii 歯科衛生士が、当該入所者に係る口腔ケアについて介護職員へ具体的な技術的助言及び指導を行い、当該入所者の口腔に関する相談等に必要に応じ対応することを新たな要件に加える。

### 単位数

|          | ＜現行＞     |   | ＜改定後＞   |
|----------|----------|---|---------|
| 口腔衛生管理加算 | 110 単位／月 | ⇒ | 90 単位／月 |

### 算定要件等

- 口腔衛生管理体制加算が算定されている場合
- 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合
- 歯科衛生士が、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言を及び指導を行った場合
- 歯科衛生士が、当該入所者に係る口腔に関し、介護職員からの相談等に必要に応じ対応した場合

## ⑨栄養マネジメント加算の要件緩和

- 栄養マネジメント加算の要件を緩和し、常勤の管理栄養士1名以上の配置に関する要件について、同一敷地内の他の介護保険施設（1施設に限る。）との兼務の場合にも算定を認めることとする。【通知改正】

### 算定要件等

- 常勤の管理栄養士1名以上の配置に関する要件について、同一敷地内の介護保険施設（1施設に限る。）との栄養ケア・マネジメントの兼務の場合にも算定を認めることとする。

## ⑩栄養改善の取組の推進

- 低栄養リスクの高い入所者に対して、多職種が協働して低栄養状態を改善するための計画を作成し、この計画に基づき、定期的に食事の観察を行い、当該入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた栄養・食事調整等を行うなど、低栄養リスクの改善に関する新たな評価を創設する。

### 単位数

| ＜現行＞ |   | ＜改定後＞                   |
|------|---|-------------------------|
| なし   | ⇒ | 低栄養リスク改善加算 300 単位／月（新設） |

### 算定要件等

- 栄養マネジメント加算を算定している施設であること
- 経口移行加算・経口維持加算を算定していない入所者であること
- 低栄養リスクが「高」の入所者であること
- 新規入所時又は再入所時のみ算定可能とすること
- 月1回以上、多職種が共同して入所者の栄養管理をするための会議を行い、低栄養状態を改善するための特別な栄養管理の方法等を示した栄養ケア計画を作成すること（作成した栄養ケア計画は月1回以上見直すこと）。また当該計画については、特別な管理の対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得ること
- 作成した栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等は対象となる入所者に対し食事の観察を週5回以上行い、当該入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事・栄養調整等を行うこと
- 当該入所者又はその家族の求めに応じ、栄養管理の進捗の説明や栄養食事相談等を適宜行うこと。
- 入所者又はその家族の同意を得られた日の属する月から起算して6か月以内の期間に限るものとし、それを超えた場合においては、原則として算定しないこと。

### ⑪入院先医療機関との間の栄養管理に関する連携

- 介護保険施設の入所者が医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合について、介護保険施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合の評価を創設する。

### 単位数

<現行>

なし

⇒

<改定後>

再入所時栄養連携加算 400 単位／回（新設）

### 算定要件等

- 介護保険施設の入所者が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合（経管栄養又は嚥下調整食の新規導入）であって、介護保険施設の管理栄養士が当該医療機関での栄養食事指導に同席し、再入所後の栄養管理について当該医療機関の管理栄養士と相談の上、栄養ケア計画の原案を作成し、当該介護保険施設へ再入所した場合に、1回に限り算定できること。
- 栄養マネジメント加算を算定していること。

### ⑫介護ロボットの活用の推進

- 夜勤職員配置加算について、業務の効率化等を図る観点から、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合について、新たに評価する。単位数は変更しない。

## 算定要件等

＜現行の夜勤職員配置加算の要件＞

- ・ 夜勤時間帯の夜勤職員数：  
夜勤職員の最低基準＋1名分の人員を多く配置  
していること。

＜見守り機器を導入した場合の夜勤職員配置加算の要件＞

- ・ 夜勤時間帯の夜勤職員数：  
夜勤職員の最低基準＋0.9名分の人員を多く配置  
していること。
- ・ 入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の  
15%以上に設置していること。
- ・ 施設内に見守り機器を安全かつ有効に活用するための  
委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

## ⑬身体的拘束等の適正化

- 身体拘束廃止未実施減算について、運営基準と減算幅を見直す。

### 単位数

|             | ＜現行＞    |   | ＜改定後＞   |
|-------------|---------|---|---------|
| 身体拘束廃止未実施減算 | 5単位／日減算 | ⇒ | 10％／日減算 |

## 算定要件等

- 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならないこととする。
  - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
  - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。（※）
  - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。
- （※）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護においては、運営推進会議を活用することができることとする。

## ⑭小規模介護福祉施設等の基本報酬の見直し

- 小規模介護福祉施設、経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び旧措置入所者の基本報酬について、報酬体系の簡素化や報酬の均衡を図る観点から、見直しを行う。
- ア 小規模介護福祉施設等の基本報酬の見直し
  - ・ 小規模介護福祉施設（定員30名の施設）について、平成30年度以降に新設される施設については、通常の介護福祉施設と同様の報酬を算定することとする。
  - ・ 既存の小規模介護福祉施設及び経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（平成17年度以前に開設した定員26～29名の施設）と他の種類の介護福祉施設の報酬の均衡を図る観点から、別に厚生労働大臣が定める期日以降、通常の介護福祉施設の基本報酬と統合することとする。
  - ・ 上記に合わせ、既存の小規模介護福祉施設や経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の基本報酬について一定の見直しを行う。

イ 旧措置入所者の基本報酬の統合

- ・旧措置入所者の基本報酬については、平成30年度から、介護福祉施設等の基本報酬に統合することとする。

⑮療養食加算の見直し

- 療養食加算について、1日単位で評価を行っている現行の取扱いを改め、1日3食を限度とし、1食を1回として、1回単位の評価とする。

単位数

|       | ＜現行＞    |   | ＜改定後＞  |
|-------|---------|---|--------|
| 療養食加算 | 18 単位／日 | ⇒ | 6 単位／回 |

⑯介護職員処遇改善加算の見直し

- Ⅳ 処遇改善・地域区分の「（1）介護職員処遇改善加算の見直し」を参照

⑰居室とケア

- ユニット型準個室について、実態を踏まえ、その名称を「ユニット型個室的多床室」に変更する。

## (2) 介護老人保健施設（老健）

介護保健施設サービス費（１日につき）

### ①介護老人保健施設

|       | 基本型    |        |                    | 在宅強化型  |          |                    |
|-------|--------|--------|--------------------|--------|----------|--------------------|
|       | 従来型個室  | 多床室    | ユニット型個室<br>同個室的多床室 | 従来型個室  | 多床室      | ユニット型個室<br>同個室的多床室 |
| 要介護 1 | 698 単位 | 771 単位 | 777 単位             | 739 単位 | 818 単位   | 822 単位             |
| 要介護 2 | 743 単位 | 819 単位 | 822 単位             | 810 単位 | 892 単位   | 896 単位             |
| 要介護 3 | 804 単位 | 880 単位 | 884 単位             | 872 単位 | 954 単位   | 958 単位             |
| 要介護 4 | 856 単位 | 931 単位 | 937 単位             | 928 単位 | 1,010 単位 | 1,014 単位           |
| 要介護 5 | 907 単位 | 984 単位 | 988 単位             | 983 単位 | 1,065 単位 | 1,069 単位           |

### ②介護療養型老人保健施設

|       | 看護職員を配置  |          |                    | 看護オンコール体制 |          |                    |
|-------|----------|----------|--------------------|-----------|----------|--------------------|
|       | 従来型個室    | 多床室      | ユニット型個室<br>同個室的多床室 | 従来型個室     | 多床室      | ユニット型個室<br>同個室的多床室 |
| 要介護 1 | 723 単位   | 800 単位   | 885 単位             | 723 単位    | 800 単位   | 885 単位             |
| 要介護 2 | 804 単位   | 882 単位   | 966 単位             | 798 単位    | 876 単位   | 960 単位             |
| 要介護 3 | 917 単位   | 996 単位   | 1,079 単位           | 891 単位    | 969 単位   | 1,053 単位           |
| 要介護 4 | 993 単位   | 1,071 単位 | 1,155 単位           | 966 単位    | 1,043 単位 | 1,128 単位           |
| 要介護 5 | 1,067 単位 | 1,145 単位 | 1,229 単位           | 1,040 単位  | 1,118 単位 | 1,202 単位           |

### ③その他

|       | 従来型個室  | 多床室    | ユニット型個室<br>同個室的多床室 |
|-------|--------|--------|--------------------|
| 要介護 1 | 684 単位 | 756 単位 | 761 単位             |
| 要介護 2 | 728 単位 | 803 単位 | 806 単位             |
| 要介護 3 | 788 単位 | 862 単位 | 866 単位             |
| 要介護 4 | 839 単位 | 912 単位 | 918 単位             |
| 要介護 5 | 889 単位 | 964 単位 | 968 単位             |

【加減算】

| 項 目                        | 単位                | 備 考                                                                                      |                                                                          |
|----------------------------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 身体拘束廃止未実施減算                | ▲所定単位数の<br>10/100 | 運営基準の未遵守                                                                                 |                                                                          |
| 夜勤職員配置加算                   | 24 単位/日           | 入所者 41 以上：看護・介護職員の数が 20：1 か<br>つ夜勤職員数が 2 超<br>入所者 40 以下：看護・介護職員の数が 20：1 か<br>つ夜勤職員数が 1 超 |                                                                          |
| 短期集中リハビリテーション実施加算<br>※     | 240 単位/日          | 入所日から 3 月以内                                                                              |                                                                          |
| 認知症短期集中リハビリテーション実<br>施加算 ※ | 240 単位/日          | 入所日から 3 月以内、週 3 日を限度                                                                     |                                                                          |
| 認知症ケア加算                    | 76 単位/日           | ユニット型は算定不可                                                                               |                                                                          |
| 若年性認知症入所者受入加算              | 120 単位/日          | 個別の担当者を定めていること<br>認知症行動・心理症状緊急対応加算との併算定不<br>可                                            |                                                                          |
| 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）         | 34 単位/日           | 基本型老健のみ                                                                                  |                                                                          |
| 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）         | 46 単位/日           | 在宅強化型のみ                                                                                  |                                                                          |
| ターミナルケア加算<br>（療養型老健以外）     | 160 単位/日          | 死亡日以前 4 日以上 30 日以下                                                                       |                                                                          |
|                            | 820 単位/日          | 死亡日前日又は前々日                                                                               |                                                                          |
|                            | 1,650 単位/日        | 死亡日                                                                                      |                                                                          |
| ターミナルケア加算<br>（療養型老健）       | 160 単位/日          | 死亡日以前 4 日以上 30 日以下                                                                       |                                                                          |
|                            | 850 単位/日          | 死亡日前日又は前々日                                                                               |                                                                          |
|                            | 1,700 単位/日        | 死亡日                                                                                      |                                                                          |
| 療養体制維持特別加算（Ⅰ）              | 27 単位/日           | 介護療養型老健のみ、（Ⅰ）及び（Ⅱ）のそれぞ<br>れの要件を満たす場合は、併算定可                                               |                                                                          |
| 療養体制維持特別加算（Ⅱ）              | 57 単位/日           |                                                                                          |                                                                          |
| 初期加算                       | 30 単位/日           | 入所日から 30 日限度                                                                             |                                                                          |
| 再入所時栄養連携加算 ※               | 400 単位/回          | 入所者 1 人につき 1 回限度、栄養マネジメント加<br>算を算定の場合                                                    |                                                                          |
| 入所前後訪問指導加算（Ⅰ） ※            | 450 単位/回          | 入所前に自宅等を訪問し、退所を念頭においた施<br>設サービス計画策定と診療方針の決定を行った<br>場合                                    |                                                                          |
| 入所前後訪問指導加算（Ⅱ） ※            | 480 単位/回          | 上記に加え、生活機能の改善目標及び退所後も含<br>めた切れ目ない支援計画を作成した場合                                             |                                                                          |
| 退所時等支援加算<br>※              | 試行的退所時指導加算        | 400 単位/回                                                                                 | 入所期間が 1 月を超える入所者が試行的に退所する場<br>合において、当該入所者及びその家族等に対して退所<br>後の療養上の指導を行った場合 |
|                            | 退所時情報提供加算         | 500 単位/回                                                                                 | 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合                                                   |
|                            | 退所時連携加算           | 500 単位/回                                                                                 | 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供と<br>サービス調整を行った場合                                 |
| 訪問看護指示加算                   | 300 単位/回          | 入所者 1 人につき 1 回限度                                                                         |                                                                          |
| 栄養マネジメント加算                 | 14 単位/日           | 常勤の管理栄養士 1 名以上配置                                                                         |                                                                          |
| 低栄養リスク改善加算 ※               | 300 単位/月          | 栄養マネジメント加算を算定していない場合及<br>び経口移行加算・経口維持加算を算定している場<br>合は、算定しない。                             |                                                                          |
| 経口移行加算 ※                   | 28 単位/日           | 180 日限度<br>栄養マネジメント加算算定の場合                                                               |                                                                          |
| 経口維持加算（Ⅰ） ※                | 400 単位/月          | 栄養マネジメント加算算定の場合。経口移行加算<br>との併算定不可 6 月限度（原則）                                              |                                                                          |

|                                                                                       |                                                                                                                                                |                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 経口維持加算（Ⅱ） ※                                                                           | 100 単位/月                                                                                                                                       | 経口維持加算（Ⅰ）算定の場合<br>会議に医師、歯科医師等が加わる                                 |
| 口腔衛生管理体制加算 ※                                                                          | 30 単位/月                                                                                                                                        | 歯科医師等が介護職員に対し口腔ケアに係る指導等を月 1 回以上行う                                 |
| 口腔衛生管理加算 ※                                                                            | 90 単位/月                                                                                                                                        | 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月 4 回以上行った場合<br>口腔衛生管理体制加算を算定している場合 |
| 療養食加算                                                                                 | 6 単位/回                                                                                                                                         | 1 日に 3 回限度、管理栄養士又は栄養士によって管理                                       |
| 在宅復帰支援機能加算                                                                            | 10 単位/日                                                                                                                                        | 療養型老健のみ                                                           |
| かかりつけ医連携薬剤調整加算 ※                                                                      | 125 単位/回                                                                                                                                       | 入所者 1 人につき 1 回限度                                                  |
| 所定疾患施設療養費（Ⅰ） ※                                                                        | 235 単位/日                                                                                                                                       | 1 月に 1 回、連続 7 日限度、（Ⅰ）（Ⅱ）の併算定不可/緊急時施設療養費と併算定不可                     |
| 所定疾患施設療養費（Ⅱ） ※                                                                        | 475 単位/日                                                                                                                                       |                                                                   |
| 認知症専門ケア加算（Ⅰ）                                                                          | 3 単位/日                                                                                                                                         | 認知症介護に係る専門研修修了者を配置                                                |
| 認知症専門ケア加算（Ⅱ）                                                                          | 4 単位/日                                                                                                                                         | 認知症介護の指導に係る専門研修修了者配置                                              |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算                                                                      | 200 単位/日                                                                                                                                       | 入所後 7 日を限度                                                        |
| 認知症情報提供加算                                                                             | 350 単位/回                                                                                                                                       | 1 回限度                                                             |
| 地域連携診療計画情報提供加算 ※                                                                      | 300 単位/回                                                                                                                                       | 1 回限度                                                             |
| 褥瘡マネジメント加算 ※                                                                          | 10 単位/回                                                                                                                                        | 3 月に 1 回限度、基本型又は在宅強化型のみ                                           |
| 排せつ支援加算 ※                                                                             | 100 単位/月                                                                                                                                       | 6 月限度                                                             |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ                                                                      | 18 単位/日                                                                                                                                        | 介護福祉士 60%以上配置                                                     |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ                                                                      | 12 単位/日                                                                                                                                        | 介護福祉士 50%以上配置                                                     |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ）                                                                       | 6 単位/日                                                                                                                                         | 看護・介護職員 常勤職員 75%以上配置                                              |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ）                                                                       | 6 単位/日                                                                                                                                         | 勤続年数 3 年以上の者 30%以上配置                                              |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）                                                                         | （Ⅰ）は＋所定単位の 39/1000 を算定<br>（Ⅱ）は＋所定単位の 29/1000 を算定<br>（Ⅲ）は＋所定単位の 16/1000 を算定<br>（Ⅳ）は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 90/100 を算定<br>（Ⅴ）は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 80/100 を算定 |                                                                   |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）                                                                         |                                                                                                                                                |                                                                   |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）                                                                         |                                                                                                                                                |                                                                   |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）                                                                         |                                                                                                                                                |                                                                   |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）                                                                         |                                                                                                                                                |                                                                   |
| 夜勤職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の 97/100 相当を算定                                          |                                                                                                                                                |                                                                   |
| 入所者の数及び入所定員を超える場合、または、医師、看護職員、介護職員、PT、OT、ST、介護支援専門員の員数が基準を満たさない場合は所定単位数の 70/100 相当を算定 |                                                                                                                                                |                                                                   |
| ユニットケア体制が未整備の場合は、所定単位数の 97/100 相当を算定                                                  |                                                                                                                                                |                                                                   |

※が付されている項目については、「その他」は算定不可

\*1 外泊時は、1 月に 6 日間を限度として所定単位数に代えて 362 単位/日を算定(初日及び最終日は算定不可)

\*2 入所者に対して居宅における外泊を認め、施設が在宅サービスを提供した場合、1 月に 6 日を限度として所定単位数に代えて 1 日につき 800 単位を算定

\*3 感染症等や著しい精神症状等で従来型個室の利用の必要がある者、従来型個室への経過措置的入所者については、多床室の単位数を算定

\*4 緊急時施設療養費:入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる医療行為につき算定

① 緊急時治療管理 511 単位/日(同一入所者 1 月 1 回、連続する 3 日限度・緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等)

② 特定治療 医科診療報酬点数表に定める点数に 10 円を乗じて得た額を算定(医学的リハビリテーション、処置、手術、麻酔、放射線治療)

【特別療養費（介護療養型老人保健施設のみ）】

下記に定める項目について、所定単位数に 10 円を乗じて得た額を算定する。

|    | 特別療養費項目名                        | 所定単位数    | 備考                                         |
|----|---------------------------------|----------|--------------------------------------------|
| 1  | 感染対策指導管理                        | 6 単位/日   |                                            |
| 2  | 褥瘡対策指導管理                        | 6 単位/日   |                                            |
| 3  | 初期入所診療管理<br>(短期入所サービスをのぞく)      | 250 単位   | 入所中 1 回、診療方針の重要な変更あれば 2 回                  |
| 4  | 重度療養管理                          | 120 単位/日 | 要介護 4 または 5 に限る                            |
| 5  | 特定施設管理                          | 250 単位/日 | 後天性免疫不全症候群の病原体に感染している者                     |
|    | 個室加算                            | 300 単位/日 |                                            |
|    | 2 人部屋加算                         | 150 単位/日 |                                            |
| 6  | 重症皮膚潰瘍管理指導                      | 18 単位/日  |                                            |
| 7  | 薬剤管理指導                          | 350 単位/回 | 週 1 回限度、月 4 回限度                            |
|    | 麻薬管理指導加算                        | 50 単位/回  | 疼痛緩和のための麻薬等使用に関する管理指導                      |
| 8  | 医学情報提供                          | 250 単位   | 退所時に病院または診療所へ紹介                            |
| 9  | リハビリテーション指導管理<br>(短期入所サービスをのぞく) | 10 単位/日  | 専従常勤の PT、OT、ST を 1 名以上配置                   |
| 10 | 言語聴覚療法                          | 180 単位/回 | 1 日 3 回限度<br>4 月超以降は月 11 回目以降 70/100 相当を算定 |
|    | リハビリテーション体制強化<br>加算             | 35 単位/回  | 専従常勤 ST2 名以上配置                             |
| 11 | 摂食機能療法                          | 185 単位/日 | 1 月 4 回限度                                  |
| 12 | 精神科作業療法                         | 220 単位/日 |                                            |
| 13 | 認知症老人入所精神療法                     | 330 単位/週 |                                            |

## 概 要

### ①在宅復帰・在宅療養支援機能に対する評価

- 平成 29 年の制度改正で、介護老人保健施設の役割が在宅復帰・在宅療養支援であることがより明確にされたことを踏まえ、この機能を更に推進する観点から、報酬体系の見直しを行う。
- ア 従来型の基本報酬については、一定の在宅復帰・在宅療養支援機能を有するものを基本型として評価することとし、メリハリをつけた評価とする。
- イ 在宅復帰・在宅療養支援機能については、現在、在宅復帰率、ベッド回転率、退所後の状況確認等の指標を用いて評価しているが、これらに加え、入所後の取り組みやリハビリテーション専門職の配置等の指標も用いることで更にきめ細かい評価ができるようにする。
- ウ 現行の在宅強化型よりも在宅復帰・在宅療養支援をより進めている施設については、更に評価することとする。
- エ 併せて、退所前訪問指導加算、退所後訪問指導加算、退所時指導加算については、介護老人保健施設の退所時に必要な取り組みとして、基本報酬に包括化する。
- オ ただし、退所時指導加算のうち試行的な退所に係るものについては、利用者ごとのニーズによって対応が異なることから、試行的退所時指導加算として、評価を継続することとする。

### 単位数

- 基本報酬について（多床室の場合）（単位／日） 例（要介護 3 の場合）

|       | （現行）  |     | ⇒ | （改定後） |     |         |
|-------|-------|-----|---|-------|-----|---------|
|       | 在宅強化型 | 従来型 |   | 在宅強化型 | 基本型 | その他（新設） |
| 要介護 3 | 948   | 877 |   | 954   | 880 | 862     |

- 在宅復帰在宅療養支援機能加算について

<現行>

在宅復帰在宅療養支援機能加算 27 単位／日 ⇒

<改定後>

在宅復帰在宅療養支援機能加算（Ⅰ） 34 単位／日  
（基本型のみ）

在宅復帰在宅療養支援機能加算（Ⅱ） 46 単位／日  
（在宅強化型のみ）

### 算定要件等

|                        | 超強化型<br>在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ) | 在宅強化型 | 加算型<br>在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ) | 基本型  | その他型<br>(左記以外) |
|------------------------|----------------------------|-------|---------------------------|------|----------------|
| 在宅復帰・在宅療養支援等指標(最高値:90) | 70以上                       | 60以上  | 40以上                      | 20以上 | 左記の要件を満たさない    |
| 退所時指導等                 | 要件あり                       | 要件あり  | 要件あり                      | 要件あり |                |
| リハビリテーションマネジメント        | 要件あり                       | 要件あり  | 要件あり                      | 要件あり |                |
| 地域貢献活動                 | 要件あり                       | 要件あり  | 要件あり                      | 要件なし |                |
| 充実したリハ                 | 要件あり                       | 要件あり  | 要件なし                      | 要件なし |                |

| 在宅復帰・在宅療養支援等指標：                         |          |         |         |         | 評価項目            | 算定要件                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------------|----------|---------|---------|---------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 下記評価項目(①～⑩)について、項目に応じた値を足し合わせた値(最高値：90) |          |         |         |         | 退所時指導等          | <b>a: 退所時指導</b><br>入所者の退所時に、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行っていること。<br><b>b: 退所後の状況確認</b> 入所者の退所後30日※以内に、その居宅を訪問し、又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、在宅における生活が1月※以上継続する見込みであることを確認し、記録していること。 |
| ①在宅復帰率                                  | 50%超 20  | 30%超 10 | 30%以下 0 |         |                 |                                                                                                                                                                                      |
| ②ベッド回転率                                 | 10%以上 20 | 5%以上 10 | 5%未満 0  |         |                 |                                                                                                                                                                                      |
| ③入所前後訪問指導割合                             | 30%以上 10 | 10%以上 5 | 10%未満 0 |         |                 |                                                                                                                                                                                      |
| ④退所前後訪問指導割合                             | 30%以上 10 | 10%以上 5 | 10%未満 0 |         |                 |                                                                                                                                                                                      |
| ⑤居宅サービスの実施数                             | 3サービス 5  | 2サービス 3 | 1サービス 2 | 0サービス 0 | リハビリテーションマネジメント | 入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行い、適宜その評価を行っていること。                                                                                                     |
| ⑥リハ専門職の配置割合                             | 5以上 5    | 3以上 3   | 3未満 0   |         |                 |                                                                                                                                                                                      |
| ⑦支援相談員の配置割合                             | 3以上 5    | 2以上 3   | 2未満 0   |         | 地域貢献活動          | 地域に貢献する活動を行っていること。                                                                                                                                                                   |
| ⑧要介護4又は5の割合                             | 50%以上 5  | 35%以上 3 | 35%未満 0 |         |                 |                                                                                                                                                                                      |
| ⑨喀痰吸引の実施割合                              | 10%以上 5  | 5%以上 3  | 5%未満 0  |         | 充実したリハ          | 少なくとも週3回程度以上のリハビリテーションを実施していること。                                                                                                                                                     |
| ⑩経管栄養の実施割合                              | 10%以上 5  | 5%以上 3  | 5%未満 0  |         |                 |                                                                                                                                                                                      |

※要介護4・5については、2週間。

## ②介護療養型老人保健施設の基本報酬等

- 介護医療院と介護療養型老人保健施設では重なった機能があることや、報酬体系の簡素化の観点から、「療養型」及び「療養強化型」の報酬を「療養型」に一元化する。
- ただし、「療養強化型」で評価されていた一定の医療処置及び重度者要件については、質の高いケアを評価する観点から、療養体制維持特別加算において別に評価するとともに、当該加算の期限をなくすこととする。

### 単位数

- 介護療養型老人保健施設の基本報酬について (多床室の場合) (単位/日)

|      | (現行)  |       | (改定後) |       |
|------|-------|-------|-------|-------|
|      | 療養強化型 | 療養型   | (削除)  | 療養型   |
| 要介護1 | 800   | 800   | —     | 800   |
| 要介護2 | 882   | 882   | —     | 882   |
| 要介護3 | 1,063 | 996   | —     | 996   |
| 要介護4 | 1,138 | 1,071 | —     | 1,071 |
| 要介護5 | 1,213 | 1,145 | —     | 1,145 |

### ○療養体制維持特別加算について

＜現行＞

療養体制維持特別加算 27 単位/日

＜改定後＞

→ 療養体制維持特別加算 (Ⅰ) 27 単位/日

療養体制維持特別加算 (Ⅱ) 57 単位/日 (新設)

### 算定要件等

#### ○療養体制維持特別加算 (Ⅱ)

入所者等のうち、喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された者が 20%以上及び著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患又は日常生活に支障を来するような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、専門医療を必要とする認知症高齢者の割合が 50%以上

※ 療養体制維持特別加算 (Ⅰ) との併算定可

### ③かかりつけ医との連携

- 多剤投薬されている入所者の処方方針を介護老人保健施設の医師とかかりつけ医が事前に合意し、その処方方針に従って減薬する取組みについて、診療報酬改定における対応を鑑みながら、必要に応じて評価することとする。

#### 単位数

| ＜現行＞ |   | ＜改定後＞                       |
|------|---|-----------------------------|
| なし   | ⇒ | かかりつけ医連携薬剤調整加算 125 単位／日（新設） |

#### 算定要件等

- かかりつけ医連携薬剤調整加算  
次に掲げるいずれの基準にも適合する入所者に対し、当該入所者に処方する内服薬の減少について退所時又は退所後 1 月以内に当該入所者の主治の医師に報告し、その内容を診療録に記載した場合は、当該入所者 1 人につき 1 回を限度として、当該入所者の退所時に加算する。
- イ 6 種類以上の内服薬が処方されており、当該処方の内容を介護老人保健施設の医師と当該入所者の主治の医師が共同し、総合的に評価及び調整し、当該入所者に処方する内服薬を減少させることについて当該介護老人保健施設の医師と当該主治の医師が合意している者
- 当該合意された内容に基づき、介護老人保健施設の医師が、当該入所者に処方する内服薬について、入所時に処方されていた内服薬の種類に比べ 1 種類以上減少させた者
- ハ 退所時において処方されている内服薬の種類が、入所時に比べ 1 種類以上減少している者

### ④入所者への医療の提供

- 所定疾患施設療養費について、介護老人保健施設で行うことができない専門的な検査が必要な場合には医療機関と連携する等、診断プロセスに係る手間に応じた評価とする。
- 併せて、専門的な診断等のために医療機関に 1 週間以内の短期間入院を行う入所者であっても、制度上は退所として扱われるが、介護老人保健施設で行われる医療として必要なものであることから、在宅復帰率等の算定に際し配慮することとする。

#### 単位数

| ＜現行＞                                                                          |   | ＜改定後＞                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所定疾患施設療養費 305 単位／日                                                            | ⇒ | 所定疾患施設療養費（Ⅰ） 235 単位／日<br>所定疾患施設療養費（Ⅱ） 475 単位／日（新設）                                                                                  |
| ＜現行＞                                                                          | ⇒ | ＜改定後＞                                                                                                                               |
| ① 診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載していること。                                |   | 所定疾患施設療養費（Ⅰ）<br>同左<br>所定疾患施設療養費（Ⅱ）                                                                                                  |
| ② 所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年度における当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表していること。 |   | ① 診断及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載していること。（協力医療機関等と連携して行った検査等を含む。）<br>② 所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年度における当該入所者に |

対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表していること。

③ 医師が感染症対策に関する研修を受講していること。

※ 介護給付費明細書の摘要欄に診療内容を記載することも必要となる。

## ⑤排泄に介護を要する利用者への支援に対する評価の創設

- 排泄障害等のため、排泄に介護を要する特別養護老人ホーム等の入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合の新たな評価を設ける。

### 単位数

|      |   |                      |
|------|---|----------------------|
| ＜現行＞ |   | ＜改定後＞                |
| なし   | ⇒ | 排せつ支援加算 100 単位／月（新設） |

### 算定要件等

- 排泄に介護を要する利用者（※１）のうち、身体機能の向上や環境の調整等によって排泄にかかる要介護状態を軽減できる（※２）と医師、または適宜医師と連携した看護師（※３）が判断し、利用者もそれを希望する場合、多職種が排泄にかかる各種ガイドライン等を参考として、
  - ・排泄に介護を要する原因等についての分析
  - ・分析結果を踏まえた支援計画の作成及びそれに基づく支援を実施することについて、一定期間、高い評価を行う。

（※１）要介護認定調査の「排尿」または「排便」が「一部介助」または「全介助」である場合等。

（※２）要介護認定調査の「排尿」または「排便」の項目が「全介助」から「一部介助」以上に、または「一部介助」から「見守り等」以上に改善することを目安とする。

（※３）看護師が判断する場合は、当該判断について事前又は事後の医師への報告を要することとし、利用者の背景疾患の状況を勘案する必要がある場合等は、事前の医師への相談を要することとする。

## ⑥褥瘡の発生予防のための管理に対する評価

- 入所者の褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理することに対し新たな評価を設ける。

### 単位数

|      |   |                                            |
|------|---|--------------------------------------------|
| ＜現行＞ |   | ＜改定後＞                                      |
| なし   | ⇒ | 褥瘡マネジメント加算 10 単位／月（新設）<br>※ 3 月に 1 回を限度とする |

### 算定要件等

- ① 入所者全員に対する要件  
入所者ごとの褥瘡の発生に係るリスクについて、「介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業」において明らかになったモニタリング指標を用いて、施

設入所時に評価するとともに、少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果を提出すること。

- ② ①の評価の結果、褥瘡の発生に係るリスクがあるとされた入所者に対する要件
- ・関連職種の者が共同して、入所者ごとに褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成すること。
  - ・褥瘡ケア計画に基づき、入所者ごとに褥瘡管理を実施すること。
  - ・①の評価に基づき、少なくとも3月に1回、褥瘡ケア計画を見直すこと。

## ⑦外泊時に在宅サービスを利用したときの費用の取扱い

- 入所者に対して居宅における外泊を認め、当該入所者が、介護老人保健施設により提供される在宅サービスを利用した場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき一定の単位数を算定する。

### 単位数

|      |   |                               |
|------|---|-------------------------------|
| ＜現行＞ |   | ＜改定後＞                         |
| なし   | ⇒ | 在宅サービスを利用したときの費用 800 単位／日（新設） |

### 算定要件等

- 外泊の初日及び最終日は算定できない。
- 外泊時費用を算定している際には、併算定できない。

## ⑧口腔衛生管理の充実

- 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対して口腔ケアを行うことを評価した口腔衛生管理加算について、歯科衛生士が行う口腔ケアの対象者を拡大する観点から回数の緩和をするとともに、当該入所者に係る口腔ケアについて介護職員へ具体的な技術的助言及び指導を行うことで口腔衛生管理の充実を図るため、以下の見直しを行う。
- i 歯科衛生士が行う口腔ケアの実施回数は、現行の月4回以上を月2回以上に見直す。
  - ii 歯科衛生士が、当該入所者に係る口腔ケアについて介護職員へ具体的な技術的助言及び指導を行い、当該入所者の口腔に関する相談等に必要に応じ対応することを新たな要件に加える。

### 単位数

|          |          |   |         |
|----------|----------|---|---------|
|          | ＜現行＞     |   | ＜改定後＞   |
| 口腔衛生管理加算 | 110 単位／月 | ⇒ | 90 単位／月 |

### 算定要件等

- 口腔衛生管理体制加算が算定されている場合
- 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合
- 歯科衛生士が、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言を及び指導を行った場合
- 歯科衛生士が、当該入所者に係る口腔に関し、介護職員からの相談等に必要に応じ対応した場合

## ⑨栄養マネジメント加算の要件緩和

- 栄養マネジメント加算の要件を緩和し、常勤の管理栄養士1名以上の配置に関する要件について、同一敷地内の他の介護保険施設（1施設に限る。）との兼務の場合にも算定を認めることとする。【通知改正】

### 算定要件等

- 常勤の管理栄養士1名以上の配置に関する要件について、同一敷地内の介護保険施設（1施設に限る。）との栄養ケア・マネジメントの兼務の場合にも算定を認めることとする。

## ⑩栄養改善の取組の推進

- 低栄養リスクの高い入所者に対して、多職種が協働して低栄養状態を改善するための計画を作成し、この計画に基づき、定期的に食事の観察を行い、当該入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた栄養・食事調整等を行うなど、低栄養リスクの改善に関する新たな評価を創設する。

### 単位数

| <現行> |   | <改定後>      |             |
|------|---|------------|-------------|
| なし   | ⇒ | 低栄養リスク改善加算 | 300単位／月（新設） |

### 算定要件等

- 栄養マネジメント加算を算定している施設であること
- 経口移行加算・経口維持加算を算定していない入所者であること
- 低栄養リスクが「高」の入所者であること
- 新規入所時又は再入所時のみ算定可能とすること
- 月1回以上、多職種が共同して入所者の栄養管理をするための会議を行い、低栄養状態を改善するための特別な栄養管理の方法等を示した栄養ケア計画を作成すること（作成した栄養ケア計画は月1回以上見直すこと）。また当該計画については、特別な管理の対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得ること
- 作成した栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等は対象となる入所者に対し食事の観察を週5回以上行い、当該入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事・栄養調整等を行うこと
- 当該入所者又はその家族の求めに応じ、栄養管理の進捗の説明や栄養食事相談等を適宜行うこと。
- 入所者又はその家族の同意を得られた日の属する月から起算して6か月以内の期間に限るものとし、それを超えた場合においては、原則として算定しないこと。

## ⑪入院先医療機関との間の栄養管理に関する連携

- 介護保険施設の入所者が医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合について、介護保険施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合の評価を創設する。

## 単位数

＜現行＞  
なし

⇒

＜改定後＞  
再入所時栄養連携加算 400 単位／回（新設）

## 算定要件等

- 介護保険施設の入所者が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合（経管栄養又は嚥下調整食の新規導入）であって、介護保険施設の管理栄養士が当該医療機関での栄養食事指導に同席し、再入所後の栄養管理について当該医療機関の管理栄養士と相談の上、栄養ケア計画の原案を作成し、当該介護保険施設へ再入所した場合に、1 回に限り算定できること。
- 栄養マネジメント加算を算定していること。

## ⑫身体的拘束等の適正化

- 身体拘束廃止未実施減算について、運営基準と減算幅を見直す。

## 単位数

|             | ＜現行＞     |   | ＜改定後＞   |
|-------------|----------|---|---------|
| 身体拘束廃止未実施減算 | 5 単位／日減算 | ⇒ | 10%／日減算 |

## 算定要件等

- 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならないこととする。
  - ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
  - ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
  - ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

## ⑬介護療養型老人保健施設から介護医療院への転換の取扱い

### ア 基準の緩和等

介護療養型老人保健施設から介護医療院に転換する場合について、療養室の床面積や廊下幅等の基準緩和等、現行の介護療養型老人保健施設が転換するにあたり配慮が必要な事項については、基準の緩和等を行うこととする。

その際、転換前の介護療養型医療施設又は医療療養病床では有していたが、転換の際に一部撤去している可能性がある設備等については、サービスに支障の無い範囲で配慮を行うこととする。【省令改正】

### イ 転換後の加算

介護療養型老人保健施設から介護医療院への転換後、転換前後におけるサービスの変更内容を利用者及びその家族や地域住民等に丁寧に説明する等の取組みについて、最初に転換した時期を起算日として、1 年間に限り算定可能な加算を創設する。ただし、当該加算については介護医療院の認知度が高まると考えられる平成 33 年 3 月末までの期限を設ける。

## 基準

(例)療養室の床面積：大規模改修するまでの間、床面積を6.4㎡/人 以上で可とする。(基準は8.0㎡/人 以上)

廊下幅(中廊下)：大規模改修するまでの間、廊下幅(中廊下)を、1.2(1.6)m以上(内法)で可とする。

直通階段・エレベーター設置基準：大規模改修するまでの間、屋内の直通階段を2以上で転換可能とする。

## 単位数

|            |   |                               |
|------------|---|-------------------------------|
| ＜現行＞<br>なし | → | ＜改定後＞<br>移行定着支援加算 93 単位／日（新設） |
|------------|---|-------------------------------|

## 算定要件等

- 介護療養型医療施設、医療療養病床又は介護療養型老人保健施設から転換した介護医療院である場合
- 転換を行って介護医療院を開設した等の旨を地域の住民に周知するとともに、当該介護医療院の入所者やその家族等への説明に取り組んでいること。
- 入所者及びその家族等と地域住民等との交流が可能となるよう、地域の行事や活動等に積極的に関与していること。

## ⑭療養食加算の見直し

- 療養食加算について、1日単位で評価を行っている現行の取扱いを改め、1日3食を限度とし、1食を1回として、1回単位の評価とする。

## 単位数

|       |         |   |        |
|-------|---------|---|--------|
|       | ＜現行＞    |   | ＜改定後＞  |
| 療養食加算 | 18 単位／日 | ⇒ | 6 単位／回 |

## ⑮介護職員処遇改善加算の見直し

Ⅳ 処遇改善・地域区分の「(1) 介護職員処遇改善加算の見直し」を参照

## ⑯居室とケア

- ユニット型準個室について、実態を踏まえ、その名称を「ユニット型個室的多床室」に変更する。

### (3) 介護療養型医療施設（療養病床等）

#### 介護療養施設サービス費（1日につき）

##### 病院 【療養機能強化型以外】

|       | 看護 6:1/介護 4:1 |          | 看護 6:1/介護 5:1 |          | 看護 6:1/介護 6:1 |          | ユニット型             |
|-------|---------------|----------|---------------|----------|---------------|----------|-------------------|
|       | 従来型個室         | 多床室      | 従来型個室         | 多床室      | 従来型個室         | 多床室      | 個室<br>同個室の<br>多床室 |
| 要介護 1 | 641 単位        | 745 単位   | 586 単位        | 691 単位   | 564 単位        | 670 単位   | 767 単位            |
| 要介護 2 | 744 単位        | 848 単位   | 689 単位        | 794 単位   | 670 単位        | 775 単位   | 870 単位            |
| 要介護 3 | 967 単位        | 1,071 単位 | 841 単位        | 945 単位   | 813 単位        | 919 単位   | 1,093 単位          |
| 要介護 4 | 1,062 単位      | 1,166 単位 | 987 単位        | 1,092 単位 | 962 単位        | 1,068 単位 | 1,188 単位          |
| 要介護 5 | 1,147 単位      | 1,251 単位 | 1,027 単位      | 1,131 単位 | 1,001 単位      | 1,107 単位 | 1,273 単位          |

##### 病院 【療養機能強化型 A】

|       | 看護 6:1/介護 4:1 |          | ユニット型         |
|-------|---------------|----------|---------------|
|       | 従来型個室         | 多床室      | 個室<br>同個室の多床室 |
| 要介護 1 | 669 単位        | 778 単位   | 795 単位        |
| 要介護 2 | 777 単位        | 886 単位   | 903 単位        |
| 要介護 3 | 1,010 単位      | 1,119 単位 | 1,136 単位      |
| 要介護 4 | 1,109 単位      | 1,218 単位 | 1,235 単位      |
| 要介護 5 | 1,198 単位      | 1,307 単位 | 1,324 単位      |

##### 病院 【療養機能強化型 B】

|       | 看護 6:1/介護 4:1 |          | 看護 6:1/介護 5:1 |          | ユニット型         |
|-------|---------------|----------|---------------|----------|---------------|
|       | 従来型個室         | 多床室      | 従来型個室         | 多床室      | 個室<br>同個室の多床室 |
| 要介護 1 | 659 単位        | 766 単位   | 601 単位        | 709 単位   | 785 単位        |
| 要介護 2 | 765 単位        | 873 単位   | 707 単位        | 814 単位   | 891 単位        |
| 要介護 3 | 995 単位        | 1,102 単位 | 862 単位        | 969 単位   | 1,121 単位      |
| 要介護 4 | 1,092 単位      | 1,199 単位 | 1,012 単位      | 1,119 単位 | 1,218 単位      |
| 要介護 5 | 1,180 単位      | 1,287 単位 | 1,053 単位      | 1,159 単位 | 1,306 単位      |

##### 病院（経過型）

|       | 看護 6:1/介護 4:1 |          | 看護 8:1/介護 4:1 |          | ユニット型         |
|-------|---------------|----------|---------------|----------|---------------|
|       | 従来型個室         | 多床室      | 従来型個室         | 多床室      | 個室<br>同個室の多床室 |
| 要介護 1 | 650 単位        | 755 単位   | 650 単位        | 755 単位   | 767 単位        |
| 要介護 2 | 754 単位        | 860 単位   | 754 単位        | 860 単位   | 870 単位        |
| 要介護 3 | 897 単位        | 1,002 単位 | 857 単位        | 962 単位   | 1,006 単位      |
| 要介護 4 | 983 単位        | 1,089 単位 | 944 単位        | 1,048 単位 | 1,091 単位      |
| 要介護 5 | 1,070 単位      | 1,175 単位 | 1,030 単位      | 1,136 単位 | 1,176 単位      |

**診療所【療養機能強化型以外】**

|       | 看護 6:1/介護 6:1 |        | 看護/介護 3:1 |        | ユニット型         |
|-------|---------------|--------|-----------|--------|---------------|
|       | 従来型個室         | 多床室    | 従来型個室     | 多床室    | 個室<br>同個室の多床室 |
| 要介護 1 | 623 単位        | 727 単位 | 546 単位    | 652 単位 | 748 単位        |
| 要介護 2 | 672 単位        | 775 単位 | 590 単位    | 695 単位 | 797 単位        |
| 要介護 3 | 720 単位        | 825 単位 | 633 単位    | 739 単位 | 845 単位        |
| 要介護 4 | 768 単位        | 872 単位 | 678 単位    | 782 単位 | 893 単位        |
| 要介護 5 | 817 単位        | 921 単位 | 721 単位    | 826 単位 | 942 単位        |

**診療所【療養機能強化型 A】**

|       | 看護 6:1/介護 6:1 |        | ユニット型         |
|-------|---------------|--------|---------------|
|       | 従来型個室         | 多床室    | 個室<br>同個室の多床室 |
| 要介護 1 | 650 単位        | 759 単位 | 775 単位        |
| 要介護 2 | 702 単位        | 810 単位 | 827 単位        |
| 要介護 3 | 752 単位        | 861 単位 | 877 単位        |
| 要介護 4 | 802 単位        | 911 単位 | 927 単位        |
| 要介護 5 | 853 単位        | 962 単位 | 978 単位        |

**診療所【療養機能強化型 B】**

|       | 看護 6:1/介護 6:1 |        | ユニット型         |
|-------|---------------|--------|---------------|
|       | 従来型個室         | 多床室    | 個室<br>同個室の多床室 |
| 要介護 1 | 641 単位        | 748 単位 | 766 単位        |
| 要介護 2 | 691 単位        | 798 単位 | 816 単位        |
| 要介護 3 | 741 単位        | 848 単位 | 866 単位        |
| 要介護 4 | 790 単位        | 897 単位 | 915 単位        |
| 要介護 5 | 840 単位        | 948 単位 | 965 単位        |

**老人性認知症疾患療養病棟（一般病院）**

|       | 看護 4:1/介護 4:1 |          | 看護 4:1/介護 5:1 |          | 看護 4:1/介護 6:1 |          | ユニット型             |
|-------|---------------|----------|---------------|----------|---------------|----------|-------------------|
|       | 従来型個室         | 多床室      | 従来型個室         | 多床室      | 従来型個室         | 多床室      | 個室<br>同個室の<br>多床室 |
| 要介護 1 | 912 単位        | 1,018 単位 | 884 単位        | 990 単位   | 869 単位        | 974 単位   | 1,038 単位          |
| 要介護 2 | 979 単位        | 1,085 単位 | 950 単位        | 1,055 単位 | 933 単位        | 1,039 単位 | 1,105 単位          |
| 要介護 3 | 1,047 単位      | 1,151 単位 | 1,015 単位      | 1,121 単位 | 997 単位        | 1,102 単位 | 1,173 単位          |
| 要介護 4 | 1,114 単位      | 1,220 単位 | 1,080 単位      | 1,186 単位 | 1,061 単位      | 1,167 単位 | 1,240 単位          |
| 要介護 5 | 1,180 単位      | 1,286 単位 | 1,145 単位      | 1,250 単位 | 1,125 単位      | 1,230 単位 | 1,306 単位          |

老人性認知症疾患療養病棟（一般病院）

|       | 経過措置型※   |          |
|-------|----------|----------|
|       | 従来型個室    | 多床室      |
| 要介護 1 | 810 単位   | 916 単位   |
| 要介護 2 | 874 単位   | 979 単位   |
| 要介護 3 | 938 単位   | 1,044 単位 |
| 要介護 4 | 1,002 単位 | 1,108 単位 |
| 要介護 5 | 1,066 単位 | 1,171 単位 |

老人性認知症疾患療養病床（大学病院等）

| 看護 3:1/介護 6:1 |          | ユニット型         |
|---------------|----------|---------------|
| 従来型個室         | 多床室      | 個室<br>同個室的多床室 |
| 967 単位        | 1,072 単位 | 1,093 単位      |
| 1,031 単位      | 1,137 単位 | 1,157 単位      |
| 1,095 単位      | 1,200 単位 | 1,221 単位      |
| 1,159 単位      | 1,265 単位 | 1,285 単位      |
| 1,223 単位      | 1,328 単位 | 1,349 単位      |

※ 経過措置型 当分の間、利用者数を 4 で除した数と 5 で除した数の差まで介護職員とすることができる

老人性認知症疾患療養病棟（経過型）

|       | 従来型個室  | 多床室      |
|-------|--------|----------|
| 要介護 1 | 717 単位 | 823 単位   |
| 要介護 2 | 780 単位 | 886 単位   |
| 要介護 3 | 845 単位 | 950 単位   |
| 要介護 4 | 909 単位 | 1,015 単位 |
| 要介護 5 | 973 単位 | 1,078 単位 |

【加減算】

(共通)

| 項 目                                           |           | 単位                                                                                                                                             | 備 考                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 身体拘束廃止未実施減算                                   |           | ▲所定単位数<br>の 10/100                                                                                                                             | 運営基準の未遵守                                                                                                               |
| 初期加算                                          |           | 30 単位/日                                                                                                                                        | 入院日から 30 日限度                                                                                                           |
| 退院時指導<br>等加算 ※                                | 退院前訪問指導加算 | 460 単位/回                                                                                                                                       | 退院後の療養上の指導を行った場合、入院中 1 回(又は<br>2 回)限度                                                                                  |
|                                               | 退院後訪問指導加算 | 460 単位/回                                                                                                                                       | 退院後 30 日以内に居宅等を訪問し指導した場合、1 回<br>限度                                                                                     |
|                                               | 退院時指導加算   | 400 単位/回                                                                                                                                       | 1 月超の入院患者及び家族等に対して退院後の居宅等<br>での療養上の指導を行った場合、1 回限度                                                                      |
|                                               | 退院時情報提供加算 | 500 単位/回                                                                                                                                       | 1 月超の入院患者の退院後の主治医に情報提供した場<br>合、1 回限度                                                                                   |
|                                               | 退院前連携加算   | 500 単位/回                                                                                                                                       | 1 月超の入院患者について、退院前からケアマネと連携<br>し、情報提供とサービス調整を行った場合、1 回限度                                                                |
|                                               | 訪問看護指示加算  | 300 単位/回                                                                                                                                       | 退院時 1 回限度                                                                                                              |
| 栄養マネジメント加算                                    |           | 14 単位/日                                                                                                                                        | 常勤の管理栄養士 1 名以上配置                                                                                                       |
| 低栄養リスク改善加算 ※                                  |           | 300 単位/月                                                                                                                                       | 栄養マネジメント加算を算定していない場合及び経<br>口移行加算・経口維持加算を算定している場合は算<br>定しない                                                             |
| 経口移行加算 ※                                      |           | 28 単位/日                                                                                                                                        | 栄養マネジメント加算算定の場合。180 日限度（原則）                                                                                            |
| 経口維持加算（Ⅰ） ※                                   |           | 400 単位/月                                                                                                                                       | 栄養マネジメント加算算定の場合。経口移行加算と併算<br>定不可。6 月限度（原則）                                                                             |
| 経口維持加算（Ⅱ） ※                                   |           | 100 単位/月                                                                                                                                       | 経口維持加算（Ⅰ）を算定の場合<br>会議に医師、歯科医師等が加わる                                                                                     |
| 口腔衛生管理体制加算 ※                                  |           | 30 単位/月                                                                                                                                        | 歯科医師等が介護職員に対し口腔ケアに係る指導等を<br>月 1 回以上行った場合                                                                               |
| 口腔衛生管理加算 ※                                    |           | 90 単位/月                                                                                                                                        | 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入居患者に対<br>し、口腔ケアを月 2 回以上行い、当該入所者に係る口<br>腔ケアについて介護職員に対し具体的な技術的助言<br>及び指導を行った場合<br>口腔衛生管理体制加算を算定している場合 |
| 療養食加算                                         |           | 6 単位/回                                                                                                                                         | 1 日に 3 回限度、管理栄養士又は栄養士によって管理                                                                                            |
| 在宅復帰支援機能加算 ※                                  |           | 10 単位/日                                                                                                                                        |                                                                                                                        |
| 排せつ支援加算 ※                                     |           | 100 単位/月                                                                                                                                       |                                                                                                                        |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ                              |           | 18 単位/日                                                                                                                                        | 介護福祉士 60%以上配置                                                                                                          |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ                              |           | 12 単位/日                                                                                                                                        | 介護福祉士 50%以上配置                                                                                                          |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ）                               |           | 6 単位/日                                                                                                                                         | 看護・介護職員 常勤職員 75%以上配置                                                                                                   |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ）                               |           | 6 単位/日                                                                                                                                         | 勤続年数 3 年以上の者 30%以上配置                                                                                                   |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）                                 |           | (Ⅰ)は＋所定単位の 26/1000 を算定<br>(Ⅱ)は＋所定単位の 19/1000 を算定<br>(Ⅲ)は＋所定単位の 10/1000 を算定<br>(Ⅳ)は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 90/100 を算定<br>(Ⅴ)は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 80/100 を算定 |                                                                                                                        |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）                                 |           |                                                                                                                                                |                                                                                                                        |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）                                 |           |                                                                                                                                                |                                                                                                                        |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）                                 |           |                                                                                                                                                |                                                                                                                        |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）                                 |           |                                                                                                                                                |                                                                                                                        |
| ユニットケア体制が未整備の場合は、所定単位数の 97/100 相当を算定          |           |                                                                                                                                                |                                                                                                                        |
| 一定の要件を満たす入院患者の数が規準に満たない場合、所定単位数の 95/100 相当を算定 |           |                                                                                                                                                |                                                                                                                        |

療養機能強化型を除く

※ (③) 喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された者の占める割合が15%以上等の一定の要件に関する基準を満たさず所定単位数の95/100を算定する場合、算定不可

- \*1 外泊時は、1月に6日間を限度として所定単位数に代えて 362 単位/日を算定（初日及び最終日は算定不可）
- \*2 他の医療機関において専門的な診療が必要になった場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて 362 単位/日を算定
- \*3 感染症等や著しい精神症状等で従来型個室の利用の必要がある者、従来型個室への経過措置的入所者については、多床室の単位数を算定

(病院)

| 項 目                                                   | 単位       | 備 考                                           |
|-------------------------------------------------------|----------|-----------------------------------------------|
| 病院療養病床療養環境減算                                          | ▲25 単位/日 | 廊下幅が設備基準を満たさない場合                              |
| 医師の配置に関する減算                                           | ▲12 単位/日 | 医療法施行規則第 49 条の規定が適用の場合                        |
| 夜間勤務体制に関する加減算                                         |          |                                               |
| ① 夜間勤務等看護 (Ⅰ)                                         | 23 単位/日  | 看護職員 15:1 以上、かつ 2 名以上、72 時間以下                 |
| ② 夜間勤務等看護 (Ⅱ)                                         | 14 単位/日  | 看護職員 20:1 以上、かつ 2 名以上、72 時間以下                 |
| ③ 夜間勤務等看護 (Ⅲ)                                         | 14 単位/日  | 看護・介護職員 15:1 以上 (看護職員 1 名以上)、かつ 2 名以上、72 時間以下 |
| ④ 夜間勤務等看護 (Ⅳ)                                         | 7 単位/日   | 看護・介護職員 20:1 以上 (看護職員 1 名以上)、かつ 2 名以上、72 時間以下 |
| ⑤ 基準を満たさない場合                                          | ▲25 単位/日 |                                               |
| 若年性認知症患者受入加算                                          | 120 単位/日 | それぞれ個別の担当者を定めていること<br>認知症行動・心理症状緊急対応加算との併算定不可 |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算                                      | 200 単位/日 | 入院後 7 日に限る                                    |
| 認知症専門ケア加算 (Ⅰ)                                         | 3 単位/日   | 認知症介護に係る専門研修修了者を配置                            |
| 認知症専門ケア加算 (Ⅱ)                                         | 4 単位/日   | 認知症介護の指導に係る専門研修修了者配置                          |
| 定員超過利用・人員基準欠如の減算                                      |          |                                               |
| ①定員超過、②看護・介護の人員基準欠如、③介護支援専門員の人員基準欠如については 70/100 相当を算定 |          |                                               |
| ④看護師の員数が看護職員配置基準の 20%未満の場合については 90/100 相当を算定          |          |                                               |
| ⑤医師の員数が医師配置基準の 60%未満の場合については▲12 単位または 90/100 相当を算定    |          |                                               |

\* 試行的な退所をさせ居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数ではなく800単位/日を算定（試行的な退所の初日及び最終日の算定並びに外泊時の362単位/日と併算定不可）

(診療所)

| 項 目                            | 減算単位     | 備 考                                           |
|--------------------------------|----------|-----------------------------------------------|
| 診療所療養病床設備基準減算                  | ▲60 単位/日 | 廊下幅が設備基準を満たさない場合                              |
| 若年性認知症患者受入加算                   | 120 単位/日 | それぞれ個別の担当者を定めていること<br>認知症行動・心理症状緊急対応加算との併算定不可 |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算               | 200 単位/日 | 入院後 7 日に限る                                    |
| 認知症専門ケア加算 (Ⅰ)                  | 3 単位/日   | 認知症介護に係る専門研修修了者を配置                            |
| 認知症専門ケア加算 (Ⅱ)                  | 4 単位/日   | 認知症介護の指導に係る専門研修修了者配置                          |
| 入院定員を超える場合は所定単位数の 70/100 相当を算定 |          |                                               |

(老人性認知症疾患療養病棟)

定員超過利用・人員基準欠如の減算

- ①定員超過、②看護・介護の人員基準欠如、③介護支援専門員の人員基準欠如については 70/100 相当を算定  
 ④看護師の員数が看護職員配置基準の 20%未満の場合については 90/100 相当を算定  
 ⑤医師の員数が医師配置基準の 60%未満の場合については▲12 単位または 90/100 相当を算定

【特定診療費（病院・診療所・老人性認知症疾患療養病棟）】

下記に定める項目について、所定単位数に 10 円を乗じて得た額を算定

|    | 特定診療費項目名                      | 所定単位数    | 備考                                                                  |
|----|-------------------------------|----------|---------------------------------------------------------------------|
| 1  | 感染対策指導管理                      | 6 単位/日   |                                                                     |
| 2  | 褥瘡対策指導管理                      | 6 単位/日   |                                                                     |
| 3  | 初期入院診療管理                      | 250 単位   | 入院・入所中 1 回、診療方針の重要な変更あれば 2 回                                        |
| 4  | 重度療養管理<br>(短期入所サービスのみ)        | 123 単位/日 | 要介護 4・5                                                             |
| 5  | 特定施設管理                        | 250 単位/日 | 後天性免疫不全症候群の病原体に感染している者                                              |
|    | 個室加算                          | 300 単位/日 |                                                                     |
|    | 2 人部屋加算                       | 150 単位/日 |                                                                     |
| 6  | 重症皮膚潰瘍管理指導                    | 18 単位/日  |                                                                     |
| 7  | 薬剤管理指導                        | 350 単位/回 | 週 1 回限度、月 4 回限度                                                     |
|    | 麻薬管理指導加算                      | 50 単位/回  | 疼痛緩和のための麻薬等使用に関する管理指導                                               |
| 8  | 医学情報提供(Ⅰ)                     | 220 単位   | 病院－病院、診療所－診療所                                                       |
|    | 医学情報提供(Ⅱ)                     | 290 単位   | 診療所－病院、病院－診療所                                                       |
| 9  | 理学療法(Ⅰ)                       | 123 単位/回 | 1 日 3 回限度(作業療法と言語聴覚療法と併せて 1 日 4 回)<br>4 月超以降は月 11 回目以上 70/100 相当を算定 |
|    | 理学療法(Ⅱ)                       | 73 単位/回  |                                                                     |
|    | リハビリテーション計画加算<br>(短期入所サービスのみ) | 480 単位/回 | (Ⅰ)のみ<br>初めて利用した月のみ 1 回限度                                           |
|    | 日常動作訓練指導加算<br>(短期入所サービスのみ)    | 300 単位/回 | 月 2 回以上実施した場合、1 月 1 回限度                                             |
|    | リハビリテーション体制強化加算               | 35 単位/回  | 専従常勤 PT2 名以上配置                                                      |
| 10 | 作業療法                          | 123 単位/回 | 1 日 3 回限度(理学療法と言語聴覚療法と併せて 1 日 4 回)<br>4 月超以降は月 11 回目以上 70/100 相当を算定 |
|    | リハビリテーション計画加算<br>(短期入所サービスのみ) | 480 単位/回 |                                                                     |
|    | 日常動作訓練指導加算<br>(短期入所サービスのみ)    | 300 単位/回 | 月 2 回以上実施した場合、1 月 1 回限度                                             |
|    | リハビリテーション体制強化加算               | 35 単位/回  | 専従常勤 OT2 名以上配置                                                      |
| 11 | 言語聴覚療法                        | 203 単位/回 | 1 日 3 回限度(理学療法と作業療法と併せて 1 日 4 回)<br>4 月超以降は月 11 回目以上 70/100 相当を算定   |
|    | リハビリテーション体制強化加算               | 35 単位/回  |                                                                     |
| 12 | 集団コミュニケーション療法                 | 50 単位/回  | 1 日 3 回限度                                                           |
| 13 | 摂食機能療法                        | 208 単位/日 | 1 月 4 回限度                                                           |

|    |                  |          |                                           |
|----|------------------|----------|-------------------------------------------|
| 14 | 短期集中リハビリテーション    | 240 単位/日 | 3 月以内、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、摂食機能療法を算定する場合は算定不可 |
| 15 | 認知症短期集中リハビリテーション | 240 単位/日 | 3 月以内、週 3 日限度                             |
| 16 | 精神科作業療法          | 220 単位/日 |                                           |
| 17 | 認知症老人入院精神療法      | 330 単位/週 |                                           |

※1 短期入所療養介護においては、3、14、15 は算定不可

※2 老人性認知症疾患療養病棟においては、5～14 までは算定不可

## 概 要

### ①介護療養型医療施設の基本報酬

- 介護療養型老人保健施設では、一定の医療処置の頻度等を基本報酬の要件としていることを踏まえ、この要件を介護療養型医療施設の基本報酬の要件とし、メリハリをつけた評価とする。

なお、施設の定員規模が小さい場合には処置を受けている者の割合の変動が大きく評価が困難であること等から、有床診療所等については配慮を行うこととする。

#### 単位数

＜改定後＞

一定の要件を満たす入院患者の数が基準に満たない場合の減算（新設）

所定単位の100分の95。加えて、当該減算の適用となった場合、一部の加算<sup>※</sup>のみ算定可とする。

※ 若年性認知症患者受入加算、外泊時費用、試行的退院サービス費、他科受診時費用、初期加算、栄養マネジメント加算、療養食加算、認知症専門ケア加算、認知症行動・心理症状緊急対応加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算

#### 算定要件等

- 基本報酬にかかる医療処置又は重度者要件（療養型介護療養施設サービス費の場合）

＜改定後＞

算定日が属する前3月において、下記のいずれかを満たすこと

- ・喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された者の占める割合が15%以上
- ・著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合が20%以上

### ②排泄に介護を要する利用者への支援に対する評価の創設

- 排泄障害等のため、排泄に介護を要する特別養護老人ホーム等の入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合の新たな評価を設ける。

#### 単位数

＜現行＞

なし

⇒

＜改定後＞

排せつ支援加算 100 単位／月（新設）

#### 算定要件等

- 排泄に介護を要する利用者（※1）のうち、身体機能の向上や環境の調整等によって排泄にかかる要介護状態を軽減できる（※2）と医師、または適宜医師と連携した看護師（※3）が判断し、利用者もそれを希望する場合、多職種が排泄にかかる各種ガイドライン等を参考として、

- ・排泄に介護を要する原因等についての分析
- ・分析結果を踏まえた支援計画の作成及びそれに基づく支援を実施することについて、一定期間、高い評価を行う。

（※1）要介護認定調査の「排尿」または「排便」が「一部介助」または「全介助」である場合等。

（※2）要介護認定調査の「排尿」または「排便」の項目が「全介助」から「一部介助」以上に、または「一部介助」から「見守り等」以上に改善することを目安とする。

(※3) 看護師が判断する場合は、当該判断について事前又は事後の医師への報告を要することとし、利用者の背景疾患の状況を勘案する必要がある場合等は、事前の医師への相談を要することとする。

### ③口腔衛生管理の充実

- 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対して口腔ケアを行うことを評価した口腔衛生管理加算について、歯科衛生士が行う口腔ケアの対象者を拡大する観点から回数の緩和をするとともに、当該入所者に係る口腔ケアについて介護職員へ具体的な技術的助言及び指導を行うことで口腔衛生管理の充実を図るため、以下の見直しを行う。
  - i 歯科衛生士が行う口腔ケアの実施回数は、現行の月4回以上を月2回以上に見直す。
  - ii 歯科衛生士が、当該入所者に係る口腔ケアについて介護職員へ具体的な技術的助言及び指導を行い、当該入所者の口腔に関する相談等に必要に応じ対応することを新たな要件に加える。

#### 単位数

|          | ＜現行＞     |   | ＜改定後＞   |
|----------|----------|---|---------|
| 口腔衛生管理加算 | 110 単位／月 | ⇒ | 90 単位／月 |

#### 算定要件等

- 口腔衛生管理体制加算が算定されている場合
- 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合
- 歯科衛生士が、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言を及び指導を行った場合
- 歯科衛生士が、当該入所者に係る口腔に関し、介護職員からの相談等に必要に応じ対応した場合

### ④栄養マネジメント加算の要件緩和

- 栄養マネジメント加算の要件を緩和し、常勤の管理栄養士1名以上の配置に関する要件について、同一敷地内の他の介護保険施設（1施設に限る。）との兼務の場合にも算定を認めることとする。【通知改正】

#### 単位数

|            | ＜現行＞    |   | ＜改定後＞ |
|------------|---------|---|-------|
| 栄養マネジメント加算 | 14 単位／日 | ⇒ | 変更なし  |

#### 算定要件等

- 常勤の管理栄養士1名以上の配置に関する要件について、同一敷地内の介護保険施設（1施設に限る。）との栄養ケア・マネジメントの兼務の場合にも算定を認めることとする。

### ⑤栄養改善の取組の推進

- 低栄養リスクの高い入所者に対して、多職種が協働して低栄養状態を改善するための計画を作成し、この計画に基づき、定期的に食事の観察を行い、当該入所者ごとの栄養状態、嗜好

等を踏まえた栄養・食事調整等を行うなど、低栄養リスクの改善に関する新たな評価を創設する。

## 単位数

|      |   |                         |
|------|---|-------------------------|
| ＜現行＞ |   | ＜改定後＞                   |
| なし   | ⇒ | 低栄養リスク改善加算 300 単位／月（新設） |

## 算定要件等

- 栄養マネジメント加算を算定している施設であること
- 経口移行加算・経口維持加算を算定していない入所者であること
- 低栄養リスクが「高」の入所者であること
- 新規入所時又は再入所時のみ算定可能とすること
- 月1回以上、多職種が共同して入所者の栄養管理をするための会議を行い、低栄養状態を改善するための特別な栄養管理の方法等を示した栄養ケア計画を作成すること（作成した栄養ケア計画は月1回以上見直すこと）。また当該計画については、特別な管理の対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得ること
- 作成した栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等は対象となる入所者に対し食事の観察を週5回以上行い、当該入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事・栄養調整等を行うこと
- 当該入所者又はその家族の求めに応じ、栄養管理の進捗の説明や栄養食事相談等を適宜行うこと。
- 入所者又はその家族の同意を得られた日の属する月から起算して6か月以内の期間に限るものとし、それを超えた場合においては、原則として算定しないこと。

## ⑥身体的拘束等の適正化

- 身体拘束廃止未実施減算について、運営基準と減算幅を見直す。

## 単位数

|             |          |   |         |
|-------------|----------|---|---------|
|             | ＜現行＞     |   | ＜改定後＞   |
| 身体拘束廃止未実施減算 | 5 単位／日減算 | ⇒ | 10%／日減算 |

## 算定要件等

- 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならないこととする。
  - ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
  - ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
  - ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

## ⑦介護療養型医療施設における診断分類（DPC）コードの記載

- 慢性期における医療ニーズに関する、要介護度や医療処置の頻度以外の医療に関する情報を幅広く収集する観点から、療養機能強化型以外の介護療養型医療施設及び介護医療院（Ⅰ）についても、その入所者の介護給付費明細書に医療資源を最も投入した傷病名を医科診断群

分類（DPCコード）により記載することを求めることとする。その際、一定の経過措置期間を設けることとする。【通知改正】

## ⑧介護医療院へ転換する場合の特例

### ア 基準の緩和等

介護医療院に転換する場合について、療養室の床面積や廊下幅等の基準緩和等、転換するにあたり配慮が必要な事項については、基準の緩和等を行うこととする。

### イ 転換後の加算

介護医療院への転換後、転換前後におけるサービスの変更内容を利用者及びその家族や地域住民等に丁寧に説明する等の取組みについて、最初に転換した時期を起算日として、1年間に限り算定可能な加算を創設する。ただし、当該加算については介護医療院の認知度が高まると考えられる平成33年3月末までの期限を設ける。

## 基準

例）療養室の床面積：大規模改修するまでの間、床面積を6.4㎡/人 以上で可とする。

廊下幅（中廊下）：大規模改修するまでの間、廊下幅（中廊下）を、1.2（1.6）m以上（内法）で可とする。

直通階段・エレベーター設置基準：大規模改修するまでの間、屋内の直通階段を2以上で転換可能とする。

## 単位数

|      |   |                      |
|------|---|----------------------|
| ＜現行＞ | ⇒ | ＜改定後＞                |
| 設定なし |   | 移行定着支援加算 93 単位／日（新設） |

## 算定要件等

- 介護療養型医療施設、医療療養病床又は介護療養型老人保健施設から転換した介護医療院である場合
- 転換を行って介護医療院を開設した等の旨を地域の住民に周知するとともに、当該介護医療院の入所者やその家族等への説明に取り組んでいること。
- 入所者及びその家族等と地域住民等との交流が可能となるよう、地域の行事や活動等に積極的に関与していること。

## ⑨医療機関併設型の特定施設へ転換する場合の特例

※介護予防特定施設入居者生活介護を含む

- 介護療養型医療施設又は医療療養病床から、「特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）と医療機関の併設型」に転換する場合について、以下の特例を設ける。【省令改正】

ア サービスが適切に提供されると認められる場合に、生活相談員、機能訓練指導員、計画作成担当者の兼任を認める。

イ サービスに支障がない場合に限り、浴室、便所、食堂、機能訓練室の兼用を認める。

### ⑩療養食加算の見直し

- 療養食加算について、1日単位で評価を行っている現行の取扱いを改め、1日3食を限度とし、1食を1回として、1回単位の評価とする。

#### 単位数

|       | ＜現行＞    |   | ＜改定後＞  |
|-------|---------|---|--------|
| 療養食加算 | 18 単位／日 | ⇒ | 6 単位／回 |

### ⑪介護職員処遇改善加算の見直し

Ⅳ 処遇改善・地域区分の「（１）介護職員処遇改善加算の見直し」を参照

### ⑫居室とケア

- ユニット型準個室について、実態を踏まえ、その名称を「ユニット型個室的多床室」に変更する。

## (4) 介護医療院

### I 型（療養機能強化型相当）

|       | (1) 療養機能強化型A相当<br>看護 6:1/介護 4:1 |          |                    | (2) 療養機能強化型B相当<br>看護 6:1/介護 4:1 |          |                    |
|-------|---------------------------------|----------|--------------------|---------------------------------|----------|--------------------|
|       | 従来型個室                           | 多床室      | ユニット型個室<br>同個室の多床室 | 従来型個室                           | 多床室      | ユニット型個室<br>同個室の多床室 |
| 要介護 1 | 694 単位                          | 803 単位   | 820 単位             | 684 単位                          | 791 単位   | 810 単位             |
| 要介護 2 | 802 単位                          | 911 単位   | 928 単位             | 790 単位                          | 898 単位   | 916 単位             |
| 要介護 3 | 1,035 単位                        | 1,144 単位 | 1,161 単位           | 1,020 単位                        | 1,127 単位 | 1,146 単位           |
| 要介護 4 | 1,134 単位                        | 1,243 単位 | 1,260 単位           | 1,117 単位                        | 1,224 単位 | 1,243 単位           |
| 要介護 5 | 1,223 単位                        | 1,332 単位 | 1,349 単位           | 1,205 単位                        | 1,312 単位 | 1,331 単位           |

|       | (3) 療養機能強化型B相当<br>看護 6:1/介護 5:1 |          |
|-------|---------------------------------|----------|
|       | 従来型個室                           | 多床室      |
| 要介護 1 | 668 単位                          | 775 単位   |
| 要介護 2 | 774 単位                          | 882 単位   |
| 要介護 3 | 1,004 単位                        | 1,111 単位 |
| 要介護 4 | 1,101 単位                        | 1,208 単位 |
| 要介護 5 | 1,189 単位                        | 1,296 単位 |

| その他      |          |                    |
|----------|----------|--------------------|
| 従来型個室    | 多床室      | ユニット型個室<br>同個室の多床室 |
| 635 単位   | 736 単位   | 770 単位             |
| 735 単位   | 838 単位   | 870 単位             |
| 954 単位   | 1,055 単位 | 1,089 単位           |
| 1,046 単位 | 1,148 単位 | 1,181 単位           |
| 1,130 単位 | 1,231 単位 | 1,264 単位           |

### II 型（転換老健相当）

|       | (1) 転換老健相当<br>看護 6:1/介護 4:1 |          | (2) 転換老健相当<br>看護 6:1/介護 5:1 |          | (3) 転換老健相当<br>看護 6:1/介護 6:1 |          |
|-------|-----------------------------|----------|-----------------------------|----------|-----------------------------|----------|
|       | 従来型個室                       | 多床室      | 従来型個室                       | 多床室      | 従来型個室                       | 多床室      |
| 要介護 1 | 649 単位                      | 758 単位   | 633 単位                      | 742 単位   | 622 単位                      | 731 単位   |
| 要介護 2 | 743 単位                      | 852 単位   | 727 単位                      | 836 単位   | 716 単位                      | 825 単位   |
| 要介護 3 | 947 単位                      | 1,056 単位 | 931 単位                      | 1,040 単位 | 920 単位                      | 1,029 単位 |
| 要介護 4 | 1,034 単位                    | 1,143 単位 | 1,018 単位                    | 1,127 単位 | 1,007 単位                    | 1,116 単位 |
| 要介護 5 | 1,112 単位                    | 1,221 単位 | 1,096 単位                    | 1,205 単位 | 1,085 単位                    | 1,194 単位 |

| ユニット型個室<br>同個室の多床室 |          |
|--------------------|----------|
| 要介護 1              | 819 単位   |
| 要介護 2              | 919 単位   |
| 要介護 3              | 1,135 単位 |
| 要介護 4              | 1,227 単位 |
| 要介護 5              | 1,310 単位 |

| その他      |          |                    |
|----------|----------|--------------------|
| 従来型個室    | 多床室      | ユニット型個室<br>同個室の多床室 |
| 590 単位   | 694 単位   | 778 単位             |
| 680 単位   | 784 単位   | 873 単位             |
| 874 単位   | 978 単位   | 1,078 単位           |
| 957 単位   | 1,060 単位 | 1,166 単位           |
| 1,031 単位 | 1,134 単位 | 1,244 単位           |

【加減算】

(共通)

| 項 目              |                | 単 位                | 備 考                                                                                      |
|------------------|----------------|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 身体拘束廃止未実施減算      |                | ▲所定単位数<br>の 10/100 | 運営基準の未遵守                                                                                 |
| 療養環境減算（Ⅰ）        |                | ▲25 単位/日           | 廊下幅が設備基準を満たさない場合                                                                         |
| 療養環境減算（Ⅱ）        |                | ▲25 単位/日           | 療養室の床面積が施設基準を満たさない場合                                                                     |
| 夜勤勤務体制に関する加減算    |                |                    |                                                                                          |
| ① 夜間勤務等看護（Ⅰ）     |                | 23 単位/日            | 看護職員 15:1 以上、かつ 2 名以上、72 時間以下                                                            |
| ② 夜間勤務等看護（Ⅱ）     |                | 14 単位/日            | 看護職員 20:1 以上、かつ 2 名以上、72 時間以下                                                            |
| ③ 夜間勤務等看護（Ⅲ）     |                | 14 単位/日            | 看護・介護職員 15:1 以上（看護職員 1 名以上）、かつ 2 名以上、72 時間以下                                             |
| ④ 夜間勤務等看護（Ⅳ）     |                | 7 単位/日             | 看護・介護職員 20:1 以上、かつ 2 名以上、                                                                |
| ⑤ 基準に満たない場合      |                | ▲25 単位/日           |                                                                                          |
| 若年性認知症患者受入加算     |                | 120 単位/日           | 認知症行動・心理症状緊急対応加算と併算定不可                                                                   |
| 初期加算             |                | 30 単位/日            | 入所日から 30 日限度                                                                             |
| 再入所時栄養連携加算 ※     |                | 400 単位/回           | 1 回限度、栄養マネジメント加算を算定していない場合<br>算定不可／（4）「その他」の単位数を算定する場合算<br>定不可                           |
| 退所時指導等加算<br>※    | ①退所前訪問指導<br>加算 | 460 単位/回           | 入所中 1 回又は 2 回限度                                                                          |
|                  | ②退所後訪問指導<br>加算 | 460 単位/回           | 退所後 1 回限度                                                                                |
|                  | ③退所時指導加算       | 400 単位/回           | 退所時 1 回限度                                                                                |
|                  | ④退所時情報提供<br>加算 | 500 単位/回           | 1 回限度                                                                                    |
|                  | ⑤退所前連携加算       | 500 単位/回           | 1 回限度                                                                                    |
| 訪問看護指示加算         |                | 300 単位/回           | 退所時 1 回限度                                                                                |
| 栄養マネジメント加算       |                | 14 単位/日            | 管理栄養士が継続的に入院患者ごとに栄養管理                                                                    |
| 低栄養リスク改善加算 ※     |                | 300 単位/月           | 6 月限度（原則） 栄養マネジメント加算を算定していない<br>場合は算定不可／経口移行加算又は経口維持加算と併算定不<br>可                         |
| 経口移行加算 ※         |                | 28 単位/日            | 栄養マネジメント加算算定の場合。180 日限度（原則）                                                              |
| 経口維持加算（Ⅰ） ※      |                | 400 単位/月           | 栄養マネジメント加算算定の場合。経口移行加算と併算<br>定不可。6 月限度（原則）                                               |
| 経口維持加算（Ⅱ） ※      |                | 100 単位/月           | 経口維持加算（Ⅰ）を算定の場合<br>会議に医師、歯科医師等が加わる                                                       |
| 口腔衛生管理体制加算 ※     |                | 30 単位/月            | 歯科医師等が介護職員に対し口腔ケアに係る指導等を<br>月 1 回以上行った場合                                                 |
| 口腔衛生管理加算 ※       |                | 90 単位/月            | 口腔ケアを月 2 回以上行い、当該入所者に係る口腔ケ<br>アについて介護職員に対し具体的な技術的助言及び<br>指導を行った場合<br>口腔衛生管理体制加算を算定している場合 |
| 療養食加算            |                | 6 単位/回             | 1 日に 3 回限度、管理栄養士又は栄養士によって管理                                                              |
| 在宅復帰支援機能加算 ※     |                | 10 単位/日            |                                                                                          |
| 認知症専門ケア加算（Ⅰ）     |                | 3 単位/日             | 認知症介護に係る専門研修修了者を配置                                                                       |
| 認知症専門ケア加算（Ⅱ）     |                | 4 単位/日             | 認知症介護の指導に係る専門研修修了者配置                                                                     |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算 |                | 200 単位/日           | 入院日から 7 日限度                                                                              |

|                                              |                                                                                                                                                |                                                   |            |
|----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|------------|
| 重度認知症疾患療養体制加算（Ⅰ）                             | 140 単位/日<br>40 単位/日                                                                                                                            | 要介護 1 又は要介護 2<br>要介護 3～要介護 5                      | それぞれの併算定不可 |
| 重度認知症疾患療養体制加算（Ⅱ）                             | 200 単位/日<br>100 単位/日                                                                                                                           | 要介護 1 又は要介護 2<br>要介護 3～要介護 5                      |            |
| 移行定着支援加算 ※                                   | 93 単位/日                                                                                                                                        | 転換した介護医療院であること、届出より 1 年限度、（4）「その他」の単位数を算定する場合算定不可 |            |
| 排せつ支援加算 ※                                    | 100 単位/月                                                                                                                                       | 6 月限度                                             |            |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ                             | 18 単位/日                                                                                                                                        | 介護福祉士 60%以上配置                                     |            |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ                             | 12 単位/日                                                                                                                                        | 介護福祉士 50%以上配置                                     |            |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ）                              | 6 単位/日                                                                                                                                         | 看護・介護職員 常勤職員 75%以上配置                              |            |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ）                              | 6 単位/日                                                                                                                                         | 勤続年数 3 年以上の者 30%以上配置                              |            |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）                                | （Ⅰ）は＋所定単位の 26/1000 を算定<br>（Ⅱ）は＋所定単位の 19/1000 を算定<br>（Ⅲ）は＋所定単位の 10/1000 を算定<br>（Ⅳ）は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 90/100 を算定<br>（Ⅴ）は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 80/100 を算定 |                                                   |            |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）                                |                                                                                                                                                |                                                   |            |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）                                |                                                                                                                                                |                                                   |            |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）                                |                                                                                                                                                |                                                   |            |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）                                |                                                                                                                                                |                                                   |            |
| ユニットケア体制が未整備の場合は、所定単位数の 97/100 相当を算定         |                                                                                                                                                |                                                   |            |
| 定員超過利用・人員規準欠如の減算                             |                                                                                                                                                |                                                   |            |
| ①定員超過、②人員規準欠如については 70/100 相当を算定              |                                                                                                                                                |                                                   |            |
| ③看護師の員数が看護職員配置規準の 20%未満の場合については 90/100 相当を算定 |                                                                                                                                                |                                                   |            |

※が付されている項目については、「その他」の単位数を算定する場合は、算定不可

- \*1 外泊時は、1 月に 6 日間を限度として所定単位数に代えて 362 単位/日を算定（初日及び最終日は算定不可）
- \*2 試行的な退所をさせ居宅サービスを提供する場合は、1 月に 6 日を限度として所定単位数ではなく 800 単位/日を算定（試行的な退所の初日及び最終日の算定並びに外泊時の 362 単位/日と併算定不可）
- \*3 他の医療機関において専門的な診療が必要になった場合、1 月に 4 日を限度として所定単位数に代えて 362 単位/日を算定
- \*4 感染症等や著しい精神症状等で従来型個室の利用の必要がある者、従来型個室への経過措置的入所者については、多床室の単位数を算定
- \*5 緊急時施設診療費：入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる医療行為につき算定
  - ① 緊急時治療管理 511 単位/日（同一入所者 1 月 1 回、連続する 3 日限度・緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等）
  - ② 特定治療 医科診療報酬点数表に定める点数に 10 円を乗じて得た額を算定（医学的リハビリテーション、処置、手術、麻酔、放射線治療）

### 【特別診療費（介護医療院）】

下記に定める項目について、所定単位数に 10 円を乗じて得た額を算定

|   | 特定診療費項目名 | 所定単位数  | 備考 |
|---|----------|--------|----|
| 1 | 感染対策指導管理 | 6 単位/日 |    |
| 2 | 褥瘡対策指導管理 | 6 単位/日 |    |

|    |                                 |          |                                                                      |
|----|---------------------------------|----------|----------------------------------------------------------------------|
| 3  | 初期入所診療管理                        | 250 単位   | 入所中 1 回、診療方針の重要な変更あれば 2 回                                            |
| 4  | 重度療養管理<br>(短期入所サービスのみのみ)        | 123 単位/日 | 要介護 4・5                                                              |
| 5  | 特定施設管理                          | 250 単位/日 | 後天性免疫不全症候群の病原体に感染している者                                               |
|    | 個室加算                            | 300 単位/日 |                                                                      |
|    | 2 人部屋加算                         | 150 単位/日 |                                                                      |
| 6  | 重症皮膚潰瘍管理指導                      | 18 単位/日  |                                                                      |
| 7  | 薬剤管理指導                          | 350 単位/回 | 週 1 回限度、月 4 回限度                                                      |
|    | 麻薬管理指導加算                        | 50 単位/回  | 疼痛緩和のための麻薬等使用に関する管理指導                                                |
| 8  | 医学情報提供 (Ⅰ)                      | 220 単位   | 小規模併設－診療所、小規模併設以外－病院                                                 |
|    | 医学情報提供 (Ⅱ)                      | 290 単位   | 小規模併設－病院、小規模併設以外－診療所                                                 |
| 9  | 理学療法 (Ⅰ)                        | 123 単位/回 | 1 日 3 回限度 (作業療法と言語聴覚療法と併せて 1 日 4 回)                                  |
|    | 理学療法 (Ⅱ)                        | 73 単位/回  | 4 月超以降は月 11 回目以上 70/100 相当を算定                                        |
|    | リハビリテーション計画加算<br>(短期入所サービスのみのみ) | 480 単位/回 | (Ⅰ)のみ<br>初めて利用した月のみ 1 回限度                                            |
|    | 日常動作訓練指導加算<br>(短期入所サービスのみのみ)    | 300 単位/回 | 月 2 回以上実施した場合、1 月 1 回限度                                              |
|    | リハビリテーション体制強化加算                 | 35 単位/回  | 専従常勤 PT2 名以上配置                                                       |
| 10 | 作業療法                            | 123 単位/回 | 1 日 3 回限度 (理学療法と言語聴覚療法と併せて 1 日 4 回)<br>4 月超以降は月 11 回目以上 70/100 相当を算定 |
|    | リハビリテーション計画加算<br>(短期入所サービスのみのみ) | 480 単位/回 | 初めて利用した月のみ 1 回限度                                                     |
|    | 日常動作訓練指導加算<br>(短期入所サービスのみのみ)    | 300 単位/回 | 月 2 回以上実施した場合、1 月 1 回限度                                              |
|    | リハビリテーション体制強化加算                 | 35 単位/回  | 専従常勤 OT2 名以上配置                                                       |
| 11 | 言語聴覚療法                          | 203 単位/回 | 1 日 3 回限度 (理学療法と作業療法と併せて 1 日 4 回)<br>4 月超以降は月 11 回目以上 70/100 相当を算定   |
|    | リハビリテーション体制強化加算                 | 35 単位/回  | 専従常勤 ST2 名以上配置                                                       |
| 12 | 集団コミュニケーション療法                   | 50 単位/回  | 1 日 3 回限度                                                            |
| 13 | 摂食機能療法                          | 208 単位/日 | 1 月 4 回限度                                                            |
| 14 | 短期集中リハビリテーション                   | 240 単位/日 | 3 月以内、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、摂食機能療法を算定する場合は算定不可                            |
| 15 | 認知症短期集中リハビリテーション                | 240 単位/日 | 3 月以内、週 3 日限度                                                        |
| 16 | 精神科作業療法                         | 220 単位/日 |                                                                      |
| 17 | 認知症入所精神療法                       | 330 単位/週 |                                                                      |

※1 短期入所療養介護においては、3、14、15 は算定不可

※2 (4) 「その他」の単位数を算定する場合、算定不可

## 概 要

### ①介護医療院の基準

- 介護医療院については、社会保障審議会「療養病床の在り方等に関する特別部会」の議論の整理において、介護療養病床（療養機能強化型）相当のサービス（Ⅰ型）と、老人保健施設相当以上のサービス（Ⅱ型）の2つのサービスが提供されることとされているが、この人員・設備・運営基準等については以下のとおりとする。
- ア サービス提供単位  
介護医療院のⅠ型とⅡ型のサービスについては、介護療養病床において病棟単位でサービスが提供されていることに鑑み、療養棟単位で提供できることとする。ただし、規模が小さい場合については、これまでの介護療養病床での取扱いと同様に、療養室単位でのサービス提供を可能とする。
- イ 人員配置  
開設に伴う人員基準については、日中・夜間を通じ長期療養を主目的としたサービスを提供する観点から、介護療養病床と介護療養型老人保健施設の基準を参考に、
  - i 医師、薬剤師、看護職員、介護職員は、Ⅰ型とⅡ型に求められる医療・介護ニーズを勘案して設定し、
  - ii リハビリテーション専門職、栄養士、放射線技師、その他の従業者は施設全体として配置をすることを念頭に設定することとする。
- ウ 設備  
療養室については、定員4名以下、1人あたり床面積を8.0㎡/人以上とし、療養環境をより充実する観点から、4名以下の多床室であってもプライバシーに配慮した環境になるよう努めることとする。  
また、療養室以外の設備基準については、介護療養型医療施設で提供される医療水準を提供する観点から、診察室、処置室、機能訓練室、臨床検査設備、エックス線装置等を求めることとする。その際、医療設備については、医療法等において求められている衛生面での基準との整合性を図ることとする。
- エ 運営  
運営基準については、介護療養型医療施設の基準と同様としつつ、他の介護保険施設との整合性や長期療養を支えるサービスという観点も鑑みて設定することとする。なお、これまで病院として求めていた医師の宿直については引き続き求めることとするが、一定の条件を満たす場合等に一定の配慮を行うこととする。
- オ 医療機関との併設の場合の取扱い  
医療機関と併設する場合については、医療資源の有効活用の観点から、宿直の医師を兼任できるようにする等の人員基準の緩和や設備の共用を可能とする。
- カ ユニットケア  
他の介護保険施設でユニット型を設定していることから、介護医療院でもユニット型を設定することとする。

# 介護医療院 ①介護医療院の基準（人員基準）

|         | 介護療養病床(病院)<br>【療養機能強化型】 |                      | 介護医療院            |                   |                      |         | 介護老人保健施設           |                                                                         |
|---------|-------------------------|----------------------|------------------|-------------------|----------------------|---------|--------------------|-------------------------------------------------------------------------|
|         | 報酬上の基準                  |                      | 指定基準             |                   | 報酬上の基準               |         | 指定基準               | 報酬上の基準                                                                  |
|         | 指定基準                    | 報酬上の基準               | 類型(Ⅰ)            | 類型(Ⅱ)             | 類型(Ⅰ)                | 類型(Ⅱ)   |                    |                                                                         |
| 医師      | 48:1<br>(病院で3以上)        | -                    | 48:1<br>(施設で3以上) | 100:1<br>(施設で1以上) | -                    | -       | 100:1<br>(施設で1以上)  | -                                                                       |
| 薬剤師     | 150:1                   | -                    | 150:1            | 300:1             | -                    | -       | 300:1              | -                                                                       |
| 看護職員    | 6:1                     | 6:1<br>うち看護師<br>2割以上 | 6:1              | 6:1               | 6:1<br>うち看護師<br>2割以上 | 6:1     | 3:1<br>(看護2/7)     | 【従来型・強化型】<br>看護・介護3:1<br>【介護療養型】 <sup>(注3)</sup><br>看護6:1、<br>介護6:1～4:1 |
| 介護職員    | 6:1                     | 5:1～4:1              | 5:1              | 6:1               | 5:1～4:1              | 6:1～4:1 |                    |                                                                         |
| 支援相談員   |                         |                      |                  |                   |                      |         | 100:1<br>(1名以上)    | -                                                                       |
| リハビリ専門職 | PT/OT:<br>適当数           | -                    | PT/OT/ST:適当数     |                   | -                    | -       | PT/OT/ST:<br>100:1 | -                                                                       |
| 栄養士     | 定員100以上<br>で1以上         | -                    | 定員100以上で1以上      |                   | -                    | -       | 定員100以上<br>で1以上    | -                                                                       |
| 介護支援専門員 | 100:1<br>(1名以上)         | -                    | 100:1 (1名以上)     |                   | -                    | -       | 100:1<br>(1名以上)    | -                                                                       |
| 放射線技師   | 適当数                     | -                    | 適当数              |                   | -                    | -       | 適当数                | -                                                                       |
| 他の従業者   | 適当数                     | -                    | 適当数              |                   | -                    | -       |                    |                                                                         |
| 医師の宿直   | 医師:宿直                   | -                    | 医師:宿直            |                   | -                    | -       | -                  | -                                                                       |

人員基準 雇用人員

注1:数字に下線があるものは、医療法施行規則における基準を準用 注2:背景が緑で示されているものは、病院としての基準 注3:基準はないが、想定している報酬上の配置。療養体制維持特別加算で介護4:1となる。

# 介護医療院 ①介護医療院の基準（施設基準）

| 介護療養病床(病院)<br>【療養機能強化型】 |             | 介護医療院                                       | 介護老人保健施設                                                                       |
|-------------------------|-------------|---------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 施設設備                    | 診療室         | 指定基準<br>各科専門の診療室                            | 指定基準<br>医師が診察を行うのに適切なもの                                                        |
|                         | 病室・療養室      | 定員4名以下、床面積6.4m <sup>2</sup> /人以上            | 定員4名以下、床面積8.0m <sup>2</sup> /人以上<br>※転換の場合、大規模改修まで<br>6.4m <sup>2</sup> /人以上で可 |
|                         | 機能訓練室       | 40m <sup>2</sup> 以上                         | 入所定員1人あたり1m <sup>2</sup> 以上<br>※転換の場合、大規模改修まで緩和                                |
|                         | 談話室         | 談話を楽しめる広さ                                   | 談話を楽しめる広さ                                                                      |
|                         | 食堂          | 入院患者1人あたり1m <sup>2</sup> 以上                 | 入所定員1人あたり2m <sup>2</sup> 以上                                                    |
|                         | 浴室          | 身体の不自由な者が入浴するのに適したもの                        | 身体の不自由な者が入浴するのに適したもの                                                           |
|                         | レクリエーションルーム |                                             | 十分な広さ                                                                          |
|                         | その他医療設備     | 処置室、臨床検査施設、エックス線装置、調剤所                      | (薬剤師が調剤を行う場合：調剤所)                                                              |
|                         | 他設備         | 給食施設、その他都道府県の条例で定める施設                       | 洗面所、便所、サービスステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室                                           |
|                         | 医療の構造設備     | 診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備、放射線に関する構造設備  |                                                                                |
| 構造設備                    |             |                                             |                                                                                |
| 廊下                      | 耐火構造        | 廊下幅：1.8m、中廊下は2.7m<br>※経過措置 廊下幅：1.2m、中廊下1.6m | 廊下幅：1.8m、中廊下の場合は2.7m<br>※転換の場合 廊下幅：1.2m、中廊下1.6m                                |
|                         |             | (3階以上に病室がある場合)<br>建築基準法に基づく主要構造部：耐火建築物      | 原則、耐火建築物(2階建て又は平屋建てのうち特別な場合は準耐火建築物)<br>※転換の場合、特例あり                             |

注 介護療養病床の基準において、緑で示されているものは、病院としての基準

## ②介護医療院の基本報酬等

介護医療院の基本報酬及び加算等については、介護療養病床と同水準の医療提供が求められることや介護療養病床よりも充実した療養環境が求められること等を踏まえ、以下のとおりとする。

### ア 基本報酬の基準

介護医療院の基本報酬に求められる基準については、

- ・ I 型では現行の介護療養病床（療養機能強化型）を参考とし、
  - ・ II 型では介護老人保健施設の基準を参考としつつ、24 時間の看護職員の配置が可能となることに考慮し設定することとする。
- その上で、介護医療院の基本報酬については、I 型、II 型に求められる機能を踏まえ、それぞれに設定される基準に応じた評価を行い、一定の医療処置や重度者要件等を設けメリハリをつけた評価とするとともに、介護療養病床よりも療養室の環境を充実させていることも合わせて評価することとする。

### 算定要件等

#### ○ 基本報酬にかかる医療処置又は重度者要件（I 型基本サービス費（I）の場合）

- ・ 入所者等のうち、重篤な身体疾患を有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者の占める割合が 50%<sup>（注 1）</sup> 以上。
  - ・ 入所者等のうち、喀痰吸引、経管栄養又はインスリン注射が実施された者の占める割合が 50%<sup>（注 2）</sup> 以上。
  - ・ 入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が 10%<sup>（注 3）</sup> 以上。
    - ①医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。
    - ②入所者等又はその家族等の同意を得て、入所者等のターミナルケアに係る計画が作成されていること。
    - ③医師、看護職員、介護職員等が共同して、入所者等の状態又は家族の求め等に応じ随時、本人又はその家族への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。
  - ・ 生活機能を維持改善するリハビリテーションを行っていること。
  - ・ 地域に貢献する活動を行っていること。
- （注 1） I 型介護医療院（II）（III）では、50%  
（注 2） I 型介護医療院（II）（III）では、30%  
（注 3） I 型介護医療院（II）（III）では、5%

#### ○ 基本報酬にかかる医療処置又は重度者要件（II 型基本サービス費の場合）

- ・ 下記のいずれかを満たすこと
  - ①喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された者の占める割合が 15%以上
  - ②著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合が 20%以上

- ③著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患又は日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合が25%以上
- ・ターミナルケアを行う体制があること

#### イ 加算その他の取扱い

介護療養型医療施設で評価されている加算等その他の取扱いについては、引き続き介護医療院においても同様とする。なお、必要に応じて加算等の名称を変更する。

(例) 退院時指導等加算 → 退所時指導等加算  
 特定診療費 → 特別診療費

#### ウ 緊急時の医療

介護医療院は、病院・診療所ではないものの、医療提供施設として緊急時の医療に対応する必要があることから、介護老人保健施設と同様に、緊急時施設療養費と同様の評価を行うこととする。

#### エ 重度の認知症疾患への対応

重度の認知症疾患への対応については、入所者の全てが認知症である老人性認知症疾患療養病棟で評価されているような、精神保健福祉士や看護職員の手厚い配置に加え、精神科病院との連携等を加算として評価することとする。

#### 単位数

重度認知症疾患療養体制加算(Ⅱ) 100 単位/日(加算(Ⅱ)で要介護5の場合)

#### 算定要件等

<主な加算の概要>

- 重度認知症疾患療養体制加算：入所者の全てが認知症であり、精神保健福祉士や看護職員が一定数以上配置されていることに加え、精神科病院との連携等の要件を満たすこと

### ③介護医療院への転換

#### ア 基準の緩和等

- 介護療養型医療施設又は医療療養病床から介護医療院に転換する場合について、療養室の床面積や廊下幅等の基準緩和等、現行の介護療養型医療施設又は医療療養病床が転換するにあたり配慮が必要な事項については、基準の緩和等を行うこととする。

#### イ 転換後の加算

- 介護療養型医療施設又は医療療養病床から介護医療院への転換後、転換前後におけるサービスの変更内容を利用者及びその家族や地域住民等に丁寧に説明する等の取組みについて、最初に転換した時期を起算日として、1 年間に限り算定可能な加算を創設する。ただし、当該加算については介護医療院の認知度が高まると考えられる平成 33 年3月末までの期限を設ける。

#### ウ 介護療養型老人保健施設の取扱い

- 介護療養型老人保健施設についても、上記と同様の転換支援策を用意するとともに、転換前の介護療養型医療施設又は医療療養病床では有していたが転換の際に一部撤去している可能性がある設備等については、サービスに支障の無い範囲で配慮を行うこととする。

## 基準

- (例) 療養室の床面積：大規模改修するまでの間、床面積を 6.4 m<sup>2</sup>/人 以上で可とする。  
廊下幅（中廊下）：大規模改修するまでの間、廊下幅（中廊下）を、1.2（1.6）m以上（内法）で可とする。  
直通階段・エレベーター設置基準：大規模改修するまでの間、屋内の直通階段を2以上で転換可能とする。

## 単位数

|      |   |                      |
|------|---|----------------------|
| <現行> | ⇒ | <改定後>                |
| なし   |   | 移行定着支援加算 93 単位／日（新設） |

## 算定要件等

- 介護療養型医療施設、医療療養病床又は介護療養型老人保健施設から転換した介護医療院である場合
- 転換を行って介護医療院を開設した等の旨を地域の住民に周知するとともに、当該介護医療院の入所者やその家族等への説明に取り組んでいること。
- 入所者及びその家族等と地域住民等との交流が可能となるよう、地域の行事や活動等に積極的に関与していること

## ④認知症専門ケア加算の創設

- どのサービスでも認知症の方に適切なサービスが提供されるように、現在、介護保険施設に設けられている「認知症専門ケア加算」、「若年性認知症患者受入加算」及び「認知症行動・心理症状緊急対応加算」を介護医療院にも創設する。

## 単位数

### ○認知症専門ケア加算

|      |   |                                                  |
|------|---|--------------------------------------------------|
| <現行> | ⇒ | <改定後>                                            |
| なし   |   | 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位／日（新設）<br>認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位／日（新設） |

### ○若年性認知症患者受入加算

|      |   |                           |
|------|---|---------------------------|
| <現行> | ⇒ | <改定後>                     |
| なし   |   | 若年性認知症患者受入加算 120 単位／日（新設） |

### ○認知症行動・心理症状緊急対応加算

|      |   |                               |
|------|---|-------------------------------|
| <現行> | ⇒ | <改定後>                         |
| なし   |   | 認知症行動・心理症状緊急対応加算 200 単位／日（新設） |

## 算定要件等

### ○認知症専門ケア加算(Ⅰ)

- ・ 施設における利用者の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上。

- ・ 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が二十人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。

#### ○認知症専門ケア加算(Ⅱ)

- ・ 加算(Ⅰ)の基準のいずれにも適合すること。
- ・ 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
- ・ 当該施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。

#### ○若年性認知症患者受入加算

受け入れた若年性認知症患者ごとに個別の担当者を定めていること。

#### ○認知症行動・心理症状緊急対応加算

医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入院することが適当であると判断した場合者に対し、サービスを行った場合に、入院した日から起算して7日を限度として算定。

## ⑤排泄に介護を要する利用者への支援に対する評価の創設

- 排泄障害等のため、排泄に介護を要する特別養護老人ホーム等の入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合の新たな評価を設ける。

### 単位数

|      |   |                      |
|------|---|----------------------|
| ＜現行＞ |   | ＜改定後＞                |
| なし   | ⇒ | 排せつ支援加算 100 単位／月（新設） |

### 算定要件等

- 排泄に介護を要する利用者（※1）のうち、身体機能の向上や環境の調整等によって排泄にかかる要介護状態を軽減できる（※2）と医師、または適宜医師と連携した看護師（※3）が判断し、利用者もそれを希望する場合、多職種が排泄にかかる各種ガイドライン等を参考として、
  - ・ 排泄に介護を要する原因等についての分析
  - ・ 分析結果を踏まえた支援計画の作成及びそれに基づく支援を実施することについて、一定期間、高い評価を行う。

（※1）要介護認定調査の「排尿」または「排便」が「一部介助」または「全介助」である場合等。

（※2）要介護認定調査の「排尿」または「排便」の項目が「全介助」から「一部介助」以上に、または「一部介助」から「見守り等」以上に改善することを目安とする。

（※3）看護師が判断する場合は、当該判断について事前又は事後の医師への報告を要することとし、利用者の背景疾患の状況を勘案する必要がある場合等は、事前の医師への相談を要することとする。

## ⑥口腔衛生管理の充実

- 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対して口腔ケアを行うことを評価した口腔衛生管理加算について、歯科衛生士が行う口腔ケアの対象者を拡大する観点から回数の緩和をするとともに、当該入所者に係る口腔ケアについて介護職員へ具体的な技術的助言及び指導を行うことで口腔衛生管理の充実を図るため、以下の見直しを行う。
  - i 歯科衛生士が行う口腔ケアの実施回数は、現行の月4回以上を月2回以上に見直す。
  - ii 歯科衛生士が、当該入所者に係る口腔ケアについて介護職員へ具体的な技術的助言及び指導を行い、当該入所者の口腔に関する相談等に必要に応じ対応することを新たな要件に加える。

### 単位数

|          | ＜現行＞ |   | ＜改定後＞       |
|----------|------|---|-------------|
| 口腔衛生管理加算 | なし   | ⇒ | 90 単位／月（新設） |

### 算定要件等

- 口腔衛生管理体制加算が算定されている場合
- 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合
- 歯科衛生士が、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言を及び指導を行った場合
- 歯科衛生士が、当該入所者に係る口腔に関し、介護職員からの相談等に必要に応じ対応した場合

## ⑦栄養マネジメント加算の要件緩和

- 栄養マネジメント加算の要件を緩和し、常勤の管理栄養士1名以上の配置に関する要件について、同一敷地内の他の介護保険施設（1施設に限る。）との兼務の場合にも算定を認めることとする。【通知改正】

### 単位数

|            | ＜現行＞ |   | ＜改定後＞       |
|------------|------|---|-------------|
| 栄養マネジメント加算 | なし   | ⇒ | 14 単位／日（新設） |

### 算定要件等

- 常勤の管理栄養士1名以上の配置に関する要件について、同一敷地内の介護保険施設（1施設に限る。）との栄養ケア・マネジメントの兼務の場合にも算定を認めることとする。

## ⑧栄養改善の取組の推進

- 低栄養リスクの高い入所者に対して、多職種が協働して低栄養状態を改善するための計画を作成し、この計画に基づき、定期的に食事の観察を行い、当該入所者ごとの栄養状態、嗜好

等を踏まえた栄養・食事調整等を行うなど、低栄養リスクの改善に関する新たな評価を創設する。

#### 単位数

＜現行＞  
なし

⇒

＜改定後＞

低栄養リスク改善加算 300 単位／月（新設）

#### 算定要件等

- 栄養マネジメント加算を算定している施設であること
- 経口移行加算・経口維持加算を算定していない入所者であること
- 低栄養リスクが「高」の入所者であること
- 新規入所時又は再入所時のみ算定可能とすること
- 月1回以上、多職種が共同して入所者の栄養管理をするための会議を行い、低栄養状態を改善するための特別な栄養管理の方法等を示した栄養ケア計画を作成すること（作成した栄養ケア計画は月1回以上見直すこと）。また当該計画については、特別な管理の対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得ること
- 作成した栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等は対象となる入所者に対し食事の観察を週5回以上行い、当該入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事・栄養調整等を行うこと
- 当該入所者又はその家族の求めに応じ、栄養管理の進捗の説明や栄養食事相談等を適宜行うこと。
- 入所者又はその家族の同意を得られた日の属する月から起算して6か月以内の期間に限るものとし、それを超えた場合においては、原則として算定しないこと。

#### ⑨入院先医療機関との間の栄養管理に関する連携

- 介護保険施設の入所者が医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合について、介護保険施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合の評価を創設する。

#### 単位数

＜現行＞  
なし

⇒

＜改定後＞

再入所時栄養連携加算 400 単位／回（新設）

#### 算定要件等

- 介護保険施設の入所者が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合（経管栄養又は嚥下調整食の新規導入）であって、介護保険施設の管理栄養士が当該医療機関での栄養食事指導に同席し、再入所後の栄養管理について当該医療機関の管理栄養士と相談の上、栄養ケア計画の原案を作成し、当該介護保険施設へ再入所した場合に、1回に限り算定できること。
- 栄養マネジメント加算を算定していること。

## ⑩身体的拘束等の適正化

- 身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、身体拘束廃止未実施減算を創設する。

### 単位数

＜現行＞

なし

⇒

＜改定後＞

身体拘束廃止未実施減算 10%/日減算（新設）

### 算定要件等

- 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならないこととする。
- ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
  - ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
  - ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

## ⑪診断分類（DPC）コードの記載

慢性期における医療ニーズに関する、要介護度や医療処置の頻度以外の医療に関する情報を幅広く収集する観点から、療養機能強化型以外の介護療養型医療施設及び介護医療院（Ⅰ）についても、その入所者の介護給付費明細書に医療資源を最も投入した傷病名を医科診断群分類（DPCコード）により記載することを求めることとする。その際、一定の経過措置期間を設けることとする。【通知改正】

## ⑫療養食加算の見直し

- 療養食加算について、1日単位で評価を行っている現行の取扱いを改め、1日3食を限度とし、1食を1回として、1回単位の評価とする。

### 単位数

療養食加算

＜現行＞

なし

⇒

＜改定後＞

6単位/回（新設）

## ⑬介護職員処遇改善加算の見直し

Ⅳ 処遇改善・地域区分の「（1）介護職員処遇改善加算の見直し」を参照

#### ⑭居室とケア

- ユニット型準個室について、実態を踏まえ、その名称を「ユニット型個室的多床室」に変更する。

#### ⑮介護医療院が提供する居宅サービス

- 介護療養型医療施設が提供可能であった短期入所療養介護、通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーションについては、介護医療院においても提供することを可能とする。



## 5. 介護予防サービス

### (1) 介護予防訪問入浴介護

介護予防訪問入浴介護費 (1回につき)

845 単位

#### 【加減算】

| 項 目                                                                        | 単 位                                                                                                                                         | 備 考                                 |
|----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 特別地域訪問入浴介護加算                                                               | 所定単位数の 15/100                                                                                                                               |                                     |
| 中山間地域等における小規模事業所加算                                                         | 所定単位数の 10/100                                                                                                                               |                                     |
| 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算                                                     | 所定単位数の 5/100                                                                                                                                |                                     |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ                                                           | 36 単位/回                                                                                                                                     | 介護福祉士 40%以上または介護福祉士及び介護福祉士等 60%以上配置 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ                                                           | 24 単位/回                                                                                                                                     | 介護福祉士 30%以上または介護福祉士及び介護福祉士等 50%以上配置 |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）                                                              | （Ⅰ）は＋所定単位×58/1000 を算定<br>（Ⅱ）は＋所定単位×42/1000 を算定<br>（Ⅲ）は＋所定単位×23/1000 を算定<br>（Ⅳ）は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 90/100 を算定<br>（Ⅴ）は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 80/100 を算定 |                                     |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）                                                              |                                                                                                                                             |                                     |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）                                                              |                                                                                                                                             |                                     |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）                                                              |                                                                                                                                             |                                     |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）                                                              |                                                                                                                                             |                                     |
| 主治医の意見を確認の上、介護職員 2 人で訪問入浴介護を行った場合、所定単位数の 95/100 相当を算定                      |                                                                                                                                             |                                     |
| 全身入浴が困難な場合であって、利用者の希望により清拭または部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄）を実施した場合は、所定単位数の 70／100 相当を算定 |                                                                                                                                             |                                     |
| ①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者                                           |                                                                                                                                             |                                     |
| ・居住する利用者の人数が 1 月あたり 50 人未満の場合、所定単位数の 90/100 相当を算定                          |                                                                                                                                             |                                     |
| ・居住する利用者の人数が 1 月あたり 50 人以上の場合、所定単位数の 85/100 相当を算定                          |                                                                                                                                             |                                     |
| ②上記以外の範囲に所在する建物に居住する者                                                      |                                                                                                                                             |                                     |
| ・当該建物に居住する利用者の人数が 1 月あたり 20 人以上の場合、所定単位数の 90/100 相当を算定                     |                                                                                                                                             |                                     |

- \* 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問入浴介護費は、算定しない

## 概 要

※ 訪問入浴介護を参照のこと

## (2) 介護予防訪問看護

### 介護予防訪問看護費

|            | 20 分未満※ | 30 分未満 | 30 分以上 1 時間未満 | 1 時間以上<br>1 時間 30 分未満 |
|------------|---------|--------|---------------|-----------------------|
| 訪問看護ステーション | 300 単位  | 448 単位 | 787 単位        | 1,080 単位              |
| 病院・診療所     | 253 単位  | 379 単位 | 548 単位        | 807 単位                |

※「20 分未満」については、訪問看護を 24 時間行うことができる体制を整えている訪問看護事業所であつて、居宅サービス計画または訪問看護計画書の中に 20 分以上の訪問看護が週 1 回以上含まれている場合。

\* 准看護師が行った場合は、所定単位数の 90/100 相当を算定（リハ職種によるサービスは除く）

|                      |               |
|----------------------|---------------|
| 訪問看護ステーションの PT・OT・ST | 1 回につき 286 単位 |
|----------------------|---------------|

\* 1 日に 2 回を超えて実施する場合は所得単位数の 90/100 相当を算定

#### 【加減算】

| 項 目                     | 単 位           | 備 考                                         |
|-------------------------|---------------|---------------------------------------------|
| 夜間加算（午後 6 時から午後 10 時まで） | 所定単位数の 25/100 |                                             |
| 早朝加算（午前 6 時から午前 8 時まで）  | 所定単位数の 25/100 |                                             |
| 深夜加算（午後 10 時から午前 6 時まで） | 所定単位数の 50/100 |                                             |
| 複数名訪問加算（Ⅰ）（30 分未満）      | 254 単位/回      | 2 人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合                       |
| （30 分以上）                | 402 単位/回      |                                             |
| 複数名訪問加算（Ⅱ）（30 分未満）      | 201 単位/回      | 看護師と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合                      |
| （30 分以上）                | 317 単位/回      |                                             |
| 1 時間 30 分以上の訪問看護        | 300 単位/回      | 特別な管理が必要な利用者に対して                            |
| 特別地域訪問看護加算              | 所定単位数の 15/100 |                                             |
| 中山間地域等における小規模事業所加算      | 所定単位数の 10/100 |                                             |
| 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算  | 所定単位数の 5/100  |                                             |
| 緊急時訪問看護加算（訪問看護 ST）      | 574 単位/月      |                                             |
| （病院・診療所）                | 315 単位/月      |                                             |
| 特別管理加算（Ⅰ）               | 500 単位/月      | 在宅悪性腫瘍、留置カテーテル使用等                           |
| 特別管理加算（Ⅱ）               | 250 単位/月      | 在宅酸素療法、真皮を超える褥瘡等                            |
| 初回加算                    | 300 単位/月      |                                             |
| 退院時共同指導加算               | 600 単位/回      | 退院（退所）につき 1 回限り（特別な管理を要するものは 2 回）初回加算と併算定不可 |
| 看護体制強化加算                | 300 単位/月      | 医療ニーズの高い利用者へ提供体制を強化した場合                     |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |        |                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------------------------------|
| サービス提供体制強化加算<br>(訪問看護 ST、病院・診療所及びリハ職種)                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 6 単位/回 | 看護師等の総数のうち、勤続年数3年以上30%<br>以上配置 |
| 准看護師による場合、訪看 ST 及び病院・診療所は所定単位数の 90/100 相当を算定                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |                                |
| ①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・居住する利用者の人数が 1 月あたり 50 人未満の場合、所定単位数の 90/100 相当を算定</li> <li>・居住する利用者の人数が 1 月あたり 50 人以上の場合、所定単位数の 85/100 相当を算定</li> </ul> ②上記以外の範囲に所在する建物に居住する者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該建物に居住する利用者の人数が 1 月あたり 20 人以上の場合、所定単位数の 90/100 相当を算定</li> </ul> |        |                                |

- \*1 末期の悪性腫瘍の他、重症筋無力症、スモン、進行性筋ジストロフィー その他厚生大臣が定める疾病等の患者に対する訪問看護は、医療保険の対象
- \*2 特別訪問看護指示書が交付された場合、指示日から 14 日間に行われたものについては、医療保険の対象
- \*3 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問看護費は、算定しない

## 概 要

※ 訪問看護を参照のこと

### (3) 介護予防訪問リハビリテーション

#### 介護予防訪問リハビリテーション費（1回につき）

290 単位

#### 【加減算】

| 項 目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 加算単位          | 備 考                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|--------------------------------------|
| 特別地域訪問リハビリテーション加算                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所定単位数の 15/100 | 1 回につき                               |
| 中山間地域等における小規模事業所加算                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所定単位数の 10/100 | 1 回につき                               |
| 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所定単位数の 5/100  |                                      |
| 短期集中リハビリテーション実施加算                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 200 単位/日      | 退院(所)日又は認定日より 3 月以内。リハマネ加算を算定していること。 |
| リハビリテーションマネジメント加算                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 230 単位/月      |                                      |
| 事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               | ▲20単位/回                              |
| 事業所評価加算                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 120 単位/月      |                                      |
| サービス提供体制強化加算                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 6 単位/回        | PT、OT、ST のうち勤続年数 3 年以上の者配置           |
| ①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・居住する利用者の人数が 1 月あたり 50 人未満の場合、所定単位数の 90/100 相当を算定</li> <li>・居住する利用者の人数が 1 月あたり 50 人以上の場合、所定単位数の 85/100 相当を算定</li> </ul> ②上記以外の範囲に所在する建物に居住する者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該建物に居住する利用者の人数が 1 月あたり 20 人以上の場合、所定単位数の 90/100 相当を算定</li> </ul> |               |                                      |

- \*1 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問リハビリテーション費は、算定しない
- \*2 急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーションを行う必要がある旨の特別の指示をおこなった場合、指示日から 14 日間に行われたものについては、医療保険の対象

#### 概 要

#### ①介護予防訪問リハビリテーションにおけるリハビリテーションマネジメント加算の創設

- 質の高いリハビリテーションを実現するため、介護予防訪問リハビリテーションについてもリハビリテーションマネジメント加算を導入することとする。
- ただし、要支援者が対象となることから、要介護者で算定されているリハビリテーションマネジメント加算の要件を一部のみを導入することとする。

#### 単位数

＜現行＞

なし

⇒

＜改定後＞

リハビリテーションマネジメント加算 230 単位/月（新設）

## 算定要件等

- 以下の内容を算定要件とする。
  - ・ 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師が、指定介護予防訪問リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか1以上の指示を行うこと。
  - ・ おおむね3月ごとにリハビリテーション計画を更新すること。
  - ・ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、従業者に対して日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達すること。
- 以下の内容を通知に記載する。
  - ・ 医師が当該利用者に対して3月以上の継続利用が必要と判断する場合には、リハビリテーション計画書の備考欄に継続利用が必要な理由、その他の指定介護予防サービスへの移行の見通しを記載すること。

## ②介護予防訪問リハビリテーションにおける事業所評価加算の創設

- 自立支援、重度化防止の観点から、介護予防通所リハビリテーションにおけるアウトカム評価として設けられている事業所評価加算を、介護予防訪問リハビリテーションにおいても創設する。
- その場合の算定要件については、介護予防通所リハビリテーションの事業所評価加算を踏まえて設定することとする。

## 単位数

| <現行> |   | <改定後>   |              |
|------|---|---------|--------------|
| なし   | ⇒ | 事業所評価加算 | 120 単位／月（新設） |

## 算定要件等

- 以下の内容を算定要件とする。
  - ・ 定員利用・人員基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出てリハビリテーションマネジメント加算を算定していること
  - ・ 利用実人員数が10名以上であること
  - ・ 利用実人員数の60%以上にリハビリテーションマネジメント加算を算定していること
  - ・ 以下の数式を満たすこと（リハビリテーションマネジメント加算を3月以上算定した者の要支援状態の維持・改善率）

$$\text{要支援状態区分の維持者数} + \text{改善者数} \times 2$$

$$\geq 0.7$$

評価対象期間内（前年の1月～12月）に、リハビリテーションマネジメントを3月以上算定し、その後に更新・変更認定を受けた者の数

### ③その他

- 平成 29 年度をもって介護予防訪問介護の地域支援事業への移行が完了することに伴い、介護予防訪問リハビリテーションにおける訪問介護連携加算を廃止することとする。

※ その他は訪問リハビリテーションを参照のこと

## (4) 介護予防居宅療養管理指導

### 介護予防居宅療養管理指導費

|                     |                                                                   |                        |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 医師<br>(月 2 回限度)     | (1) 介護予防居宅療養管理指導費 (Ⅰ)<br>(Ⅱ以外の場合に算定)                              | 507 単位 ①単一建物居住者が 1 人   |
|                     |                                                                   | 483 単位 ②単一建物居住者が 2～9 人 |
|                     |                                                                   | 442 単位 上記①及び②以外の場合     |
|                     | (2) 介護予防居宅療養管理指導費 (Ⅱ)<br>(在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等<br>医学総合管理料を算定する場合) | 294 単位 ①単一建物居住者が 1 人   |
|                     |                                                                   | 284 単位 ②単一建物居住者が 2～9 人 |
|                     |                                                                   | 260 単位 上記①及び②以外の場合     |
| 歯科医師<br>(月 2 回限度)   | 507 単位 ①単一建物居住者が 1 人                                              |                        |
|                     | 483 単位 ②単一建物居住者が 2～9 人                                            |                        |
|                     | 442 単位 上記①及び②以外の場合                                                |                        |
| 薬剤師                 | (1) 病院・診療所 (1 月 2 回限度)                                            | 558 単位 ①単一建物居住者が 1 人   |
|                     |                                                                   | 414 単位 ②単一建物居住者が 2～9 人 |
|                     |                                                                   | 378 単位 上記①及び②以外の場合     |
|                     | (2) 薬局 (1 月 4 回限度) *1                                             | 507 単位 ①単一建物居住者が 1 人   |
|                     |                                                                   | 376 単位 ②単一建物居住者が 2～9 人 |
|                     |                                                                   | 344 単位 上記①及び②以外の場合     |
| 管理栄養士<br>(月 2 回限度)  |                                                                   | 537 単位 ①単一建物居住者が 1 人   |
|                     |                                                                   | 483 単位 ②単一建物居住者が 2～9 人 |
|                     |                                                                   | 442 単位 上記①及び②以外の場合     |
| 歯科衛生士等<br>(月 4 回限度) |                                                                   | 355 単位 ①単一建物居住者が 1 人   |
|                     |                                                                   | 323 単位 ②単一建物居住者が 2～9 人 |
|                     |                                                                   | 295 単位 上記①及び②以外の場合     |
| 看護職員 *2・3           | (サービス提供開始から 6 月の間に 2 回限度)                                         | 402 単位 同一建物居住者以外       |
|                     |                                                                   | 362 単位                 |
|                     |                                                                   | 同一建物居住者に対して (同一日の訪問)   |

\*1 薬局の薬剤師が行うもので、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週 2 回かつ月 8 回算定できる

\*2 看護職員による居宅療養管理指導は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの間、算定できるものとする

\*3 看護職員による介護予防居宅療養管理指導は、利用者が定期的に通院している場合若しくは定期的に訪問診療を受けている場合又は利用者が介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、算定しない

### 【加減算】

(医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等)

| 項 目                    | 単位            | 備 考 |
|------------------------|---------------|-----|
| 特別地域居宅療養管理指導加算         | 所定単位数の 15/100 |     |
| 中山間地域等における小規模事業所加算     | 所定単位数の 10/100 |     |
| 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 | 所定単位数の 5/100  |     |

(薬剤師)

| 項 目      | 単位       | 備 考                   |
|----------|----------|-----------------------|
| 麻薬管理指導加算 | 100 単位/回 | 疼痛緩和のための麻薬等使用に関する管理指導 |

(看護職員)

\* 准看護師が行った場合は、所定単位数の 90/100 相当を算定

## 概 要

※ 居宅療養管理指導を参照のこと

## (5) 介護予防通所リハビリテーション

### 介護予防通所リハビリテーション費（1月につき）

|      |          |
|------|----------|
| 要支援1 | 1,712 単位 |
| 要支援2 | 3,615 単位 |

#### 【加減算】

| 項 目                           |       | 単位                                                                                                                                             | 備 考                                |
|-------------------------------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算        |       | 所定単位数の 5/100                                                                                                                                   |                                    |
| リハビリテーションマネジメント加算             |       | 330 単位/月                                                                                                                                       |                                    |
| 生活行為向上リハビリテーション実施加算           |       | 900 単位/月                                                                                                                                       | 利用開始月より 3 月以内                      |
|                               |       | 450 単位/月                                                                                                                                       | 利用開始月より 3 月超 6 月以内                 |
|                               |       | 当該加算算定後、介護予防通所リハを継続利用する場合は 6 月間に限り 1 日につき所定単位数の 85/100 を減算                                                                                     |                                    |
| 若年性認知症利用者受入加算                 |       | 240 単位/月                                                                                                                                       | 個別の担当者を定めていること                     |
| 事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から利用する者 | 要支援 1 | ▲376 単位/月                                                                                                                                      |                                    |
|                               | 要支援 2 | ▲752 単位/月                                                                                                                                      |                                    |
| 運動器機能向上加算                     |       | 225 単位/月                                                                                                                                       | PT、OT、ST1 名以上配置                    |
| 栄養改善加算                        |       | 150 単位/月                                                                                                                                       | 管理栄養士 1 名以上配置                      |
| 栄養スクリーニング加算                   |       | 5 単位/回                                                                                                                                         | 6 月に 1 回限度                         |
| 口腔機能向上加算                      |       | 150 単位/月                                                                                                                                       | ST、歯科衛生士、看護職員 1 名以上配置              |
| 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）              |       | 480 単位/月                                                                                                                                       | 運動機能向上、栄養改善及び口腔機能向上プログラムのうち 2 種類実施 |
| 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）              |       | 700 単位/月                                                                                                                                       | 運動機能向上、栄養改善及び口腔機能向上プログラムを実施        |
| 事業所評価加算                       |       | 120 単位/月                                                                                                                                       | 評価対象期間の次年度限り                       |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ              | 要支援 1 | 72 単位/月                                                                                                                                        | 介護福祉士 50%以上配置                      |
|                               | 要支援 2 | 144 単位/月                                                                                                                                       |                                    |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ              | 要支援 1 | 48 単位/月                                                                                                                                        | 介護福祉士 40%以上配置                      |
|                               | 要支援 2 | 96 単位/月                                                                                                                                        |                                    |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ）               | 要支援 1 | 24 単位/月                                                                                                                                        | 勤続年数 3 年以上の者 30%以上配置               |
|                               | 要支援 2 | 48 単位/月                                                                                                                                        |                                    |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）                 |       | (Ⅰ)は+所定単位の 47/1000 を算定<br>(Ⅱ)は+所定単位の 34/1000 を算定<br>(Ⅲ)は+所定単位の 19/1000 を算定<br>(Ⅳ)は+介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 90/100 を算定<br>(Ⅴ)は+介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 80/100 を算定 |                                    |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）                 |       |                                                                                                                                                |                                    |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）                 |       |                                                                                                                                                |                                    |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）                 |       |                                                                                                                                                |                                    |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）                 |       |                                                                                                                                                |                                    |

利用者の数が利用定員を超える場合、または、医師、PT、OT、ST、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は所定単位数の 70/100 相当を算定

- \*1 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防通所リハビリテーション費は、算定しない
- \*2 他の指定介護予防通所リハビリテーション事業所において介護予防通所リハビリテーション費を算定している者については、別に介護予防通所リハビリテーション費は、算定しない

## 概 要

### ①介護予防通所リハビリテーションにおけるリハビリテーションマネジメント加算の創設

※介護予防通所リハビリテーションのみ

- 質の高いリハビリテーションを実現するため、介護予防通所リハビリテーションについてもリハビリテーションマネジメントを導入することとする。
- ただし、要支援者が対象となることから、以下のとおり、要介護者で算定されているリハビリテーションマネジメント加算の要件の一部のみを導入することとする。

#### 単位数

|      |   |                                |
|------|---|--------------------------------|
| ＜現行＞ |   | ＜改定後＞                          |
| なし   | ⇒ | リハビリテーションマネジメント加算 330 単位／月（新設） |

#### 算定要件等

- 以下の内容を算定要件とする。
  - ・ 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の医師が、指定介護予防通所リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか1以上の指示を行うこと。
  - ・ おおむね3月ごとにリハビリテーション計画を更新すること。
  - ・ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、従業者に対して日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達すること。
- 以下の内容を通知に記載する。
  - ・ 医師が当該利用者に対して3月以上の継続利用が必要と判断する場合には、リハビリテーション計画書の備考欄に継続利用が必要な理由、その他の指定介護予防サービスへの移行の見通しを記載すること。

### ②介護予防通所リハビリテーションにおける生活行為向上リハビリテーション

#### 実施加算の創設

※介護予防通所リハビリテーションのみ

- 活動と参加に資するリハビリテーションを更に推進する観点から、現在、通所リハビリテーションで評価されている生活行為向上リハビリテーション実施加算を、介護予防通所リハビリテーションにおいても創設する。

#### 単位数

|      |   |                       |
|------|---|-----------------------|
| ＜現行＞ |   | ＜改定後＞                 |
|      |   | 生活行為向上リハビリテーション実施加算   |
| なし   | ⇒ | 3月以内 900 単位／月（新設）     |
|      |   | 3月超、6月以内 450 単位／月（新設） |

※ ただし、当該加算を算定後に介護予防通所リハビリテーションを継続利用する場合は、翌月から6月間に限り所定単位数の100分の85に相当する単位数を所定単位数から減算する。

#### 算定要件等

- 以下の要件を算定要件とする。
  - ・生活行為の内容の充実を図るための専門的な知識若しくは経験を有する作業療法士又は生活行為の内容の充実を図るための研修を修了した理学療法士若しくは言語聴覚士が配置されていること
  - ・生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載されたリハビリテーション実施計画をあらかじめ定めて、リハビリテーションを提供すること。
  - ・当該計画で定めた指定介護予防通所リハビリテーションの実施期間中に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を終了した日前1月以内にリハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションの目標の達成状況を報告すること。
  - ・介護予防通所リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算を算定していること。
- 事業所評価加算との併算定は不可とする。

※ その他は通所リハビリテーションを参照のこと

## (6) 介護予防短期入所生活介護

### 介護予防短期入所生活介護費（１日につき）

|       | 単独型    |        | 単独型<br>ユニット型       | 併設型    |        | 併設型<br>ユニット型       |
|-------|--------|--------|--------------------|--------|--------|--------------------|
|       | 従来型個室  | 多床室    | ユニット型個室<br>同個室的多床室 | 従来型個室  | 多床室    | ユニット型個室<br>同個室的多床室 |
| 要支援 1 | 465 単位 | 465 単位 | 543 単位             | 437 単位 | 437 単位 | 512 単位             |
| 要支援 2 | 577 単位 | 577 単位 | 660 単位             | 543 単位 | 543 単位 | 636 単位             |

#### 【加減算】

| 項 目                                                           | 単位                                                                                                                                             | 備 考                                                                                        |
|---------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 共生型介護予防短期入所生活介護を行う場合（障害福祉制度の指定事業所）                            | 所定単位数の<br>92/100                                                                                                                               | 指定短期入所事業所が行う場合、併設型（ユニット型除く）のみ                                                              |
| 生活相談員配置等加算                                                    | 13 単位/日                                                                                                                                        | 共生型介護予防短期入所生活介護を算定している場合、併設型（ユニット型除く）のみ                                                    |
| 生活機能向上連携加算                                                    | 200 単位/月                                                                                                                                       | 個別機能訓練加算を算定している場合 100 単位/月                                                                 |
| 機能訓練体制加算                                                      | 12 単位/日                                                                                                                                        | 機能訓練指導員（PT 等）について常勤専従 1 名以上、かつ利用者数（併設本体施設入所者等との合計数）が 100 を超える場合、常勤換算法で利用者数を 100 で除した数以上を配置 |
| 個別機能訓練加算                                                      | 56 単位/日                                                                                                                                        | 専従の機能訓練指導員を 1 名以上配置<br>機能訓練指導員等が居宅を訪問し個別機能訓練計画を策定し、3 月ごとに 1 回以上居宅を訪問し、内容を見直す               |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算                                              | 200 単位/日                                                                                                                                       | 利用開始日から 7 日限度                                                                              |
| 若年性認知症利用者受入加算                                                 | 120 単位/日                                                                                                                                       | 個別の担当者を定めていること<br>認知症行動・心理症状緊急対応加算との併算定は不可                                                 |
| 送迎加算                                                          | 184 単位/片道                                                                                                                                      |                                                                                            |
| 療養食加算                                                         | 8 単位/回                                                                                                                                         | 1 日に 3 回限度、管理栄養士又は栄養士によって管理                                                                |
| 認知症専門ケア加算（Ⅰ）                                                  | 3 単位/日                                                                                                                                         | 認知症介護に係る専門研修修了者を配置                                                                         |
| 認知症専門ケア加算（Ⅱ）                                                  | 4 単位/日                                                                                                                                         | 認知症介護の指導に係る専門研修修了者を配置                                                                      |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ                                              | 18 単位/日                                                                                                                                        | 介護福祉士 60%以上配置                                                                              |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ                                              | 12 単位/日                                                                                                                                        | 介護福祉士 50%以上配置                                                                              |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ）                                               | 6 単位/日                                                                                                                                         | 看護・介護職員 常勤職員 75%以上配置                                                                       |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ）                                               | 6 単位/日                                                                                                                                         | 勤続年数 3 年以上の者 30%以上配置                                                                       |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）                                                 | （Ⅰ）は＋所定単位の 83/1000 を算定<br>（Ⅱ）は＋所定単位の 60/1000 を算定<br>（Ⅲ）は＋所定単位の 33/1000 を算定<br>（Ⅳ）は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 90/100 を算定<br>（Ⅴ）は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 80/100 を算定 |                                                                                            |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）                                                 |                                                                                                                                                |                                                                                            |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）                                                 |                                                                                                                                                |                                                                                            |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）                                                 |                                                                                                                                                |                                                                                            |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）                                                 |                                                                                                                                                |                                                                                            |
| 夜勤職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の 97/100 相当を算定                  |                                                                                                                                                |                                                                                            |
| 利用者の数及び入所定員を超える場合、または、介護職員、看護職員が基準に満たない場合は所定単位数の 70/100 相当を算定 |                                                                                                                                                |                                                                                            |

ユニット型について、基準の職員配置基準を満たさない場合は、所定単位数の 97/100 相当を算定

- \*1 感染症等や著しい精神症状等で従来型個室の利用の必要がある者については、多床室の単位数を算定
- \*2 利用者が連続して 30 日を超えてサービスを受ける場合、30 日超以降については算定しない

## 概 要

※ 短期入所生活介護を参照のこと

## (7) 介護予防短期入所療養介護

### ① 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（1 日につき）

#### 介護老人保健施設

|       | 基本型    |        |                    | 在宅強化型  |        |                    |
|-------|--------|--------|--------------------|--------|--------|--------------------|
|       | 従来型個室  | 多床室    | ユニット型個室<br>同個室的多床室 | 従来型個室  | 多床室    | ユニット型個室<br>同個室的多床室 |
| 要支援 1 | 578 単位 | 611 単位 | 621 単位             | 619 単位 | 658 単位 | 666 単位             |
| 要支援 2 | 719 単位 | 765 単位 | 778 単位             | 759 単位 | 813 単位 | 823 単位             |

|       | その他    |        |                    |
|-------|--------|--------|--------------------|
|       | 従来型個室  | 多床室    | ユニット型個室<br>同個室的多床室 |
| 要支援 1 | 566 単位 | 599 単位 | 609 単位             |
| 要支援 2 | 705 単位 | 750 単位 | 762 単位             |

#### 介護療養型老人保健施設

|       | 看護職員を配置 |        |                    | 看護オンコール体制 |        |                    |
|-------|---------|--------|--------------------|-----------|--------|--------------------|
|       | 従来型個室   | 多床室    | ユニット型個室<br>同個室的多床室 | 従来型個室     | 多床室    | ユニット型個室<br>同個室的多床室 |
| 要支援 1 | 582 単位  | 619 単位 | 649 単位             | 582 単位    | 619 単位 | 649 単位             |
| 要支援 2 | 723 単位  | 774 単位 | 806 単位             | 723 単位    | 774 単位 | 806 単位             |

【加減算】

| 項 目                                                                           | 単位                             | 備 考                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 夜勤職員配置加算                                                                      | 24 単位/日                        | 定員 41 以上の施設は 2 以上、定員 40 以下の施設は 1 以上 かつ 看護・介護職員 20 : 1 以上 |
| 個別リハビリテーション実施加算                                                               | 240 単位/日                       | 医師、リハ職等で共同して個別リハ計画作成、医師の指示を受けた PT 等により実施、「その他」は算定不可      |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算                                                              | 200 単位/日                       | 開始日から 7 日間限度                                             |
| 若年性認知症利用者受入加算                                                                 | 120 単位/日                       | 個別の担当者を定めていること<br>認知症行動・心理症状緊急対応加算との併算定は不可               |
| 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）                                                            | 34 単位/日                        | 基本型のみ算定可                                                 |
| 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）                                                            | 46 単位/日                        | 在宅強化型のみ算定可                                               |
| 送迎加算                                                                          | 184 単位/片道                      |                                                          |
| 療養体制維持特別加算（Ⅰ）                                                                 | 27 単位/日                        | 介護療養型老健のみ、（Ⅰ）及び（Ⅱ）のそれぞれの要件を満たす場合は、併算定可                   |
| 療養体制維持特別加算（Ⅱ）                                                                 | 57 単位/日                        |                                                          |
| 療養食加算                                                                         | 8 単位/回                         | 1 日に 3 回限度、管理栄養士又は栄養士によって管理                              |
| 認知症専門ケア加算（Ⅰ）                                                                  | 3 単位/日                         | 認知症介護に係る専門研修修了者を配置                                       |
| 認知症専門ケア加算（Ⅱ）                                                                  | 4 単位/日                         | 認知症介護の指導に係る専門研修修了者を配置                                    |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ                                                              | 18 単位/日                        | 介護福祉士 60%以上配置                                            |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ                                                              | 12 単位/日                        | 介護福祉士 50%以上配置                                            |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ）                                                               | 6 単位/日                         | 看護・介護職員 常勤職員 75%以上配置                                     |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ）                                                               | 6 単位/日                         | 勤続年数 3 年以上の者 30%以上配置                                     |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）                                                                 | （Ⅰ）は＋所定単位の 39/1000 を算定         |                                                          |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）                                                                 | （Ⅱ）は＋所定単位の 29/1000 を算定         |                                                          |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）                                                                 | （Ⅲ）は＋所定単位の 16/1000 を算定         |                                                          |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）                                                                 | （Ⅳ）は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 90/100 を算定 |                                                          |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）                                                                 | （Ⅴ）は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 80/100 を算定 |                                                          |
| 夜勤職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の 97/100 相当を算定                                  |                                |                                                          |
| 利用者の数及び入所定員を超える場合、または、医師、看護職員、介護職員、PT、OT、ST の員数が基準に満たない場合は所定単位数の 70/100 相当を算定 |                                |                                                          |
| ユニットケア体制が未整備の場合は、所定単位数の 97/100 相当を算定                                          |                                |                                                          |

\*1 感染症等や著しい精神症状等で従来型個室の利用の必要がある者については、多床室の単位数を算定

\*2 利用者が連続して 30 日を超えてサービスを受ける場合、30 日を超える日以降については算定しない

\*3 特別療養費：介護療養型老人保健施設においては、別に定める項目（老人保健施設サービス費の項を参照）について、所定単位数に 10 円を乗じて得た額を算定

\*4 緊急時施設療養費：入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる医療行為につき算定

① 緊急時治療管理 511 単位/日（同一入所者 1 月 1 回、3 日限度・緊急的な治療管理としての投薬、

- ② 特定治療
- 検査、注射、処置等)
- 医科診療報酬点数表に定める点数に10円を乗じて得た額を算定（医学的リハビリテーション、処置、手術、麻酔、放射線治療）

## 概 要

※ 短期入所療養介護（介護老人保健施設）を参照のこと

## ② 療養病床等介護予防短期入所療養介護費（1 日につき）

### 病院

|       | 看護 6:1/介護 4:1 |        | 看護 6:1/介護 5:1 |        | 看護 6:1/介護 6:1 |        | ユニット型        |
|-------|---------------|--------|---------------|--------|---------------|--------|--------------|
|       | 従来型個室         | 多床室    | 従来型個室         | 多床室    | 従来型個室         | 多床室    | 個室<br>個室的多床室 |
| 要支援 1 | 523 単位        | 579 単位 | 492 単位        | 550 単位 | 476 単位        | 534 単位 | 605 単位       |
| 要支援 2 | 657 単位        | 734 単位 | 617 単位        | 696 単位 | 594 単位        | 674 単位 | 762 単位       |

### 病院 【療養機能強化型 A】

|       | 看護 6:1/介護 4:1 |        | ユニット型        |
|-------|---------------|--------|--------------|
|       | 従来型個室         | 多床室    | 個室<br>個室的多床室 |
| 要支援 1 | 551 単位        | 612 単位 | 633 単位       |
| 要支援 2 | 685 単位        | 767 単位 | 790 単位       |

### 病院 【療養機能強化型 B】

|       | 看護 6:1/介護 4:1 |        | 看護 6:1/介護 5:1 |        | ユニット型        |
|-------|---------------|--------|---------------|--------|--------------|
|       | 従来型個室         | 多床室    | 従来型個室         | 多床室    | 個室<br>個室的多床室 |
| 要支援 1 | 541 単位        | 600 単位 | 507 単位        | 568 単位 | 623 単位       |
| 要支援 2 | 675 単位        | 755 単位 | 632 単位        | 714 単位 | 780 単位       |

### 病院（経過型）

|       | 看護 6:1/介護 4:1 |        | 看護 8:1/介護 4:1 |        | ユニット型        |
|-------|---------------|--------|---------------|--------|--------------|
|       | 従来型個室         | 多床室    | 従来型個室         | 多床室    | 個室<br>個室的多床室 |
| 要支援 1 | 532 単位        | 589 単位 | 532 単位        | 589 単位 | 605 単位       |
| 要支援 2 | 666 単位        | 744 単位 | 666 単位        | 744 単位 | 762 単位       |

## 診療所

|       | 看護 6:1/介護 6:1 |        | 看護/介護 3:1 |        | ユニット型        |
|-------|---------------|--------|-----------|--------|--------------|
|       | 従来型個室         | 多床室    | 従来型個室     | 多床室    | 個室<br>個室の多床室 |
| 要支援 1 | 507 単位        | 564 単位 | 451 単位    | 514 単位 | 589 単位       |
| 要支援 2 | 637 単位        | 715 単位 | 563 単位    | 649 単位 | 742 単位       |

## 診療所 【療養機能強化型 A】

|       | 看護 6:1/介護 6:1 |        | ユニット型        |
|-------|---------------|--------|--------------|
|       | 従来型個室         | 多床室    | 個室<br>個室の多床室 |
| 要支援 1 | 534 単位        | 596 単位 | 616 単位       |
| 要支援 2 | 664 単位        | 747 単位 | 769 単位       |

## 診療所 【療養機能強化型 B】

|       | 看護 6:1/介護 6:1 |        | ユニット型        |
|-------|---------------|--------|--------------|
|       | 従来型個室         | 多床室    | 個室<br>個室の多床室 |
| 要支援 1 | 525 単位        | 585 単位 | 607 単位       |
| 要支援 2 | 655 単位        | 736 単位 | 760 単位       |

## 老人性認知症疾患療養病棟（一般病棟）

|       | 看護 4:1/介護 4:1 |        | 看護 4:1/介護 5:1 |        | 看護 4:1/介護 6:1 |        | ユニット型        |
|-------|---------------|--------|---------------|--------|---------------|--------|--------------|
|       | 従来型個室         | 多床室    | 従来型個室         | 多床室    | 従来型個室         | 多床室    | 個室<br>個室の多床室 |
| 要支援 1 | 750 単位        | 808 単位 | 728 単位        | 786 単位 | 716 単位        | 773 単位 | 832 単位       |
| 要支援 2 | 919 単位        | 998 単位 | 892 単位        | 971 単位 | 876 単位        | 955 単位 | 1,024 単位     |

## 老人性認知症疾患療養病棟（一般病棟）

|       | 経過措置型※ |        |
|-------|--------|--------|
|       | 従来型個室  | 多床室    |
| 要支援 1 | 656 単位 | 763 単位 |
| 要支援 2 | 817 単位 | 918 単位 |

## 老人性認知症疾患療養病床（大学病院等）

|  | 看護 3:1/介護 6:1 |          | ユニット型        |
|--|---------------|----------|--------------|
|  | 従来型個室         | 多床室      | 個室<br>個室の多床室 |
|  | 813 単位        | 919 単位   | 939 単位       |
|  | 974 単位        | 1,074 単位 | 1,095 単位     |

※ 経過措置型 当分の間、利用者数を 4 で除した数と 5 で除した数の差まで介護職員とすることができる

老人性認知症疾患療養病棟（経過型）

|       | 従来型個室  | 多床室    |
|-------|--------|--------|
| 要支援 1 | 564 単位 | 622 単位 |
| 要支援 2 | 725 単位 | 804 単位 |

【加減算】

（共通）

| 項 目                                  | 単位                                                                                                                                             | 備 考                         |
|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 送迎加算                                 | 184 単位/片道                                                                                                                                      |                             |
| 療養食加算                                | 8 単位/回                                                                                                                                         | 1 日に 3 回限度、管理栄養士又は栄養士によって管理 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ                     | 18 単位/日                                                                                                                                        | 介護福祉士 60%以上配置               |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ                     | 12 単位/日                                                                                                                                        | 介護福祉士 50%以上配置               |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ）                      | 6 単位/日                                                                                                                                         | 看護・介護職員 常勤職員 75%以上配置        |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ）                      | 6 単位/日                                                                                                                                         | 勤続年数 3 年以上の者 30%以上配置        |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）                        | (Ⅰ)は＋所定単位の 26/1000 を算定<br>(Ⅱ)は＋所定単位の 19/1000 を算定<br>(Ⅲ)は＋所定単位の 10/1000 を算定<br>(Ⅳ)は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 90/100 を算定<br>(Ⅴ)は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 80/100 を算定 |                             |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）                        |                                                                                                                                                |                             |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）                        |                                                                                                                                                |                             |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）                        |                                                                                                                                                |                             |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）                        |                                                                                                                                                |                             |
| ユニットケア体制が未整備の場合は、所定単位数の 97/100 相当を算定 |                                                                                                                                                |                             |

\*1 感染症等や著しい精神症状等で従来型個室の利用の必要がある者については、多床室の単位数を算定

\*2 利用者が連続して 30 日を超えてサービスを受ける場合、30 日を超える日以降については算定しない

\*3 特定診療費：別に定める項目について（介護療養型医療施設を参照）所定単位数に 10 円を乗じて得た額を算定

（療養病床 病院）

| 項 目              | 単位       | 備 考                                          |
|------------------|----------|----------------------------------------------|
| 病院療養病床療養環境減算     | ▲25 単位/日 | 廊下幅が設備基準を満たさない場合                             |
| 医師の配置に関する減算      | ▲12 単位/日 | 医療法施行規則第 49 条の規定が適用の場合                       |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | 200 単位/日 | 利用開始日から 7 日間限度                               |
| 若年性認知症利用者受入加算    | 120 単位/日 | 個別の担当者を定めていること<br>認知症行動・心理症状緊急対応加算との併算定は不可   |
| 夜間勤務体制に関する加減算    |          |                                              |
| ① 夜間勤務等看護（Ⅰ）     | 23 単位/日  | 看護職員 15:1 以上、かつ 2 名以上、72 時間以下                |
| ② 夜間勤務等看護（Ⅱ）     | 14 単位/日  | 看護職員 20:1 以上、かつ 2 名以上、72 時間以下                |
| ③ 夜間勤務等看護（Ⅲ）     | 14 単位/日  | 看護・介護職員 15:1 以上（看護職員 1 名以上）、かつ 2 名以上、72 時間以下 |

|                                                                                                                                                                      |          |                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-----------------------------------------------|
| ④ 夜間勤務等看護 (IV)                                                                                                                                                       | 7 単位/日   | 看護・介護職員 20:1 以上 (看護職員 1 名以上)、かつ 2 名以上、72 時間以下 |
| ⑤ 基準に満たない場合                                                                                                                                                          | ▲25 単位/日 |                                               |
| 認知症専門ケア加算 (I)                                                                                                                                                        | 3 単位/日   | 認知症介護に係る専門研修修了者を配置                            |
| 認知症専門ケア加算 (II)                                                                                                                                                       | 4 単位/日   | 認知症介護の指導に係る専門研修修了者を配置                         |
| 定員超過利用・人員基準欠如の減算<br>①定員超過、②看護・介護職員の人員基準欠如 については 70/100 相当を算定<br>③看護師の員数が看護職員配置基準の 20%未満の場合 については 90/100 相当を算定<br>④医師の員数が医師配置基準の 60%未満の場合 については▲12 単位または 90/100 相当を算定 |          |                                               |

(療養病床 診療所)

| 項 目                                   | 単位       | 備 考                                        |
|---------------------------------------|----------|--------------------------------------------|
| 診療所設備基準減算                             | ▲60 単位/日 | 廊下幅が設備基準を満たさない場合                           |
| 食堂を有しない場合                             | ▲25 単位/日 |                                            |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算                      | 200 単位/日 | 利用開始日から 7 日間限度                             |
| 若年性認知症利用者受入加算                         | 120 単位/日 | 個別の担当者を定めていること<br>認知症行動・心理症状緊急対応加算との併算定は不可 |
| 認知症専門ケア加算 (I)                         | 3 単位/日   | 認知症介護に係る専門研修修了者を配置                         |
| 認知症専門ケア加算 (II)                        | 4 単位/日   | 認知症介護の指導に係る専門研修修了者を配置                      |
| 利用者の数及び入院定員を超える場合は所定単位数の 70/100 相当を算定 |          |                                            |

(老人性認知症疾患療養病棟)

|                                                                                                                                                                   |  |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|
| 定員超過利用・人員基準欠如の減算<br>①定員超過、②看護・介護の人員基準欠如 については 70/100 相当を算定<br>③看護師の員数が看護職員配置基準の 20%未満の場合については 90/100 相当を算定<br>④医師の員数が医師配置基準の 60%未満の場合 については▲12 単位または 90/100 相当を算定 |  |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|

概 要

※ 短期入所療養介護（療養病床）を参照のこと

### ③ 介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

#### 【Ⅰ型】（療養機能強化型相当）

|      | (1) 療養機能強化型A相当<br>看護6:1/介護4:1 |        |                    | (2) 療養機能強化型B相当<br>看護6:1/介護4:1 |        |                    |
|------|-------------------------------|--------|--------------------|-------------------------------|--------|--------------------|
|      | 従来型個室                         | 多床室    | ユニット型個室<br>同個室的多床室 | 従来型個室                         | 多床室    | ユニット型個室<br>同個室的多床室 |
| 要支援1 | 576 単位                        | 637 単位 | 658 単位             | 566 単位                        | 625 単位 | 648 単位             |
| 要支援2 | 710 単位                        | 792 単位 | 815 単位             | 700 単位                        | 780 単位 | 805 単位             |

|      | (3) 療養機能強化型B相当<br>看護6:1/介護5:1 |        |
|------|-------------------------------|--------|
|      | 従来型個室                         | 多床室    |
| 要支援1 | 550 単位                        | 609 単位 |
| 要支援2 | 684 単位                        | 764 単位 |

| その他    |        |                    |
|--------|--------|--------------------|
| 従来型個室  | 多床室    | ユニット型個室<br>同個室的多床室 |
| 523 単位 | 579 単位 | 616 単位             |
| 650 単位 | 726 単位 | 765 単位             |

#### 【Ⅱ型】（転換老健相当）

|      | (1) 転換老健相当<br>看護6:1/介護4:1 |        | (2) 転換老健相当<br>看護6:1/介護5:1 |        | (3) 転換老健相当<br>看護6:1/介護6:1 |        |
|------|---------------------------|--------|---------------------------|--------|---------------------------|--------|
|      | 従来型個室                     | 多床室    | 従来型個室                     | 多床室    | 従来型個室                     | 多床室    |
| 要支援1 | 549 単位                    | 610 単位 | 533 単位                    | 594 単位 | 522 単位                    | 583 単位 |
| 要支援2 | 672 単位                    | 754 単位 | 656 単位                    | 738 単位 | 645 単位                    | 727 単位 |

| ユニット型個室<br>同個室的多床室 |        |
|--------------------|--------|
| 要支援1               | 672 単位 |
| 要支援2               | 818 単位 |

| その他    |        |                    |
|--------|--------|--------------------|
| 従来型個室  | 多床室    | ユニット型個室<br>同個室的多床室 |
| 498 単位 | 556 単位 | 641 単位             |
| 615 単位 | 693 単位 | 779 単位             |

【加減算】

| 項 目                                               | 単位                             | 備 考                                          |
|---------------------------------------------------|--------------------------------|----------------------------------------------|
| 療養環境減算（Ⅰ）                                         | ▲25 単位/日                       | 廊下幅が設備規準を満たさない場合                             |
| 療養環境減算（Ⅱ）                                         | ▲25 単位/日                       | 療養室の床面積が施設規準を満たさない場合                         |
| 夜間勤務体制に関する加減算                                     |                                |                                              |
| ① 夜間勤務等看護(Ⅰ)                                      | 23 単位/日                        | 看護職員 15:1 以上、かつ 2 名以上、72 時間以下                |
| ② 夜間勤務等看護(Ⅱ)                                      | 14 単位/日                        | 看護職員 20:1 以上、かつ 2 名以上、72 時間以下                |
| ③ 夜間勤務等看護(Ⅲ)                                      | 14 単位/日                        | 看護・介護職員 15:1 以上(看護職員 1 名以上)、かつ 2 名以上、72 時間以下 |
| ④ 夜間勤務等看護(Ⅳ)                                      | 7 単位/日                         | 看護・介護職員 20:1 以上（看護職員 1 名以上）、かつ 2 名以上、72 時間以下 |
| ⑤ 基準に満たない場合                                       | ▲25 単位/日                       |                                              |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算                                  | 200 単位/日                       | 利用開始日から 7 日間限度<br>特定短期入所療養介護のぞく              |
| 若年性認知症利用者受入加算                                     | 120 単位/日                       | 個別の担当者を定めていること<br>認知症行動・心理症状緊急対応加算との併算定は不可   |
| 送迎加算                                              | 184 単位/片道                      |                                              |
| 療養食加算                                             | 8 単位/回                         | 1 日に 3 回限度 管理栄養士又は栄養士によって管理                  |
| 認知症専門ケア加算（Ⅰ）                                      | 3 単位/日                         | 認知症介護に係る専門研修修了者を配置                           |
| 認知症専門ケア加算（Ⅱ）                                      | 4 単位/日                         | 認知症介護の指導に係る専門研修修了者配置                         |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ                                  | 18 単位/日                        | 介護福祉士 60%以上配置                                |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ                                  | 12 単位/日                        | 介護福祉士 50%以上配置                                |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ）                                   | 6 単位/日                         | 看護・介護職員で常勤職員 75%以上配置                         |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ）                                   | 6 単位/日                         | 勤続年数 3 年以上の者 30%以上配置                         |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）                                     | （Ⅰ）は＋所定単位の 26/1000 を算定         |                                              |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）                                     | （Ⅱ）は＋所定単位の 19/1000 を算定         |                                              |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）                                     | （Ⅲ）は＋所定単位の 10/1000 を算定         |                                              |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）                                     | （Ⅳ）は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 90/100 を算定 |                                              |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）                                     | （Ⅴ）は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 80/100 を算定 |                                              |
| ユニットケア体制が未整備の場合は、所定単位数の 97/100 相当を算定              |                                |                                              |
| 定員超過利用・人員基準欠如の減算                                  |                                |                                              |
| ①定員超過、②医師・薬剤師・看護職員・介護職員の人員基準欠如 については 70/100 相当を算定 |                                |                                              |
| ③看護師の員数が看護職員配置基準の 20%未満の場合 については 90/100 相当を算定     |                                |                                              |

\*1 緊急時施設診療費：利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる医療行為につき算定

- ①緊急時治療管理 511 単位/日（同一入所者 1 月 1 回、連続 3 日限度・緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等）
- ②特定治療 医科診療報酬点数表に定める点数に 10 円を乗じて得た額を算定（医学的リハビリ、処置、手術、麻酔、放射線治療）

- \*2 利用者が連続して 30 日を超えてサービスを受ける場合、30 日を超える日以降については算定しない
- \*3 特別診療費：別に定める項目について（介護医療院を参照）所定単位数に10円を乗じて得た額を算定／「その他」の単位数を算定する場合、算定不可

|            |
|------------|
| <b>概 要</b> |
|------------|

※ 短期入所療養介護（介護医療院）を参照のこと

## (8) 介護予防特定施設入居者生活介護

### ①介護予防特定施設入居者生活介護費（１日につき）

|       |        |
|-------|--------|
| 要支援 1 | 180 単位 |
| 要支援 2 | 309 単位 |

#### 【加減算】

| 項 目                                      | 単位                                                                                                                                             | 備 考                                                                                                           |
|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 身体拘束廃止未実施減算                              | ▲所定単位数の<br>10/100                                                                                                                              | 運営基準の未遵守                                                                                                      |
| 生活機能向上連携加算                               | 200 単位/月<br>100 単位/月                                                                                                                           | 個別機能訓練加算を算定している場合                                                                                             |
| 個別機能訓練加算                                 | 12 単位/日                                                                                                                                        | 機能訓練指導員（PT 等）について、常勤専従 1 名以上、かつ利用者数が 100 を超える場合、常勤換算法で利用者数を 100 で除した数以上を配置し、多職種協働により個別機能訓練計画を作成し、計画的に訓練を行った場合 |
| 若年性認知症患者受入加算                             | 120 単位/日                                                                                                                                       | 認知症行動・心理症状緊急対応加算と併算定不可                                                                                        |
| 医療機関連携加算                                 | 80 単位/月                                                                                                                                        | 看護職員が利用者の同意を得て、主治医等に対して利用者の健康の状況について月 1 回以上情報提供した場合                                                           |
| 口腔衛生管理体制加算                               | 30 単位/月                                                                                                                                        | 歯科医師等が介護職員に対し口腔ケアに係る指導等を月 1 回以上行う                                                                             |
| 栄養スクリーニング加算                              | 5 単位/回                                                                                                                                         | 6 月に 1 回限度                                                                                                    |
| 認知症専門ケア加算（Ⅰ）                             | 3 単位/日                                                                                                                                         | 認知症介護に係る専門研修修了者を配置                                                                                            |
| 認知症専門ケア加算（Ⅱ）                             | 4 単位/日                                                                                                                                         | 認知症介護の指導に係る専門研修修了者配置                                                                                          |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ                         | 18 単位/日                                                                                                                                        | 介護福祉士 60%以上配置                                                                                                 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ                         | 12 単位/日                                                                                                                                        | 介護福祉士 50%以上配置                                                                                                 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ）                          | 6 単位/日                                                                                                                                         | 看護・介護職員で常勤職員 75%以上配置                                                                                          |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ）                          | 6 単位/日                                                                                                                                         | 勤続年数 3 年以上の者 30%以上配置                                                                                          |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）                            | （Ⅰ）は＋所定単位の 82/1000 を算定<br>（Ⅱ）は＋所定単位の 60/1000 を算定<br>（Ⅲ）は＋所定単位の 33/1000 を算定<br>（Ⅳ）は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 90/100 を算定<br>（Ⅴ）は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 80/100 を算定 |                                                                                                               |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）                            |                                                                                                                                                |                                                                                                               |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）                            |                                                                                                                                                |                                                                                                               |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）                            |                                                                                                                                                |                                                                                                               |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）                            |                                                                                                                                                |                                                                                                               |
| 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は所定単位数の 70/100 相当を算定 |                                                                                                                                                |                                                                                                               |

### ②外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費

|      |         |
|------|---------|
| 基本部分 | 55 単位/日 |
|------|---------|

【加減算】

| 項 目                                   | 単位                                                                                                                                             | 備 考                                                 |
|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 障害者等支援加算                              | 20 単位/日                                                                                                                                        | 養護老人ホームにおいて知的障害、精神障害等の入所者で特に支援を必要とする者に対してサービスを行った場合 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ                      | 18 単位/日                                                                                                                                        | 介護福祉士 60%以上配置                                       |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ                      | 12 単位/日                                                                                                                                        | 介護福祉士 50%以上配置                                       |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ）                       | 6 単位/日                                                                                                                                         | 看護・介護職員で常勤職員 75%以上配置                                |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ）                       | 6 単位/日                                                                                                                                         | 勤続年数 3 年以上の者 30%以上配置                                |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）                         | (Ⅰ)は＋所定単位の＋82/1000 を算定<br>(Ⅱ)は＋所定単位の＋60/1000 を算定<br>(Ⅲ)は＋所定単位の＋33/1000 を算定<br>(Ⅳ)は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 90/100 を算定<br>(Ⅴ)は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 80/100 を算定 |                                                     |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）                         |                                                                                                                                                |                                                     |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）                         |                                                                                                                                                |                                                     |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）                         |                                                                                                                                                |                                                     |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）                         |                                                                                                                                                |                                                     |
| 介護職員の員数が基準に満たない場合は所定単位数の 70/100 相当を算定 |                                                                                                                                                |                                                     |

委託先である指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが行われる場合の各サービス部分

|                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指定訪問介護                                                                                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 週に 1 回程度の訪問介護が必要とされた者 1, 051 単位</li> <li>・ 1 週に 2 回程度の訪問介護が必要とされた者 2, 102 単位</li> <li>・ 1 週に 2 回を超える訪問介護が必要とされた者（要支援 2 である者に限る。） 3, 334 単位</li> </ul> |
| 指定通所介護                                                                                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要支援 1 1, 482 単位</li> <li>・ 要支援 2 3, 039 単位</li> </ul>                                                                                                   |
| 指定介護予防訪問入浴介護<br>指定介護予防訪問看護（保健師、看護師、PT、OT、ST）※注 1、注 2、注 3<br>指定介護予防訪問リハビリテーション（1 回につき）<br>指定介護予防通所リハビリテーション（1 月につき）<br>※注 4、注 5<br>指定介護予防認知症対応型通所介護 ※注 6、注 7 | 通常の各サービス基本部分の所定単位数の 90/100                                                                                                                                                                       |
| ※注 1 20 分未満の所要時間の訪問看護                                                                                                                                       | 訪問看護を 24 時間行える体制であること<br>週に 1 回以上 20 分以上の訪問看護が計画に位置付けられていること                                                                                                                                     |
| ※注 2 准看護師が行う場合                                                                                                                                              | 所定単位数の 81/100 相当を算定                                                                                                                                                                              |
| ※注 3 PT、OT、ST が行う指定訪問看護                                                                                                                                     | 1 日に 2 回を超えた場合、1 回につき所定単位数の 81/100 相当を算定                                                                                                                                                         |
| ※注 4 指定介護予防通所リハビリテーションの選択的サービス加算                                                                                                                            | 運動器機能向上加算 203 単位/月<br>栄養改善加算 135 単位/月<br>口腔機能向上加算 135 単位/月                                                                                                                                       |
| ※注 5 指定介護予防通所リハビリテーションの選択的サービス複数実施加算                                                                                                                        | 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ） 432 単位/月<br>選択的サービス複数実施加算（Ⅱ） 630 単位/月                                                                                                                                           |

|                                                     |                                                                                              |
|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| ※注 6 指定介護予防認知症対応型通所介護において、「2 時間以上 3 時間未満」のサービスを行う場合 | 「4 時間以上 5 時間未満」の所定単位数の 57/100 の単位数                                                           |
| ※注 7 指定介護予防認知症対応型通所介護の加算部分                          | 個別機能訓練加算            24 単位/日<br>栄養改善加算                135 単位/月<br>口腔機能向上加算           135 単位/月 |
| 指定介護予防福祉用具貸与（1 月につき）                                | 指定介護予防福祉用具貸与の貸与額を適用                                                                          |

※単位数限度額（基本部分＋各サービス分の限度額）（1 月につき）

|       |           |
|-------|-----------|
| 要支援 1 | 5,003 単位  |
| 要支援 2 | 10,473 単位 |

## 概 要

※ 特定施設入居者生活介護を参照のこと。

## (9) 介護予防福祉用具貸与

### 介護予防福祉用具貸与費（1 月につき）

実際に介護予防福祉用具貸与に要した額を 1 単位の単価で除した単位数（1 単位未満の端数ある場合、四捨五入）

#### 【加算】

| 項 目                    | 単位                                       | 備 考                        |
|------------------------|------------------------------------------|----------------------------|
| 特別地域介護予防福祉用具貸与加算       | 交通費に相当する額を事業所所在地に適用される 1 単位で除して得た額       | 個々の福祉用具ごとに貸与費の 100/100 を限度 |
| 中山間地域等における小規模事業所加算     | 交通費の 2/3 に相当する額を事業所所在地に適用される 1 単位で除して得た額 | 個々の福祉用具ごとに貸与費の 2/3 を限度     |
| 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 | 交通費の 1/3 に相当する額を事業所所在地に適用される 1 単位で除して得た額 | 個々の福祉用具ごとに貸与費の 1/3 を限度     |

- \*1 要支援者に対しては、車いす及び特殊寝台と各付属品、床ずれ防止用具及び体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置については、厚生労働大臣が定める者以外は算定しない
- \*2 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護費（介護予防短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く）又は介護予防認知症対応型共同生活介護費（介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く）を算定している間は、介護予防福祉用具貸与費は、算定しない

## 概 要

※ 福祉用具貸与を参照のこと

## 6. 地域密着型介護予防サービス

### (1) 介護予防認知症対応型通所介護

#### 介護予防認知症対応型通所介護費

##### ①旧単独型

|       | 3 時間以上<br>4 時間未満 | 4 時間以上<br>5 時間未満 | 5 時間以上<br>6 時間未満 | 6 時間以上<br>7 時間未満 | 7 時間以上<br>8 時間未満 | 8 時間以上<br>9 時間未満 |
|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 要支援 1 | 471 単位           | 493 単位           | 735 単位           | 754 単位           | 852 単位           | 879 単位           |
| 要支援 2 | 521 単位           | 546 単位           | 821 単位           | 842 単位           | 952 単位           | 982 単位           |

##### ②旧併設型

|       | 3 時間以上<br>4 時間未満 | 4 時間以上<br>5 時間未満 | 5 時間以上<br>6 時間未満 | 6 時間以上<br>7 時間未満 | 7 時間以上<br>8 時間未満 | 8 時間以上<br>9 時間未満 |
|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 要支援 1 | 425 単位           | 445 単位           | 661 単位           | 678 単位           | 766 単位           | 791 単位           |
| 要支援 2 | 472 単位           | 494 単位           | 737 単位           | 756 単位           | 855 単位           | 882 単位           |

##### ③共用型（グループホーム共用）

|       | 3 時間以上<br>4 時間未満 | 4 時間以上<br>5 時間未満 | 5 時間以上<br>6 時間未満 | 6 時間以上<br>7 時間未満 | 7 時間以上<br>8 時間未満 | 8 時間以上<br>9 時間未満 |
|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 要支援 1 | 245 単位           | 257 単位           | 409 単位           | 420 単位           | 480 単位           | 496 単位           |
| 要支援 2 | 259 単位           | 271 単位           | 432 単位           | 443 単位           | 508 単位           | 524 単位           |

※所要時間 2 時間以上 3 時間未満の通所介護を行う場合は、「4 時間以上 5 時間未満」の所定単位数の 63/100 相当を算定

#### 【加減算】

| 項 目           | 単 位      | 備 考                                                                        |
|---------------|----------|----------------------------------------------------------------------------|
| 延長加算          | 50 単位    | 前後通算 9 時間以上 10 時間未満                                                        |
|               | 100 単位   | 前後通算 10 時間以上 11 時間未満                                                       |
|               | 150 単位   | 前後通算 11 時間以上 12 時間未満                                                       |
|               | 200 単位   | 前後通算 12 時間以上 13 時間未満                                                       |
|               | 250 単位   | 前後通算 13 時間以上 14 時間未満                                                       |
| 入浴介助加算        | 50 単位/日  |                                                                            |
| 生活機能向上連携加算    | 200 単位/月 |                                                                            |
|               | 100 単位/月 | 個別機能訓練加算を算定している場合                                                          |
| 個別機能訓練加算      | 27 単位/日  | 1 日 120 分以上、専従の機能訓練指導員 (PT 等) を 1 名以上配置し、多職種協働により個別機能訓練計画を作成し、計画的に訓練を行った場合 |
| 若年性認知症利用者受入加算 | 60 単位/日  | 個別の担当者を定めていること                                                             |
| 栄養改善加算        | 150 単位/月 | 管理栄養士を 1 名以上配置                                                             |
| 栄養スクリーニング加算   | 5 単位/回   | 6 月に 1 回限度                                                                 |
| 口腔機能向上加算      | 150 単位/月 | ST、歯科衛生士又は看護職員を 1 名以上配置                                                    |

|                                                       |                                                                                                                                                 |                      |
|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 事業所と同一の建物に居住する利用者                                     | ▲94 単位/日                                                                                                                                        |                      |
| 事業所が送迎を行わない場合                                         | ▲47 単位/片道                                                                                                                                       |                      |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ                                      | 18 単位/回                                                                                                                                         | 介護福祉士 50%以上配置        |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ                                      | 12 単位/回                                                                                                                                         | 介護福祉士 40%以上配置        |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ）                                       | 6 単位/回                                                                                                                                          | 勤続年数 3 年以上の者 30%以上配置 |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）                                         | (Ⅰ)は＋所定単位の 104/1000 を算定<br>(Ⅱ)は＋所定単位の 76/1000 を算定<br>(Ⅲ)は＋所定単位の 42/1000 を算定<br>(Ⅳ)は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 90/100 を算定<br>(Ⅴ)は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 80/100 を算定 |                      |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）                                         |                                                                                                                                                 |                      |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）                                         |                                                                                                                                                 |                      |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）                                         |                                                                                                                                                 |                      |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）                                         |                                                                                                                                                 |                      |
| 利用定員超過の場合、または看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は所定単位数の 70/100 相当を算定 |                                                                                                                                                 |                      |

- \* 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防認知症対応型通所介護費は、算定しない

## 概 要

※ 認知症対応型通所介護を参照のこと

## (2) 介護予防小規模多機能型居宅介護

### 介護予防小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

|       | 同一建物居住者以外 | 同一建物居住者  |
|-------|-----------|----------|
| 要支援 1 | 3,403 単位  | 3,066 単位 |
| 要支援 2 | 6,877 単位  | 6,196 単位 |

### 介護予防短期利用居宅介護費（1日につき）

|       | 短期利用   |
|-------|--------|
| 要支援 1 | 419 単位 |
| 要支援 2 | 524 単位 |

※短期利用は、登録定員に空きがあり、登録者以外で緊急利用を要する等、一定の条件下での利用のみ。  
過小サービスに対する減算が行われている場合には、算定不可

### 【加減算】

| 項 目                    | 単位                                                                          | 備 考                          |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 | 所定単位数の 5/100                                                                |                              |
| 初期加算                   | 30 単位/日                                                                     | 登録日から 30 日以内                 |
| 若年性認知症利用者受入加算          | 450 単位/月                                                                    | 個別の担当者を定めていること               |
| 総合マネジメント体制強化加算         | 1,000 単位/月                                                                  |                              |
| 生活機能向上連携加算（Ⅰ）          | 100 単位/月                                                                    | リハ職等の助言に基づき計画作成・実施           |
| 生活機能向上連携加算（Ⅱ）          | 200 単位/月                                                                    | リハ職等とサービス提供責任者が同行訪問して計画作成・実施 |
| 栄養スクリーニング加算            | 5 単位/回                                                                      | 6 月に 1 回限度                   |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ       | 640 単位/月                                                                    | 介護福祉士 50%以上配置                |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ       | 500 単位/月                                                                    | 介護福祉士 40%以上配置                |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ）        | 350 単位/月                                                                    | 常勤職員 60%以上配置                 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ）        | 350 単位/月                                                                    | 勤続年数 3 年以上の者 30%以上配置         |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ       | 21 単位/日                                                                     | 短期利用の場合 介護福祉士 50%以上配置        |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ       | 16 単位/日                                                                     | 短期利用の場合 介護福祉士 40%以上配置        |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ）        | 12 単位/日                                                                     | 短期利用の場合 常勤職員 60%以上配置         |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ）        | 12 単位/日                                                                     | 短期利用の場合 勤続年数 3 年以上の者 30%以上配置 |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）          | （Ⅰ）は＋所定単位の 102/1000 を算定<br>（Ⅱ）は＋所定単位の 74/1000 を算定<br>（Ⅲ）は＋所定単位の 41/1000 を算定 |                              |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）          |                                                                             |                              |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）          |                                                                             |                              |

|                                                                                                                   |                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）                                                                                                     | （Ⅳ）は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 90/100 を算定 |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）                                                                                                     | （Ⅴ）は＋介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の 80/100 を算定 |
| 登録定員超過の場合、または従業員の員数が基準に満たない場合は所定単位数の 70/100 相当を算定                                                                 |                                |
| 指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスの算定月における提供回数について、1 人当たり平均回数が、週 4 回に満たない場合は所定単位数の 70/100 相当を算定（短期利用をのぞく） |                                |

- \*1 登録者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防小規模多機能型居宅介護費は、算定しない
- \*2 他の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において介護予防小規模多機能型居宅介護を受けている者については、別に介護予防小規模多機能型居宅介護費は算定しない
- \*3 短期利用は、生活機能向上連携加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算以外の加算は算定不可

## 概 要

※ 小規模多機能型居宅介護を参照のこと

### (3) 介護予防認知症対応型共同生活介護

#### 介護予防認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)

|      | (Ⅰ)<br>1ユニット | (Ⅱ)<br>2ユニット以上 | 短期利用(Ⅰ)<br>1ユニット | 短期利用(Ⅱ)<br>2ユニット以上 |
|------|--------------|----------------|------------------|--------------------|
| 要支援2 | 755単位        | 743単位          | 783単位            | 771単位              |

#### 【加減算】

| 項 目               | 単位                                                                                                                                    | 備 考                                                                                                                   |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 身体拘束廃止未実施減算       | ▲所定単位数<br>の10/100                                                                                                                     | 運営基準の未遵守                                                                                                              |
| 夜間支援体制加算(Ⅰ)       | 50単位/日                                                                                                                                | 1ユニット。夜勤及び宿直の合計数2以上                                                                                                   |
| 夜間支援体制加算(Ⅱ)       | 25単位/日                                                                                                                                | 2ユニット以上。夜勤及び宿直の合計数が、ユニット数に1を加えた数以上                                                                                    |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算  | 200単位/日                                                                                                                               | 利用開始日から7日限度。短期利用のみ                                                                                                    |
| 若年性認知症利用者受入加算     | 120単位/日                                                                                                                               | 個別の担当者を定めていること<br>認知症行動・心理症状緊急対応加算と併算定不可                                                                              |
| 初期加算 ※            | 30単位/日                                                                                                                                | 入居日から30日以内                                                                                                            |
| 退居時相談援助加算         | 400単位                                                                                                                                 | 1か月超の利用者の退居時に、利用者・家族等<br>に対して退居後の居宅サービス等について相談<br>援助を行い、かつ、退居日から2週間以内に、<br>市町村及び老人介護支援センターまたは地域包<br>括支援センターに情報提供。1回限度 |
| 認知症専門ケア加算(Ⅰ) ※    | 3単位/日                                                                                                                                 | 認知症介護に係る専門研修修了者を配置                                                                                                    |
| 認知症専門ケア加算(Ⅱ) ※    | 4単位/日                                                                                                                                 | 認知症介護の指導に係る専門研修修了者配置                                                                                                  |
| 生活機能向上連携加算        | 200単位/月                                                                                                                               | リハ職を共同して生活機能アセスメントを実施                                                                                                 |
| 口腔衛生管理体制加算 ※      | 30単位/月                                                                                                                                | 歯科医師等が介護職員に対し口腔ケアに係る指<br>導等を月1回以上行う                                                                                   |
| 栄養スクリーニング加算 ※     | 5単位/回                                                                                                                                 | 6月に1回限度                                                                                                               |
| サービス提供体制強化加算(Ⅰ) イ | 18単位/日                                                                                                                                | 介護福祉士60%以上配置                                                                                                          |
| サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ロ | 12単位/日                                                                                                                                | 介護福祉士50%以上配置                                                                                                          |
| サービス提供体制強化加算(Ⅱ)   | 6単位/日                                                                                                                                 | 看護・介護職員の常勤職員75%以上配置                                                                                                   |
| サービス提供体制強化加算(Ⅲ)   | 6単位/日                                                                                                                                 | 勤続年数3年以上の者30%以上配置                                                                                                     |
| 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)     | (Ⅰ)は+所定単位の111/1000を算定<br>(Ⅱ)は+所定単位の81/1000を算定<br>(Ⅲ)は+所定単位の45/1000を算定<br>(Ⅳ)は+介護職員処遇改善加算(Ⅲ)の90/100を算定<br>(Ⅴ)は+介護職員処遇改善加算(Ⅲ)の80/100を算定 |                                                                                                                       |
| 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)     |                                                                                                                                       |                                                                                                                       |
| 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)     |                                                                                                                                       |                                                                                                                       |
| 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)     |                                                                                                                                       |                                                                                                                       |
| 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)     |                                                                                                                                       |                                                                                                                       |

|                                              |
|----------------------------------------------|
| 夜勤職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の 97/100 相当を算定 |
|----------------------------------------------|

|                                                      |
|------------------------------------------------------|
| 利用定員超過の場合、または介護従業者の員数が基準を満たさない場合は所定単位数の 70/100 相当を算定 |
|------------------------------------------------------|

\*1 入院時は、1 月に 6 日を限度として所定単位数に代えて 246 単位/日を算定

※について、は「介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費」は算定不可

|            |
|------------|
| <b>概 要</b> |
|------------|

※ 認知症対応型共同生活介護を参照のこと

## Ⅳ 処遇改善・地域区分

### 【共通事項】

#### （１）介護職員処遇改善加算の見直し

##### 概 要

○介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、要件の一部を満たさない事業者に対し、減算された単位数での加算の取得を認める区分であることや、当該区分の取得率や報酬体系の簡素化の観点を踏まえ、これを廃止することとする。その際、一定の経過措置期間を設けることとする。

○その間、介護サービス事業所に対してはその旨の周知を図るとともに、より上位の区分の取得について積極的な働きかけを行うこととする。

#### ■対象サービス

訪問介護

訪問入浴介護

通所介護・地域密着型通所介護

通所リハビリテーション

短期入所生活介護

短期入所療養介護

特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護

介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

介護老人保健施設

介護療養型医療施設

介護医療院

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

夜間対応型訪問介護

療養通所介護

認知症対応型通所介護

小規模多機能型居宅介護

認知症対応型共同生活介護

看護小規模多機能型居宅介護

算定要件等

○介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)については、別に厚生労働大臣が定める期日(※)までの間に限り算定することとする。

※平成 30 年度予算案に盛り込まれた「介護職員処遇改善加算の取得促進支援事業」により、加算の新規の取得や、より上位の区分の取得に向けて、事業所への専門的な相談員（社会保険労務士など）の派遣をし、個別の助言・指導等の支援を行うとともに、本事業の実施状況等を踏まえ、今後決定。

(参考)介護職員処遇改善加算の区分

|      | 加算(Ⅰ)<br>(月額3万7千円相当)                                 | 加算(Ⅱ)<br>(月額2万7千円相当)                              | 加算(Ⅲ)<br>(月額1万5千円相当)             | 加算(Ⅳ)<br>(加算(Ⅲ)×0.9)                       | 加算(Ⅴ)<br>(加算(Ⅲ)×0.8)                       |
|------|------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 算定要件 | キャリアパス要件Ⅰ及びⅡ及びⅢ<br>+<br>職場環境等要件を満たす(平成27年4月以降実施する取組) | キャリアパス要件Ⅰ及びⅡ<br>+<br>職場環境等要件を満たす(平成27年4月以降実施する取組) | キャリアパス要件Ⅰ又はⅡ<br>+<br>職場環境等要件を満たす | キャリアパス要件Ⅰ<br>キャリアパス要件Ⅱ<br>職場環境等要件のいずれかを満たす | キャリアパス要件Ⅰ<br>キャリアパス要件Ⅱ<br>職場環境等要件のいずれも満たさず |

(注)「キャリアパス要件Ⅰ」・・・職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること  
「キャリアパス要件Ⅱ」・・・資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること  
「キャリアパス要件Ⅲ」・・・経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること  
「職場環境等要件」・・・賃金改善以外の処遇改善を実施すること  
※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

## (2) 地域区分

### 概 要

【原則】公務員（国家・地方）の地域手当の設定がある地域は、当該地域手当の区分に準拠する。

【特例】公平性・客観性を担保する観点から、公務員の地域手当の設定に準拠しつつ、隣接地域の状況によって、一部特例を設けている。

- ①公務員の地域手当の設定がない（0％）地域については、地域手当の設定がある地域と複数隣接している場合に限り、本来の「その他（0％）」から「複数隣接している地域区分のうち一番低い地域区分」の範囲内で選択することを可能とする。

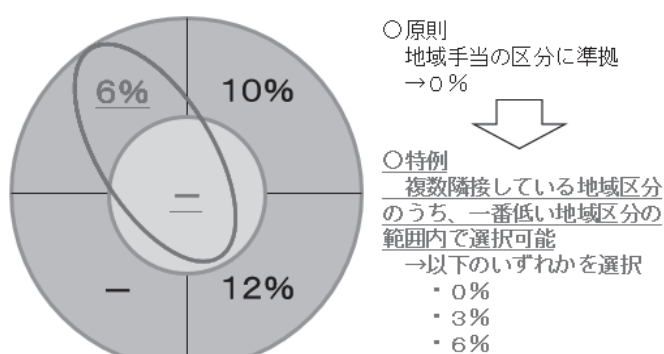
### 平成 30 年度新設

- ②当該地域の地域区分よりも高い地域に囲まれている場合については「当該地域の地域区分」から「当該地域を囲んでいる地域区分のうち一番低い地域区分」の範囲内で選択することを可能とする。【告示改正（適用地域）】

※ 低い地域に囲まれている場合の引き下げも認めている。

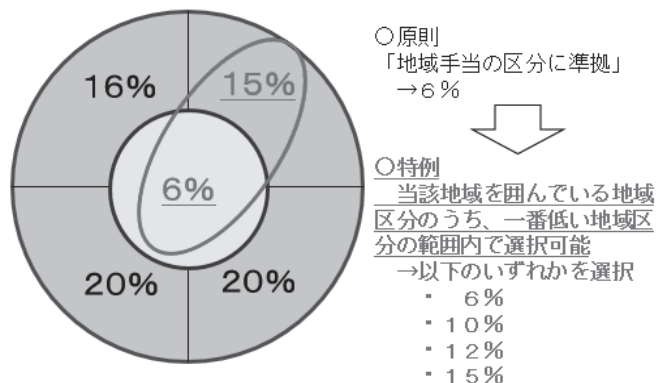
（注）なお、上記の特例のほか、平成 27 年度から平成 29 年度末までの当該地域の地域区分の設定値から地域区分の設定方法を適用した後の最終的な設定値までの範囲内の区分で設定する経過措置（平成 32 年度末まで）を認めている。

【上記①に該当する事例】



（注）地域手当の設定がある地域には適用されない

【上記②に該当する事例】



[illegible]

※1 この表に掲げる名称は、平成30年4月1日においてそれらの名称を有する市、町、村又は特別区の同日における区域によって示された地域とする予定。